

令和 2 年度力ネ三油症行政担当者会議
参考資料

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課

■ カネミ油症 累計認定患者数

※累計認定患者数には、死亡者数も含む。

R2.12.31 現在

[illegible]

(注)上記の数字は都道府県からの申告によるものである。

カネミ油症患者の 同居家族の 認定申請のご案内

平成24年12月から、油症診断基準が改定され、カネミ油症認定患者の油症発生当時の同居家族の方が、新たに認定の対象となりました。

新たに認定の対象となる方

- 1) から3) をすべて満たす方が対象となります
- 1) 油症発生当時、油症患者（認定患者※）と同居していた
※同居家族認定患者は除く。
 - 2) 油症発生当時、カネミ倉庫社製の米ぬか油を摂取した
 - 3) 現在、心身の症状があり、治療その他の健康管理が継続的に必要

※申請の受付はお住まいの都道府県等で行います。

まずは、最終ページにあります相談窓口一覧からお住まいの都道府県にご相談ください。

申請手続きの流れ

1 申請書類の準備

(1) お住まいの都道府県等のホームページからダウンロードもしくは窓口で直接又は郵送で書類を入手いただけます。

①認定申請書

→今回、認定申請される方ご自身で記入して下さい。

②医師の意見書

→現在の心身の症状について、申請される方ご自身で記入するとともに、かかりつけのお医者さんに記入してもらって下さい。

(2) お住まいの市区町村等で、同居を確認する書類を入手いただけます。

③ 昭和43年の事件当時、認定患者と同居していたことが確認できる書類

詳細

2 申請書類の提出

申請書類を都道府県等に提出して下さい。

① 認定申請書 ②医師の意見書

③ 昭和43年の事件当時、認定患者と同居していたことが確認できる書類

※郵送でも受け付けます。 **(FAXでは受理できません)**



申請された都道府県等が結果を通知します。

★ 油症患者として認定されると、次のような支援が受けられます。

- 国の健康実態調査に協力した場合に、年19万円の「健康調査支援金」
- カネミ倉庫株式会社から、
 - ・油症と関連する医療費の自己負担分
 - ・年5万円程度の給付金

昭和43年の事件当時、認定患者と同居していたことが確認できる書類

以下の書類で同居を確認します。詳しくは、お住まいの都道府県にお問い合わせ下さい。

昭和43年の事件当時、申請者と認定患者が以下のいずれかに該当する場合は、家族関係を確認する書類

- ①夫婦関係
- ②親子関係で、子は高校3年相当以下の未婚
- ③兄弟姉妹で、皆高校3年相当以下の未婚

＜家族関係を示す書類＞

戸籍謄本、除籍謄本又は、改製原戸籍謄本
【市区町村で入手して下さい】

※兄弟姉妹が現在結婚している場合は、結婚前のもの（親の戸籍謄本など）が必要です。また認定患者が既に死亡されている場合は、死亡時の住所地の市区町村に申請が必要です。

上記以外の場合は、家族関係と同居を確認する書類

次の1，2の両方が必要です。

＜1. 家族関係を示す書類＞

戸籍謄本、除籍謄本又は、改製原戸籍謄本
【市区町村で入手して下さい】

※申請者と認定患者が同一の戸籍にない場合は、親族関係を確認するため、複数のものが必要な場合があります。

＜2. 同居していたことを示す書類（①か②のいずれか）＞

① 事件当時の住所がわかる書類。

※事件当時の住所が記載された「戸籍の附票の写し」、事件以前から現在まで現住所に住んでいる場合「住民票の写し」など

② ①がない場合、A～Cの全て

A 申請者と認定患者の戸籍の附票の廃棄済証明書
【市区町村で入手して下さい】

B 当時の生活地域がわかる資料等（卒業証書、在職証明書等）

※Bがない場合は、Cを「三親等以内の親族以外の第三者2名による陳述書」とすることも可能。

C 当時同居していた状況がわかる申請者ご本人以外の2名による陳述書

北海道	011-204-5261	保健福祉部健康安全局食品衛生課
青森県	017-734-9214	健康福祉部保健衛生課食品衛生グループ
岩手県	019-629-5323	環境生活部県民くらしの安全課
宮城県	022-211-2644	環境生活部食と暮らしの安全推進課
秋田県	018-860-1593	生活環境部生活衛生課
山形県	023-630-2677	防災くらし安心部食品安全衛生課
福島県	024-521-7245	保健福祉部食品生活衛生課
茨城県	029-301-3424	保健福祉部生活衛生課食の安全対策室
栃木県	028-623-3109	保健福祉部生活衛生課食品安全推進班食品衛生チーム
群馬県	027-226-2443	健康福祉部食品・生活衛生課
埼玉県	048-830-3608	保健医療部食品安全課
千葉県	043-223-2638	健康福祉部衛生指導課
東京都	03-5320-4405	福祉保健局健康安全部食品監視課
神奈川県	045-210-4940	健康医療局生活衛生部生活衛生課
新潟県	025-280-5205	福祉保健部生活衛生課
富山県	076-444-3230	厚生部生活衛生課
石川県	076-225-1443	健康福祉部薬事衛生課
福井県	0776-20-0354	健康福祉部医薬食品・衛生課
山梨県	055-223-1489	福祉保健部衛生薬務課
長野県	026-235-7155	健康福祉部食品・生活衛生課食品衛生係
岐阜県	058-272-8280	健康福祉部生活衛生課
静岡県	054-221-2538	健康福祉部衛生課
愛知県	052-954-6297	保健医療局生活衛生部生活衛生課
三重県	059-224-2343	医療保健部食品安全課
滋賀県	077-528-3643	健康医療福祉部生活衛生課食の安全推進室
京都府	075-414-4773	健康福祉部生活衛生課
大阪府	06-6944-6705	健康医療部食の安全推進課
兵庫県	078-341-7711	健康福祉部健康局生活衛生課
奈良県	0742-27-8681	文化・教育・くらし創造部消費・生活安全課
和歌山県	073-441-2624	環境生活部県民局食品・生活衛生課
鳥取県	0857-26-7284	生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課
島根県	0852-22-5264	健康福祉部薬事衛生課食品衛生グループ
岡山県	086-226-7338	保健福祉部生活衛生課食の安全推進班
広島県	082-513-3106	健康福祉局食品生活衛生課【相談支援員設置】
山口県	083-933-2974	環境生活部生活衛生課食の安心・安全推進班
徳島県	088-621-2229	危機管理部くらし安全局安全衛生課
香川県	087-832-3180	健康福祉部生活衛生課
愛媛県	089-912-2395	保健福祉部健康衛生局薬務衛生課
高知県	088-823-9678	健康政策部健康対策課【相談支援員設置】
福岡県	092-643-3280	保健医療介護部生活衛生課【相談支援員設置】
佐賀県	0952-25-7077	健康福祉部生活衛生課
長崎県	095-895-2362	県民生活環境部生活衛生課食品乳肉衛生班【相談支援員設置】
熊本県	096-333-2247	健康福祉部健康危機管理課
大分県	097-506-3058	生活環境部食品・生活衛生課
宮崎県	0985-26-7076	福祉保健部衛生管理課
鹿児島県	099-286-2786	くらし保健福祉部生活衛生課
沖縄県	098-866-2055	保健医療部衛生薬務課

※【相談支援員設置】と記載のある都道府県については、地域にお住まいの方向けに相談支援員を設置しています。

ご相談を希望される方は、上記の相談窓口にお問い合わせ下さい。

※一部都道府県では、市で認定等を行っているところもありますが、まずは上記都道府県までお問い合わせください。

令和2年度健康実態調査の結果について（概要）

※【 】で表記した部分は、同一の質問項目に関する昨年度の集計結果である。

1. 調査の目的

平成24年9月に「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」が施行され、「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針」（厚生労働省・農林水産省告示）に基づき、カネミ油症患者の生活習慣、病状、治療内容等について把握し、カネミ油症に関する調査研究を更に推進することを目的とする。

2. 調査期間

令和2年4月～8月末

3. 調査対象及び回答者

各都道府県で把握している1,509人の認定患者（令和2年3月31日時点の調査対象見込者数、前年度1,554人）のうち、死亡や所在不明の方、非協力の意向を示された方等を除いた1,362人【1,384人】から回答を得た。

4. 調査項目

平成20年度に厚生労働省が実施した油症患者に係る健康実態調査の調査項目を元に、全国油症治療研究班（厚生労働科学研究費補助金による）で、カネミ油症患者の意見を聞きつつ決定した生活習慣、健康状態や悩み、治療状況、これまでににかかったことのある病気・症状などの項目を調査した。

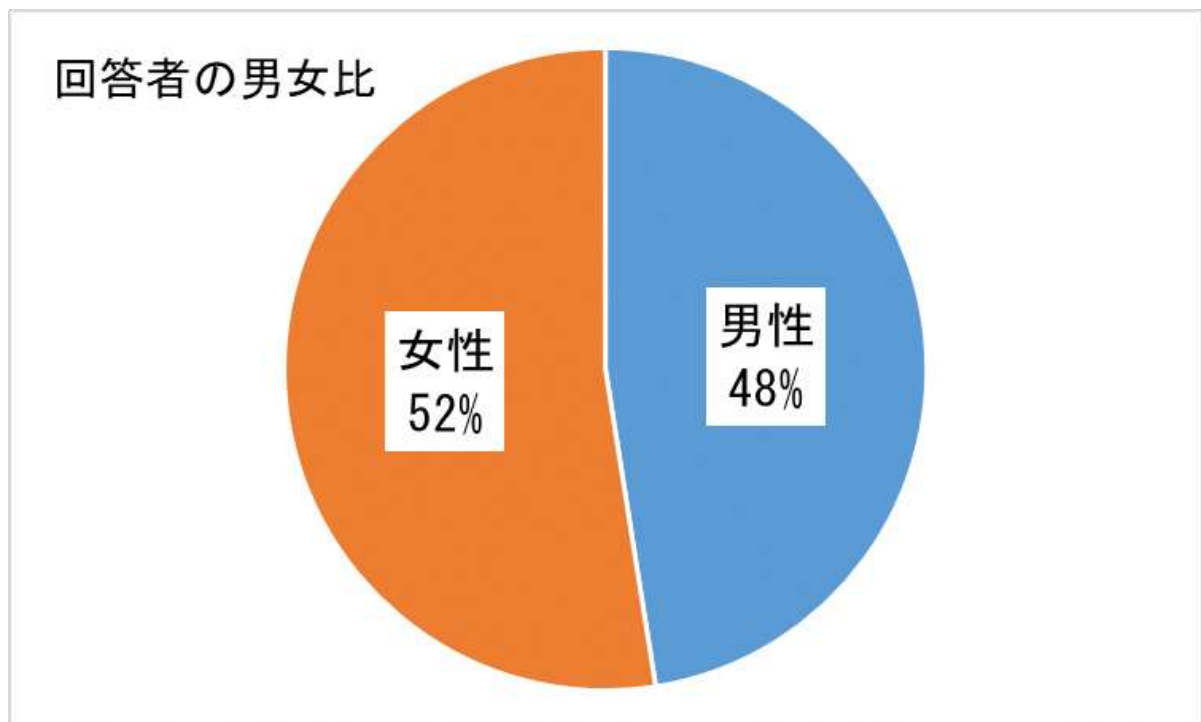
5. 調査結果の活用

調査結果については、アンケートに基づく調査の医学的・科学的解釈の限界に留意しつつ、全国油症治療研究班（厚生労働科学研究費補助金による）において、過去の健康実態調査及び過去の検診結果等と併せてより詳細な解析を行い、翌年度以降の健康実態調査項目などカネミ油症に関する調査研究に活用される予定である。

6. 調査結果の概要

(1) 性別

- ・ 男性647人【656人】、女性715人【728人】、不詳0人【0人】

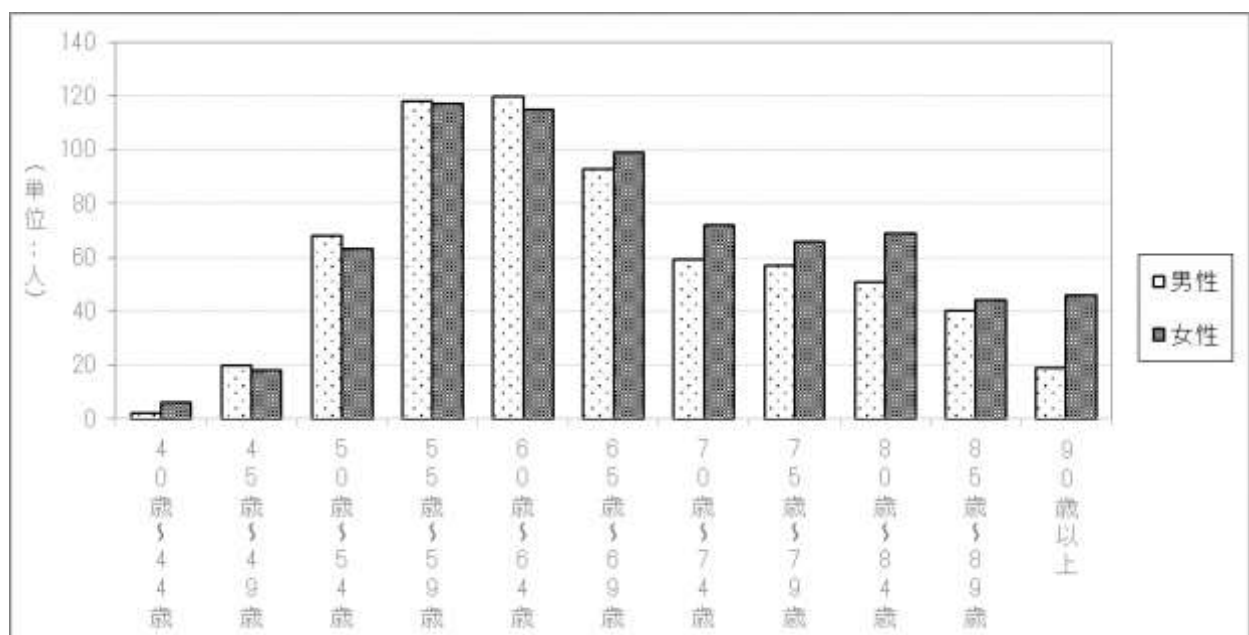


(2) 年齢

- ・ 平均年齢は67.3歳【66.8歳】であった。

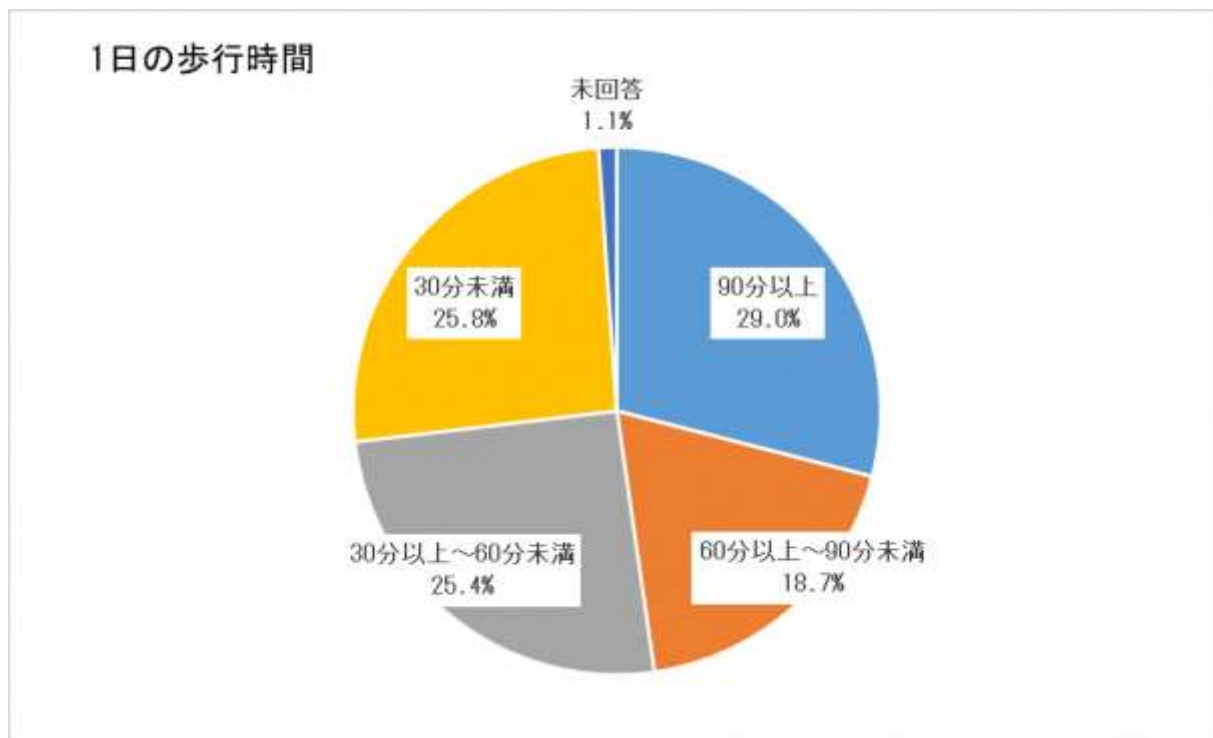
男性66.3歳【65.7歳】、女性68.3歳【67.8歳】

- ・ 男性は、「60～64歳」の者が18.5%【17.7%】と最も多く、次いで、「55～59歳」が18.2%【17.5%】、「65～69歳」が14.4%【13.4%】等の順であった。
- ・ 女性は、「55～59歳」の者が16.4%【17.3%】と最も多く、次いで、「60～64歳」が16.1%【15.4%】、「65～69歳」が13.8%【13.2%】等の順であった。

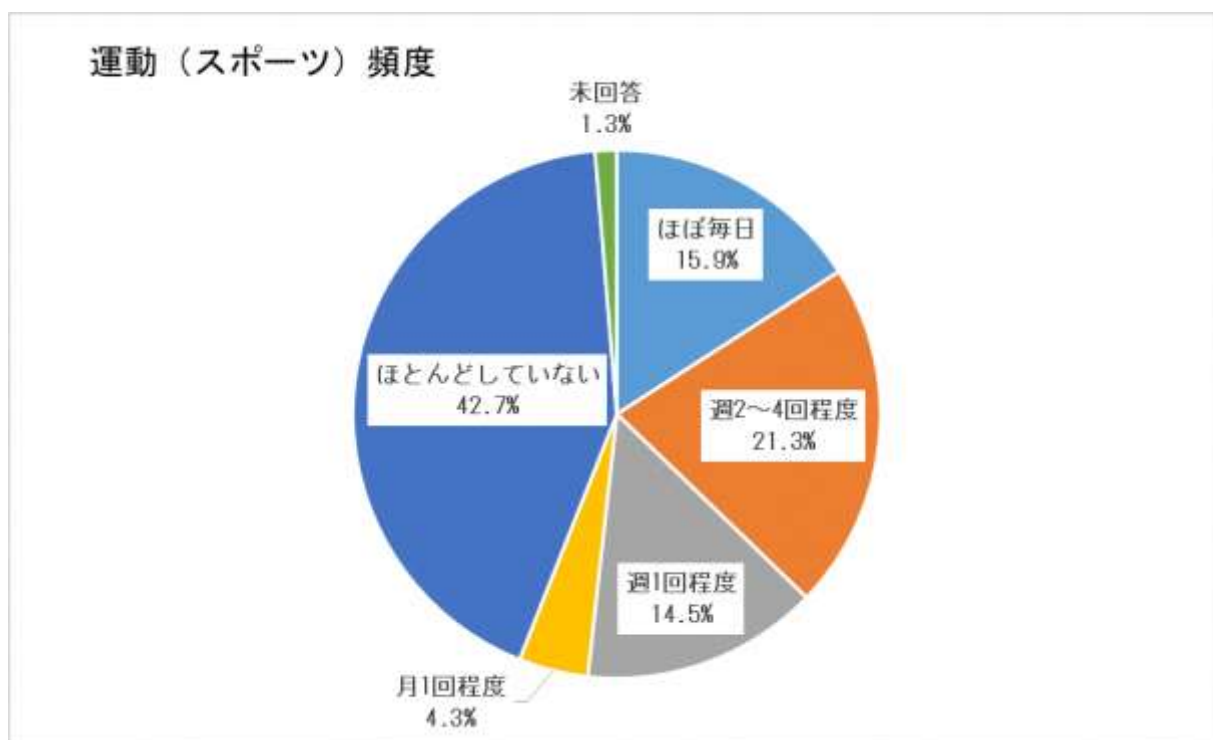


(3) 生活習慣について

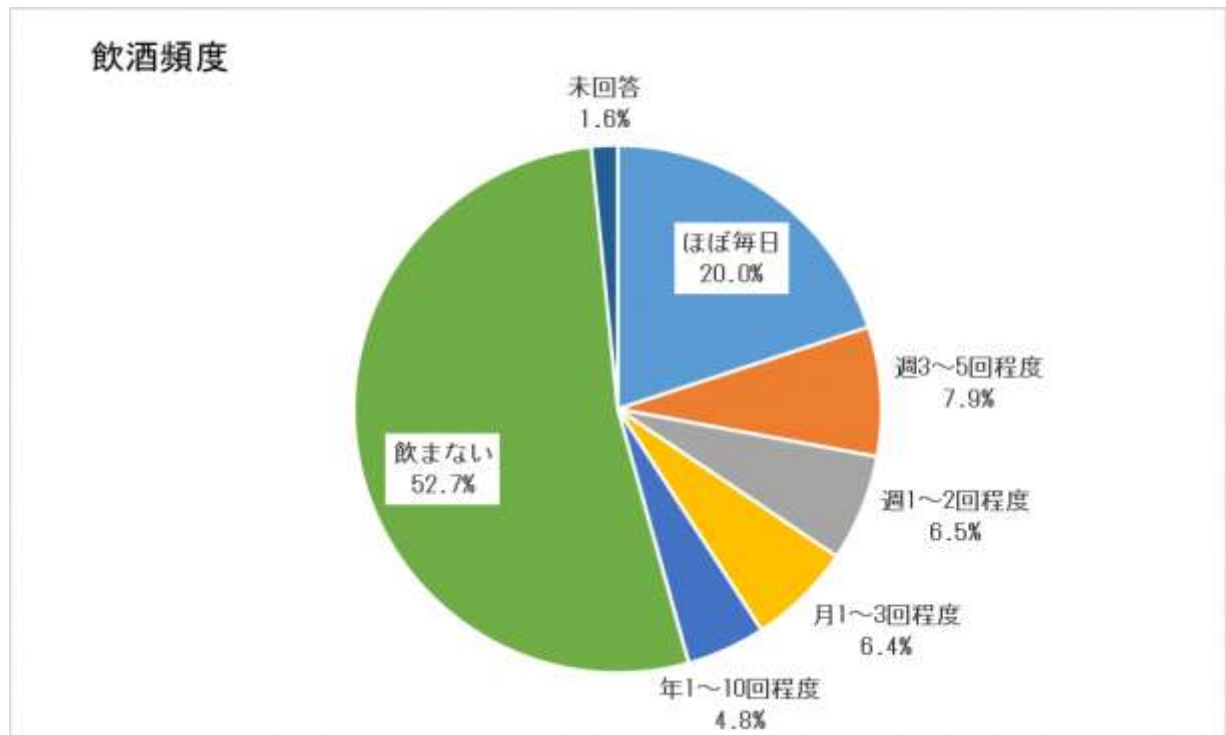
- ・ 1日の歩行時間についてみると、「90分以上」と回答した方が29.0%【30.3%】と最も多く、次いで、「30分未満」25.8%【23.1%】、「30分以上～60分未満」25.4%【27.8%】等の順であった。



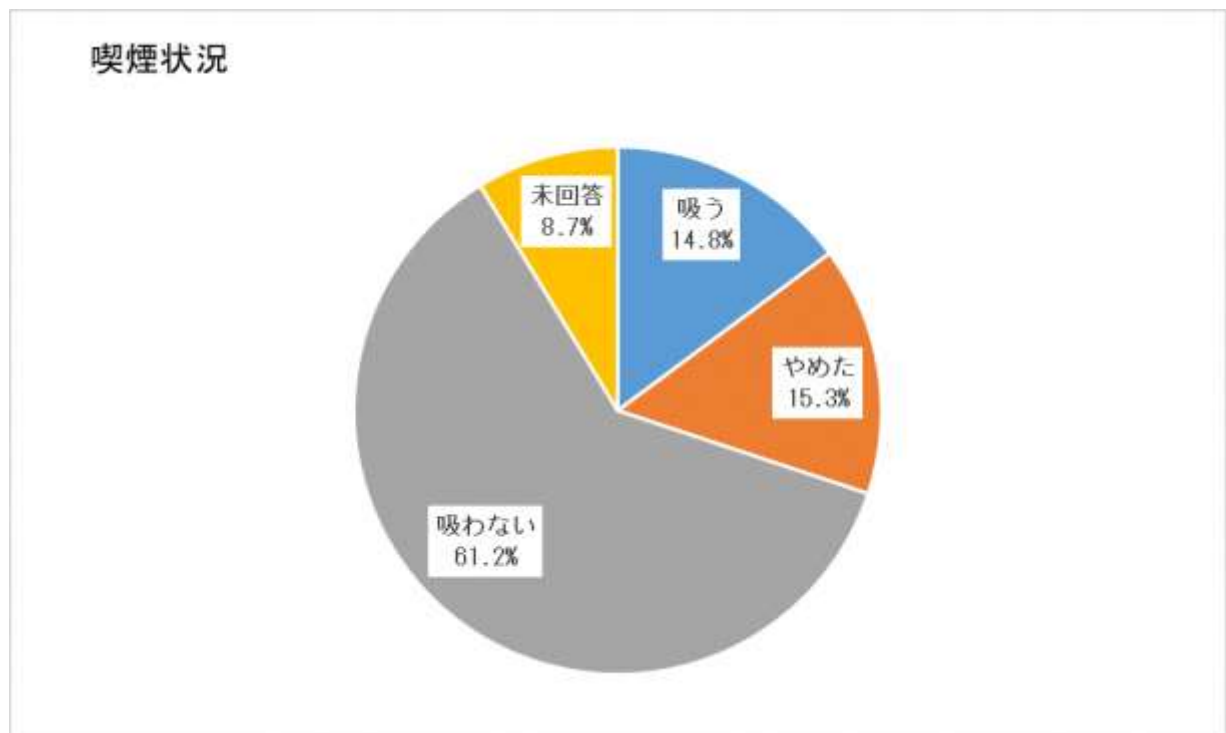
- ・ 運動(スポーツ)頻度についてみると、「ほとんどしていない」と回答した方が42.7%【44.6%】と最も多く、次いで、「週2～4回程度」が21.3%【20.6%】、「ほぼ毎日」が15.9%【17.1%】、「週1回程度」が14.5%【13.9%】等の順であった。



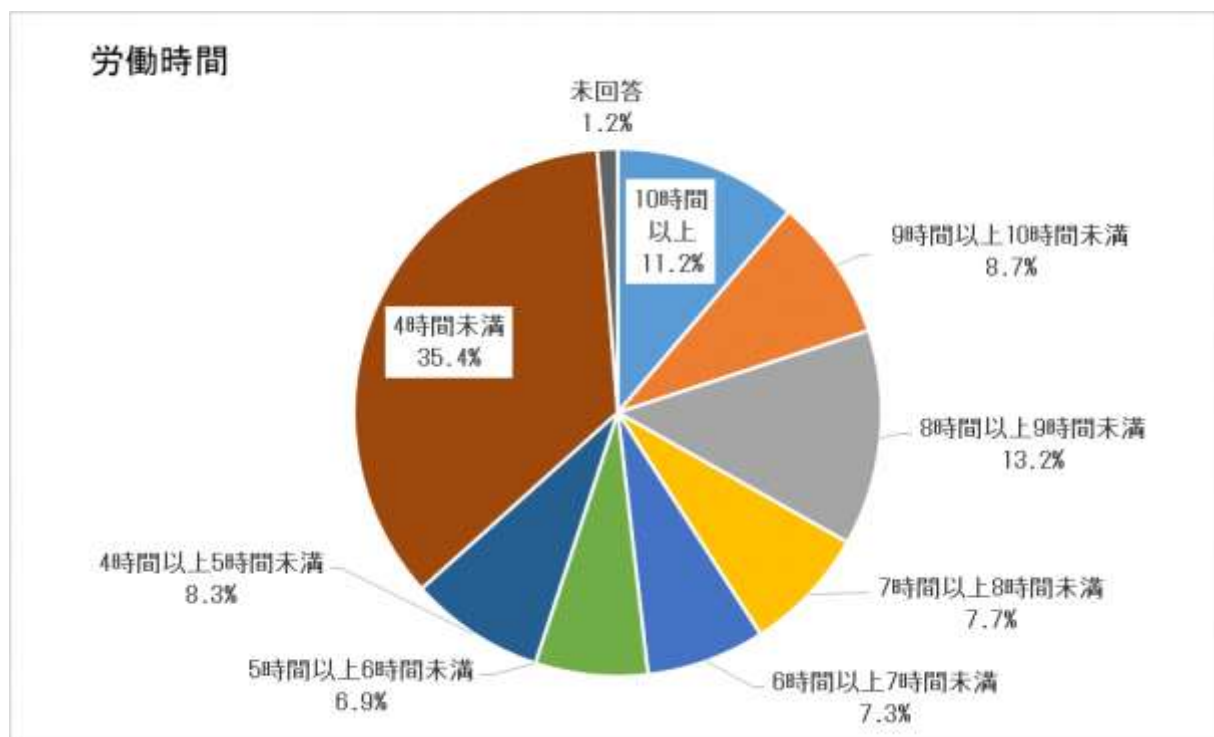
- ・飲酒頻度についてみると、「飲まない」と回答した方が52.7%【62.2%】と最も多かった。



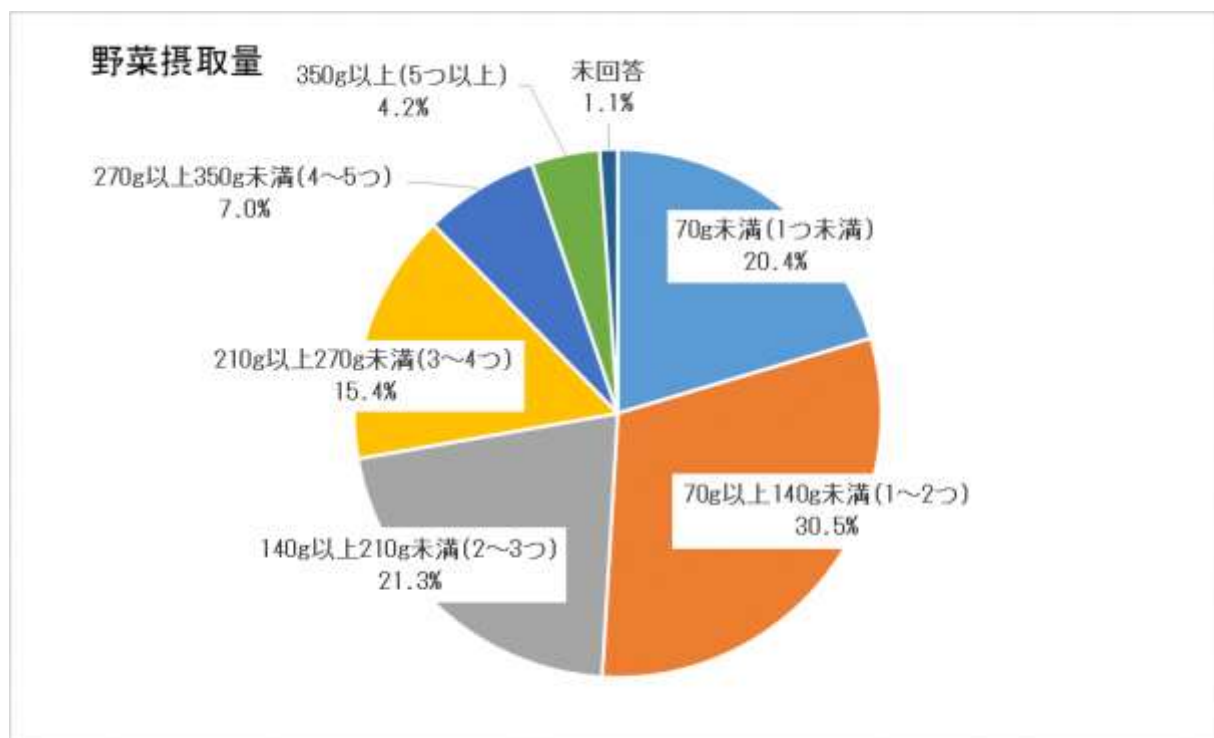
- ・喫煙状況についてみると、「吸わない」と回答した方が61.2%【62.2%】と最も多かった。



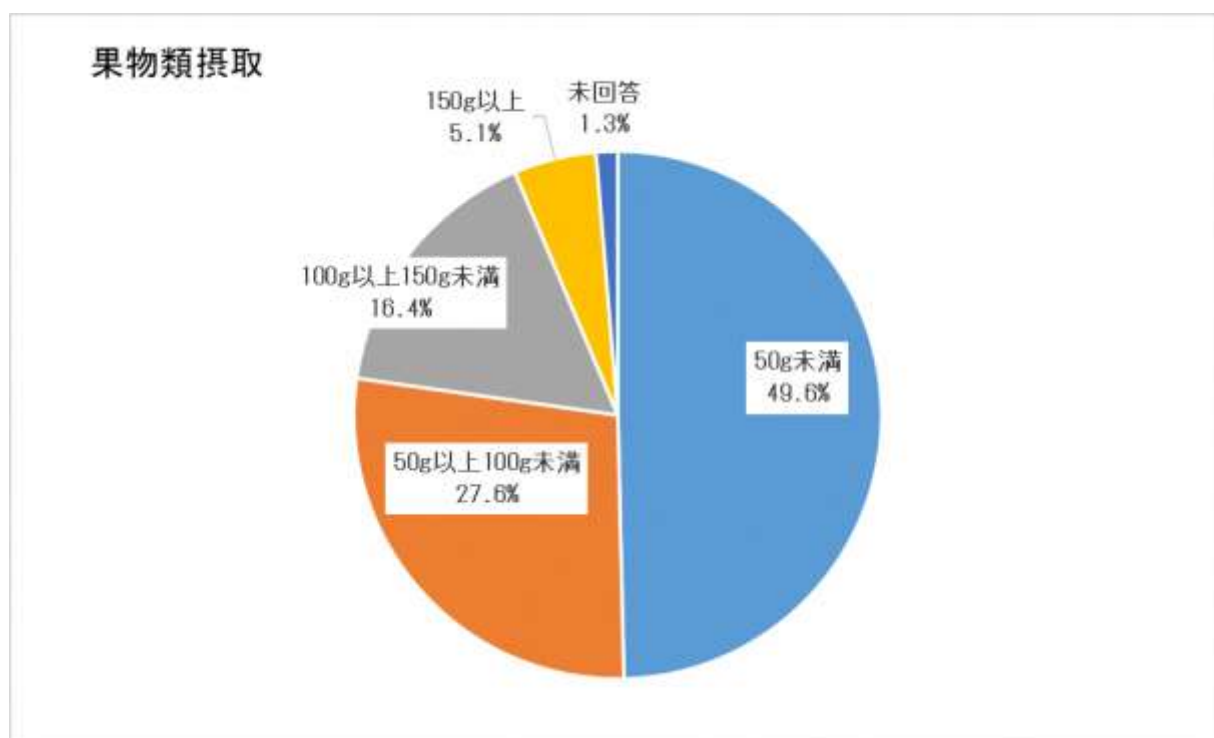
- ・労働時間についてみると、「4時間未満」と回答した方が35.4%【33.9%】最も多く、次いで「8時間以上9時間未満」が13.2%【13.7%】、「10時間以上」が11.2%【11.4%】等の順であった。



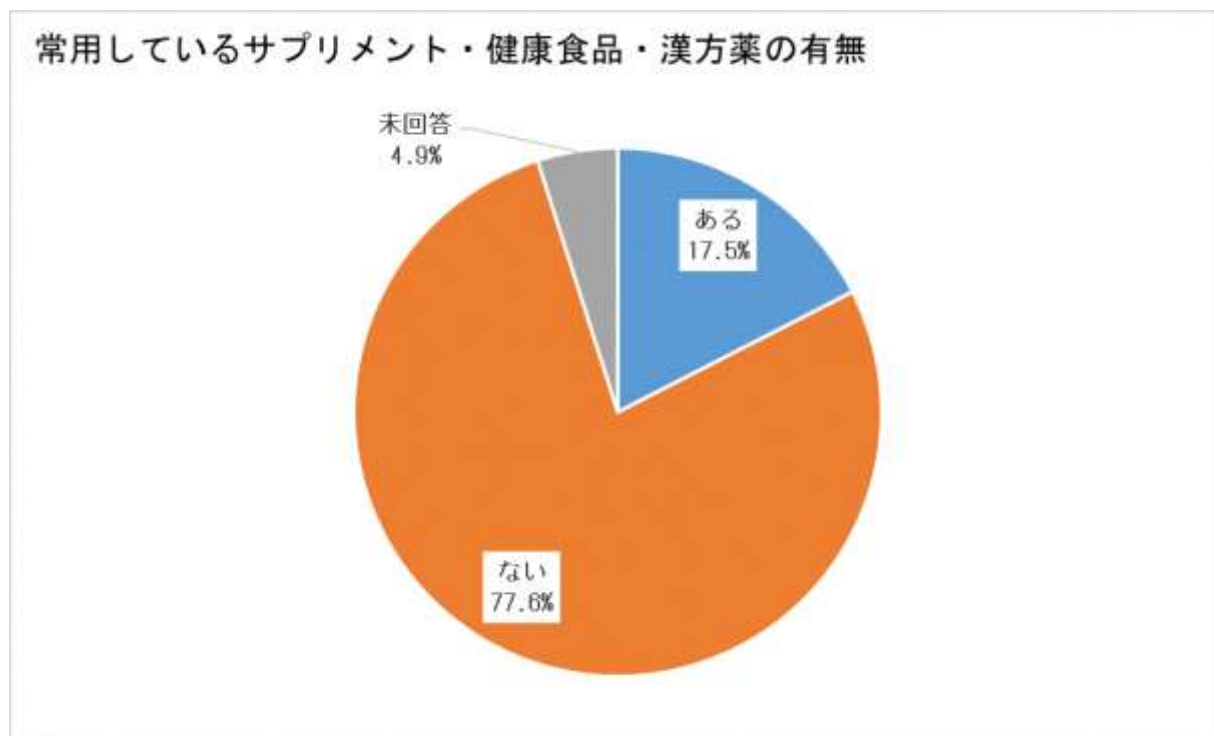
- ・野菜摂取量についてみると、「70g以上140g未満（1～2つ）」と回答した方が30.5%【29.9%】と最も多く、次いで、「140g以上210g未満（2～3つ）」21.3%【22.2%】、「70g未満（1つ未満）」20.4%【20.4%】等の順であった。



- ・果物類摂取量についてみると、「50g未満」と回答した方が49.6%【46.7%】と最も多く、次いで、「50g以上100g未満」27.6%【29.8%】、「100g以上150g未満」16.4%【16.3%】等の順であった。

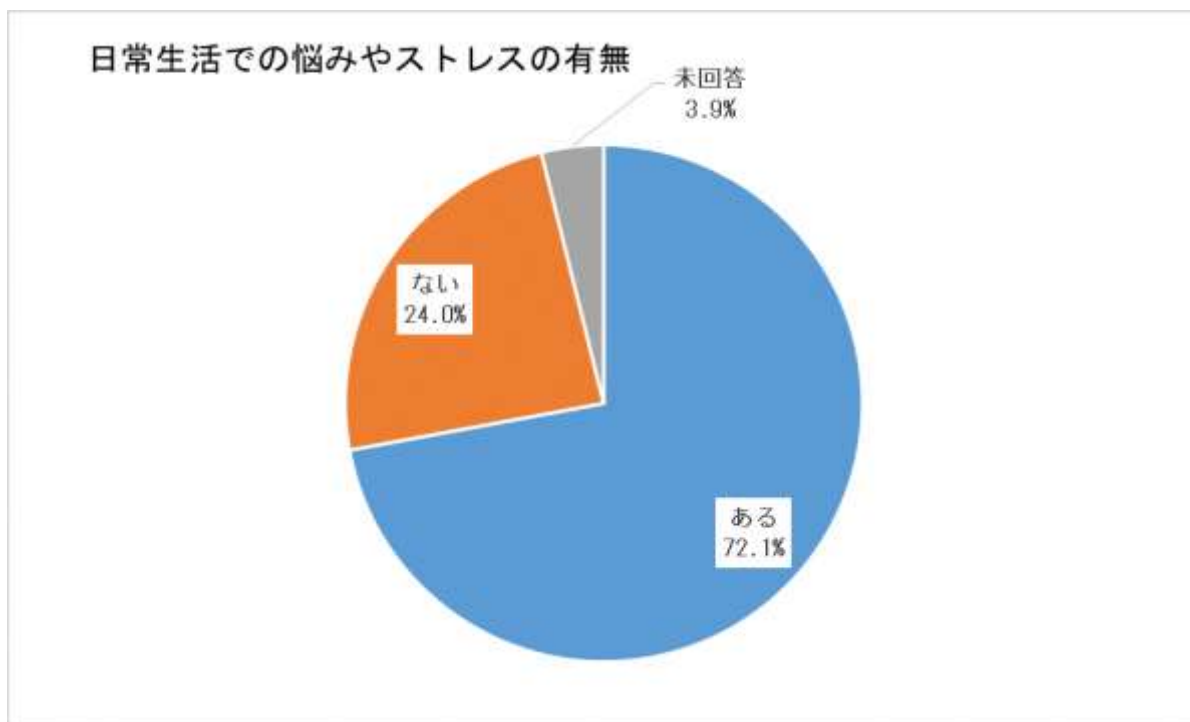


- ・常用しているサプリメント・健康食品・漢方薬の有無についてみると、17.5%【17.1%】が「ある」と回答した。

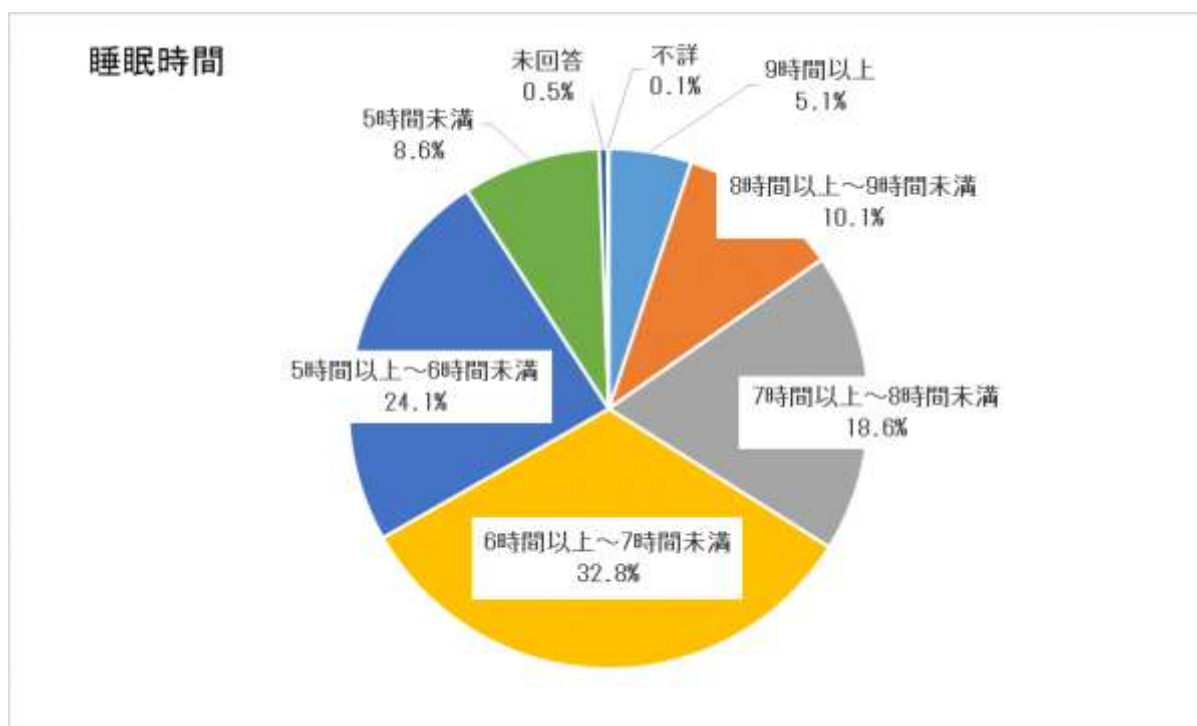


(4) 健康・悩み・ストレスについて

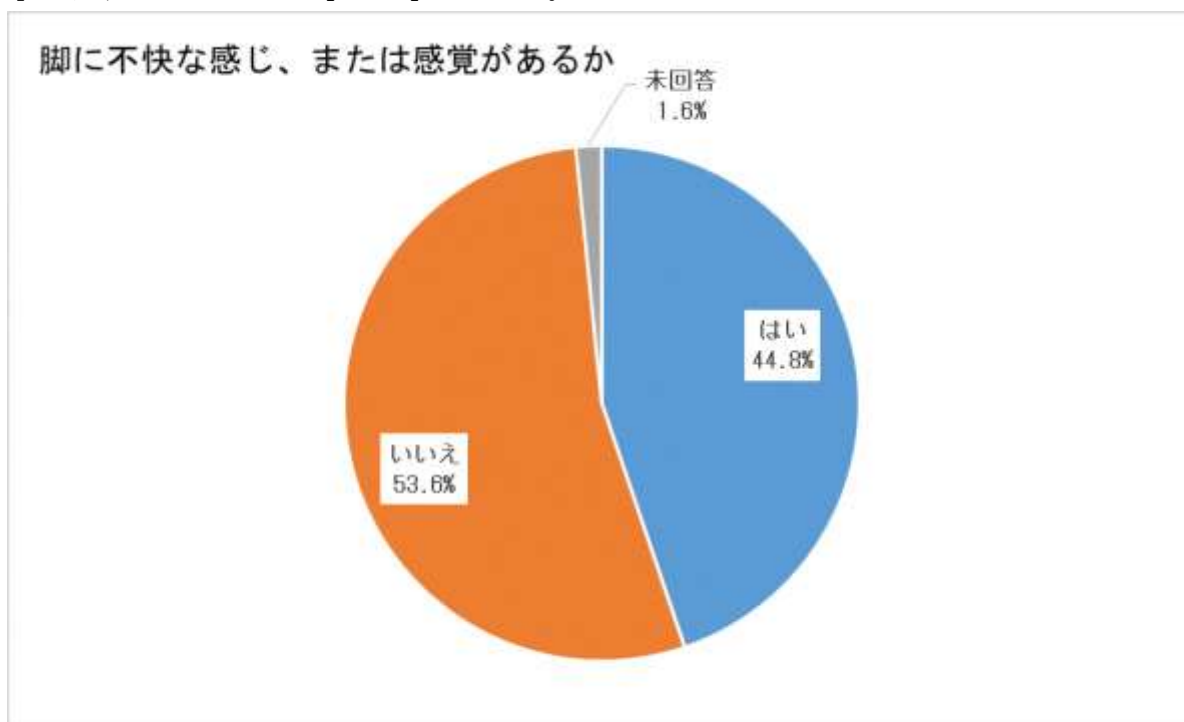
- ・日常生活での悩みやストレスについて、「ある」と回答した方は72.1%【72.3%】であった。



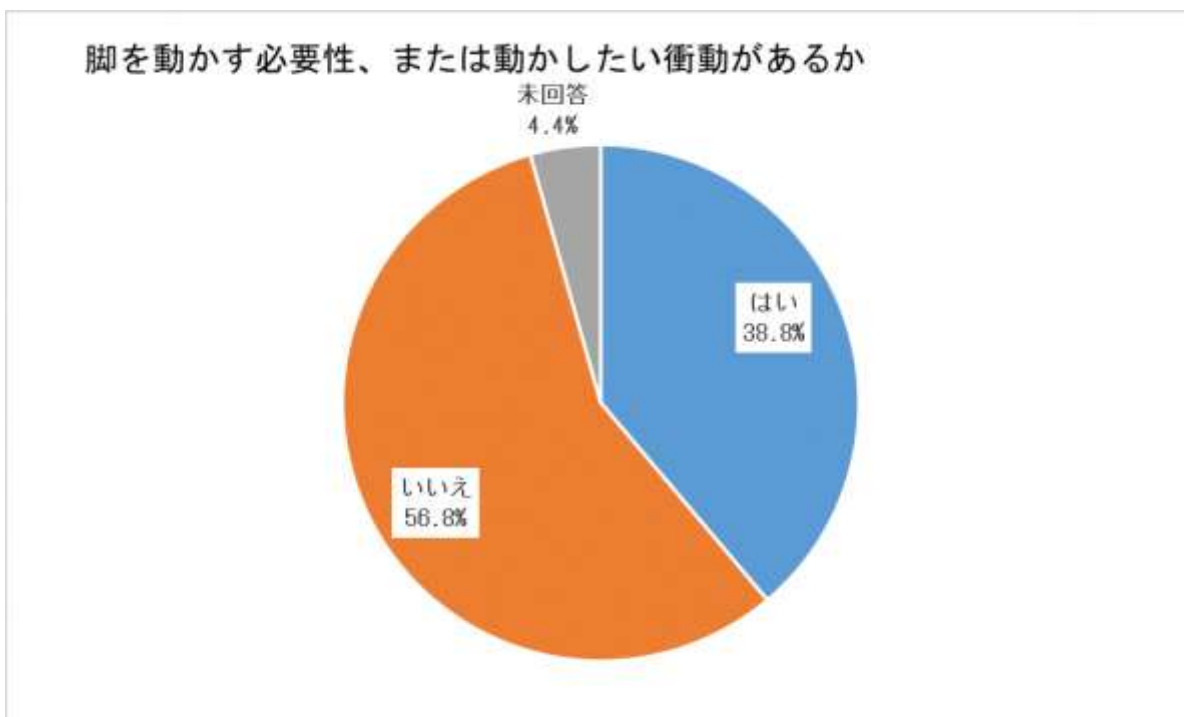
- ・日常生活での悩みやストレスがあると回答した982人【1,000人】を対象に、悩みやストレスの最も気になる原因（1つ）を質問したところ、「自分の病気や介護」と回答した方が409人(41.6%)【349人(34.9%)】と最も多かった。
- ・睡眠時間についてみると、「6時間以上7時間未満」と回答した方が32.8%【34.0%】と最も多く、次いで、「5時間以上6時間未満」が24.1%【23.8%】、「7時間以上8時間未満」が18.6%【18.6%】等の順であった。



- ・睡眠時間のとれている度合いについてみると、「夜間、睡眠途中に目が覚めて困った。」と回答した方が46.5%【45.0%】と多く、次いで、「日中、眠気を感じた。」が39.4%【41.8%】、「睡眠全体の質に満足できなかった。」が31.9%【31.1%】等の順であった。
- ・座っているとき、または横になっている間に脚に不快な感じ、または感覚についてみると、「はい」と回答した方は44.8%【46.0%】であった。



- ・座っているとき、または横になっている間に脚を動かす必要性、または動かしたい衝動についてみると、「はい」と回答した方は38.8%【39.1%】であった。



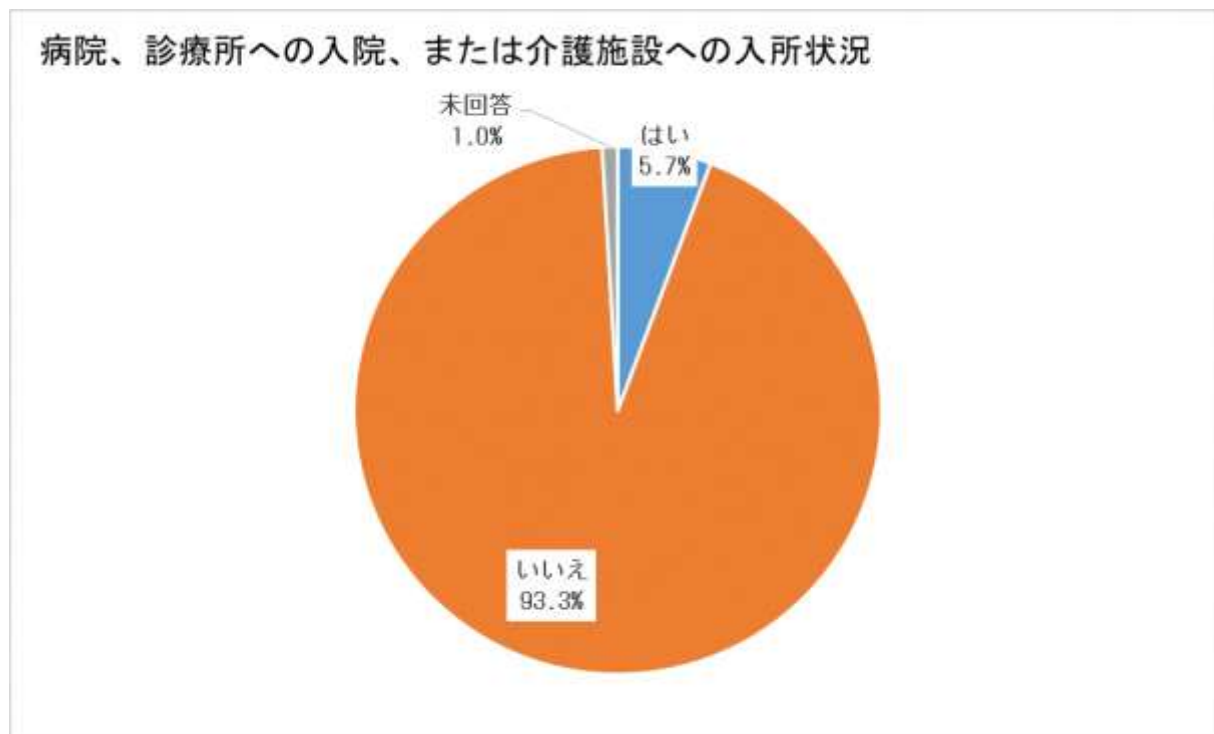
・座っているとき、または横になっている間に脚に不快な感じ、または感覚について「はい」、または座っているとき、または横になっている間に脚を動かす必要性、または動かしたい衝動について「はい」と回答した655人【685人】を対象に、休んでいるとき（座っているとき、または横になっているとき）と、体を動かしているときのどちらでこのように感じやすいかについて質問したところ、「休んでいるとき」と回答した方が301人（46.0%）【330人（48.2%）】と最も多かった。

・座っているとき、または横になっている間に脚に不快な感じ、または感覚について「はい」、または座っているとき、または横になっている間に脚を動かす必要性、または動かしたい衝動について「はい」と回答した655人の、このような感じがするときに起き上がったたり、動き回ったりすると、実際に動き続けているあいだは、その感じはいくらかでも軽くなるかについてみると「はい」が351人（53.6%）【368人（26.6%）】と最も多かった。

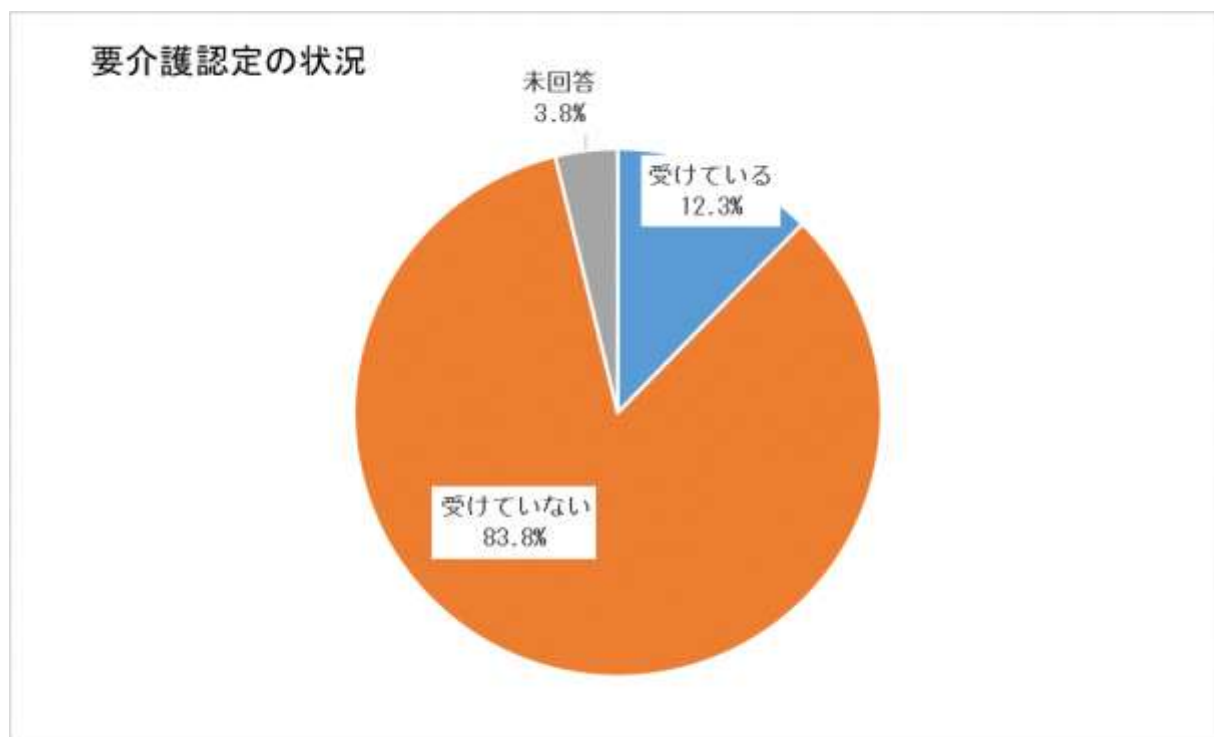
・座っているとき、または横になっている間に脚に不快な感じ、または感覚について「はい」、または座っているとき、または横になっている間に脚を動かす必要性、または動かしたい衝動について「はい」と回答した655人の、脚のこの感じは1日のうちの時間帯でもっとも起こりやすいかについては、「夜」が278人（42.4%）【277人（40.4%）】と最も多かった。

(5) 介護や日常生活動作の状況について

・病院や診療所への入院、介護施設への入所状況についてみると、5.7%【6.9%】の方が入院中もしくは入所中であった。



- ・要介護認定の状況についてみると、168人（12.3%）【170人（12.3%）】、男性59人（9.1%）【56人（8.5%）】、女性109人（15.2%）【114人（15.7%）】の方が要介護認定を受けていた。



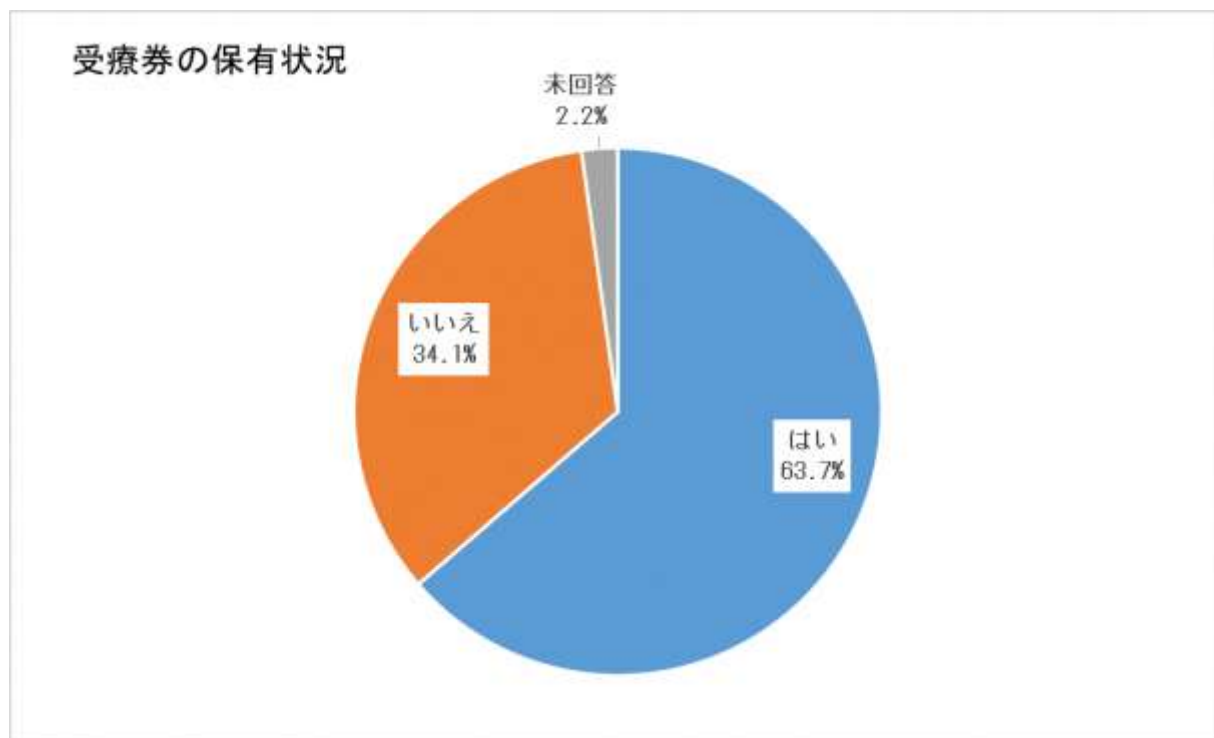
- ・また、要介護認定を受けている168人の方に現在利用している介護サービス（当てはまるものすべて）を質問したところ、「通所介護（デイサービス）」が26.8%【27.2%】と最も多く、次いで「ホームヘルパーの訪問介護・訪問看護」が17.9%【22.4%】等の順であった。

(6) 現在の治療状況について

- ・現在の受診頻度についてみると、「毎月1～3回程度」が48.8%【45.8%】と最も多く、次いで「数か月に1回程度」が23.4%【23.7%】等の順であった。
- ・医師の処方により継続して飲んで（塗っている）薬があると回答した方は、967人（71.0%）【963人（69.6%）】で、男性440人（68.0%）【429人（65.4%）】、女性527人（73.7%）【534人（73.4%）】であった。

(7) 油症患者受療券（受療券）の利用状況について

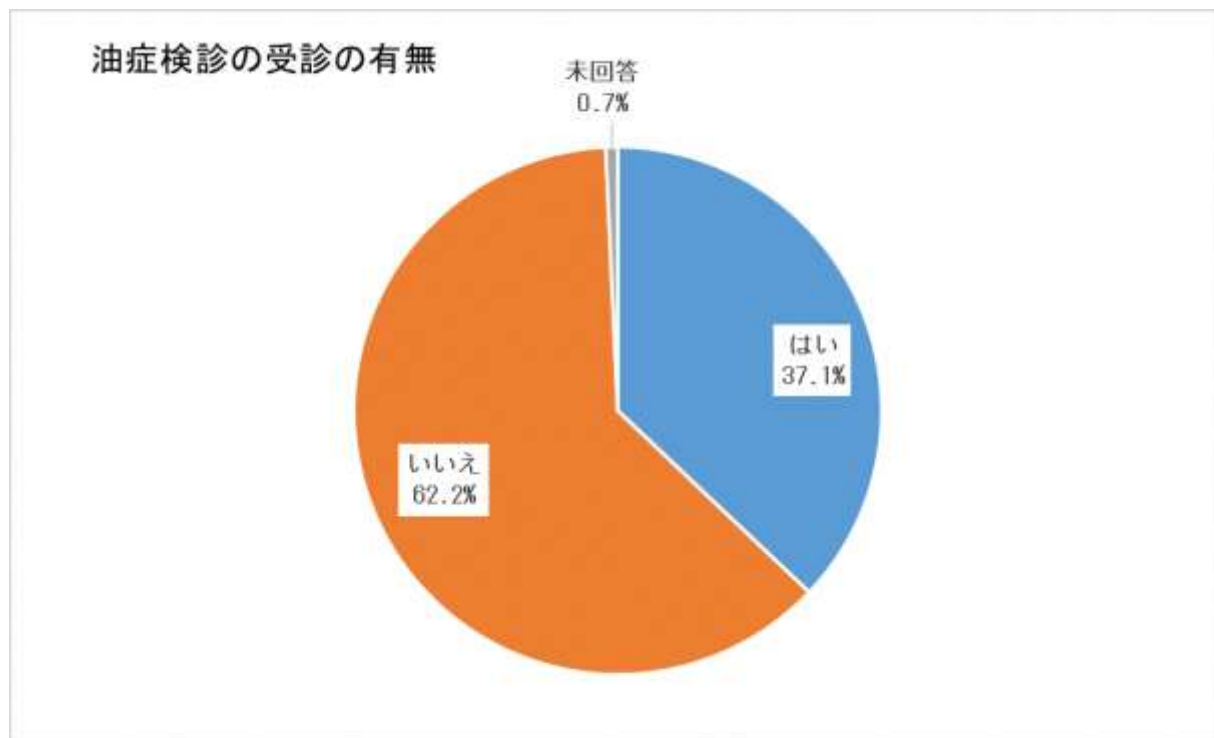
- ・受療券の保有状況についてみると、受療券を持っていると回答した方は867人（63.7%）【893人（64.5%）】で、男性405人（62.6%）【413人（63.0%）】、女性462人（64.6%）【480人（65.9%）】であった。



- ・受療券を持っていると回答した方は867人のうち516人（59.5%）【532人（59.6%）】が、この1年間、受療券を使用せずに受診した経験があると回答した。
- ・受療券を使用せずに受診した経験があると回答した516人を対象に、受療券を使用せずに受診した理由を質問したところ、320人（62.0%）【330人（62.0%）】の方が「受療券を利用できない医療機関のため」と回答した。
- ・受療券を所持していないと回答した465人（34.1%）【481人（34.8%）】を対象に、受療券を持たない理由を質問したところ、193人（41.5%）の方が「受療券が利用できる医療機関に限られるから」と回答した。
- ・受療券の使用を希望する医療機関があるか質問したところ、96人（7.0%）【91人（6.6%）】が「はい」と回答した。

(8) 油症検診について

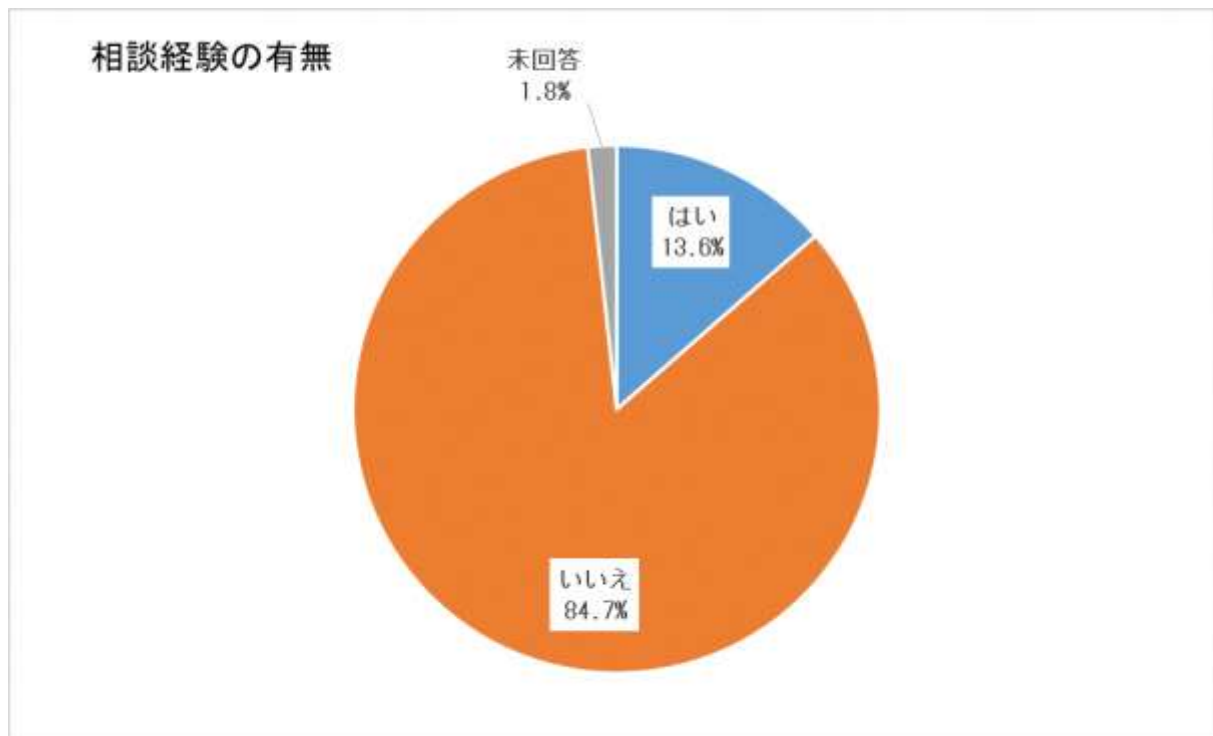
- ・油症検診の昨年度の受診状況についてみると、受診したと回答した方は、505人（37.1%）【501人（36.2%）】であった。



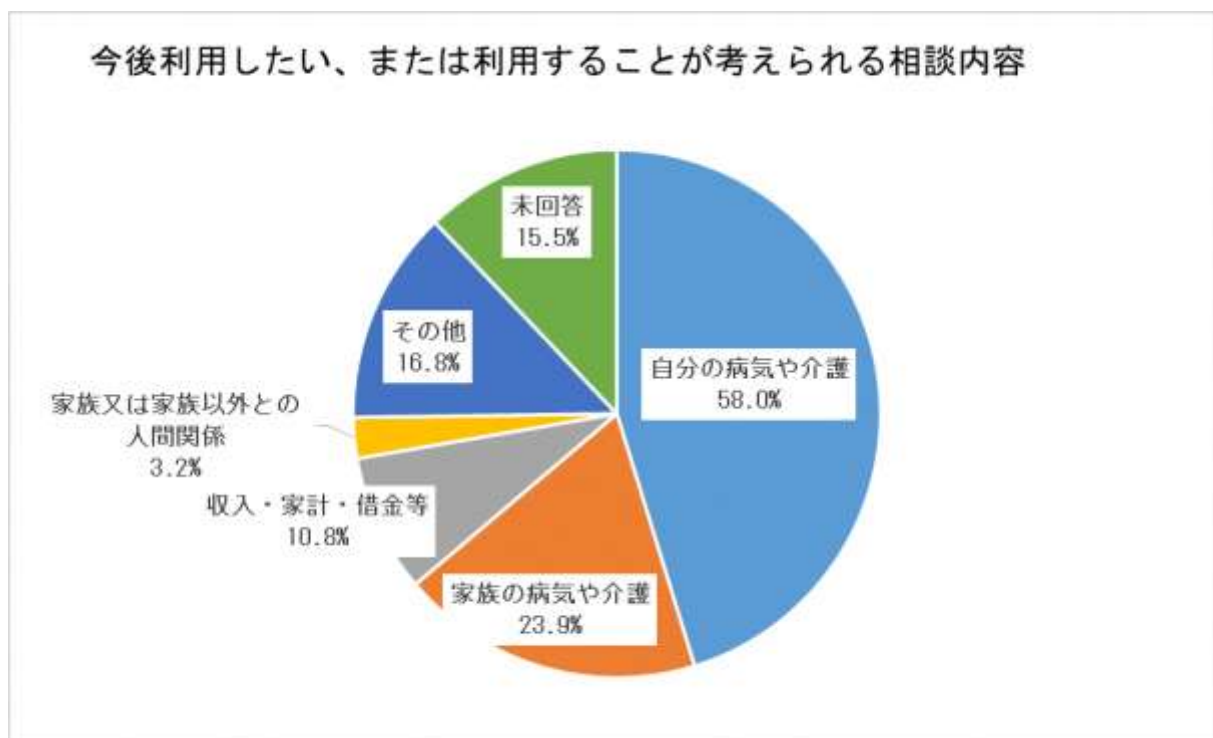
- ・油症検診を受診していないと回答した847人(62.2%)【875人(63.2%)】を対象に、受診しなかった主な理由を質問したところ、「仕事などで都合がつかなかったから」と回答した方が208人(24.6%)【230人(26.3%)】と最も多かった。

(9) 相談体制について

- ・油症相談員や都道府県の相談窓口への相談状況についてみると、相談したことがあると回答した方は、185人(13.6%)【202人(14.6%)】であった。



- ・相談したことがないと回答した1,153人(84.7%)【1,167人(84.3%)】を対象に、今後利用したい、または利用することが考えられる相談内容を質問したところ、「自分の病気や介護」と回答した方が669人(58.0%)【629人(45.4%)】と最も多く、次いで「家族の病気や介護」が275人(23.9%)【280人(20.2%)】、「その他」が194人(16.8%)【182人(13.2%)】等の順であった。

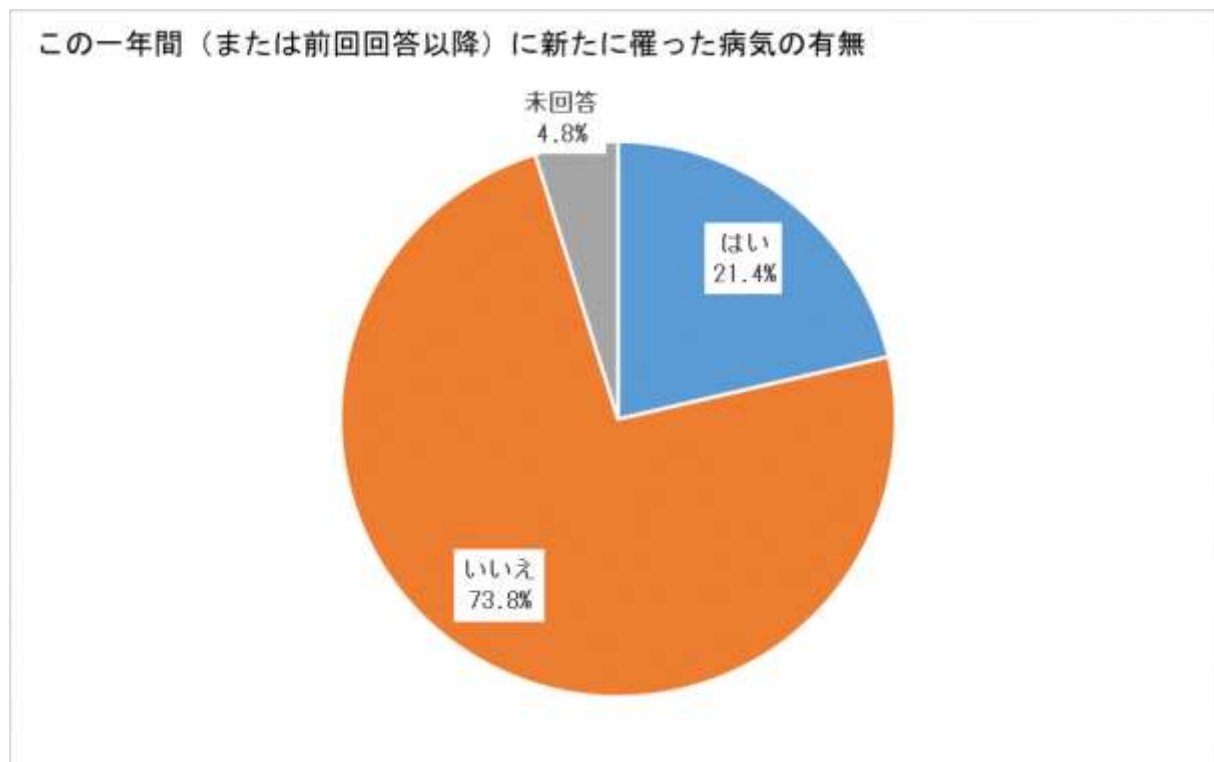


(10) 本調査の回答状況について

- ・本調査に回答するのは今回が初めてかどうかをみると、21人（1.5%）が「はい」と回答した。

(11) 本調査が初めてではない方の罹患と治療状況について

- ・本調査に回答するのは今回が初めてではないと回答した1,323人（97.1%）の方に、この一年間（または前回回答以降）に新たに罹った病気の有無を質問したところ、283人（21.4%）が「はい」と回答した。



- ・この一年間（または前回回答以降）に新たに罹った病気があると回答した283人に、具体的な病名を記述式で質問したところ、「高血圧症」17人（6.0%）と最も多く、次いで「白内障」16人（5.7%）、「骨折」15人（5.3%）等の順であった。
- ・この一年間（または前回回答以降）に新たに罹った病気があり具体的な病名を記述式で回答した280人に、現在の治療状況を確認したところ、「医療機関で治療中」と回答のあった方が242人（85.5%）と最も多かった。

(12) 本調査が初めての方の罹患と治療状況について

本調査に回答するのは今回が初めてと回答した21人（1.5%）を対象に、これまで罹ったことがある病気等の状況を調査したところ、

- ・悪性腫瘍（がん）について、これまで罹ったことがあるか質問したところ、2人（9.5%）が「はい」と回答し、その中で具体的な病名を質問したところ、1人のみが「前立腺がん」と回答した。
- ・悪性腫瘍（がん）の具体的な病名を回答した1人に現在の治療状況を質問したところ、「がんに対する治療は終了し、定期的な検査のため通院中」と回答した。
- ・悪性腫瘍（がん）の具体的な病名を記述式で回答した1人に現在までに医療機関で受けたすべての治療を質問したところ、「内視鏡治療」と回答した。
- ・脳・精神・神経の病気について、これまで罹ったことがある病気をみると、「神経痛」と回答した方が5件（23.8%）と最も多く、その中で「医療機関で治療中」3件（14.3%）、「症状はあるが治療していない」2件（9.5%）であった。
- ・自律神経系の病気・症状について、これまで罹ったことがある病気をみると、「不眠」と回答した方が4件（19.0%）と最も多く、その中で「医療機関で治療中」2件（9.5%）、「症状はあるが治療していない」2件（9.5%）であった。
- ・眼の病気・症状について、これまで罹ったことがある病気をみると、「白内障」と回答した方が8件（38.1%）と最も多く、その中で「医療機関で治療中」5件（23.8%）、「医療機関での治療をへて治癒」2件（9.5%）、「症状はあるが治療していない」1件（4.8%）であった。
- ・口の中の病気・症状について、これまで罹ったことがある病気をみると、「歯周病（歯槽膿漏）」と回答した方が6件（28.6%）と最も多く、その中で「医療機関で治療中」1件（4.8%）、「医療機関での治療をへて治癒」3件（14.3%）、「症状はあるが治療していない」2件（9.5%）であった。
- ・耳・鼻の病気・症状について、これまで罹ったことがある病気をみると、「めまい」「中耳炎」と回答した方が共に3件（14.3%）と最も多く、その中で「めまい」は「医療機関で治療中」1件（4.8%）、「症状はあるが治療していない」2件（9.5%）、「中耳炎」は「医療機関で治療中」1件（4.8%）、「医療機関での治療をへて治癒」1件（4.8%）、「症状はあるが治療していない」1件（4.8%）であった。
- ・甲状腺の病気・症状について、これまで罹ったことがある病気をみると、「甲状腺機能低下」と回答した方が2件（9.5%）あり、すべて「医療機関で治療中」であった。
- ・のど・気管支・肺の病気・症状について、これまで罹ったことがある病気をみると、「肺炎」「風邪を引きやすい」と回答した方が共に3件（14.3%）と最も多く、その中で「肺炎」はすべて「医療機関での治療をへて治癒」、「風邪を引きやすい」は「医療機関で治療中」1件（4.8%）、「症状はあるが治療していない」2件（9.5%）であった。
- ・心臓の病気・症状について、これまで罹ったことがある病気をみると、「狭心症」「動悸（異常にドキドキする）」と回答した方が共に2件（9.5%）と最も多く、その中で「狭心症」はすべて「医療機関で治療中」、「動悸（異常にドキドキする）」はすべて「症状はあるが治療していない」であった。
- ・高血圧や血管の病気・症状について、これまで罹ったことがある病気をみると、「高血圧」と回答した方が7件（33.3%）と最も多く、その中で「医療機関で治療中」6件（28.6%）、「医療機関での治療をへて治癒」1件（4.8%）であった。
- ・肝臓・胆のう・脾臓の病気・症状について、これまで罹ったことがある病気をみると、「肝機能障

- 害」「胆石症」「その他」と回答した方がいずれも1件（4.8%）あり、「肝機能障害」「胆石症」は「医療機関での治療をへて治癒」、「その他」は「症状はあるが治療していない」であった。
- ・ すい臓の病気・症状について、これまで罹ったことがある病気をみると、「糖尿病」「その他」と回答した方が共に1件（4.8%）あり、「糖尿病」は「医療機関で治療中」、「その他」は「症状はあるが治療していない」であった。
 - ・ 腎臓・膀胱の病気・症状について、これまで罹ったことがある病気をみると、「膀胱炎」「蛋白尿」と回答した方が共に2件（9.5%）と最も多く、その中で「膀胱炎」「蛋白尿」共に「医療機関で治療中」1件（4.8%）、「医療機関での治療をへて治癒」1件（4.8%）であった。
 - ・ 食道・胃・腸・肛門の病気・症状について、これまで罹ったことがある病気をみると、「便秘」と回答した方が8件（38.1%）と最も多く、その中で「医療機関で治療中」5件（23.8%）、「医療機関での治療をへて治癒」2件（9.5%）、症状はあるが治療していない」1件（4.8%）であった。
 - ・ 血液・リンパの病気・症状について、これまで罹ったことがある病気をみると、「貧血」と回答した方が3件（14.3%）と最も多く、その中で「医療機関での治療をへて治癒」1件（4.8%）、症状はあるが治療していない」2件（9.5%）であった。
 - ・ 男性に対し、前立腺・男性機能に関する病気・症状について、これまでに罹ったことがある病気をみると、「前立腺肥大」と回答した方が4件（33.3%）と最も多く、その中で「医療機関で治療中」3件（25.0%）、「医療機関での治療をへて治癒」1件（8.3%）であった。
 - ・ 女性に対し、子宮・卵巣・婦人科系の病気・症状について、これまでに罹ったことがある病気をみると、「不正出血」と回答した方が2件（22.2%）と最も多く、その中で「医療機関での治療をへて治癒」1件（11.1%）、「症状はあるが治療していない」1件（11.1%）であった。
 - ・ 初経の年齢を回答した8人の平均年齢は、13.9歳であった。
 - ・ 閉経の年齢を回答した7人の平均年齢は、51.3歳であった。
 - ・ 不妊症についてみると、「あり」と回答した方はいなかった。
 - ・ 妊娠回数についてみると、「3回」と回答した方が4件（44.4%）と最も多く、次いで「2回」2件（22.2%）、「4回」1件（11.1%）等の順であった。
 - ・ 記載のあった妊娠中の状況を集計してみると、「とくになし」が12件（60.0%）と最も多かった。
 - ・ 記載のあった出産等の状況を集計してみると、「正常分娩」が13件（65.0%）と最も多かった。
 - ・ 記載のあった出産時の出血量を集計してみると、「中」が7件（50.0%）と最も多かった。
 - ・ 記載のあった新生児の状況を集計してみると、「とくになし」が13件（92.9%）と最も多かった。
 - ・ 骨・関節の病気・症状について、これまで罹ったことがある病気をみると、「腰痛」と回答した方が9件（42.9%）と最も多く、その中で「医療機関で治療中」4件（19.0%）、「医療機関での治療をへて治癒」1件（4.8%）、「症状はあるが治療していない」4件（19.0%）であった。
 - ・ 皮膚・爪の病気・症状について、これまで罹ったことがある病気をみると、「乾燥肌（さめ肌）」と回答した方が6件（28.6%）と最も多く、その中で「医療機関で治療中」4件（19.0%）、「症状はあるが治療していない」2件（9.5%）であった。
 - ・ アレルギー疾患について、これまで罹ったことがある病気をみると、「蕁麻疹」と回答した方が4件（19.0%）と最も多く、その中で「医療機関で治療中」1件（4.8%）、「医療機関での治療をへて治癒」3件（14.3%）であった。
 - ・ 膠原病について、これまで罹ったことがある病気をみると、該当なしであった。
 - ・ その他の病気・症状について、これまで罹ったことがある病気をみると、「手足に痛みがある」と

回答した方が8件（38.1%）と最も多く、その中で「医療機関で治療中」5件（23.8%）、「症状はあるが治療していない」3件（14.3%）であった。

(11)自由記載欄について

本調査では、「これまでの症状や病気について、書ききれなかったことや、特に研究してもらいたいこと、要望など」について自由記入欄を設けたところ、307人【233人】から回答があった。

※主な記載内容

- ・自分、家族の健康に関する不安、生活上のストレス等について203件【183件】
- ・職業（仕事）に関する苦勞について10件【5件】
- ・経済的な苦勞について13件【4件】
- ・治療法の研究開発への要望、期待55件【32件】
- ・病院、医師、検診に関する要望34件【16件】
- ・行政機関に対する要望53件【24件】
- ・カネミ倉庫に対する要望5件【5件】
- ・その他72件【19件】

■ 令和2年度カネミ油症健康実態調査 健康調査支援金の支払い状況について

自治体名	調査票の回答状況			健康調査支援金の支払い状況					備考 (自由記載)
	①実際に送付した調査票の数	②返送された調査票の数	③返送されなかった調査票の数	①支援金支払対象者数	②9月末時点支払い完了数	③12月末時点支払い完了数	④支払い未了数	⑤全ての支払いが完了した日	
北海道	4	4	0	4	4	4	0	令和2年8月26日	
青森県	0	0	0	0	0	0	0		
岩手県	0	0	0	0	0	0	0		
宮城県	0	0	0	0	0	0	0		
秋田県	1	1	0	1	1	1	0	令和2年6月5日	
山形県	0	0	0	0	0	0	0		
福島県	0	0	0	0	0	0	0		
茨城県	5	5	0	5	0	5	0	令和2年10月2日	
栃木県	2	2	0	2	2	2	0	令和2年7月13日	
群馬県	0	0	0	0	0	0	0		
埼玉県	11	11	0	11	11	11	0	令和2年8月21日	
千葉県	24	24	0	24	24	24	0	令和2年9月1日	
東京都	30	28	2	28	28	28	0	令和2年9月30日	
神奈川県	13	13	0	13	13	13	0	令和2年7月27日	
新潟県	1	1	0	1	1	1	0	令和2年5月26日	
富山県	0	0	0	0	0	0	0		
石川県	1	1	0	1	1	1	0	令和2年5月26日	
福井県	0	0	0	0	0	0	0		
山梨県	0	0	0	0	0	0	0		
長野県	2	1	1	1	1	1	0	令和2年8月31日	
岐阜県	5	5	0	5	5	5	0	令和2年8月13日	
静岡県	7	7	0	7	7	7	0	令和2年7月31日	
愛知県	46	46	0	46	46	46	0	令和2年7月27日	
三重県	6	6	0	6	6	6	0	令和2年6月17日	
滋賀県	6	6	0	6	6	6	0	令和2年9月25日	
京都府	8	8	0	8	8	8	0	令和2年6月25日	
大阪府	73	71	2	71	71	71	0	令和2年7月17日	
兵庫県	16	15	1	15	15	15	0	令和2年9月24日	
奈良県	12	12	0	12	12	12	0	令和2年7月13日	
和歌山県	4	4	0	4	4	4	0	令和2年7月8日	
鳥取県	1	1	0	1	1	1	0	令和2年7月27日	
島根県	5	5	0	5	5	5	0	令和2年8月13日	
岡山県	9	9	0	9	9	9	0	令和2年6月25日	
広島県	101	101	0	101	100	101	0	令和2年10月20日	
山口県	27	27	0	27	27	27	0	令和2年9月7日	
徳島県	0	0	0	0	0	0	0		
香川県	1	1	0	1	1	1	0	令和2年7月6日	
愛媛県	6	5	1	5	5	5	0	令和2年8月21日	
高知県	21	17	4	17	17	17	0	令和2年8月19日	
福岡県	474	437	37	437	437	437	0	令和2年8月7日	
佐賀県	19	19	0	19	19	19	0	令和2年8月14日	
長崎県	457	450	7	450	450	450	0	令和2年7月15日	
熊本県	7	7	0	7	7	7	0	令和2年8月5日	
大分県	11	10	1	10	10	10	0	令和2年8月13日	
宮崎県	0	0	0	0	0	0	0		
鹿児島	5	5	0	5	5	5	0	令和2年9月7日	
沖縄県	3	3	0	3	3	3	0	令和2年7月30日	
合 計	1,424	1,368	56	1,368	1,362	1,368	0		-

令和3年度調査票案（新）	令和2年度調査票（旧）
② 未定稿 全ての方に返送をお願いします 締め切り：2021年6月末日 秘 健康実態調査 調査票 2021年4月 厚生労働省 □□-□□-□□□□	② 全ての方に返送をお願いします 締め切り：2020年6月末日 秘 健康実態調査 調査票 2020年4月 厚生労働省 □□-□□-□□□□

令和3年度調査票案（新）	令和2年度調査票（旧）
調査の説明 ○ 本調査票の、「同意書」「回答欄」及び、同封の「③口座振込依頼書」にご記入いただき、6月末までに、自治体まで郵便でご返送ください。 ※ 身体の不都合などにより、ご自分では記入できない場合には、ご家族又は成年後見人に代理でご記入いただくことができます。 また、施設に入所している場合などは、その施設の職員の方などに記入を助けていただくこともできます（その場合は、施設の職員の方は、ご本人、ご家族又は成年後見人に、記入する内容を確認してください）。 ※ ご自分や代理の方が記入することが難しいなどの理由で、調査員による聞き取りを希望される場合には、同封している「④聞き取り希望連絡票」をご返送いただくか、自治体の連絡先にご相談ください。 ○ この調査について、ご不明な点等があるときは、別に同封しております自治体の連絡先までご連絡ください。 ○ この調査につきまして、次の点をどうぞご理解ください。 1. 本調査の結果は治療法開発を含む医学的研究のみに利用されます。 本調査は、研究の推進や、皆様方お一人お一人の今後の治療や健康管理のお役に立てていただくよう、医学的研究として有効に活用いたします。 2. 調査に際して、個人情報十分に保護されます。 回答いただいた内容は、厚生労働省及び厚生労働科学研究費補助金による油症に関する研究班で分析を行うこととしています。また、調査結果の公表にあたっては、個人を特定できない形で行います。 また、回答いただいた内容は、個人情報に関連する法律や規程にしたがって保存・管理し、情報が流出することのないようその取扱いには十分に配慮いたします。 1 / 37	調査の説明 ○ 本調査票の、「同意書」「回答欄」及び、同封の「③口座振込依頼書」にご記入いただき、6月末までに、自治体まで郵便でご返送ください。 ※ 身体の不都合などにより、ご自分では記入できない場合には、ご家族又は成年後見人に代理でご記入いただくことができます。 また、施設に入所している場合などは、その施設の職員の方などに記入を助けていただくこともできます（その場合は、施設の職員の方は、ご本人、ご家族又は成年後見人に、記入する内容を確認してください）。 ※ ご自分や代理の方が記入することが難しいなどの理由で、調査員による聞き取りを希望される場合には、同封している「④聞き取り希望連絡票」をご返送いただくか、自治体の連絡先にご相談ください。 ○ この調査について、ご不明な点等があるときは、別に同封しております自治体の連絡先までご連絡ください。 ○ この調査につきまして、次の点をどうぞご理解ください。 1. 本調査の結果は治療法開発を含む医学的研究のみに利用されます。 本調査は、研究の推進や、皆様方お一人お一人の今後の治療や健康管理のお役に立てていただくよう、医学的研究として有効に活用いたします。 2. 調査に際して、個人情報十分に保護されます。 回答いただいた内容は、厚生労働省及び厚生労働科学研究費補助金による油症に関する研究班で分析を行うこととしています。また、調査結果の公表にあたっては、個人を特定できない形で行います。 また、回答いただいた内容は、個人情報に関連する法律や規程にしたがって保存・管理し、情報が流出することのないようその取扱いには十分に配慮いたします。 1 / 36

令和2年度調査票案（新）	令和2年度調査票（旧）
3. 同意書で表明した調査協力についての判断は自由意思に基づくものであり、返送後に撤回することもできます。 本調査に協力するかどうかはあなた様の御判断によりますが、回答いただけた場合は、同封する「同意書」及び「調査票」に必要事項を記載してください。なお、回答できない項目については、記載いただかなくて結構ですし、返送いただいた後で、途中でお気持ちが変わられた場合には、いつでも同意を取り下げることが可能です（「同意の撤回」といいます。）ので、自治体の連絡先まで御連絡ください。返送後に同意を撤回した場合には、回答いただいた内容を破棄します。ただし、既に調査票の集計が終了していた場合には、集計データを破棄できない場合があります。 また、健康調査支援金として、19万円をお支払いいたしますが、これは本調査に協力いただいたことに対するものであり、本調査以外の調査等への協力を強制するものではありません。 4. 健康実態調査に協力いただけない場合でも、このことにより不利益を受けることはありません。 仮に調査に協力いただけない場合でも、そのことにより、自治体等からのお知らせなどに関して不利益を被ることはありませんので、ご安心ください。 (厚生労働省における担当) 医業・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課指導係 電話番号: 03-5253-1111 (内線2492) ※ 本調査に関する質問等は、別に同封しております自治体の連絡先まで御連絡ください。	3. 同意書で表明した調査協力についての判断は自由意思に基づくものであり、返送後に撤回することもできます。 本調査に協力するかどうかはあなた様の御判断によりますが、回答いただけた場合は、同封する「同意書」及び「調査票」に必要事項を記載してください。なお、回答できない項目については、記載いただかなくて結構ですし、返送いただいた後で、途中でお気持ちが変わられた場合には、いつでも同意を取り下げることが可能です（「同意の撤回」といいます。）ので、自治体の連絡先まで御連絡ください。返送後に同意を撤回した場合には、回答いただいた内容を破棄します。ただし、既に調査票の集計が終了していた場合には、集計データを破棄できない場合があります。 また、健康調査支援金として、19万円をお支払いいたしますが、これは本調査に協力いただいたことに対するものであり、本調査以外の調査等への協力を強制するものではありません。 4. 健康実態調査に協力いただけない場合でも、このことにより不利益を受けることはありません。 仮に調査に協力いただけない場合でも、そのことにより、自治体等からのお知らせなどに関して不利益を被ることはありませんので、ご安心ください。 (厚生労働省における担当) 医業・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課指導係 電話番号: 03-5253-1111 (内線2492) ※ 本調査に関する質問等は、別に同封しております自治体の連絡先まで御連絡ください。

令和3年度調査票案（新）	令和2年度調査票（旧）
同意書 厚生労働大臣 殿 私は、健康実態調査の調査票に回答し、かつ、回答内容が厚生労働省及び厚生労働科学研究費補助金による油症に関する研究班で利用されることについて、文書による説明を受け、以下の項目についてその内容を十分理解いたしました。 1. 本調査の結果は治療法開発を含む医学的研究のみに利用されること。 2. 調査に際して、個人情報十分に保護されること。 3. この同意書で表明した調査協力についての判断は自由意思に基づくものであり、その判断は撤回可能であること。※ 4. 研究協力の意思を途中で撤回しても、このことによって自治体からのお知らせ等今後の支援について不利益は受けないこと。 ※ 調査票の集計が終了していた場合は、集計データを破棄できない場合がある。 その上で、調査に協力するか否か、以下のように判断いたします。 本調査に協力することに、 1. 同意します。 2. 同意しません。 ↑ いずれかに○を付けてください。 年 月 日 (ご本人署名) 氏 名 ご本人による判断が困難な場合 (代諾者署名) 氏 名	同意書 厚生労働大臣 殿 私は、健康実態調査の調査票に回答し、かつ、回答内容が厚生労働省及び厚生労働科学研究費補助金による油症に関する研究班で利用されることについて、文書による説明を受け、以下の項目についてその内容を十分理解いたしました。 1. 本調査の結果は治療法開発を含む医学的研究のみに利用されること。 2. 調査に際して、個人情報十分に保護されること。 3. この同意書で表明した調査協力についての判断は自由意思に基づくものであり、その判断は撤回可能であること。※ 4. 研究協力の意思を途中で撤回しても、このことによって自治体からのお知らせ等今後の支援について不利益は受けないこと。 ※ 調査票の集計が終了していた場合は、集計データを破棄できない場合がある。 その上で、調査に協力するか否か、以下のように判断いたします。 本調査に協力することに、 1. 同意します。 2. 同意しません。 ↑ いずれかに○を付けてください。 年 月 日 (ご本人署名) 氏 名 ご本人による判断が困難な場合 (代諾者署名) 氏 名

令和3年度調査票案(新)

欄答回

●ご本人について記入してください。

- (1) 氏名等をご記入ください。

フリガナ	(姓)		(名)		(旧姓)		性別		男性・女性		
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日 (現在: 歳)										
身長	cm		体重		Kg						
お住まいの住所	郵便番号: 〒 都道府県 市区町村										
電話番号	(固定電話) (携帯電話)										
FAX番号											
メールアドレス	②										

- (2) この調査にご記入いただくのはご本人ですか？

1. はい 2. いいえ

2. いいえと答えた方（本調査票の記入者がご本人でない場合）は、以下をご記入ください。

フリガナ
記入者名： _____（ご本人との関係： _____）

① ご本人が記入できなかった理由について教えてください。

{ _____ }

② 記入に際し、ご本人の情報をどのように確認したか教えてください。
以下のいずれかに○をつけてください。

1. 本人に直接会って聞き取った 4. 家族に電話で聞き取った

2. 本人に電話で聞き取った 5. 自分が知っている範囲で記入した

3. 家族に直接会って聞き取った 6. その他（ _____ ）

4/37

令和2年度調査票(旧)

欄答回

●ご本人について記入してください。

- (1) 氏名等をご記入ください。

フリガナ	(姓)		(名)		(旧姓)		性別		男性・女性	
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日 (現在: 歳)									
身長	cm		体重		Kg					
お住まいの住所	郵便番号: 〒 都道府県 市区町村									
電話番号	(固定電話) (携帯電話)									
FAX番号										
メールアドレス	②									

- (2) この調査にご記入いただくのはご本人ですか？

1. はい 2. いいえ

2. いいえ と答えた方（本調査票の記入者がご本人でない場合）は、以下をご記入ください。

フリガナ

記入者名： _____

（ご本人との関係： _____）

① ご本人が記入できなかった理由について教えてください。

[_____]

② 記入に際し、ご本人の情報などをどのように確認したか教えてください。

以下のいずれかに○をつけてください。

1. 本人に直接会って聞き取った 2. 本人に電話で聞き取った 3. 家族に直接会って聞き取った	4. 家族に電話で聞き取った 5. 自分が知っている範囲で記入した 6. その他（ _____ ）
--	---

4 / 36

令和3年度調査票案（新）	令和2年度調査票（旧）																																										
(3) 今後、ご記入いただいた内容の確認などのために、電話・携帯電話・FAX・電子メール・郵送で直接連絡を取らせていただくことがあります。 連絡してよい連絡先と連絡方法を以下にご記入してください。 連絡してよい連絡先 宛先 ※①又は②に○を付けてください。 ①本人の連絡先へ直接連絡を希望します。 ②本人以外の以下の連絡先へ連絡を希望します。 ①の場合は、連絡方法に特にご希望がありましたらご記入ください。（例：携帯電話以外は不可） ②の場合は、以下の欄に希望される連絡先を記入してください。（複数記入可） <table><tr><td>氏名</td><td>(フリガナ)</td><td>ご本人との関係</td></tr><tr><td>郵便番号</td><td>〒</td><td></td></tr><tr><td>郵送</td><td>住所</td><td></td></tr><tr><td>固定電話番号</td><td></td><td></td></tr><tr><td>携帯電話番号</td><td></td><td></td></tr><tr><td>FAX番号</td><td></td><td></td></tr><tr><td>電子メールアドレス</td><td></td><td>@</td></tr></table> ※連絡してよい連絡先のみご記入ください。	氏名	(フリガナ)	ご本人との関係	郵便番号	〒		郵送	住所		固定電話番号			携帯電話番号			FAX番号			電子メールアドレス		@	(3) 今後、ご記入いただいた内容の確認などのために、電話・携帯電話・FAX・電子メール・郵送で直接連絡を取らせていただくことがあります。 連絡してよい連絡先と連絡方法を以下にご記入してください。 連絡してよい連絡先 宛先 ※①又は②に○を付けてください。 ①本人の連絡先へ直接連絡を希望します。 ②本人以外の以下の連絡先へ連絡を希望します。 ①の場合は、連絡方法に特にご希望がありましたらご記入ください。（例：携帯電話以外は不可） ②の場合は、以下の欄に希望される連絡先を記入してください。（複数記入可） <table><tr><td>氏名</td><td>(フリガナ)</td><td>ご本人との関係</td></tr><tr><td>郵便番号</td><td>〒</td><td></td></tr><tr><td>郵送</td><td>住所</td><td></td></tr><tr><td>固定電話番号</td><td></td><td></td></tr><tr><td>携帯電話番号</td><td></td><td></td></tr><tr><td>FAX番号</td><td></td><td></td></tr><tr><td>電子メールアドレス</td><td></td><td>@</td></tr></table> ※連絡してよい連絡先のみご記入ください。	氏名	(フリガナ)	ご本人との関係	郵便番号	〒		郵送	住所		固定電話番号			携帯電話番号			FAX番号			電子メールアドレス		@
氏名	(フリガナ)	ご本人との関係																																									
郵便番号	〒																																										
郵送	住所																																										
固定電話番号																																											
携帯電話番号																																											
FAX番号																																											
電子メールアドレス		@																																									
氏名	(フリガナ)	ご本人との関係																																									
郵便番号	〒																																										
郵送	住所																																										
固定電話番号																																											
携帯電話番号																																											
FAX番号																																											
電子メールアドレス		@																																									

令和3年度調査票案（新）	令和2年度調査票（旧）																				
問1 生活習慣について 該当するものに一つだけ○を付けてください。 (1) 1日平均どのくらい歩きますか？（農作業・家事など日常動作を含めます） 1. 90分以上 2. 60分以上～90分未満 3. 30分以上～60分未満 4. 30分未満 (2) 運動（スポーツ）をどのくらいしますか？（ウォーキング、ジョギング、体操も含めます） 1. ほぼ毎日 2. 週2～4回程度 3. 週1回程度 4. 月1回程度 5. ほとんどしていない (3) お酒をどのくらい飲みますか？ 1. ほぼ毎日 2. 週3～5回程度 3. 週1～2回程度 4. 月1～3回程度 5. 年1～10回程度 6. 飲まない (4) (3)で飲むと答えた方におうかがいします。 1日に飲む量を教えてください。（本枠の中に数字（本数）を記入してください。） ⇒ ビール大びんに換算して※ 本くらい ※1換算方法 <table><tr><td>ビール小びん1本</td><td>ビール大びん</td></tr><tr><td>ビール中びん1本</td><td>0.5本</td></tr><tr><td>日本酒1合（180ml）</td><td>0.8本</td></tr><tr><td>ウイスキーダブル1杯</td><td>1本</td></tr><tr><td>焼酎の水割り（お湯割り）1.5杯</td><td>1本</td></tr></table> (5) タバコをどのくらい吸いますか？（1または2の場合は、太枠の中に数字を記入してください。） 1. 吸う ⇒ 約 年間、1日に約 本吸っている 2. やめた ⇒ 約 年間、1日に約 本吸っていたが、 年前やめた 3. 吸ったことがない	ビール小びん1本	ビール大びん	ビール中びん1本	0.5本	日本酒1合（180ml）	0.8本	ウイスキーダブル1杯	1本	焼酎の水割り（お湯割り）1.5杯	1本	問1 生活習慣について 該当するものに一つだけ○を付けてください。 (1) 1日平均どのくらい歩きますか？（農作業・家事など日常動作を含めます） 1. 90分以上 2. 60分以上～90分未満 3. 30分以上～60分未満 4. 30分未満 (2) 運動（スポーツ）をどのくらいしますか？（ウォーキング、ジョギング、体操も含めます） 1. ほぼ毎日 2. 週2～4回程度 3. 週1回程度 4. 月1回程度 5. ほとんどしていない (3) お酒をどのくらい飲みますか？ 1. ほぼ毎日 2. 週3～5回程度 3. 週1～2回程度 4. 月1～3回程度 5. 年1～10回程度 6. 飲まない (4) (3)で飲むと答えた方におうかがいします。 1日に飲む量を教えてください。（本枠の中に数字（本数）を記入してください。） ⇒ ビール大びんに換算して※ 本くらい ※1換算方法 <table><tr><td>ビール小びん1本</td><td>ビール大びん</td></tr><tr><td>ビール中びん1本</td><td>0.5本</td></tr><tr><td>日本酒1合（180ml）</td><td>0.8本</td></tr><tr><td>ウイスキーダブル1杯</td><td>1本</td></tr><tr><td>焼酎の水割り（お湯割り）1.5杯</td><td>1本</td></tr></table> (5) タバコをどのくらい吸いますか？（1または2の場合は、太枠の中に数字を記入してください。） 1. 吸う ⇒ 約 年間、1日に約 本吸っている 2. やめた ⇒ 約 年間、1日に約 本吸っていたが、 年前やめた 3. 吸わない	ビール小びん1本	ビール大びん	ビール中びん1本	0.5本	日本酒1合（180ml）	0.8本	ウイスキーダブル1杯	1本	焼酎の水割り（お湯割り）1.5杯	1本
ビール小びん1本	ビール大びん																				
ビール中びん1本	0.5本																				
日本酒1合（180ml）	0.8本																				
ウイスキーダブル1杯	1本																				
焼酎の水割り（お湯割り）1.5杯	1本																				
ビール小びん1本	ビール大びん																				
ビール中びん1本	0.5本																				
日本酒1合（180ml）	0.8本																				
ウイスキーダブル1杯	1本																				
焼酎の水割り（お湯割り）1.5杯	1本																				

令和3年度調査票案（新）	令和2年度調査票（旧）																																																
(6) 1日の労働時間はどのくらいですか？（家事なども含みます） 1. 10時間以上 2. 9時間以上～10時間未満 3. 8時間以上～9時間未満 4. 7時間以上～8時間未満 5. 6時間以上～7時間未満 6. 5時間以上～6時間未満 7. 4時間以上～5時間未満 8. 4時間未満 (7) 1日平均どれくらいの量の野菜類を食べますか？（最近1ヶ月間の平均を回答して下さい） 1. 70g未満（1つ未満） 2. 70g以上140g未満（1～2つ） 3. 140g以上210g未満（2～3つ） 4. 210g以上280g未満（3～4つ） 5. 280g以上350g未満（4～5つ） 6. 350g以上（5つ以上） 1つ分 =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  ※ 1つ分は約70g (8) 1日平均どれくらいの量の果物類を食べますか？（最近1ヶ月間の平均を回答して下さい） 1. 50g未満 2. 50g以上100g未満 3. 100g以上150g未満 4. 150g以上 1つ分 =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  ※ 1つ分は約100g (9) 効果があると思われるサプリメント、健康食品あるいは漢方薬がありますか？ 1. ある 2. ない (10) (9)で 1. ある と答えた方におうかがいします。 効果があると思われるサプリメント、健康食品あるいは漢方薬の名称と摂取の効果を教えてください。 ※医師から処方され、服用している漢方薬については、15ページにご回答をお願いします。 <table><thead><tr><th>例. 名称：</th><th>蘇分サプリメント</th><th>効果：</th><th>貧血改善</th></tr></thead><tbody><tr><td>1. 名称：</td><td></td><td>効果：</td><td></td></tr><tr><td>2. 名称：</td><td></td><td>効果：</td><td></td></tr><tr><td>3. 名称：</td><td></td><td>効果：</td><td></td></tr><tr><td>4. 名称：</td><td></td><td>効果：</td><td></td></tr><tr><td>5. 名称：</td><td></td><td>効果：</td><td></td></tr></tbody></table>	例. 名称：	蘇分サプリメント	効果：	貧血改善	1. 名称：		効果：		2. 名称：		効果：		3. 名称：		効果：		4. 名称：		効果：		5. 名称：		効果：		(6) 1日の労働時間はどのくらいですか？（家事なども含みます） 1. 10時間以上 2. 9時間以上～10時間未満 3. 8時間以上～9時間未満 4. 7時間以上～8時間未満 5. 6時間以上～7時間未満 6. 5時間以上～6時間未満 7. 4時間以上～5時間未満 8. 4時間未満 (7) 1日平均どれくらいの量の野菜類を食べますか？（最近1ヶ月間の平均を回答して下さい） 1. 70g未満（1つ未満） 2. 70g以上140g未満（1～2つ） 3. 140g以上210g未満（2～3つ） 4. 210g以上280g未満（3～4つ） 5. 280g以上350g未満（4～5つ） 6. 350g以上（5つ以上） 1つ分 =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  ※ 1つ分は約70g (8) 1日平均どれくらいの量の果物類を食べますか？（最近1ヶ月間の平均を回答して下さい） 1. 50g未満 2. 50g以上100g未満 3. 100g以上150g未満 4. 150g以上 1つ分 =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  =  ※ 1つ分は約100g (9) 効果があると思われるサプリメント、健康食品あるいは漢方薬がありますか？ 1. ある 2. ない (10) (9)で 1. ある と答えた方におうかがいします。 効果があると思われるサプリメント、健康食品あるいは漢方薬の名称と摂取の効果を教えてください。 ※医師から処方され、服用している漢方薬については、14ページにご回答をお願いします。 <table><thead><tr><th>例. 名称：</th><th>蘇分サプリメント</th><th>効果：</th><th>貧血改善</th></tr></thead><tbody><tr><td>1. 名称：</td><td></td><td>効果：</td><td></td></tr><tr><td>2. 名称：</td><td></td><td>効果：</td><td></td></tr><tr><td>3. 名称：</td><td></td><td>効果：</td><td></td></tr><tr><td>4. 名称：</td><td></td><td>効果：</td><td></td></tr><tr><td>5. 名称：</td><td></td><td>効果：</td><td></td></tr></tbody></table>	例. 名称：	蘇分サプリメント	効果：	貧血改善	1. 名称：		効果：		2. 名称：		効果：		3. 名称：		効果：		4. 名称：		効果：		5. 名称：		効果：	
例. 名称：	蘇分サプリメント	効果：	貧血改善																																														
1. 名称：		効果：																																															
2. 名称：		効果：																																															
3. 名称：		効果：																																															
4. 名称：		効果：																																															
5. 名称：		効果：																																															
例. 名称：	蘇分サプリメント	効果：	貧血改善																																														
1. 名称：		効果：																																															
2. 名称：		効果：																																															
3. 名称：		効果：																																															
4. 名称：		効果：																																															
5. 名称：		効果：																																															

令和3年度調査票案（新）	令和2年度調査票（旧）
問2 健康・悩み・ストレス・睡眠について 該当するものに○を付けてください。 (1) あなたは現在、日常生活で悩みやストレスがありますか？ 1. ある 2. ない (2) 1. ある と答えた方におうかがいます。 悩みやストレスの原因としてあてはまるものすべてに○を付けてください。 その中で最も気になる原因の番号を一つだけ太枠の中に記入してください。 1. 家族との人間関係 2. 家族以外との人間関係 3. 恋愛・性に関すること 4. 結婚 5. 離婚 6. いじめ、セクシュアル・ハラスメント 7. 生きがいに關すること 8. 自由にできる時間がない 9. 収入・家計・借金等 10. 自分の健康状態、病氣や介護 11. 家族の健康状態、病氣や介護 12. 妊娠・出産 13. 育児 14. 家事 15. 自分の学業・受験・進学 16. 子どもの教育 17. 自分の仕事 18. 家族の仕事 19. 住まいや生活環境 (公害、安全及び交通事情を含む) 20. その他 () 21. わからない ⇒ 最も気になる原因は 1 ～21 のうち (3) 睡眠時間はどのくらいですか？ 1. 9時間以上 2. 8時間以上～9時間未満 3. 7時間以上～8時間未満 4. 6時間以上～7時間未満 5. 5時間以上～6時間未満 6. 5時間未満	問2 健康・悩み・ストレス・睡眠について 該当するものに○を付けてください。 (1) あなたは現在、日常生活で悩みやストレスがありますか？ 1. ある 2. ない (2) 1. ある と答えた方におうかがいます。 悩みやストレスの原因としてあてはまるものすべてに○を付けてください。 その中で最も気になる原因の番号を一つだけ太枠の中に記入してください。 1. 家族との人間関係 2. 家族以外との人間関係 3. 恋愛・性に関すること 4. 結婚 5. 離婚 6. いじめ、セクシュアル・ハラスメント 7. 生きがいに關すること 8. 自由にできる時間がない 9. 収入・家計・借金等 10. 自分の健康状態、病氣や介護 11. 家族の健康状態、病氣や介護 12. 妊娠・出産 13. 育児 14. 家事 15. 自分の学業・受験・進学 16. 子どもの教育 17. 自分の仕事 18. 家族の仕事 19. 住まいや生活環境 (公害、安全及び交通事情を含む) 20. その他 () 21. わからない ⇒ 最も気になる原因は 1 ～21 のうち (3) 睡眠時間はどのくらいですか？ 1. 9時間以上 2. 8時間以上～9時間未満 3. 7時間以上～8時間未満 4. 6時間以上～7時間未満 5. 5時間以上～6時間未満 6. 5時間未満

令和3年度調査票案（新）	令和2年度調査票（旧）
(4) 睡眠の質についておたずねします。あなたはこの一ヶ月間に、次のようなことが週3回以上ありましたか？ あてはまるものすべてに○を付けてください。 ただし、7. を選択する場合は7のみに○を付けてください。 1. 寝付き（布団に入ってから眠るまでに要する時間）に、時間がかった。 2. 夜間、睡眠途中で目が覚めて困った。 3. 起きようとする時刻よりも早く目が覚め、それ以上眠れなかった。 4. 睡眠時間が足りなかった。 5. 睡眠全体の質に満足できなかった。 6. 日中、眠気を感じた。 7. 上記1～6のようなことはなかった。 (5) 座っているとき、または横になっている間に脚に不快な感じ、または感覚がありますか？ またはこれまでにありましたか？ 1. はい 2. いいえ (6) 座っているとき、または横になっている間に脚を動かす必要性、または動かしたい衝動がありますか？または、これまでにありましたか？ 1. はい 2. いいえ (7) (5) あるいは (6) のいずれか1つにでも 1. はい と回答された方にうかがいます。 ◆休んでいるとき（座っているとき、または横になっているとき）と、体を動かしているときのどちらでこのように感じやすいですか？（一つだけに○を付けてください） 1. 休んでいるとき 2. 体を動かしているとき 3. 両方 4. わからない ◆このような感じがするときに起き上がりたり、動き回ったりすると、実際に動き続けているあいだは、その感じはいくらかでも軽くなりますか？ 1. はい 2. いいえ 3. わからない ◆脚のこの感じは1日のうちの時間帯でもっとも起こりやすいですか？ （一つ以上に○を付けてください。ただし、6. を選択する場合は6のみに○を付けてください。） 1. 朝 2. 日中 3. 午後 4. 夕方 5. 夜 6. すべての時間帯でほぼ同じ	(4) 睡眠の質についておたずねします。あなたはこの一ヶ月間に、次のようなことが週3回以上ありましたか？あてはまるものすべてに○を付けてください。 1. 寝付き（布団に入ってから眠るまでに要する時間）に、時間がかった。 2. 夜間、睡眠途中で目が覚めて困った。 3. 起きようとする時刻よりも早く目が覚め、それ以上眠れなかった。 4. 睡眠時間が足りなかった。 5. 睡眠全体の質に満足できなかった。 6. 日中、眠気を感じた。 7. 上記1～6のようなことはなかった。 (5) 座っているとき、または横になっている間に脚に不快な感じ、または感覚がありますか？またはこれまでにありましたか？ 1. はい 2. いいえ (6) 座っているとき、または横になっている間に脚を動かす必要性、または動かしたい衝動がありますか？または、これまでにありましたか？ 1. はい 2. いいえ (7) (5) あるいは (6) のいずれか1つにでも 1. はい と回答された方にうかがいます。 ◆休んでいるとき（座っているとき、または横になっているとき）と、体を動かしているときのどちらでこのように感じやすいですか？ 1. 休んでいるとき 2. 体を動かしているとき 3. 両方 4. わからない ◆このような感じがするときに起き上がりたり、動き回ったりすると、実際に動き続けているあいだは、その感じはいくらかでも軽くなりますか？ 1. はい 2. いいえ 3. わからない ◆脚のこの感じは1日のうちの時間帯でもっとも起こりやすいですか？ （一つ以上に○を付けてください。） 1. 朝 2. 日中 3. 午後 4. 夕方 5. 夜 6. すべての時間帯でほぼ同じ

令和3年度調査票案（新）	令和2年度調査票（旧）
問3 介護や日常生活動作の状況について 該当するものに○を付けてください。 介護認定を受けていない方や介護を必要としていない方も回答してください。 (1) あなたは病院や診療所に入院、または介護施設に入所中ですか？ 1. はい 2. いいえ (2) 現在介護認定を受けていますか？ 1. はい 2. いいえ (⇒ (4) にお進みください。) (3) 1. はいと答えた方におうかがいます。2. いいえと答えた方は(4)にお進みください。 ◆現在の介護度の状況をおしえてください。(一つだけに○を付けてください) 1. 要支援1 5. 要介護3 2. 要支援2 6. 要介護4 3. 要介護1 7. 要介護5 4. 要介護2 ◆現在利用している介護保険サービスについて、あてはまるものすべてに○を付けてください。 1. ホームヘルパーの訪問介護・訪問看護 6. グループホームへの入所 2. 通所介護（デイサービス） 7. 特別養護老人ホームへの入所 3. 通所リハビリテーション 8. 介護老人保健施設への入所 4. 短期入所生活介護（ショートステイ） 9. その他（) 5. 有料老人ホームへの入所 10. 利用していない。	問3 介護や日常生活動作の状況について 該当するものに○を付けてください。 (1) あなたは病院や診療所に入院、または介護施設に入所中ですか？ 1. はい 2. いいえ (2) 現在介護認定を受けていますか？ 1. はい 2. いいえ (⇒ (4) にお進みください。) (3) 1. はいと答えた方におうかがいます。2. いいえと答えた方は(4)にお進みください。 ◆現在の介護度の状況をおしえてください。(一つだけに○を付けてください) 1. 要支援1 5. 要介護3 2. 要支援2 6. 要介護4 3. 要介護1 7. 要介護5 4. 要介護2 ◆現在利用している介護保険サービスについて、あてはまるものすべてに○を付けてください。 1. ホームヘルパーの訪問介護・訪問看護 6. グループホームへの入所 2. 通所介護（デイサービス） 7. 特別養護老人ホームへの入所 3. 通所リハビリテーション 8. 介護老人保健施設への入所 4. 短期入所生活介護（ショートステイ） 9. その他（) 5. 有料老人ホームへの入所 10. 利用していない。

令和3年度調査票案（新）

◆介護が必要となった原因としてあてはまるものの番号すべてに○を付けてください。
その中で主な原因の番号を一つだけ表の下の本枠の中に記入してください。

1	脳血管疾患	脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、脳卒中、その他の脳血管疾患及びその後遺症など
2	心臓疾患	狭心症、心筋こうそく、不整脈、心筋炎、その他の心臓疾患
3	がん	すべての部位の悪性新生物（白血病を含む）及び肉腫
4	呼吸器疾患	肺炎、気管支炎、胸膜疾患など
5	関節疾患	関節リウマチ、関節炎、関節の変形、腰痛症
6	認知症	アルツハイマー病など
7	糖尿病	糖尿病及び糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症などの合併症
8	パーキンソン病	安静時振戦、歩行障害、歯車性固縮、仮面様顔貌 など
9	視覚・聴覚障害	緑内障、網膜はくり、難聴など
10	骨折・転倒	屋内外を問わず、何らかの原因で骨折または転倒したもの
11	脊髄損傷	脊髄の機能が傷害されたもの
12	高齢による衰弱	特にこれといった病氣と診断されていないものの、老いて体の機能が衰弱したもの
13	その他（	）
14	わからない	

⇒主な原因は1～14のうち

令和2年度調査票（旧）

◆介護が必要となった原因としてあてはまるものの番号すべてに○を付けてください。
その中で主な原因の番号を一つだけ表の下の本枠の中に記入してください。

1	脳血管疾患	脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、脳卒中、その他の脳血管疾患及びその後遺症など
2	心臓疾患	狭心症、心筋こうそく、不整脈、心筋炎、その他の心臓疾患
3	がん	すべての部位の悪性新生物（白血病を含む）及び肉腫
4	呼吸器疾患	肺炎、気管支炎、胸膜疾患など
5	関節疾患	関節リウマチ、関節炎、関節の変形、腰痛症
6	認知症	アルツハイマー病など
7	糖尿病	糖尿病及び糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症などの合併症
8	パーキンソン病	安静時振戦、歩行障害、歯車性固縮、仮面様顔貌 など
9	視覚・聴覚障害	緑内障、網膜はくり、難聴など
10	骨折・転倒	屋内外を問わず、何らかの原因で骨折または転倒したもの
11	脊髄損傷	脊髄の機能が傷害されたもの
12	高齢による衰弱	特にこれといった病氣と診断されていないものの、老いて体の機能が衰弱したもの
13	その他（	）
14	わからない	

⇒主な原因は1～14のうち

令和3年度調査票案（新）	令和2年度調査票（旧）																																																																								
(4) 以下の動作について、1～3のいずれか該当するもの一つに○を付けてください。 （介護認定を受けていない方も回答してください。） ※なお、普段行っていない動作については行うことを想定してご記入下さい。 洗顔 <table><tr><td>1. 介助なしに自分ひとりでできる</td><td>3. 介助や支えがあってもできない</td></tr><tr><td>2. 介助や支えがあればできる</td><td></td></tr></table> 口腔清拭（はみがきなど） こうくうせいしき <table><tr><td>1. 介助なしに自分ひとりでできる</td><td>3. 介助や支えがあってもできない</td></tr><tr><td>2. 介助や支えがあればできる</td><td></td></tr></table> 身体の清拭（体をぬぐう） <table><tr><td>1. 介助なしに自分ひとりでできる</td><td>3. 介助や支えがあってもできない</td></tr><tr><td>2. 介助や支えがあればできる</td><td></td></tr></table> 洗髪 <table><tr><td>1. 介助なしに自分ひとりでできる</td><td>3. 介助や支えがあってもできない</td></tr><tr><td>2. 介助や支えがあればできる</td><td></td></tr></table> 着替え <table><tr><td>1. 介助なしに自分ひとりでできる</td><td>3. 介助や支えがあってもできない</td></tr><tr><td>2. 介助や支えがあればできる</td><td></td></tr></table> 入浴 <table><tr><td>1. 介助なしに自分ひとりでできる</td><td>3. 介助や支えがあってもできない</td></tr><tr><td>2. 介助や支えがあればできる</td><td></td></tr></table> 体位交換・起居（寝返りや体を起こすなど） <table><tr><td>1. 介助なしに自分ひとりでできる</td><td>3. 介助や支えがあってもできない</td></tr><tr><td>2. 介助や支えがあればできる</td><td></td></tr></table> 排泄（トイレなど） <table><tr><td>1. 介助なしに自分ひとりでできる</td><td>3. 介助や支えがあってもできない</td></tr><tr><td>2. 介助や支えがあればできる</td><td></td></tr></table> 食事の準備・後始末（調理を含む） <table><tr><td>1. 介助なしに自分ひとりでできる</td><td>3. 介助や支えがあってもできない</td></tr><tr><td>2. 介助や支えがあればできる</td><td></td></tr></table>	1. 介助なしに自分ひとりでできる	3. 介助や支えがあってもできない	2. 介助や支えがあればできる		1. 介助なしに自分ひとりでできる	3. 介助や支えがあってもできない	2. 介助や支えがあればできる		1. 介助なしに自分ひとりでできる	3. 介助や支えがあってもできない	2. 介助や支えがあればできる		1. 介助なしに自分ひとりでできる	3. 介助や支えがあってもできない	2. 介助や支えがあればできる		1. 介助なしに自分ひとりでできる	3. 介助や支えがあってもできない	2. 介助や支えがあればできる		1. 介助なしに自分ひとりでできる	3. 介助や支えがあってもできない	2. 介助や支えがあればできる		1. 介助なしに自分ひとりでできる	3. 介助や支えがあってもできない	2. 介助や支えがあればできる		1. 介助なしに自分ひとりでできる	3. 介助や支えがあってもできない	2. 介助や支えがあればできる		1. 介助なしに自分ひとりでできる	3. 介助や支えがあってもできない	2. 介助や支えがあればできる		(4) 以下の動作について、1～3のいずれか該当するもの一つに○を付けてください。 （介護認定を受けていない方も回答してください。） ※なお、普段行っていない動作については行うことを想定してご記入下さい。 洗顔 <table><tr><td>1. 介助なしに自分ひとりでできる</td><td>3. 介助や支えがあってもできない</td></tr><tr><td>2. 介助や支えがあればできる</td><td></td></tr></table> 口腔清拭（はみがきなど） こうくうせいしき <table><tr><td>1. 介助なしに自分ひとりでできる</td><td>3. 介助や支えがあってもできない</td></tr><tr><td>2. 介助や支えがあればできる</td><td></td></tr></table> 身体の清拭（体をぬぐう） <table><tr><td>1. 介助なしに自分ひとりでできる</td><td>3. 介助や支えがあってもできない</td></tr><tr><td>2. 介助や支えがあればできる</td><td></td></tr></table> 洗髪 <table><tr><td>1. 介助なしに自分ひとりでできる</td><td>3. 介助や支えがあってもできない</td></tr><tr><td>2. 介助や支えがあればできる</td><td></td></tr></table> 着替え <table><tr><td>1. 介助なしに自分ひとりでできる</td><td>3. 介助や支えがあってもできない</td></tr><tr><td>2. 介助や支えがあればできる</td><td></td></tr></table> 入浴 <table><tr><td>1. 介助なしに自分ひとりでできる</td><td>3. 介助や支えがあってもできない</td></tr><tr><td>2. 介助や支えがあればできる</td><td></td></tr></table> 体位交換・起居（寝返りや体を起こすなど） <table><tr><td>1. 介助なしに自分ひとりでできる</td><td>3. 介助や支えがあってもできない</td></tr><tr><td>2. 介助や支えがあればできる</td><td></td></tr></table> 排泄（トイレなど） <table><tr><td>1. 介助なしに自分ひとりでできる</td><td>3. 介助や支えがあってもできない</td></tr><tr><td>2. 介助や支えがあればできる</td><td></td></tr></table> 食事の準備・後始末（調理を含む） <table><tr><td>1. 介助なしに自分ひとりでできる</td><td>3. 介助や支えがあってもできない</td></tr><tr><td>2. 介助や支えがあればできる</td><td></td></tr></table>	1. 介助なしに自分ひとりでできる	3. 介助や支えがあってもできない	2. 介助や支えがあればできる		1. 介助なしに自分ひとりでできる	3. 介助や支えがあってもできない	2. 介助や支えがあればできる		1. 介助なしに自分ひとりでできる	3. 介助や支えがあってもできない	2. 介助や支えがあればできる		1. 介助なしに自分ひとりでできる	3. 介助や支えがあってもできない	2. 介助や支えがあればできる		1. 介助なしに自分ひとりでできる	3. 介助や支えがあってもできない	2. 介助や支えがあればできる		1. 介助なしに自分ひとりでできる	3. 介助や支えがあってもできない	2. 介助や支えがあればできる		1. 介助なしに自分ひとりでできる	3. 介助や支えがあってもできない	2. 介助や支えがあればできる		1. 介助なしに自分ひとりでできる	3. 介助や支えがあってもできない	2. 介助や支えがあればできる		1. 介助なしに自分ひとりでできる	3. 介助や支えがあってもできない	2. 介助や支えがあればできる	
1. 介助なしに自分ひとりでできる	3. 介助や支えがあってもできない																																																																								
2. 介助や支えがあればできる																																																																									
1. 介助なしに自分ひとりでできる	3. 介助や支えがあってもできない																																																																								
2. 介助や支えがあればできる																																																																									
1. 介助なしに自分ひとりでできる	3. 介助や支えがあってもできない																																																																								
2. 介助や支えがあればできる																																																																									
1. 介助なしに自分ひとりでできる	3. 介助や支えがあってもできない																																																																								
2. 介助や支えがあればできる																																																																									
1. 介助なしに自分ひとりでできる	3. 介助や支えがあってもできない																																																																								
2. 介助や支えがあればできる																																																																									
1. 介助なしに自分ひとりでできる	3. 介助や支えがあってもできない																																																																								
2. 介助や支えがあればできる																																																																									
1. 介助なしに自分ひとりでできる	3. 介助や支えがあってもできない																																																																								
2. 介助や支えがあればできる																																																																									
1. 介助なしに自分ひとりでできる	3. 介助や支えがあってもできない																																																																								
2. 介助や支えがあればできる																																																																									
1. 介助なしに自分ひとりでできる	3. 介助や支えがあってもできない																																																																								
2. 介助や支えがあればできる																																																																									
1. 介助なしに自分ひとりでできる	3. 介助や支えがあってもできない																																																																								
2. 介助や支えがあればできる																																																																									
1. 介助なしに自分ひとりでできる	3. 介助や支えがあってもできない																																																																								
2. 介助や支えがあればできる																																																																									
1. 介助なしに自分ひとりでできる	3. 介助や支えがあってもできない																																																																								
2. 介助や支えがあればできる																																																																									
1. 介助なしに自分ひとりでできる	3. 介助や支えがあってもできない																																																																								
2. 介助や支えがあればできる																																																																									
1. 介助なしに自分ひとりでできる	3. 介助や支えがあってもできない																																																																								
2. 介助や支えがあればできる																																																																									
1. 介助なしに自分ひとりでできる	3. 介助や支えがあってもできない																																																																								
2. 介助や支えがあればできる																																																																									
1. 介助なしに自分ひとりでできる	3. 介助や支えがあってもできない																																																																								
2. 介助や支えがあればできる																																																																									
1. 介助なしに自分ひとりでできる	3. 介助や支えがあってもできない																																																																								
2. 介助や支えがあればできる																																																																									
1. 介助なしに自分ひとりでできる	3. 介助や支えがあってもできない																																																																								
2. 介助や支えがあればできる																																																																									

令和3年度調査票案（新）		令和2年度調査票（旧）
食事 1. 介助なしに自分ひとりでできる 2. 介助や支えがあればできる 3. 介助や支えがあってもできない 服薬（薬を飲む） 1. 介助なしに自分ひとりでできる 2. 介助や支えがあればできる 3. 介助や支えがあってもできない 散歩 1. 介助なしに自分ひとりでできる 2. 介助や支えがあればできる 3. 介助や支えがあってもできない 掃除 1. 介助なしに自分ひとりでできる 2. 介助や支えがあればできる 3. 介助や支えがあってもできない 洗濯 1. 介助なしに自分ひとりでできる 2. 介助や支えがあればできる 3. 介助や支えがあってもできない 買い物 1. 介助なしに自分ひとりでできる 2. 介助や支えがあればできる 3. 介助や支えがあってもできない 日常会話 1. 介助なしに自分ひとりでできる 2. 介助や支えがあればできる 3. 介助や支えがあってもできない	食事 1. 介助なしに自分ひとりでできる 2. 介助や支えがあればできる 3. 介助や支えがあってもできない 服薬（薬を飲む） 1. 介助なしに自分ひとりでできる 2. 介助や支えがあればできる 3. 介助や支えがあってもできない 散歩 1. 介助なしに自分ひとりでできる 2. 介助や支えがあればできる 3. 介助や支えがあってもできない 掃除 1. 介助なしに自分ひとりでできる 2. 介助や支えがあればできる 3. 介助や支えがあってもできない 洗濯 1. 介助なしに自分ひとりでできる 2. 介助や支えがあればできる 3. 介助や支えがあってもできない 買い物 1. 介助なしに自分ひとりでできる 2. 介助や支えがあればできる 3. 介助や支えがあってもできない 日常会話 1. 介助なしに自分ひとりでできる 2. 介助や支えがあればできる 3. 介助や支えがあってもできない	食事 1. 介助なしに自分ひとりでできる 2. 介助や支えがあればできる 3. 介助や支えがあってもできない 服薬（薬を飲む） 1. 介助なしに自分ひとりでできる 2. 介助や支えがあればできる 3. 介助や支えがあってもできない 散歩 1. 介助なしに自分ひとりでできる 2. 介助や支えがあればできる 3. 介助や支えがあってもできない 掃除 1. 介助なしに自分ひとりでできる 2. 介助や支えがあればできる 3. 介助や支えがあってもできない 洗濯 1. 介助なしに自分ひとりでできる 2. 介助や支えがあればできる 3. 介助や支えがあってもできない 買い物 1. 介助なしに自分ひとりでできる 2. 介助や支えがあればできる 3. 介助や支えがあってもできない 日常会話 1. 介助なしに自分ひとりでできる 2. 介助や支えがあればできる 3. 介助や支えがあってもできない

令和3年度調査票案（新）	令和2年度調査票（旧）
問4 現在の治療状況について 該当するものに二つだけ○を付けてください。 (1) 現在の受診の頻度はどのくらいですか？ ※ 現在受診中のすべての疾患を合わせた受診状況をお答えください。 1. 入院中 4. 毎月1～3回程度 2. 施設入所中で医療的ケアを受けている 5. 数か月に1回程度 3. 毎週1回以上 6. 受診していない (2) 新型コロナウイルスの影響により、普段の受診の頻度に変化（減少）はありますか？ 1. ある 2. ない (3) 2. 1. ある と答えた方におうかがいます。 受診頻度が変化（減少）した理由を教えてください。 （あてはまるものすべてに○をつけてください。） 1. 病院の診療が制限されていたため 2. 病院で新型コロナウイルスに感染するかもしれないため 3. 病院に行かなくても、症状が落ち着いているため 4. なるべく外出はしないように心がけたため 5. その他（ ）	問4 現在の治療状況について 該当するものに二つだけ○を付けてください。 (1) 現在の受診の頻度はどのくらいですか？ ※ 現在受診中のすべての疾患を合わせた受診状況をお答えください。 1. 入院中 4. 毎月1～3回程度 2. 施設入所中で医療的ケアを受けている 5. 数か月に1回程度 3. 毎週1回以上 6. 受診していない (新規)

令和3年度調査票案 (新)	令和2年度調査票 (旧)																																																																								
(4) 現在、医師から処方されているお薬はありますか？ 1. はい 2. いいえ (5) (4)で1. はい と答えた方におうかがいします。 現在、医師から処方されているお薬をすべて教えてください。 記載するのが困難な場合は、お薬手帳のコピー（現在処方されているお薬がわかるページ）を次のページに添付してください。 <table><thead><tr><th></th><th>薬の名前</th><th>薬の対象となる病気 ※分からない場合は空欄でも構いません。</th></tr></thead><tbody><tr><td>例</td><td>○ ○ ○ ○</td><td>高血圧</td></tr><tr><td>1.</td><td></td><td></td></tr><tr><td>2.</td><td></td><td></td></tr><tr><td>3.</td><td></td><td></td></tr><tr><td>4.</td><td></td><td></td></tr><tr><td>5.</td><td></td><td></td></tr><tr><td>6.</td><td></td><td></td></tr><tr><td>7.</td><td></td><td></td></tr><tr><td>8.</td><td></td><td></td></tr><tr><td>9.</td><td></td><td></td></tr><tr><td>10.</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>		薬の名前	薬の対象となる病気 ※分からない場合は空欄でも構いません。	例	○ ○ ○ ○	高血圧	1.			2.			3.			4.			5.			6.			7.			8.			9.			10.			(2) 現在、医師から処方されているお薬はありますか？ 1. はい 2. いいえ (3) (2)で1. はい と答えた方におうかがいします。 現在、医師から処方されているお薬をすべて教えてください。 記載するのが困難な場合は、お薬手帳のコピー（現在処方されているお薬がわかるページ）を次のページに添付してください。 <table><thead><tr><th></th><th>薬の名前</th><th>薬の対象となる病気 ※分からない場合は空欄でも構いません。</th></tr></thead><tbody><tr><td>例</td><td>○ ○ ○ ○</td><td>高血圧</td></tr><tr><td>1.</td><td></td><td></td></tr><tr><td>2.</td><td></td><td></td></tr><tr><td>3.</td><td></td><td></td></tr><tr><td>4.</td><td></td><td></td></tr><tr><td>5.</td><td></td><td></td></tr><tr><td>6.</td><td></td><td></td></tr><tr><td>7.</td><td></td><td></td></tr><tr><td>8.</td><td></td><td></td></tr><tr><td>9.</td><td></td><td></td></tr><tr><td>10.</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>		薬の名前	薬の対象となる病気 ※分からない場合は空欄でも構いません。	例	○ ○ ○ ○	高血圧	1.			2.			3.			4.			5.			6.			7.			8.			9.			10.		
	薬の名前	薬の対象となる病気 ※分からない場合は空欄でも構いません。																																																																							
例	○ ○ ○ ○	高血圧																																																																							
1.																																																																									
2.																																																																									
3.																																																																									
4.																																																																									
5.																																																																									
6.																																																																									
7.																																																																									
8.																																																																									
9.																																																																									
10.																																																																									
	薬の名前	薬の対象となる病気 ※分からない場合は空欄でも構いません。																																																																							
例	○ ○ ○ ○	高血圧																																																																							
1.																																																																									
2.																																																																									
3.																																																																									
4.																																																																									
5.																																																																									
6.																																																																									
7.																																																																									
8.																																																																									
9.																																																																									
10.																																																																									

15/37

令和3年度調査票案（新）	令和2年度調査票（旧）
○お薬手帳のコピーの添付欄 ※お薬の名前が分かるページだけを貼り付けてください。（表紙等は必要ありません。） ※のり付けする場合は、重ならないようにしてください。 16/37	○お薬手帳のコピーの添付欄 ※お薬の名前が分かるページだけを貼り付けてください。（表紙等は必要ありません。） ※のり付けする場合は、重ならないようにしてください。 15 / 36

令和3年度調査票案（新）	令和2年度調査票（旧）
油しょうかんじしちりょうりょうけんじかりょうけん 問5 油症患者受療券（受療券）[※]の利用状況について 該当するものに二つだけ○を付けてください。 ※ 油症患者受療券（受療券）を、カネミ倉庫株式会社と契約している医療機関で提示すると、窓口での利用者負担の支払を受けることなく、油症に関連する医療を受けることができます。なお、受療券を使わずに、油症に関連する医療を受けた場合には、支払った自己負担分を、カネミ倉庫株式会社へ請求できます。また、受療券を持っていない方は、必要な場合は、カネミ倉庫株式会社に改めて交付を請求することもできます。 (1) カネミ倉庫株式会社が発行している受療券を現在持っていますか？ 1. はい 2. いいえ (⇒(4))にお進みください。) (2) (1)で 1. はい と答えた方におうかがいします。 この1年間、受療券を利用せずに受診したことがありますか？ 1. はい 2. いいえ (3) (2)で 1. はい と答えた方におうかがいします。 受療券を利用せずに受診した理由を教えてください。 1. 受療券を利用できない医療機関のため 2. その他 () (4) (1)で 2. いいえ と答えた方におうかがいします。 受療券を持たない理由は何ですか。 (あてはまるものすべてに○をつけてください。) 1. 利用する予定がないから 2. 手続きがめんどうだから 3. 他の人に油症患者であると知られてしまうと思うから 4. 受療券が利用できる医療機関に限られるから 5. その他 ()	油しょうかんじしちりょうりょうけんじかりょうけん 問5 油症患者受療券（受療券）[※]の利用状況について 該当するものに二つだけ○を付けてください。 ※ 油症患者受療券（受療券）を、カネミ倉庫株式会社と契約している医療機関で提示すると、窓口での利用者負担の支払を受けることなく、油症に関連する医療を受けることができます。なお、受療券を使わずに、油症に関連する医療を受けた場合には、支払った自己負担分を、カネミ倉庫株式会社へ請求できます。また、受療券を持っていない方は、必要な場合は、カネミ倉庫株式会社に改めて交付を請求することもできます。 (1) カネミ倉庫株式会社が発行している受療券を現在持っていますか？ 1. はい 2. いいえ (⇒(4))にお進みください。) (2) (1)で 1. はい と答えた方におうかがいします。 この1年間、受療券を利用せずに受診したことがありますか？ 1. はい 2. いいえ (3) (2)で 1. はい と答えた方におうかがいします。 受療券を利用せずに受診した理由を教えてください。 1. 受療券を利用できない医療機関のため 2. その他 () (4) (1)で 2. いいえ と答えた方におうかがいします。 受療券を持たない理由は何ですか。 (あてはまるものすべてに○をつけてください。) 1. 利用する予定がないから 2. 手続きがめんどうだから 3. 他の人に油症患者であると知られてしまうと思うから 4. 受療券が利用できる医療機関に限られるから 5. その他 ()

令和3年度調査票案（新）

(5) 受療券の利用ができない医療機関（病院、診療所、歯科、調剤薬局）で、今後新たに利用を希望する医療機関がありますか？

1. はい

2. いいえ

1. はいと答えた方におうかがいます。

その医療機関の名前、所在地、受診頻度を教えてください。

1.	医療機関名：	（都道府県名）	（市町村以下）
	医療機関住所：	1. 入院中	4. 数ヶ月に1回程度
	受診頻度：	2. 毎週1回以上	5. 受診していない
	3. 毎月1～3回程度		
2.	医療機関名：	（都道府県名）	（市町村以下）
	医療機関住所：	1. 入院中	4. 数ヶ月に1回程度
	受診頻度：	2. 毎週1回以上	5. 受診していない
	3. 毎月1～3回程度		
3.	医療機関名：	（都道府県名）	（市町村以下）
	医療機関住所：	1. 入院中	4. 数ヶ月に1回程度
	受診頻度：	2. 毎週1回以上	5. 受診していない
	3. 毎月1～3回程度		
4.	医療機関名：	（都道府県名）	（市町村以下）
	医療機関住所：	1. 入院中	4. 数ヶ月に1回程度
	受診頻度：	2. 毎週1回以上	5. 受診していない
	3. 毎月1～3回程度		

令和2年度調査票（旧）

(5) 受療券の利用ができない医療機関（病院、診療所、歯科、調剤薬局）で、今後新たに利用を希望する医療機関がありますか？

1. はい

2. いいえ

1. はいと答えた方におうかがいます。

その医療機関の名前、所在地、受診頻度を教えてください。

1.	医療機関名：	（都道府県名）	（市町村以下）
	医療機関住所：	1. 入院中	4. 数ヶ月に1回程度
	受診頻度：	2. 毎週1回以上	5. 受診していない
	3. 毎月1～3回程度		
2.	医療機関名：	（都道府県名）	（市町村以下）
	医療機関住所：	1. 入院中	4. 数ヶ月に1回程度
	受診頻度：	2. 毎週1回以上	5. 受診していない
	3. 毎月1～3回程度		
3.	医療機関名：	（都道府県名）	（市町村以下）
	医療機関住所：	1. 入院中	4. 数ヶ月に1回程度
	受診頻度：	2. 毎週1回以上	5. 受診していない
	3. 毎月1～3回程度		
4.	医療機関名：	（都道府県名）	（市町村以下）
	医療機関住所：	1. 入院中	4. 数ヶ月に1回程度
	受診頻度：	2. 毎週1回以上	5. 受診していない
	3. 毎月1～3回程度		

令和3年度調査票案（新）		令和2年度調査票（旧）	
問6 油症検診について 該当するものに一つだけ○を付けてください。 (1) あなたは昨年度、油症検診を受診されましたか？ 1. はい 2. いいえ (2) と答えた方におうかがいします。 どのような理由で受けなかったのですか？あてはまるものすべてに○を付けてください。 その中で主な原因の番号を一つだけ表の下の本格の中に記入してください。 1. 知らなかったから（案内が届かなかった） 2. 仕事などで都合がつかなかったから 3. 体調が悪かったから 4. 検診の場所が遠かったから 5. 職場や自治体の検診を受けているため、必要性を感じないから 6. 健康に自信があり、必要性を感じないから 7. その時、医療機関に入通院していたから（介護施設への入所も含む） 8. めんどうだから 9. その他（ ） ⇒主な原因は1～11のうち	問6 油症検診について 該当するものに一つだけ○を付けてください。 (1) あなたは昨年度、油症検診を受診されましたか？ 1. はい 2. いいえ (2) と答えた方におうかがいします。 どのような理由で受けなかったのですか？あてはまるものすべてに○を付けてください。 その中で主な原因の番号を一つだけ表の下の本格の中に記入してください。 1. 知らなかったから（案内が届かなかった） 2. 仕事などで都合がつかなかったから 3. 体調が悪かったから 4. 検診の場所が遠かったから 5. 職場や自治体の検診を受けているため、必要性を感じないから 6. 健康に自信があり、必要性を感じないから 7. その時、医療機関に入通院していたから（介護施設への入所も含む） 8. めんどうだから 9. その他（ ） ⇒主な原因は1～9のうち		
問7 相談体制について 該当するものに○を付けてください。 (1) あなたは油症相談員や都道府県の相談窓口へ電話や訪問等で相談をしたことがありますか？ 1. ある 2. ない (2) と答えた方におうかがいします。 今後利用したい、または利用することが考えられる相談内容について教えてください。 （あてはまるものすべてに○を付けてください。） 1. 自分の病気や介護 2. 家族の病気や介護 3. 収入・家計・借金等 4. 家族または家族以外の人間関係 5. 特になし 6. その他（ ）	問7 相談体制について 該当するものに○を付けてください。 (1) あなたは油症相談員や都道府県の相談窓口へ電話や訪問等で相談をしたことがありますか？ 1. ある 2. ない (2) と答えた方におうかがいします。 今後利用したい、または利用することが考えられる相談内容について教えてください。 （あてはまるものすべてに○を付けてください。） 1. 自分の病気や介護 2. 家族の病気や介護 3. 収入・家計・借金等 4. 家族または家族以外の人間関係 5. その他（ ）		

19/37

18 / 36

令和3年度調査票案（新）	令和2年度調査票（旧）
【 記入上の注意 】 問8についてご記入いただく前に、本調査が初めてかどうかご回答ください。 ●本調査に回答するのは、今回が初めてですか？ 1. はい2. いいえ 1. はいと答えた方⇒問9（25ページ）にお進み下さい。 問8は回答せず、問9、問10をご回答ください。 2. いいえと答えた方⇒問8（22ページ）にお進み下さい。 問8を回答した後、問9は回答せず、問10をご回答ください。	【 記入上の注意 】 問8についてご記入いただく前に、本調査が初めてかどうかご回答ください。 ●本調査に回答するのは、今回が初めてですか？ 1. はい2. いいえ 1. はいと答えた方⇒問9、問10をご回答ください。 問8は回答せず、問9にお進み下さい。 2. いいえと答えた方⇒問8、問10をご回答ください。 問8を回答した後、問9は回答せず、問10にお進み下さい。

令和3年度調査票案（新）	令和2年度調査票（旧）
【注意】 次ページからの問8は20ページでいいえと答えた方のみご回答ください。（初めて本調査に回答する方は問8は回答しないで下さい。） 問8は22ページから23ページです。 ※20ページではいと答えた方は問8は回答せず、25ページの問9にお進みください。	【注意】 次ページからの問8は19ページでいいえと答えた方のみご回答ください。（初めて本調査に回答する方は問8は回答しないで下さい。） 問8は21ページから22ページです。 ※19ページではいと答えた方は問8は回答せず、23ページの問9にお進みください。

令和3年度調査票案（新）	令和2年度調査票（旧）																																																												
本調査が初めてのの方は、回答の必要はありません。 問8 これまでの罹患と治療状況について 該当するものに○を付けてください。 分からないところは、できればかかり付けの医師・歯科医師の先生に確認してください。 (1) この一年間（令和2年4月以降または前回回答以降）に新たに罹った病気はありますか？ 1. ある 2. ない 「1. ある」を選んだ方はこの1年間（または前回回答以降）に新たに罹った病気、現在の治療状況について下の表にご回答ください。 また、記載するのが困難な場合は、お薬手帳のコピー（新たに罹った病気についてのお薬がわかるページ）を次のページに添付してください。 ※「2. ない」を選んだ方は、これより下の表は回答不要です。問10にお進みください。 <table><thead><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">病気等の名前（診断名） 及び罹った（診断された）時期</th><th colspan="2">現在の治療状況 （いずれかに○）</th></tr><tr><th>医療機関 で治療中</th><th>医療機関 で治療を 受けていない</th></tr></thead><tbody><tr><td>例</td><td>糖尿病 令和3年1月</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>1.</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2.</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>3.</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>4.</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>5.</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> なお、上の欄に書ききれない場合や特に心配なことがある場合、 37ページ（問10）に記入してください。		病気等の名前（診断名） 及び罹った（診断された）時期	現在の治療状況 （いずれかに○）		医療機関 で治療中	医療機関 で治療を 受けていない	例	糖尿病 令和3年1月	○		1.				2.				3.				4.				5.				本調査が初めてのの方は、回答の必要はありません。 問8 これまでの罹患と治療状況について 該当するものに○を付けてください。 分からないところは、できればかかり付けの医師・歯科医師の先生に確認してください。 (1) この一年間（または前回回答以降）に新たに罹った病気はありますか？ 1. ある 2. ない 「1. ある」を選んだ方はこの1年間（または前回回答以降）に新たに罹った病気、現在の治療状況について下の表にご回答ください。 また、記載するのが困難な場合は、お薬手帳のコピー（新たに罹った病気についてのお薬がわかるページ）を次のページに添付してください。 ※「2. ない」を選んだ方は、これより下の表は回答不要です。問10にお進みください。 <table><thead><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">病気等の名前（診断名） 及び罹った（診断された）時期</th><th colspan="2">現在の治療状況 （いずれかに○）</th></tr><tr><th>医療機関 で治療中</th><th>医療機関 で治療を 受けていない</th></tr></thead><tbody><tr><td>例</td><td>糖尿病 平成30年1月</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>1.</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2.</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>3.</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>4.</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>5.</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> なお、上の欄に書ききれない場合や特に心配なことがある場合、 36ページ（問10）に記入してください。		病気等の名前（診断名） 及び罹った（診断された）時期	現在の治療状況 （いずれかに○）		医療機関 で治療中	医療機関 で治療を 受けていない	例	糖尿病 平成30年1月	○		1.				2.				3.				4.				5.			
			病気等の名前（診断名） 及び罹った（診断された）時期	現在の治療状況 （いずれかに○）																																																									
	医療機関 で治療中	医療機関 で治療を 受けていない																																																											
例	糖尿病 令和3年1月	○																																																											
1.																																																													
2.																																																													
3.																																																													
4.																																																													
5.																																																													
	病気等の名前（診断名） 及び罹った（診断された）時期	現在の治療状況 （いずれかに○）																																																											
		医療機関 で治療中	医療機関 で治療を 受けていない																																																										
例	糖尿病 平成30年1月	○																																																											
1.																																																													
2.																																																													
3.																																																													
4.																																																													
5.																																																													

令和3年度調査票案（新）	令和2年度調査票（旧）
○お薬手帳のコピーの添付欄 ※お薬の名前が分かるページを貼り付けてください。（表紙は必要ありません。） ※のり付けする場合は、重ならないようにしてください。 ※新たに置った病気についてのお薬が分かるようにお薬の名前に○をつけてください。 問8は以上で終了です。37ページの問10にお進みください。 23/37	○お薬手帳のコピーの添付欄 ※お薬の名前が分かるページを貼り付けてください。（表紙は必要ありません。） ※のり付けする場合は、重ならないようにしてください。 ※新たに置った病気についてのお薬が分かるようにお薬の名前に○をつけてください。 問8は以上で終了です。36ページの問10にお進みください。 22 / 36

令和3年度調査票案（新）	令和2年度調査票（旧）
【注意】 次ページからの問9は初めて本調査に回答される方の み記入してください。 25ページから36ページの全ての質問について、過去か ら現在までに雇った全ての病気等の状況について御回 答ください。 ※20ページでいいえと答えた方は問9は回答せず、37 ページの問10にお進みください。	【注意】 次ページからの問9は初めて本調査に回答される方の み記入してください。 24ページから35ページの全ての質問について、過去か ら現在までに雇った全ての病気等の状況について御回 答ください。 ※19ページでいいえと答えた方は問9は回答せず、36 ページの問10にお進みください。

令和3年度調査票案（新）

令和2年度調査票（旧）

本調査に回答したことがある方は、回答の必要はありません。

問9 これまでの罹患と治療状況について
該当するものに○を付けてください。小児期の病気については、ご両親にお聞きになってください。分からないところは、できればかかり付けの医師・歯科医師の先生に確認してください。

(1) 悪性腫瘍（がん）に罹ったことがありますか？

1. ある 2. ない

1. あると答えた方は、治療の状況をお答え下さい。

診断名	曾がん
現在の治療状況	1 入院治療中・外来（通院）治療中 2 がんに対する治療は終了し、定期的な検査のため通院中 3 治療が完了し、通院もしていない 4 その他（ ）
現在までに医療機関で受けたすべての治療	1 外科手術（胸腔鏡・腹腔鏡手術を含む） 2 内視鏡治療 3 薬物療法（抗がん剤・ホルモン剤 など） 4 放射線療法 5 その他（ ）

診断名
現在の治療状況
現在までに医療機関で受けたすべての治療

1

診断名
現在の治療状況
現在までに医療機関で受けたすべての治療

2

診断名
現在の治療状況
現在までに医療機関で受けたすべての治療

本調査に回答したことがある方は、回答の必要はありません。

問9 これまでの罹患と治療状況について
該当するものに○を付けてください。小児期の病気については、ご両親にお聞きになってください。分からないところは、できればかかり付けの医師・歯科医師の先生に確認してください。

(1) 悪性腫瘍（がん）に罹ったことがありますか？

1. ある 2. ない

1. あると答えた方は、治療の状況をお答え下さい。

診断名	曾がん
現在の治療状況	1 入院治療中・外来（通院）治療中 2 がんに対する治療は終了し、定期的な検査のため通院中 3 治療が完了し、通院もしていない 4 その他（ ）
現在までに医療機関で受けたすべての治療	1 外科手術（胸腔鏡・腹腔鏡手術を含む） 2 内視鏡治療 3 薬物療法（抗がん剤・ホルモン剤 など） 4 放射線療法 5 その他（ ）

診断名
現在の治療状況
現在までに医療機関で受けたすべての治療

1

診断名
現在の治療状況
現在までに医療機関で受けたすべての治療

2

診断名
現在の治療状況
現在までに医療機関で受けたすべての治療

25/37

24 / 36

26

- 49 -

令和3年度調査票案（新）

本調査に回答したことがある方は、回答の必要はありません。

- (3) 自律神経系の病気・症状について、罹ったことがあるものに以下の記号を記入してください。
医療機関で治療中…○ 医療機関での治療をへて治療…◎ 治療していない…△

※1	※4
起立性低血圧	不安神経症
過敏性腸症候群	自律神経失調症
※2	※5
多汗症	その他（
※3	病気・症状がとくにない場合は、 一の口にチェック（✓）を入れてください。
汗が出にくい	
不眠	

※1 起立性低血圧… 急に立ち上がったときにめまいや失神が起こる
※2 過敏性腸症候群… 腸の検査で明らかな異常が認めないが、腹痛や腹部の不快感、便秘や下痢が長く続く
※3 多汗症… 日常生活に支障をきたす発汗
※4 不安神経症… 不安が強すぎて日常生活に支障をきたす
※5 自律神経失調症… いろいろな自覚症状があるのに検査では異常が見つからない

- (4) 眼の病気・症状について、罹ったことがあるものに以下の記号を記入してください。

医療機関で治療中…○ 医療機関での治療をへて治療…◎ 治療していない…△

眼脂過多（めやにが多い）	遠視
瞼板腺（まつげの根元）からのチーズ様分泌物	乱視
結膜（白目）の色赤沈着	弱視
白内障	その他（
緑内障	病気・症状がとくにない場合は、 一の口にチェック（✓）を入れてください。
近視	

令和2年度調査票（旧）

本調査に回答したことがある方は、回答の必要はありません。

- (3) 自律神経系の病気・症状について、罹ったことがあるものに以下の記号を記入してください。
医療機関で治療中…○ 医療機関での治療をへて治療…◎ 治療していない…△

※1	※4
起立性低血圧	不安神経症
過敏性腸症候群	自律神経失調症
※2	※5
多汗症	その他（
※3	病気・症状がとくにない場合は、 一の口にチェック（✓）を入れてください。
汗が出にくい	
不眠	

※1 起立性低血圧… 急に立ち上がったときにめまいや失神が起こる
※2 過敏性腸症候群… 腸の検査で明らかな異常が認めないが、腹痛や腹部の不快感、便秘や下痢が長く続く
※3 多汗症… 日常生活に支障をきたす発汗
※4 不安神経症… 不安が強すぎて日常生活に支障をきたす
※5 自律神経失調症… いろいろな自覚症状があるのに検査では異常が見つからない

- (4) 眼の病気・症状について、罹ったことがあるものに以下の記号を記入してください。

医療機関で治療中…○ 医療機関での治療をへて治療…◎ 治療していない…△

眼脂過多（めやにが多い）	遠視
瞼板腺（まつげの根元）からのチーズ様分泌物	乱視
結膜（白目）の色赤沈着	弱視
白内障	その他（
緑内障	病気・症状がとくにない場合は、 一の口にチェック（✓）を入れてください。
近視	

令和3年度調査票案 (新)

令和2年度調査票 (旧)

本調査に回答したことがある方は、回答の必要はありません。

(5) 口の中の病気・症状について、罹ったことがあるものに以下の記号を記入してください。

医療機関で治療中…○ 医療機関での治療をへて治療…◎ 治療していない…△

歯肉の色素沈着 (歯茎が黒い)	口内炎になりやすい
歯牙形成不全 (子どもの時に歯が生えなかった)	虫歯になりやすい
歯周病 (歯槽膿漏)	歯の知覚過敏 (歯がしみる)
歯肉炎 (歯ぐきの病気)	永久歯 (全歯) を早期に失った
顎関節症 (あごの関節の異常)	その他 ()
味覚異常	病気・症状がとくにない場合は、一の口にチェック (✓) を入れてください。

(6) 耳・鼻の病気・症状について、罹ったことがあるものに以下の記号を記入してください。

医療機関で治療中…○ 医療機関での治療をへて治療…◎ 治療していない…△

メニエール病※1	蓄膿症
めまい	鼻血がよく出る
中耳炎	鼻血が止まりにくい
真珠腫性中耳炎※2	その他 ()
鼻炎を起こしやすい	病気・症状がとくにない場合は、一の口にチェック (✓) を入れてください。
難聴	

※1 メニエール病… 回転性めまい、耳鳴り、難聴などの症状を繰り返す

※2 真珠腫性中耳炎… 中耳炎を繰り返すうちに起こり、症状は難聴、耳だれ、痛みなど

本調査に回答したことがある方は、回答の必要はありません。

(5) 口の中の病気・症状について、罹ったことがあるものに以下の記号を記入してください。

医療機関で治療中…○ 医療機関での治療をへて治療…◎ 治療していない…△

歯肉の色素沈着 (歯茎が黒い)	口内炎になりやすい
歯牙形成不全 (子どもの時に歯が生えなかった)	虫歯になりやすい
歯周病 (歯槽膿漏)	歯の知覚過敏 (歯がしみる)
歯肉炎 (歯ぐきの病気)	永久歯 (全歯) を早期に失った
顎関節症 (あごの関節の異常)	その他 ()
味覚異常	病気・症状がとくにない場合は、一の口にチェック (✓) を入れてください。

(6) 耳・鼻の病気・症状について、罹ったことがあるものに以下の記号を記入してください。

医療機関で治療中…○ 医療機関での治療をへて治療…◎ 治療していない…△

メニエール病※1	蓄膿症
めまい	鼻血がよく出る
中耳炎	鼻血が止まりにくい
真珠腫性中耳炎※2	その他 ()
鼻炎を起こしやすい	病気・症状がとくにない場合は、一の口にチェック (✓) を入れてください。
難聴	

※1 メニエール病… 回転性めまい、耳鳴り、難聴などの症状を繰り返す

※2 真珠腫性中耳炎… 中耳炎を繰り返すうちに起こり、症状は難聴、耳だれ、痛みなど

令和3年度調査票案（新）

令和2年度調査票（旧）

本調査に回答したことがある方は、回答の必要はありません。

(7) 甲状腺の病氣・症状について、罹ったことがあるものに以下の記号を記入してください。

医療機関で治療中…○ 医療機関での治療をへて治療…◎ 治療していない…△

こうじょうせんしゅ ※1 甲状腺腫	こうじょうせんしゅのうていか ※4 甲状腺機能低下
まんせいこうじょうせんえん ※2 慢性甲状腺炎	その他 ()
パセドウ病 ※3	病氣・症状がとくにない場合は、 一の口にチェック (✓) を入れてください。

※1 甲状腺腫… 甲状腺がはれる

※2 慢性甲状腺炎… 甲状腺の組織に慢性的炎症が起きる

※3 パセドウ病… 甲状腺ホルモンが過剰に分泌される

※4 甲状腺機能低下… 甲状腺ホルモンの合成及び分泌が低下した状態

(8) のど・気管支・肺の病氣・症状について、罹ったことがあるものに以下の記号を記入してください。

医療機関で治療中…○ 医療機関での治療をへて治療…◎ 治療していない…△

はいせんいしやう ※1 肺線維症 (慢性間質性肺炎)	※1 息切れ
むき ※2 無気肺	風邪を引きやすい
はいすいしゅ ※3 肺水腫	風邪が治りにくい
はいえん 肺炎	せき
まんせいきかんしゅん 慢性気管支炎	たん
させい 嚔声 (声がかれる)	その他 ()
こきゅうこんなん 呼吸困難	病氣・症状がとくにない場合は、 一の口にチェック (✓) を入れてください。
しーおーびーでいー COPD	はいましゅ ※4 肺気腫

※1 肺線維症… 肺が硬くなる

※2 無気肺… 肺がふくらまない (つぶれる)、肺に空気が入らない

※3 肺水腫… 肺内に液体成分がたまる

※4 COPD… 長年のタバコ等で息切れが強くなる

本調査に回答したことがある方は、回答の必要はありません。

(7) 甲状腺の病氣・症状について、罹ったことがあるものに以下の記号を記入してください。

医療機関で治療中…○ 医療機関での治療をへて治療…◎ 治療していない…△

こうじょうせんしゅ ※1 甲状腺腫	こうじょうせんしゅのうていか ※4 甲状腺機能低下
まんせいこうじょうせんえん ※2 慢性甲状腺炎	その他 ()
パセドウ病 ※3	病氣・症状がとくにない場合は、 一の口にチェック (✓) を入れてください。

※1 甲状腺腫… 甲状腺がはれる

※2 慢性甲状腺炎… 甲状腺の組織に慢性的炎症が起きる

※3 パセドウ病… 甲状腺ホルモンが過剰に分泌される

※4 甲状腺機能低下… 甲状腺ホルモンの合成及び分泌が低下した状態

(8) のど・気管支・肺の病氣・症状について、罹ったことがあるものに以下の記号を記入してください。

医療機関で治療中…○ 医療機関での治療をへて治療…◎ 治療していない…△

はいせんいしやう ※1 肺線維症 (慢性間質性肺炎)	※1 息切れ
むき ※2 無気肺	風邪を引きやすい
はいすいしゅ ※3 肺水腫	風邪が治りにくい
はいえん 肺炎	せき
まんせいきかんしゅん 慢性気管支炎	たん
させい 嚔声 (声がかれる)	その他 ()
こきゅうこんなん 呼吸困難	病氣・症状がとくにない場合は、 一の口にチェック (✓) を入れてください。
しーおーびーでいー COPD	はいましゅ ※4 肺気腫

※1 肺線維症… 肺が硬くなる

※2 無気肺… 肺がふくらまない (つぶれる)、肺に空気が入らない

※3 肺水腫… 肺内に液体成分がたまる

※4 COPD… 長年のタバコ等で息切れが強くなる

令和3年度調査票案（新）

本調査に回答したことがある方は、回答の必要はありません。

(9) 心臓の病気・症状について、罹ったことがあるものに以下の記号を記入してください。

医療機関で治療中…○ 医療機関での治療をへて治療…◎ 治療していない…△

心筋梗塞 ※1	頻脈（心拍数が増加している状態）
狭心症 ※2	動悸（異常にドキドキする）
心不全 ※3	その他（ ）
心肥大	病気・症状がとくにない場合は、一の□にチェック（✓）を入れてください。
不整脈（脈がとぶ）	

※1 心筋梗塞… 心臓の血管が完全に詰まった状態で、胸が痛い
※2 狭心症… 心臓の血管が狭くなり、胸が痛くなる
※3 心不全… 心臓が弱った状態で息切れ、足のむくみがある

心臓の病気で治療中（○）と回答された方にお伺いします。

現在の治療内容を教えてください。

1. 食事または運動療法のみのみ

3. 注射薬

2. 内服薬

4. その他（ ）

(10) 高血圧や血管の病気・症状について、罹ったことがあるものに以下の記号を記入してください。

医療機関で治療中…○ 医療機関での治療をへて治療…◎ 治療していない…△

高血圧	静脈炎
低血圧	静脈瘤
動脈硬化	その他（ ）
動脈瘤 ※1	病気・症状がとくにない場合は、一の□にチェック（✓）を入れてください。
動脈瘤…	動脈の一部が「瘤」のように膨らんだ状態

高血圧で治療中（○）と回答された方にお伺いします。

現在の治療内容を教えてください。

1. 食事または運動療法のみのみ

3. その他（ ）

2. 内服薬

30/37

令和2年度調査票（旧）

本調査に回答したことがある方は、回答の必要はありません。

(9) 心臓の病気・症状について、罹ったことがあるものに以下の記号を記入してください。

医療機関で治療中…○ 医療機関での治療をへて治療…◎ 治療していない…△

心筋梗塞 ※1	頻脈（心拍数が増加している状態）
狭心症 ※2	動悸（異常にドキドキする）
心不全 ※3	その他（ ）
心肥大	病気・症状がとくにない場合は、一の□にチェック（✓）を入れてください。
不整脈（脈がとぶ）	

※1 心筋梗塞… 心臓の血管が完全に詰まった状態で、胸が痛い
※2 狭心症… 心臓の血管が狭くなり、胸が痛くなる
※3 心不全… 心臓が弱った状態で息切れ、足のむくみがある

心臓の病気で治療中（○）と回答された方にお伺いします。

現在の治療内容を教えてください。

1. 食事または運動療法のみのみ

3. 注射薬

2. 内服薬

4. その他（ ）

(10) 高血圧や血管の病気・症状について、罹ったことがあるものに以下の記号を記入してください。

医療機関で治療中…○ 医療機関での治療をへて治療…◎ 治療していない…△

高血圧	静脈炎
低血圧	静脈瘤
動脈硬化	その他（ ）
動脈瘤 ※1	病気・症状がとくにない場合は、一の□にチェック（✓）を入れてください。
動脈瘤…	動脈の一部が「瘤」のように膨らんだ状態

高血圧で治療中（○）と回答された方にお伺いします。

現在の治療内容を教えてください。

1. 食事または運動療法のみのみ

3. その他（ ）

2. 内服薬

28 / 30

- 54 -

31

令和3年度調査票案（新）

本調査に回答したことがある方は、回答の必要はありません。

- (11) 肝臓・胆のう・脾臓の病気・症状について、罹ったことがあるものに
以下の記号を記入してください。

医療機関で治療中…○ 医療機関での治療をへて治療…◎ 治療していない…△

ひーがたからまん B型肝炎	おうだん 黄疸
しーがたからまん C型肝炎	ひしぼ 脾腫（脾臓がはれる）
かんきのうしうがい 肝機能障害	その他（ 病気・症状がとくにない場合は、 一の□にチェック（✓）を入れてください。
たん 胆のう炎	
たんせせしょう 胆石症	

- (12) すい臓の病気・症状について、罹ったことがあるものに
以下の記号を記入してください。

医療機関で治療中…○ 医療機関での治療をへて治療…◎ 治療していない…△

えん すい炎		その他（ 病気・症状がとくにない場合は、 一の□にチェック（✓）を入れてください。
どうにょうびよう 糖尿病		

糖尿病で治療中（○）と回答された方にお伺いします。

現在の治療内容を教えてください。

1. 食事または運動療法のみのみ 3. インスリン
2. 内服薬 4. その他（
）

- (13) 腎臓・膀胱の病気・症状について、罹ったことがあるものに
以下の記号を記入してください。

医療機関で治療中…○ 医療機関での治療をへて治療…◎ 治療していない…△

じんがん 腎炎	けつにょう 血尿
ぼうこうまん 膀胱炎	たんぱくにょう 蛋白尿
じんけつせき 腎結石	その他（ 病気・症状がとくにない場合は、 一の□にチェック（✓）を入れてください。
ぼうこうけつせき 尿管結石	
ぼうこうけつせき 膀胱結石	

令和2年度調査票（旧）

本調査に回答したことがある方は、回答の必要はありません。

- (11) 肝臓・胆のう・脾臓の病気・症状について、罹ったことがあるものに
以下の記号を記入してください。

医療機関で治療中…○ 医療機関での治療をへて治療…◎ 治療していない…△

ひーがたからまん B型肝炎	おうだん 黄疸
しーがたからまん C型肝炎	ひしぼ 脾腫（脾臓がはれる）
かんきのうしうがい 肝機能障害	その他（ 病気・症状がとくにない場合は、 一の□にチェック（✓）を入れてください。
たん 胆のう炎	
たんせせしょう 胆石症	

- (12) すい臓の病気・症状について、罹ったことがあるものに
以下の記号を記入してください。

医療機関で治療中…○ 医療機関での治療をへて治療…◎ 治療していない…△

えん すい炎		その他（ 病気・症状がとくにない場合は、 一の□にチェック（✓）を入れてください。
どうにょうびよう 糖尿病		

糖尿病で治療中（○）と回答された方にお伺いします。

現在の治療内容を教えてください。

1. 食事または運動療法のみのみ 3. インスリン
2. 内服薬 4. その他（
）

- (13) 腎臓・膀胱の病気・症状について、罹ったことがあるものに
以下の記号を記入してください。

医療機関で治療中…○ 医療機関での治療をへて治療…◎ 治療していない…△

じんがん 腎炎	けつにょう 血尿
ぼうこうまん 膀胱炎	たんぱくにょう 蛋白尿
じんけつせき 腎結石	その他（ 病気・症状がとくにない場合は、 一の□にチェック（✓）を入れてください。
ぼうこうけつせき 尿管結石	
ぼうこうけつせき 膀胱結石	

令和3年度調査票案（新）

令和2年度調査票（旧）

本調査に回答したことがある方は、回答の必要はありません。

(14) 食道・胃・腸・肛門の病気・症状について、罹ったことがあるものに以下の記号を記入してください。

医療機関で治療中…○ 医療機関での治療をへて治療…◎ 治療していない…△

だいちょう	大腸ポリープ	ふくふほうまんとん	腹部膨満感（おなかが張る）
まんせいがん	慢性胃炎	しじつ	痔疾（ぢ）
いはいよう	胃潰瘍	ふくつう	腹痛
じゅうにしちまうかいよう	十二指腸潰瘍	ぎゃくりゅうせいしよくどうえん	逆流性食道炎
げり	下痢	その他（	）
べんぴ	便秘	病気・症状がとくにない場合は、 一の□にチェック（✓）を入れてください。	

(15) 血液・リンパの病気・症状について、罹ったことがあるものに以下の記号を記入してください。

医療機関で治療中…○ 医療機関での治療をへて治療…◎ 治療していない…△

しじつじょうようこうしけつしやう	脂質異常症（高脂血症）※	その他（	）
ひんけつ	貧血	病気・症状がとくにない場合は、 一の□にチェック（✓）を入れてください。	
りんぱくつ	リンパ節の腫大（リンパの腫れ）		
※ 脂質異常症… 血液中の中性脂肪やコレステロールの値の上昇			

脂質異常症（高脂血症）で治療中（○）と回答された方にお伺いします。

現在の治療内容を教えてください。

1. 食事または運動療法ののみ
3. その他（
2. 内服薬

(16) 男性のみ
ご回答ください。

前立腺・男性機能に関する病気・症状について、罹ったことがあるものに以下の記号を記入してください。

医療機関で治療中…○ 医療機関での治療をへて治療…◎ 治療していない…△

ぜんりつぜんむだいい	前立腺肥大	その他（	）
だんせいざん	男性不妊（子供ができない）	病気・症状がとくにない場合は、 一の□にチェック（✓）を入れてください。	
インポテンツ			

本調査に回答したことがある方は、回答の必要はありません。

(14) 食道・胃・腸・肛門の病気・症状について、罹ったことがあるものに以下の記号を記入してください。

医療機関で治療中…○ 医療機関での治療をへて治療…◎ 治療していない…△

だいちょう	大腸ポリープ	ふくふほうまんとん	腹部膨満感（おなかが張る）
まんせいがん	慢性胃炎	しじつ	痔疾（ぢ）
いはいよう	胃潰瘍	ふくつう	腹痛
じゅうにしちまうかいよう	十二指腸潰瘍	ぎゃくりゅうせいしよくどうえん	逆流性食道炎
げり	下痢	その他（	）
べんぴ	便秘	病気・症状がとくにない場合は、 一の□にチェック（✓）を入れてください。	

(15) 血液・リンパの病気・症状について、罹ったことがあるものに以下の記号を記入してください。

医療機関で治療中…○ 医療機関での治療をへて治療…◎ 治療していない…△

しじつじょうようこうしけつしやう	脂質異常症（高脂血症）※	その他（	）
ひんけつ	貧血	病気・症状がとくにない場合は、 一の□にチェック（✓）を入れてください。	
りんぱくつ	リンパ節の腫大（リンパの腫れ）		
※ 脂質異常症… 血液中の中性脂肪やコレステロールの値の上昇			

脂質異常症（高脂血症）で治療中（○）と回答された方にお伺いします。

現在の治療内容を教えてください。

1. 食事または運動療法ののみ
3. その他（
2. 内服薬

(16) 男性のみ
ご回答ください。

前立腺・男性機能に関する病気・症状について、罹ったことがあるものに以下の記号を記入してください。

医療機関で治療中…○ 医療機関での治療をへて治療…◎ 治療していない…△

ぜんりつぜんむだいい	前立腺肥大	その他（	）
だんせいざん	男性不妊（子供ができない）	病気・症状がとくにない場合は、 一の□にチェック（✓）を入れてください。	
インポテンツ			

令和3年度調査票案（新）	令和2年度調査票（旧）																				
（17）女性のみに回答ください。 子宮・卵巣・婦人科系の病気・症状について、罹ったことがあるものに以下の記号を記入してください。 医療機関で治療中…○ 医療機関での治療をへて治療…◎ 治療していない…△ <table><tr><td>子宮内膜炎</td><td>子宮内膜炎</td></tr><tr><td>子宮筋腫</td><td>子宮筋腫</td></tr><tr><td>卵巣のう腫</td><td>卵巣のう腫</td></tr><tr><td>月経困難症</td><td>月経困難症</td></tr><tr><td>不正出血</td><td>不正出血</td></tr></table>	子宮内膜炎	子宮内膜炎	子宮筋腫	子宮筋腫	卵巣のう腫	卵巣のう腫	月経困難症	月経困難症	不正出血	不正出血	（17）女性のみに回答ください。 子宮・卵巣・婦人科系の病気・症状について、罹ったことがあるものに以下の記号を記入してください。 医療機関で治療中…○ 医療機関での治療をへて治療…◎ 治療していない…△ <table><tr><td>子宮内膜炎</td><td>子宮内膜炎</td></tr><tr><td>子宮筋腫</td><td>子宮筋腫</td></tr><tr><td>卵巣のう腫</td><td>卵巣のう腫</td></tr><tr><td>月経困難症</td><td>月経困難症</td></tr><tr><td>不正出血</td><td>不正出血</td></tr></table>	子宮内膜炎	子宮内膜炎	子宮筋腫	子宮筋腫	卵巣のう腫	卵巣のう腫	月経困難症	月経困難症	不正出血	不正出血
子宮内膜炎	子宮内膜炎																				
子宮筋腫	子宮筋腫																				
卵巣のう腫	卵巣のう腫																				
月経困難症	月経困難症																				
不正出血	不正出血																				
子宮内膜炎	子宮内膜炎																				
子宮筋腫	子宮筋腫																				
卵巣のう腫	卵巣のう腫																				
月経困難症	月経困難症																				
不正出血	不正出血																				

令和3年度調査票案（新）

令和2年度調査票（旧）

(19) 骨・関節の病気・症状について、罹ったことがあるものに以下の記号を記入してください。
医療機関で治療中…○ 医療機関での治療をへて治療…◎ 治療していない…△

本調査に回答したことがある方は、回答の必要はありません。
(19) 骨・関節の病気・症状について、罹ったことがあるものに以下の記号を記入してください。
医療機関で治療中…○ 医療機関での治療をへて治療…◎ 治療していない…△

こつぱつ 骨折	ガングリオン※
ついでんぼん 椎間板ヘルニア	骨痛（骨がうずくような痛み）
こつち 骨粗しょう症	肩こり
こつち 骨の変形	腰痛
つうふう 痛風	その他（ ）
かんせつづう 関節痛	病気・症状がとくにない場合は、 一の口にチェック（✓）を入れてください。

※ ガングリオン… 関節の周辺に生じるこぶ。こぶの中にゼリー状の液体が詰まっている

骨粗しょう症で治療中（○）と回答された方にお伺いします。

現在の治療内容を教えてください。

1. 食事または運動療法のみ	3. 注射薬
2. 内服薬	4. その他（ ）

(20) 皮膚・爪の病気・症状について、罹ったことがあるものに以下の記号を記入してください
医療機関で治療中…○ 医療機関での治療をへて治療…◎ 治療していない…△

さ瘡（にきび）	皮膚の瘡癤（かゆみ）
もうこう 毛穴の開大・面皰（毛穴が広がる、黒にきび）	乾燥肌（さめ肌）
しきそんざんやく 色素沈着（肌が黒くなる）	脱毛
爪の変形	白癬
ふんりゅう 粉瘤（皮膚のふくら）	紫斑（内出血）
ねんきものうしゅ 粘液囊腫（関節のふくら）	その他（ ）
しきそんざんやく 色素沈着（肌の黒くなる）※	病気・症状がとくにない場合は、 一の口にチェック（✓）を入れてください。

※ 掌蹼膿疱症… 手のひら（手掌）や足の裏（足蹼）に膿（うみ、膿疱）が たまる

湿疹がでやすいと回答された方にお伺いします。

特にしやすい場所を教えてください。

1. 関節の裏（ひじ、ひざ）	3. 体軀（胸、背中、腹、腰）
2. 顔面	4. その他（ ）

こつぱつ 骨折	ガングリオン※
ついでんぼん 椎間板ヘルニア	骨痛（骨がうずくような痛み）
こつち 骨粗しょう症	肩こり
こつち 骨の変形	腰痛
つうふう 痛風	その他（ ）
かんせつづう 関節痛	病気・症状がとくにない場合は、 一の口にチェック（✓）を入れてください。

※ ガングリオン… 関節の周辺に生じるこぶ。こぶの中にゼリー状の液体が詰まっている

骨粗しょう症で治療中（○）と回答された方にお伺いします。

現在の治療内容を教えてください。

1. 食事または運動療法のみ	3. 注射薬
2. 内服薬	4. その他（ ）

(20) 皮膚・爪の病気・症状について、罹ったことがあるものに以下の記号を記入してください
医療機関で治療中…○ 医療機関での治療をへて治療…◎ 治療していない…△

さ瘡（にきび）	皮膚の瘡癤（かゆみ）
もうこう 毛穴の開大・面皰（毛穴が広がる、黒にきび）	乾燥肌（さめ肌）
しきそんざんやく 色素沈着（肌が黒くなる）	脱毛
爪の変形	白癬
ふんりゅう 粉瘤（皮膚のふくら）	紫斑（内出血）
ねんきものうしゅ 粘液囊腫（関節のふくら）※	その他（ ）
しきそんざんやく 色素沈着（肌の黒くなる）※	病気・症状がとくにない場合は、 一の口にチェック（✓）を入れてください。

※ 掌蹼膿疱症… 手のひら（手掌）や足の裏（足蹼）に膿（うみ、膿疱）が たまる

湿疹がでやすいと回答された方にお伺いします。

特にしやすい場所を教えてください。

1. 関節の裏（ひじ、ひざ）	3. 体軀（胸、背中、腹、腰）
2. 顔面	4. その他（ ）

令和3年度調査票案（新）

令和2年度調査票（旧）

アトピー性皮膚炎

食物アレルギー

アレルギー性鼻炎

薬物アレルギー

花粉症

その他（
病気・症状がとくにない場合は、
ーの□にチェック（✓）を入れてください。

ぜんそく
喘息

その他（
病気・症状がとくにない場合は、
ーの□にチェック（✓）を入れてください。

蕁麻疹

関節リウマチ

シェーグレン症候群

全身性エリテマトーデス（SLE）

ペーチェット病

強皮症

その他（
病気・症状がとくにない場合は、
ーの□にチェック（✓）を入れてください。

皮膚筋炎

膠原病で治療中（○）と回答された方にお伺いします。

現在の治療内容を教えてください。

1. 食事または運動療法のみのみ

3. 注射薬

2. 内服薬

4. その他（
）

（21）アレルギー疾患について、罹ったことがあるものに以下の記号を記入してください
医療機関で治療中…○ 医療機関での治療をへて治療…◎ 治療していない…△

（22）膠原病について、罹ったことがあるものに以下の記号を記入してください。
医療機関で治療中…○ 医療機関での治療をへて治療…◎ 治療していない…△

（23）その他の症状について、罹ったことがあるものに以下の記号を記入してください。
医療機関で治療中…○ 医療機関での治療をへて治療…◎ 治療していない…△

アトピー性皮膚炎

食物アレルギー

アレルギー性鼻炎

薬物アレルギー

花粉症

その他（
病気・症状がとくにない場合は、
ーの□にチェック（✓）を入れてください。

ぜんそく
喘息

その他（
病気・症状がとくにない場合は、
ーの□にチェック（✓）を入れてください。

蕁麻疹

関節リウマチ

シェーグレン症候群

全身性エリテマトーデス（SLE）

ペーチェット病

強皮症

その他（
病気・症状がとくにない場合は、
ーの□にチェック（✓）を入れてください。

皮膚筋炎

膠原病で治療中（○）と回答された方にお伺いします。

現在の治療内容を教えてください。

1. 食事または運動療法のみのみ

3. 注射薬

2. 内服薬

4. その他（
）

（21）アレルギー疾患について、罹ったことがあるものに以下の記号を記入してください
医療機関で治療中…○ 医療機関での治療をへて治療…◎ 治療していない…△

（22）膠原病について、罹ったことがあるものに以下の記号を記入してください。
医療機関で治療中…○ 医療機関での治療をへて治療…◎ 治療していない…△

（23）その他の症状について、罹ったことがあるものに以下の記号を記入してください。
医療機関で治療中…○ 医療機関での治療をへて治療…◎ 治療していない…△

問9は以上で終了です。次のページの問10にお進みください。

問9は以上で終了です。次のページの問10にお進みください。

36/37

35 / 36

- 60 -

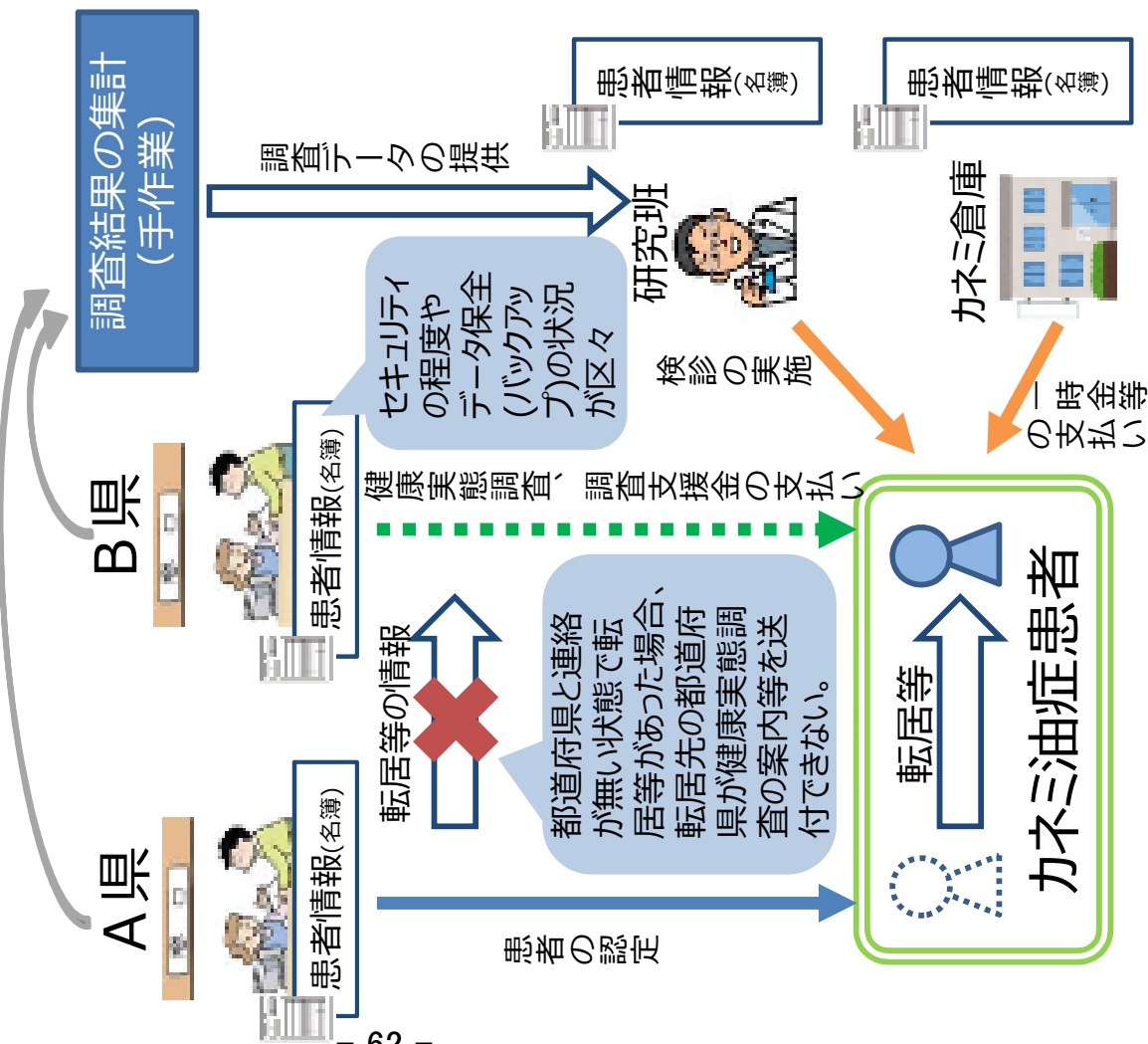
37

令和3年度調査票案 (新)	令和2年度調査票 (旧)
問10 その他のことについて これまでの症状や病気について、書ききれなかったことや、特に心配なこと、研究してもらいたいこと、ご要望などを、自由に記入してください。 アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。 37/37	問10 その他のことについて これまでの症状や病気について、書ききれなかったことや、特に心配なこと、研究してもらいたいこと、ご要望などを、自由に記入してください。 アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。 36 / 36

油症患者健康実態調査対象者等の情報連携について

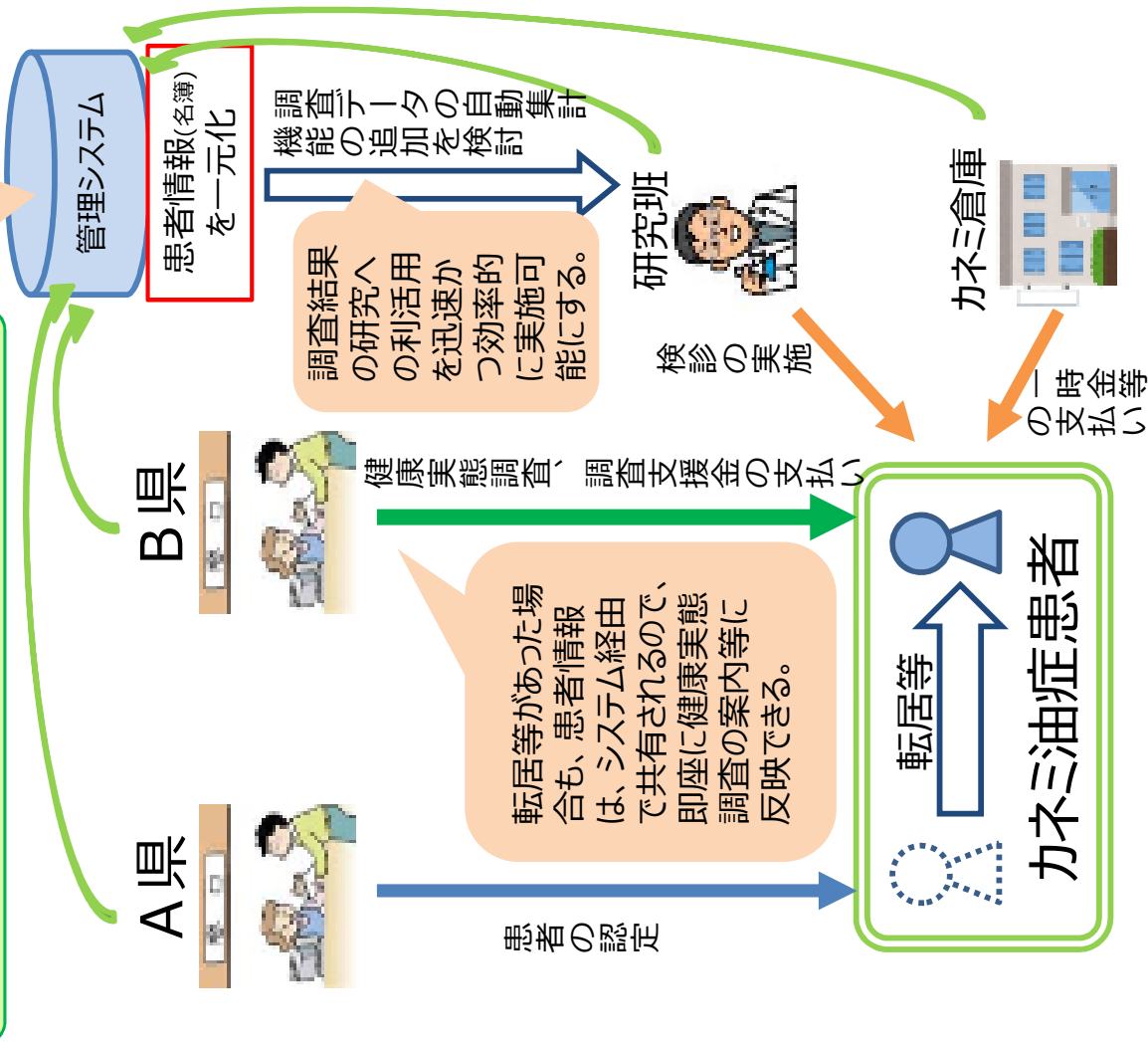
現状

カネミ油症患者の情報については、都道府県（カネミ油症担当）、油症治療研究班（九州大学、福岡県保健環境研究所）、カネミ倉庫株式会社などの主体が別々に管理・記録更新を行っており、形式も異なっている。

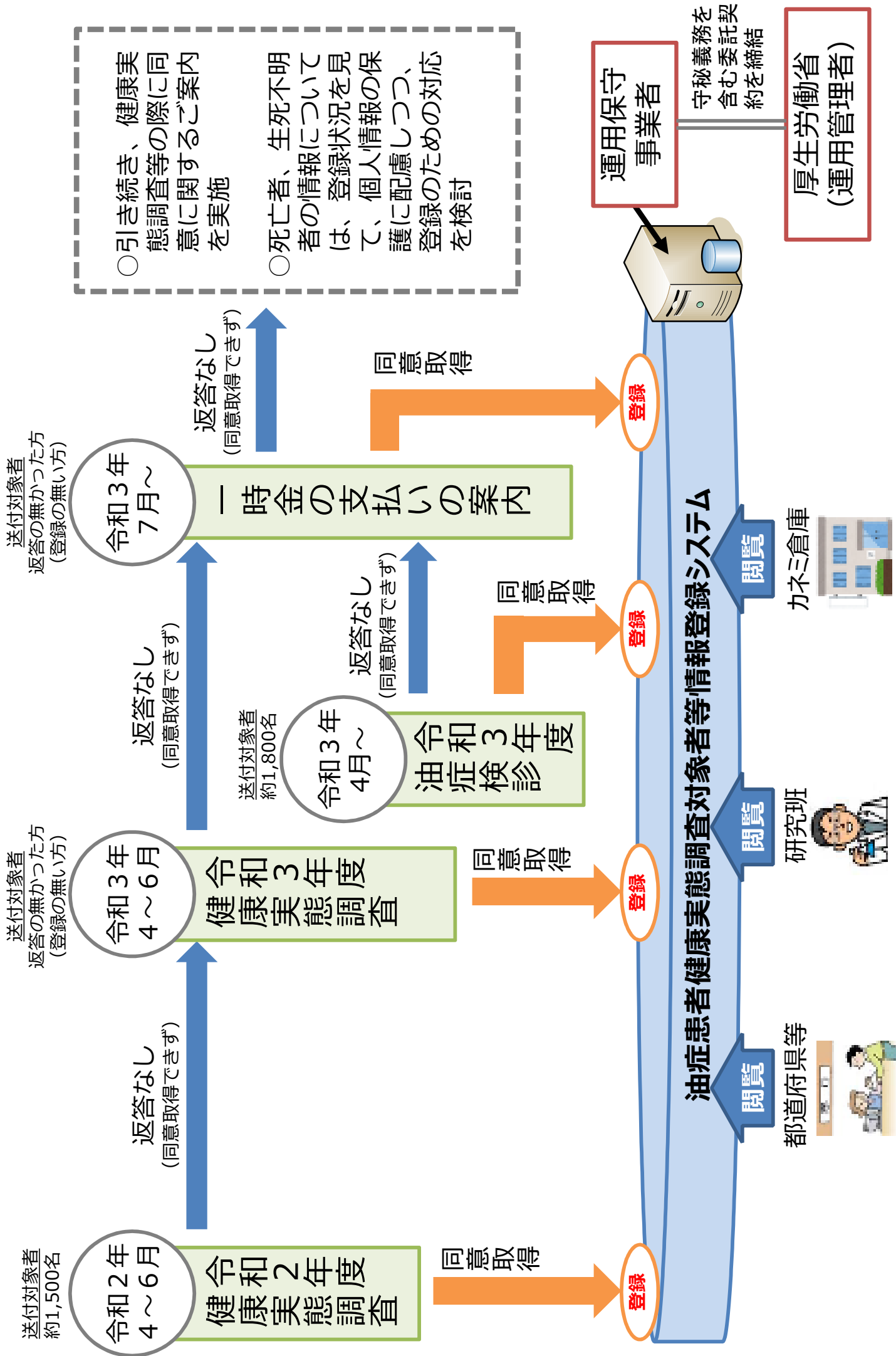


整備後

国がシステムを整備し、カネミ油症患者の情報の管理及び記録を標準化する。また個別に同意を得て、その範囲に限り他からの閲覧、更新を可能とする。（同意がない患者の情報の取り扱いは従来どおり）



情報連携の同意取得の流れについて



情報連携に当たって実施するセキュリティ対策について

1 安全な通信環境の確保

- ・都道府県との間は原則として、通常のインターネットとは切り離された国及び自治体間を結ぶ専用のネットワークを通じて通信を行います。
- ・全国油症治療研究班等、上記のネットワークが使用できない利用主体についても、国のセキュリティ要件に適合した、暗号化された通信回線を通じて通信を行います。

2 不適切な操作の排除

- ・情報の流出が生じないよう、本システムから利用者が情報を直接持ち出すことはできません。また、不必要な外部機器の接続も禁止します。
- ・誤った操作による情報の削除が行われないよう、重要な操作については、システムが事前に注意表示を行い利用者に確認を促すこととします。

3 バックアップの徹底

- ・登録された情報はすべて、システム上で毎日バックアップを実施します。
- ・万一、システムに障害が発生した場合も、バックアップデータを使用し、速やかに情報を復元します。

同 意 書

厚生労働大臣 殿

私は、厚生労働省が管理・運営する、油症患者健康実態調査対象者等情報登録システム（以下「システム」という。）への情報の登録及びシステムによる情報の連携について、書面で説明を受けました。

↓説明内容を確認した上で、それぞれに☑（チェック）してください。

- ☐ 1. 情報登録及び情報連携の目的について
- ☐ 2. 都道府県、全国油症治療研究班及びカネミ倉庫株式会社から、システムへの情報の登録について
- ☐ 3. 情報登録の対象について
- ☐ 4. 登録された情報の利用について
- ☐ 5. 個人情報の取扱い及び保護について
- ☐ 6. 情報登録及び情報連携による利益及び予想される負担・不利益について
- ☐ 7. 同意の撤回について
- ☐ 8. 登録情報の開示の請求について

以上の説明をすべて理解した上で、システムへの情報の登録及び本システムによる情報連携を行うことについて同意します。

令和 年 月 日

（ 本人署名 ）氏名 _____

※代理人による同意の場合は、代理人が以下に署名してください。

（代理人署名）氏名 _____

油症患者健康実態調査対象者等情報登録システムへの情報登録及び同システムによる情報連携に関する説明

この文書は、あなたに油症患者健康実態調査対象者等情報登録システム（以下「システム」という。）の内容を正しく理解していただき、あなたの意思に基づいて、システムへの情報の登録及びシステムによる情報の連携を実施するかどうか判断していただくためのものです。以下の内容を十分にご理解いただいた上で、情報の登録及び連携を実施するかどうかを決めてください。

1. 情報登録及び情報連携の目的について

国は、カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律（平成 24 年法律第 82 号。以下「法」という。）第 8 条に基づき策定したカネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針（平成 24 年厚生労働省・農林水産省告示第 2 号）に沿って、毎年度カネミ油症患者の健康状態を把握するため、健康実態調査を実施し、協力者に対する健康調査支援金の支給を行っています。本調査にできる限り多くの患者さんにご協力をいただくためには、患者さんへのご案内の送付に必要な情報を、正確に記録・保存する必要があります。また、法第 10 条に基づく治療等に関する調査及び研究の促進の一環として実施されている、全国油症治療研究班による油症検診や法第 6 条にカネミ倉庫の責務として示されている医療費の支払い等の実施に当たっても、正確な情報に基づき対象者の方へのご案内の送付が必要になります。

このため、都道府県、全国油症治療研究班、カネミ倉庫株式会社が現在別々に管理することとなっている、これらの施策の対象者の方の情報について、厚生労働省が整備するシステムに登録し集約することで、常に最新の共通の情報を都道府県、全国油症治療研究班、カネミ倉庫株式会社が利用して、支援施策を実施できるようにすることが、情報登録及び情報連携の目的です。

2. 都道府県、全国油症治療研究班及びカネミ倉庫株式会社から、システムへの情報の登録について

「3. 情報登録の対象について」で示す、あなたの情報について、都道府県、全国油症治療研究班及びカネミ倉庫株式会社から提供を受け、厚生労働省が整備するシステムに登録をさせていただきます。今回登録する情報の内容の変更（更新）が必要となる情報を、都道府県、全国油症治療研究班及びカネミ倉庫株式会社が、今後新たに取得した場合も、同様に情報の登録（更新）をさせていただきます。なお、その場合、登録（更新）される前の情報も、削除することなくシステム上で保管します。

3. 情報登録の対象について

(1) 登録の対象者について

情報登録の対象となる方は、以下の方に限られます。これ以外の方の情報がシステムに登録されることはありません。

- ・厚生労働省（厚生労働省から委託を受けて調査を実施する都道府県を含む）が実施する油症患者健康実態調査の対象者
- ・全国油症治療研究班（全国油症治療研究班から委託を受けて検診を実施する都道府県を含む）が実施する油症検診をはじめとする油症治療研究の対象者
- ・カネミ倉庫株式会社が実施する医療費及び一時金の支払いの対象者

(2) 登録の対象となる情報について

情報登録の対象となる項目は、以下のものに限られます。これ以外の項目がシステムに登録されることはありません。

- ・氏名
- ・性別
- ・生年月日
- ・死亡年月日
- ・住所
- ・認定年月日
- ・認定自治体
- ・認定区分（同居家族認定の有無）
- ・連絡方法（電話番号、メールアドレス、代理人連絡先、連絡時の留意事項（例：連絡してほしい相手方）などあなたへのご連絡にのみ必要な事項）
- ・油症患者健康実態調査の回答状況
- ・油症検診の受診状況
- ・その他、あなたへのご連絡にのみ必要な事項

4. 登録された情報の提供について

(1) 提供先と提供先での利用目的

登録された情報を提供（情報連携）する先と提供先での利用目的は、以下の内容に限られます。これ以外の者に提供したり、提供先でこれ以外の目的で利用したりすることはありません。

- ・厚生労働省（厚生労働省から委託を受けて調査を実施する都道府県を含む）が油症患者健康実態調査の実施を目的に利用する場合
- ・全国油症治療研究班（全国油症治療研究班から委託を受けて検診を実施する都道府県を含む）が油症検診をはじめとする臨床研究の実施を目的に利用する場合
- ・カネミ倉庫株式会社が医療費及び一時金の支払いを目的に利用する場合

(2) 提供の方法

登録された情報は、システムを通じて、都道府県、全国油症治療研究班及びカネミ倉庫株式会社が閲覧等を行うことにより提供（情報連携）されます。

(3) 提供の対象となる情報について

提供（情報連携）の対象となる情報の項目は、以下のものに限られます。これ以外の項目が利用されることはありません。また、提供の範囲は、(1) に示す提供先での利用目的に必要な範囲に限定されます。（例：油症患者健康実態調査の回答状況は、医療費及び一時金の支払いには必要ないため、カネミ倉庫株式会社には提供されません。）

- ・氏名
- ・性別
- ・生年月日
- ・死亡年月日
- ・住所
- ・認定年月日
- ・認定自治体
- ・認定区分（同居家族認定の有無）
- ・連絡方法（電話番号、メールアドレス、代理人連絡先、連絡時の留意事項（例：連絡してほしい相手方）などあなたへのご連絡にのみ必要な事項）
- ・油症患者健康実態調査の回答状況
- ・油症検診の受診状況
- ・その他、あなたへのご連絡にのみ必要な事項

5. 個人情報の取扱い及び保護について

登録されたあなたの情報については、個人情報に関する各種の法令及び規程を遵守し、適切に取扱います。また、情報の保護を徹底するため、システムの運用に当たっては以下の措置を講じます。なお、システムの運用保守業務を委託する事業者との間では、守秘義務を含む契約を締結し、不適正な取扱いが行われないよう、厚生労働省がこれを監督します。

(1) 安全な通信環境の確保

都道府県との間は原則として、通常のインターネットとは切り離された安全性の高い、国及び自治体間を結ぶ専用のネットワークである L G W A N（総合行政ネットワーク）を通じて通信を行います。また、厚生労働省も L G W A N と接続している、厚生労働省統合ネットワークを通じて通信を行います。これらの通信は、全て閉鎖された通信であり、外部からのアクセスは不可能となっています。

全国油症治療研究班、カネミ倉庫株式会社等のその他の利用者との間も、国のセキュリティ要件に適合した、暗号化された通信方式（I P - S e c V P N）を使用して通信を行います。

(2) 不適切な操作の排除

情報の流出が生じないように、本システムから利用者が情報を直接持ち出すことはできません。また、不必要な外部機器の接続も禁止します。

誤った操作による情報の削除が行われないよう、重要な操作については、システムが事前に注意表示を行い利用者に確認を促します。

(3) バックアップの徹底

登録された情報はすべて、システム上で毎日バックアップを実施します。

万一、システムに障害が発生した場合も、バックアップデータを使用し、速やかに情報を復元します。

6. 情報登録及び情報連携による利益及び予想される負担・不利益について

情報登録及び情報連携を実施した場合、あなたに対し、常に最新の情報で、油症患者健康実態調査、油症治療研究並びに医療費及び一時金の支払いの案内を正確に送付することができるようになります。システムの運用に関し、あなたに負担や不利益を求めることはありません。

7. 同意の撤回について

この同意は、あなたの自由な意思でいつでも撤回することができます。同意の撤回の意思表示は、あなたに対する健康実態調査を実施する都道府県を通じて厚生労働大臣に対して行ってください。(撤回の意思表示は口頭でも可能です。なお、システムに登録されているあなたの情報を特定するために必要な情報の提供を求める場合があります。)

同意の撤回を受けて、厚生労働省はシステムに登録されているあなたの情報を速やかに削除します。なお、削除に当たっては、都道府県(認定を行った都道府県、居住地の都道府県及びあなたに対する健康実態調査を実施する都道府県に限る)、全国油症治療研究班及びカネミ倉庫株式会社に、撤回があった旨を通知します。

撤回により削除したあなたの情報は、これをシステムで復元することは不可能となります。そのため、再度あなたの情報を登録するためには、改めて同意をしていただく必要がありますので、ご留意ください。なお、再度の同意があった場合も、過去の登録情報を遡って登録することはできません。(再度の同意があった時点の情報を新たに登録します。)

8. 登録情報の開示の請求について

システムに登録されている自分の情報について、あなたは厚生労働省に対し、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第12条に基づき、開示の請求をすることができます。

ただし、請求の内容によって、システム内の情報があなたの情報であると特定できない場合及び同法に規定する不開示事由に該当する場合は開示することができませんので、予め承知おきください。

受療券契約医療機関一覧

※受療券契約医療機関のうち、公表可能な医療機関等のみが掲載されており、リスト以外にも受療券を利用可能な医療機関等があります。

カネミ倉庫株式会社
(令和2年12月現在)

地区名	病 院 名	〒	住 所	電話番号
埼玉県	松村医院	344 0011	春日部市藤塚2171-6	048-735-6800
地区計	1			
東京都	クリニック玲々タ あさがお歯科	151 0071 194 0022	渋谷区本町1-52-2 町田市森野2-8-10	Kビル3F 森野ビル2階 042-724-2227
地区計	2			
神奈川県	クオール薬局王禅寺店	215 0018	川崎市麻生区王禅寺東4-1-19	044-969-3561
地区計	1			
愛知県	あざいクリニック	491 0057	一宮市今伊勢町宮後字宮代18番地	0586-43-1053
	野口歯科医院	491 0833	一宮市平島1-7-25	0586-76-5412
	別府外科	444 2121	岡崎市鴨田町広元21番地	
	サトー内科小児科	444 2121	岡崎市鴨田町末広53	0564-24-1221
	岡崎市民病院	444 0002	岡崎市高隆寺町五所合3番地1	0564-66-7021
	北斗病院	444 2148	岡崎市仁木町字川越17-33	
	京田歯科	444 2144	岡崎市岩津町申堂2-2	0564-45-2102
	ながしま内科	455 0857	名古屋市中区秋葉2-7-1	052-303-6615
	大同病院	457 8511	名古屋市中区白水町9番地	052-611-6261
	家田病院	470 1219	豊田市畛部西町城ヶ堀11番地1	0565-21-8800
地区計	10			
滋賀県	大津赤十字病院	520 0046	大津市長等1-1-35号	077-522-4131
地区計	1			
京都府	松尾歯科医院	602 8134	京都市上京区大宮通丸太町上ル一町目845	075-841-5888
地区計	1			
大阪府	大泉歯科クリニック	591 8025	堺市北区長曽根町3029番地9	
	高木歯科医院	590 0023	堺市堺区南三国ヶ丘町1丁5-14	072-238-0303
	医療法人山内医院	566 0011	摂津市千里丘東2-12-15	
	青松記念病院	598 0001	泉佐野市上瓦屋876-1	0724-63-3121
	佐野記念病院	598 0013	泉佐野市中町2-4-28	
	おおura整形外科	598 0071	泉佐野市鶴原4-3-8	
	大阪歯科大学付属病院	540 0008	大阪市中央区大手前1-5-17	
	アイン薬局天満橋店	540 0008	大阪市中央区大手前1-7-31	
	泉谷クリニック	594 0041	和泉市いぶき野2-9-8	
	いぶき野薬局	594 0041	和泉市いぶき野2-9-3	
地区計	10			

受療券契約医療機関一覧

※受療券契約医療機関のうち、公表可能な医療機関等のみが掲載されており、リスト以外にも受療券を利用可能な医療機関等があります。

カネミ倉庫株式会社
(令和2年12月現在)

兵庫県	医療法人郁芳会 青木診療所	660	0063	尼崎市大庄北4-12-10	06-6417-5921
	医療法人社団裕和会 長尾クリニック	660	0881	尼崎市昭和通7-242	06-6412-9090
	とまと調剤薬局	660	0881	尼崎市昭和通7-242-2	06-6415-0538
	林医院	663	8113	西宮市甲子園口3-9-23	0798-64-1551
地区計	4				
岡山県	倉敷成人病センター	710	8522	倉敷市白楽町250番地	086-422-2111
地区計	1				
鳥取県	鳥取大学医学部付属病院	683	8504	米子市西町36番地1	0859-38-7118
地区計	1				
島根県	島根県済生会江津総合病院	695	0011	江津市江津町1016番37	0855-54-0101
地区計	1				
広島県	マツダ株式会社マツダ病院	735	8585	安芸郡府中町青崎南2-15	082-565-5000
	吉田総合病院	731	0501	安芸高田市吉田町吉田3666	
	ファーマジイ吉田中央薬局	731	0501	安芸高田市吉田町吉田3782-8	
	イズミ歯科	731	0501	安芸高田市吉田町吉田765-1	
	竹本外科胃腸科医院	731	0304	高田郡八千代町下根615	082-652-3656
	大朝ふるさと病院	731	2103	山県郡大朝町新庄2147-1	0826-82-3900
	ノムラ薬局大朝店	731	2103	山県郡大朝町大字新庄2048-1	
	医療法人明和会児玉医院	731	2104	山県郡大朝町大朝4595	0826-82-2173
	金谷内科医院	731	2104	山県郡大朝町大朝1661-4	0826-82-3831
	藤井歯科	731	1533	山県郡北広島町有田1658-1	0826-72-5711
	ウオツ千代田薬局	731	1533	山県郡北広島町有田609	0826-73-0567
	元林歯科医院	731	2104	山県郡北広島町大朝4523-1	0826-82-2325
	大崎クリニック	731	0153	広島市安佐南区安東2-10-2	082-878-2233
	タウン薬局 安東店	731	0153	広島市安佐南区安東2-10-2	082-872-5511
	ゆうこう歯科診療室	731	0153	広島市安佐南区安東2-10-2	082-872-7878
	野村病院	731	0138	広島市安佐南区祇園2-42-14	082-875-1111
	原田整形外科病院	731	0154	広島市安佐南区上安2-15-27	
	土井ファミリー歯科医院	731	0154	広島市安佐南区上安3-1-10	082-832-7555
	せのお循環器科・心臓血管外科	731	0113	広島市安佐南区西原7-8-38	082-874-8080
	広島医療生活協同組合(協同診療所)	731	0113	広島市安佐南区西原9-8-2	082-874-0455
	相田薬局	731	0141	広島市安佐南区相田1-10-15	
	馬場眼科	731	0141	広島市安佐南区相田1-10-17	
	コープ共立歯科	731	0121	広島市安佐南区中須2-20-39	
	ドレミ薬局	731	0121	広島市安佐南区中須2-20-40	082-830-5222

受療券契約医療機関一覧

カネミ倉庫株式会社
(令和2年12月現在)

※受療券契約医療機関のうち、公表可能な医療機関等のみが掲載されており、リスト以外にも受療券を利用可能な医療機関等があります。

広島県	広島共立病院	731	0304	広島市安佐南区中須2-19-6	082-879-1111
	スズキ薬局毘沙門台店	731	0152	広島市安佐南区毘沙門台2-42-25	082-879-3993
	山崎外科内科クリニック	731	0152	広島市安佐南区毘沙門台1-5-23	082-877-5581
	増田内科医院	731	0152	広島市安佐南区毘沙門台2-42-23	082-876-2020
	ドミ薬局 沼田店	731	3164	広島市安佐南区伴東7-38-11	082-849-5439
	沼田診療所	731	3164	広島市安佐南区伴東7-38-10	082-848-4486
	原田医院	731	0102	広島市安佐南区川内4-15-18	082-877-7581
	あさひが丘薬局	731	3361	広島市安佐北区安佐町あさひが丘 867-2	082-838-4131
	こもりクリニック	731	1142	広島市安佐北区安佐町飯室1569-1	
	野田耳鼻咽喉科医院	731	0221	広島市安佐北区可部3-38-18	082-815-8733
	岡野皮膚科クリニック	731	0221	広島市安佐北区可部5-14-16	
	二宮内科	731	0221	広島市安佐北区可部5-14-16	
	のぞみ薬局	731	0221	広島市安佐北区可部5-14-19	082-810-0270
	岡本眼科	731	0221	広島市安佐北区可部5-14-16	082-810-0288
	三上脳神経外科	731	0221	広島市安佐北区可部5-14-16	082-819-2283
	のぞみ薬局 可部西店	731	0221	広島市安佐北区可部4-6-2 YNビル102	082-819-2277
	かとう整形外科	731	0221	広島市安佐北区可部5-14-12	082-554-8606
	中岡内科	731	0223	広島市安佐北区可部南2-14-14	082-819-3701
	のぞみ薬局 可部南店	731	0223	広島市安佐北区可部南2-14-15	082-819-3325
	吉山クリニック	731	0223	広島市安佐北区可部南4-5-8	082-815-0666
	小早川歯科医院	739	1734	広島市安佐北区口田4-9-23	
	あすなろ生協診療所	739	1734	広島市安佐北区口田1-10-1	082-845-5234
	ドレミ薬局 高陽店	739	1734	広島市安佐北区口田1-9-3	082-841-0177
	あさ薬局	739	1731	広島市安佐北区落合南1-11-20	082-845-2511
	なかお内科消化器呼吸器クリニック	739	1731	広島市安佐北区落合南1-11-22	082-843-1212
	かめやま薬局	731	0231	広島市安佐北区亀山3-6-26	082-814-5655
	小樫クリニック	739	1521	広島市安佐北区白木町三田下小樫4275-1	082-810-6700
	荒木耳鼻咽喉科医院	731	5133	広島市佐伯区旭園6-8	082-921-0460
	門脇歯科医院	731	5136	広島市佐伯区楽々園5-2-1	082-921-2572
	こどい内科クリニック	731	5115	広島市佐伯区八幡東2-28-54	082-928-1112
	鈴が台クリニック	733	0842	広島市西区井口鈴が台3-5-2	082-278-6151
	西大薬局	733	0033	広島市西区観音町9-1	082-231-3064
	西大薬局 北店	733	0033	広島市西区観音本町2-3-3	082-233-8233
	横川駅北口薬局	733	0033	広島市西区三条町1-10-3	082-238-0129
	総合病院福島生協病院	733	0023	広島市西区都町42-7	082-292-3171

受療券契約医療機関一覧

カネミ倉庫株式会社
(令和2年12月現在)

※受療券契約医療機関のうち、公表可能な医療機関等のみが掲載されており、リスト以外にも受療券を利用可能な医療機関等があります。

広島県	ロイヤル歯科クリニック	730	0011	広島市中区基町6-78	リーガロイヤルホテル広島10F	082-227-9991
	松原歯科医院	730	0031	広島市中区紙屋町2-2-9		082-246-1188
	代田医院	730	0805	広島市中区十日市町1-1-4		082-231-0975
	すずらん薬局	730	0036	広島市中区袋町4-3		082-244-6467
	滝口耳鼻咽喉科	730	0036	広島市中区袋町4-3		082-247-2062
	森整形外科	732	0052	広島市東区光町1-3-16		082-264-5225
	こたく歯科医院	730	0053	広島市東区若草町10-11	加藤ビル1F	082-262-0648
	JR広島病院	732	0057	広島市東区二葉の里3-1-36		082-262-1170
	戸田眼科的場医院	732	0824	広島市南区的場町1-8-6		082-262-0148
	県立広島病院	734	8530	広島市南区宇品神田1-5-54		082-254-1818
	ハート薬局中央店	734	0004	広島市南区宇品神田1-4-28		082-250-7030
	結デンタルクリニック	734	0036	広島市南区旭1-9-18		082-256-6480
	広島大学病院	734	8551	広島市南区霞1-2-3		082-257-5555
	真田病院	734	0007	広島市南区皆実町3-13-21		082-251-1025
	ハート薬局みなみ店	734	0007	広島市南区皆実町4-22-2		082-250-7633
	日本調剤 みどり町薬局	734	0005	広島市南区翠5-17-10		082-250-7651
	ウオント本郷薬局	729	0414	三原市下北方1-7-15		0848-60-6311
	本郷中央病院	729	0414	三原市本郷町下北方120番地		0848-86-6780
	杉原薬局	729	0412	三原市本郷町本郷5046-3		0848-86-2118
	あまの歯科・矯正歯科クリニック	729	0412	三原市本郷町本郷5094-2		
	いしねファミリークリニック	729	0417	三原市本郷南5-19-15		0848-60-6555
	まつだ歯科医院	729	0417	三原市本郷南6-24-14		0848-86-4844
	みのり薬局	723	0051	三原市宮浦6-3-2		0848-60-1322
	医療法人社団明清会 山田記念病院	723	0051	三原市宮浦6-2-1		0848-67-4767
	クルース薬局	723	0054	三原市頼兼1-1-4		0848-61-5322
	うえだ皮膚科	723	0054	三原市頼兼1-1-6		0848-61-1277
	亀田医院	738	0034	廿日市宮内1509		0829-39-2351
	術住吉薬局	738	0014	廿日市市住吉1-3-20		0829-32-5272
	石田眼科医院	738	0014	廿日市市住吉1-4-15		0829-31-0850
	88					
山口県	山口大学医学部附属病院	755	0067	宇部市大字小串1144		0836-22-2067
	すみかわ歯科医院	755	0241	宇部市大字東岐波1052-1		0836-58-0643
	ながはま歯科クリニック	740	0032	岩国市尾津町2-18-3		0827-31-0151
	ココカラファイン薬局 河東店	745	0845	周南市河東町9-22		0834-22-9206
	医療法人 樹一会 山口病院	753	0048	山口市駅前通り2-10-7		083-922-1191

受療券契約医療機関一覧

カネミ倉庫株式会社
(令和2年12月現在)

※受療券契約医療機関のうち、公表可能な医療機関等のみが掲載されており、リスト以外にも受療券を利用可能な医療機関等があります。

山口県	山口若宮病院	753	0212	山口市下小鯖1522	0939-27-3661
	山口赤十字病院	753	0092	山口市八幡馬場53-1	0839-23-0111
	済生会山口総合病院	753	0078	山口市緑町2-1	083-901-6111
	miwa歯科	753	0821	山口市葵2-2-30 1階	083-922-2020
	つばさ薬局	742	35	柳井市中央1-8-18	0820-24-3283
	永見眼科	758	0025	萩市大字土原351番地	0838-22-0720
	さくらぎ薬局	890	0056	萩市大字土原357番地1	
	パワフル薬局小月店	750	1144	下関市小月茶屋1-8-20	083-250-8626
	大塚医院	750	0025	下関市竹崎町3丁目5-31	083-222-3036
	(有)コトブギ薬局	750	0025	下関市竹崎町3丁目5-25	083-232-3314
地区計	15				
香川県	松井病院	768	0013	観音寺市村黒町739番地	
地区計	1				
高知県	高知いちよう医院	780	0921	高知市井口町11	088-875-8105
	高知医療センター	781	8555	高知市池2125-1	088-837-3000
	三和会 国吉病院	780	0901	高知市上町1-3-4	088-875-0231
	本山町立国保嶺北中央病院	781	3601	長岡郡本山町本山620	0887-76-2450
	4				
地区計	エムアイ薬局	799	2438	松山市河野中須賀285-15	089-911-7111
	松本歯科	790	0925	松山市鷹子町836番地	089-976-8011
地区計	2				
福岡県	重松医院	838	1300	朝倉郡杷木町713-4	09466-2-0721
	和田外科医院	838	1511	朝倉郡杷木町大字池田539-1	
	朝倉医師会病院	838	0069	朝倉市来春422-1	0946-23-0077
	フラワー薬局 杷木店	838	1511	朝倉市杷木池田541-1	0946-63-8080
	新飯塚診療所	820	0011	飯塚市柏の森字福本946-4	0948-22-2680
	かやの森 訪問看護ステーション	820	0011	飯塚市柏の森字福本946-6	
	あおぞら薬局 飯塚	820	0011	飯塚市柏の森字福本946-8	
	大庭医院	820	0041	飯塚市飯塚18-27	0948-22-1009
	塚本医院	820	0068	飯塚市片島3-10-24	0948-22-1958
	タケシタ調剤薬局 筑豊店	820	0088	飯塚市弁分603-1	
	さくら調剤薬局	820	0088	飯塚市弁分611-41	0948-26-0221
	飯塚市立病院	820	0088	飯塚市弁分633-1	
	麻生セメント飯塚病院	820	0018	飯塚市芳雄町3-83	0948-22-3800
	飯塚病院	820	0018	飯塚市芳雄町3-83	0948-22-3800

受療券契約医療機関一覧

カネミ倉庫株式会社
(令和2年12月現在)

※受療券契約医療機関のうち、公表可能な医療機関等のみが掲載されており、リスト以外にも受療券を利用可能な医療機関等があります。

福岡県	田代医院	820	0040	飯塚市吉原町2-18	0948-22-2748
	古賀調剤薬局飯塚店	820	0005	飯塚市新飯塚1972-1	
	丸野クリニック	820	0003	飯塚市立岩1308-12	0948-25-0188
	サンワ調剤薬局前原店	819	1104	糸島市波多江269番地	
	中村循環器科心臓外科医院	819	1104	糸島市波多江263番地1	092-324-6000
	可也病院	819	1314	糸島市志摩師吉1200番地	
	ほりデンタルクリニック	819	1123	糸島市神在1392-27	092-324-8118
	松田ひふ科医院	819	1116	糸島市前原中央2-2-6	
	株式会社淡水みのう薬局	839	1321	うきは市吉井町214-13	0943-76-9555
	オカ薬局 吉井店	839	1304	うきは市吉井町千年74-7	0943-75-5757
	そうごう薬局 浮羽店	839	1405	うきは市浮羽町大字古川1053番地2	0943-77-9091
	筑後川温泉病院	839	1402	うきは市浮羽町大字古川1055	0943-77-7251
	古賀内科医院	839	1402	浮羽郡浮羽町746	09437-7-2009
	医療法人上田内科胃腸科医院	839	1406	浮羽郡浮羽町大字高見49-2	
	すみれ薬局	837	0911	大牟田市橋1372番地	
	大牟田病院	837	0911	大牟田市橋1044-1	0944-58-1122
	医療法人正心会松永クリニック	837	0911	大牟田市橋1365	0944-58-1230
	医療法人 原循環器科内科医院	836	0065	大牟田市三川町 2-27-1	
	宮本整骨院	836	0051	大牟田市諏訪町1-26	0944-43-1526
	中友診療所	836	0027	大牟田市西浜田町15-3	0944-53-5009
	大牟田セントラルクリニック	836	0841	大牟田市築町 3-21	0944-56-9574
	てらだ調剤薬局	836	0074	大牟田市藤田町186番地	
	医療法人 幸親会有明病院	836	0073	大牟田市船津町440-3	0944-52-5245
	医療法人 山下医院	836	0004	大牟田市大字手鎌745	0944-52-5077
	こひ胃腸科医院	836	0843	大牟田市不知火町1-3-3	0944-55-2556
	そうごう薬局小郡中央支店	838	0141	小郡市小郡278-17	
	ひまわり薬局	816	0833	春日市紅葉ヶ丘東1-66 1F	
	医療法人 春成会樋口病院	816	0833	春日市紅葉ヶ丘東1-86	
	わかば総合歯科クリニック	816	0851	春日市昇町7-58	092-588-6480
	福岡徳州会病院	816	0864	春日市大字須久960-2	092-573-6622
	平塚整形外科医院	816	0824	春日市小倉7-8	
	浜本眼科医院	816	0844	春日市上白水3-81	092-571-6925
	宏洲整形外科医院	811	2501	糟屋郡久山町大字久原3133番1	092-957-5151
	たちばな診療所	811	0110	糟屋郡新宮町夜臼5-5-17	
	なの花薬局	811	0110	糟屋郡新宮町夜臼5-5-19	092-841-2219

受療券契約医療機関一覧

カネミ倉庫株式会社
(令和2年12月現在)

※受療券契約医療機関のうち、公表可能な医療機関等のみが掲載されており、リスト以外にも受療券を利用可能な医療機関等があります。

福岡県	医療法人 篠田眼科医院	811	0121	糟屋郡新宮町美咲2-17-26	092-962-2930
	医療法人 井上会 篠栗病院	811	2413	糟屋郡篠栗町大字尾仲94	092-947-0711
	田口歯科医院	811	2405	糟屋郡篠栗町大字篠栗4887-8	092-948-1182
	はら眼科クリニック	811	2405	糟屋郡篠栗町篠栗4915-2	092-957-4141
	たかさき脳神経外科クリニック	811	2413	糟屋郡篠栗町尾仲101-2	092-931-5222
	(株)大賀薬局粕屋別府店	811	2232	糟屋郡志免町別府西3-8-12	092-937-5166
	社会保険仲原病院	811	2233	糟屋郡志免町別府北2-12-1	
	久恒病院	811	2204	糟屋郡志免町富牛丸152-1	092-932-0133
	らいふ薬局 志免店	811	2244	糟屋郡志免町志免中央2丁目4-3	092-957-3151
	中西内科クリニック	811	2101	糟屋郡宇美町宇美4丁目1-3	092-934-0703
	箱崎薬局久山店	811	2501	糟屋郡久山町大字久原3539番1	092-652-3446
	志方医院	811	2501	糟屋郡久山町大字久原3512-1	092-976-2858
	新生堂薬局 久山店	811	2501	糟屋郡久山町久原3539-1	092-652-3446
	うえだ歯科クリニック	811	2108	糟屋郡宇美町ゆりが丘1-4-6	092-933-4680
	片井整形外科・内科病院	811	2302	糟屋郡粕屋町大字大隈132番地の1	092-938-4860
	社会保険稲築病院	820	0207	嘉穂郡稲築町大字口春744番地1	
	ふれあい薬局	804	0082	北九州市戸畑区新池1-5-30	093-881-2332
	戸畑けんわ病院	804	0012	北九州市戸畑区新池1-5-5	093-881-8181
	畑薬局新池店	804	0082	北九州市戸畑区新池2-7-1-101	093-871-2639
	牧山中央病院	804	0066	北九州市戸畑区初音町13-13	
	戸畑総合病院	804	0025	北九州市戸畑区福柳木1-3-33	093-871-2760
	岩本内科医院	802	0932	北九州市小倉南区下石田1-2-8	093-961-4118
	レーベル薬局	802	0832	北九州市小倉南区下石田1-1647-3	093-962-7272
	九州労災病院	800	0252	北九州市小倉南区曾根北町1-1	
	タケシタ調剤薬局 労災病院前店	800	0229	北九州市小倉南区曾根北町4-7	093-474-8820
	小倉医療センター	802	0803	北九州市小倉南区春ヶ丘10-1	
	健和会長行病院	803	0271	北九州市小倉南区長行2283	093-451-3861
	北九州総合病院	800	0257	北九州市小倉南区湯川5-10-10	
	みはし歯科医院	802	0841	北九州市小倉南区北方1-16-3	093-941-0030
	小倉セントラル薬局北方店	802	0841	北九州市小倉南区北方1-6-12	093-921-0095
	宮崎医院	802	0841	北九州市小倉南区北方2-19-1	093-921-2058
	ほほえみ調剤薬局	800	0205	北九州市小倉南区沼南町2-3-13-4	
	慈恵曽根病院	800	0208	北九州市小倉南区沼本町4-2-19	
	たはら薬局	800	0225	北九州市小倉南区田原4-9-13	
	眞崎クリニック	800	0225	北九州市小倉南区田原4-9-14	

受療券契約医療機関一覧

※受療券契約医療機関のうち、公表可能な医療機関等のみが掲載されており、リスト以外にも受療券を利用可能な医療機関等があります。

カネミ倉庫株式会社
(令和2年12月現在)

福岡県	かん養生クリニック	800	0256	北九州市小倉南区湯川新町3-7-1	
	ひらかわ薬局	800	0236	北九州市小倉南区下貫1-4-9	
	もり歯科医院	800	0234	北九州市小倉南区中貫1-14-13	
	武内薬局	802	0973	北九州市小倉南区星和台1-1-10	
	小林内科医院	802	0973	北九州市小倉南区星和台1-1-8	093-962-0666
	徳原クリニック	802	0974	北九州市小倉南区徳力3-12-25	
	クラウン薬局	802	0974	北九州市小倉南区徳力4-15-5	093-963-7558
	大信薬局 沼店	800	0206	北九州市小倉南区葛原東3-14-7	093-473-2880
	牧坂内科・消化器科医院	802	0981	北九州市小倉南区企救丘2-2-26	093-961-5151
	(有)徳永調剤薬局	802	0981	北九州市小倉南区企救丘2-2-27	093-961-1520
	小倉到津病院	803	0846	北九州市小倉北区下到津5-10-31	093-571-0077
	西日本調剤センター薬局	803	0814	北九州市小倉北区大手町13-4	093-592-0511
	健和会大手町病院	803	0814	北九州市小倉北区大手町15-1	093-592-5511
	有限会社中央調剤薬局センター	802	0077	北九州市小倉北区馬借1-7-15	093-522-9969
	たんが調剤薬局	802	0077	北九州市小倉北区馬借1-5-3	093-513-3855
	タケシタ調剤薬局 馬借店	802	0077	北九州市小倉北区馬借2-6-1	
	北九州市立医療センター	802	0077	北九州市小倉北区馬借2-1-1	093-541-1831
	医療法人貞元内科医院	802	0077	北九州市小倉北区馬借1-10-8	093-551-0811
	うちだ歯科医院	803	0856	北九州市小倉北区弁天町5-2	093-592-6996
	仙敷薬局	803	0835	北九州市小倉北区井堀3-24-5	093-563-3522
	榎本歯科医院	803	0835	北九州市小倉北区井堀3-26-25	093-571-1479
	医療法人 葵会香川医院	802	0026	北九州市小倉北区大畠2-6-47	093-521-7440
	合馬内科クリニック	802	0004	北九州市小倉北区鍛冶町2-2-22	
	はでやま眼科	802	0064	北九州市小倉北区片野4-3-14	
	小倉きふね病院	802	0073	北九州市小倉北区貴船町3-3	093-941-4550
	小倉めんたるクリニック	802	0006	北九州市小倉北区魚町2-4-11	
	サンキュー薬局魚町店	802	0006	北九州市小倉北区魚町2-1-12	
	堺町調剤薬局	802	0005	北九州市小倉北区堺町2-1-1	093-551-5737
	一般財団法人平成紫川会小倉記念病院	802	8555	北九州市小倉北区浅野3-2-1	093-511-2000
	おさき内科呼吸器科	802	0083	北九州市小倉北区江南町2-26	093-932-1102
	北九州総合病院	802	8517	北九州市小倉北区東城野町1-1	093-921-0560
	大賀薬局 北九州総合病院前店	802	0054	北九州市小倉北区東城野町4-10	093-921-7123
	はまのうえ眼科医院	803	0836	北九州市小倉北区中井2-14-6	093-581-3788
	有限会社 十文字薬局	803	0836	北九州市小倉北区中井2-14-10	093-571-7052
	産業医科大学病院	807	8555	北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1	093-603-1611

受療券契約医療機関一覧

カネミ倉庫株式会社
(令和2年12月現在)

※受療券契約医療機関のうち、公表可能な医療機関等のみが掲載されており、リスト以外にも受療券を利用可能な医療機関等があります。

福岡県	新徳歯科病院	806	0044	北九州市八幡西区相生町15-14	093-631-0275
	丘ノ規病院	807	0831	北九州市八幡西区大字則松104-1	093-602-6631
	めぐみ調剤薬局若葉店	806	0066	北九州市八幡西区若葉3-1-2-22	
	福地内科循環器科	807	0071	北九州市八幡西区上の原4-19-11	093-613-5852
	しづた歯科	805	0061	北九州市八幡東区西本町4-9-6	
	北九州市立八幡病院	805	8534	北九州市八幡東区尾倉2-6-2	093-662-6565
	マツダ薬局	805	0061	北九州市八幡東区西本町4-18-40	093-662-7787
	血倉調剤薬局	805	0061	北九州市八幡東区西本町4-10-7	093-681-7213
	田中外科胃腸科医院	805	0061	北九州市八幡東区西本町4-9-19	093-662-0137
	サンキューラッグ平野薬局	801	0825	北九州市八幡東区平野3-1-3	093-663-9539
	北九州市立門司病院	800	0021	北九州市門司区南本町3-1	093-381-3581
	みなと薬局	801	0851	北九州市門司区東本町1-4-11	093-331-5738
	サンキュー薬局門司港店	801	0853	北九州市門司区東港町3-2	093-322-3939
	医療法人 木原医院	807	1312	鞍手郡鞍手町大字中山3660番地の1	0949-42-5005
	小竹町立病院	820	1103	鞍手郡小竹町大字勝野1191番地	0949-62-0282
	久留米大学病院	830	0011	久留米市旭町67	0942-31-7605
	溝上薬局 くるめ病院前店	839	0865	久留米市合川2-1-22	0942-27-6361
	田主丸中央病院	839	1213	久留米市田主丸町益生田892	
	宇都宮内科医院	830	0037	久留米市諏訪野町1850-1	
	すわの町薬局	830	0037	久留米市諏訪野町1850-1	0942-48-1141
	そうごう薬局久留米医大前店	830	0011	久留米市旭町11番地	副島ビル
	岡部医院（久留米）	830	0063	久留米市荒木町荒木1318	0942-27-0185
	久留米大学医療センター	839	0863	久留米市国分町155-1	0942-22-6660
	くるめ病院	839	0865	久留米市新合川2-2-18	0942-43-5757
	久留米大塩眼科クリニック	830	0047	久留米市津福本町465-1	0942-36-8200
	医療法人 愛康内科医院	830	0051	久留米市南1-27-28	0942-21-5556
	のぞえ歯科クリニック	811	3107	古賀市美明1-12-21	092-405-6748
	株式会社効ラ薬局	827	0002	田川郡香春町大字中津原1250-1	
	一本松調剤薬局	822	1405	田川郡香春町大字中津原1250-1	
	田中整形外科医院	827	0002	田川郡川崎町大字池尻329-8	0947-42-2776
	田川薬剤師会薬局	827	0002	田川郡川崎町池尻607-1	
	中山医院	824	0601	田川郡添田町大字庄890-5	0947-82-0471
	西添田駅前薬局	824	0601	田川郡添田町庄893-1	0947-41-7333
	糸田町立緑ヶ丘病院	822	1300	田川郡糸田町3187	0947-26-0111
	有限会社リハロ原田薬局	822	1316	田川郡糸田町3307	0947-26-0032

受療券契約医療機関一覧

カネミ倉庫株式会社
(令和2年12月現在)

※受療券契約医療機関のうち、公表可能な医療機関等のみが掲載されており、リスト以外にも受療券を利用可能な医療機関等があります。

福岡県	タケシタ調剤薬局 後藤寺店	826	0023	田川市上本町11-31	0947-49-0280
	夢人さんの調剤薬局	826	0023	田川市上本町11番地31	0947-49-0322
	(社)田川病院	826	0023	田川市上本町10-18	0947-44-0460
	榊古賀調剤薬局田川病院店	826	0023	田川市上本町1438-3	0947-47-1717
	かじ内科クリニック	826	0023	田川市上本町7-7	
	寿美調剤薬局	826	0023	田川市上本町7-2	0947-42-8864
	(有)タナ調剤薬局	826	0021	田川市桜町14-25	0947-45-2690
	田川診療所	825	0016	田川市新町11-15	0947-42-8403
	国立療養所 田川新生病院	825	0004	田川市大字夏吉3638	0947-44-0690
	エンゼル薬局夏吉店	825	0004	田川市大字夏吉3638	0947-50-6600
	中富内科医院	826	0041	田川市大字弓削田219-1	
	時川調剤薬局	826	0041	田川市大字弓削田219-4	
	中富医院	826	0041	田川市大字弓削田215-2	0947-44-0552
	山本歯科	826	0043	田川市大字奈良1780	0947-42-8000
	玉山歯科	826	0043	田川市大字奈良257	0947-42-3434
	しらかわクリニック	826	0043	田川市大字奈良261-1	0947-45-3111
	フラワー薬局田川星美台店	825	0005	田川市大字糺1700-81	
	みずほ調剤薬局	825	0006	田川市大字糺1700-149	0947-44-1717
	タカサギ薬局	825	0006	田川市大字糺1700-150	
	タケシタ調剤薬局田川	825	0006	田川市大字糺1700-92	
	田川市立病院	825	8567	田川市大字糺1700番地	0947-44-2000
	星美台調剤薬局	825	0005	田川市大字糺1700-339	0947-45-6336
	株式会社アガベ田川薬局	825	0005	田川市糺1700-91	
	有限会社 タナ力調剤薬局	836	0092	田川市桜町 14-25	0947-45-2690
	田中医院	826	0026	田川市春日町1-7	0947-42-0112
	サンララ薬局	826	0042	田川市川宮760-10	0947-50-7300
	植田皮膚科クリニック	826	0042	田川市川宮760-7	
	倉員眼科医院	825	0018	田川市番田町1-39	0947-42-1045
	医療法人恵山会 丸山病院	818	0133	太宰府市坂本1-4-6	092-922-9001
	さきむら医院	818	0072	筑紫野市二日市中央5-12-3	092-925-9915
	青柳外科医院	818	0057	筑紫野市二日市南2-2-10	092-922-2770
	大賀薬局 那珂川店	811	1201	那珂川市片縄5-19	092-953-3721
	黒崎整形外科医院	811	1213	那珂川市中原2-4	092-954-2551
	じんのうち耳鼻咽喉科	811	1255	那珂川市松木1-146	092-951-3387
	中間市立病院	809	0034	中間市大字中間5818-1	093-245-0981

受療券契約医療機関一覧

※受療券契約医療機関のうち、公表可能な医療機関等のみが掲載されており、リスト以外にも受療券を利用可能な医療機関等があります。

カネミ倉庫株式会社
(令和2年12月現在)

福岡県	ひぐち歯科クリニック	822	0001	直方市大字感田1781-15	0949-29-6110
	山口耳鼻咽喉科医院	822	0024	直方市須崎町4-30	0949-29-5225
	平川耳鼻咽喉科クリニック	814	0151	福岡市城南区堤1-1-1	
	堤調剤薬局	814	0156	福岡市城南区樋井川1-21-22	
	二丁目調剤薬局	814	0104	福岡市城南区別府2-10-23	092-843-5561
	だい内科医院	814	0104	福岡市城南区別府2-30-46	092-821-0865
	油山病院	814	0171	福岡市早良区野芥5-6-37	092-871-2261
	誠和会牟田病院	814	0163	福岡市早良区干隈3-9-1	
	医療法人社団福光会 福田眼科病院	814	0013	福岡市早良区藤崎1-24-1	092-841-2345
	山本歯科医院	814	0161	福岡市早良区飯倉2-9-7	092-831-1757
	平井歯科	810	0021	福岡市中央区今泉2-5-24	092-714-4618
	博愛会病院	810	0034	福岡市中央区笹丘1-13-28	092-741-2626
	ピア笹丘薬局	810	0034	福岡市中央区笹丘1-28-15	092-771-3455
	大槻歯科医院	810	0033	福岡市中央区小笹3-7-3	092-521-8568
	林眼科天神診療所	810	0002	福岡市中央区西洲6-20	092-716-3030
	福岡結核予防センター	810	0041	福岡市中央区大名2-4-7	092-761-2544
	そうごう薬局天神中央店	810	0001	福岡市中央区天神1-3-38	092-734-7311
	なごみ薬局天神店	810	0001	福岡市中央区天神1-14-4	092-791-6401
	医療法人親愛天神クリニック	810	0001	福岡市中央区天神2-12-1	092-721-3571
	佐田病院	810	0004	福岡市中央区渡辺通2-4-28	
	福神薬局天神南店	810	0004	福岡市中央区渡辺通2-3-19	092-732-7717
	きよさわ眼科	810	0014	福岡市中央区平尾2-16-15	092-521-0559
	㈱大賀薬局 福ビル店	810	0001	福岡市中央区天神1-11-17	092-721-8188
	天神コッパル薬局	810	0001	福岡市中央区天神1-15-5	092-791-7830
	医療法人ふじのクリニック	810	0001	福岡市中央区天神2-14-8	天神明治通りビル1F 天神センタービル5F
	タケシタ調剤薬局 天神北店	810	0072	福岡市中央区長浜3-2-7	092-718-0070
	西村胃腸内科	810	0014	福岡市中央区平尾2丁目5-8	092-523-6150
	(有)エーシン薬局	819	0041	福岡市西区拾六町1-19-1	092-884-1837
	かもめ薬局	819	0022	福岡市西区福重5-6-1	092-895-1121
	新室見診療所	819	0022	福岡市西区福重5-1-27	092-891-3711
	むらた整形外科クリニック	819	0052	福岡市西区下山門3-7-7	
	西福岡病院	819	8555	福岡市西区生の松原3-18-8	092-831-1331
	ハート薬局	813	0025	福岡市東区青葉2-13-2	092-691-6632
	あおばクリニック	813	0025	福岡市東区青葉3-1-6	
	城浜診療所	813	0044	福岡市東区千早1-6-8	092-671-3031

受療券契約医療機関一覧

※受療券契約医療機関のうち、公表可能な医療機関等のみが掲載されており、リスト以外にも受療券を利用可能な医療機関等があります。

カネミ倉庫株式会社
(令和2年12月現在)

福岡県	おくだクリニック	813	0044	福岡市東区千早2丁目4-18		092-661-9555
	清原皮膚泌尿器科医院	813	0044	福岡市東区千早5-8-1	ヤマダ電機ビル3F	092-671-5588
	みさきデンタルクリニック	812	0054	福岡市東区馬出1-31-13-1Fエバールライブ吉塚駅前		092-260-9783
	八木病院	812	0054	福岡市東区馬出2-21-25		
	九州大学病院	812	0054	福岡市東区馬出3-1-1		092-642-5169
	千鳥橋病院歯科診療所	812	0054	福岡市東区馬出4-8-21		092-631-2500
	あかり薬局九大東	812	0054	福岡市東区馬出2-1-11		092-292-7801
	貝塚病院	812	0031	福岡市東区箱崎7-7-27		092-632-3333
	たたたら介護薬局	813	0031	福岡市東区八田1-4-65		092-663-2552
	たたたらリハビリテーション病院	813	0031	福岡市東区八田1-4-66		
	あい愛訪問看護ステーション	813	0042	福岡市東区舞松原1-8-19		
	さくら薬局舞松原店	813	0042	福岡市東区舞松原5-25-17		092-671-2811
	山本歯科医院	813	0013	福岡市東区香椎駅前1-5-20		092-662-4674
	いわくに内科	813	0041	福岡市東区水谷2-1-1		092-683-1877
	あんのうクリニック	811	0202	福岡市東区和白3丁目17-24		092-607-8455
	医療法人 山本歯科医院	811	1302	福岡市南区井尻4-3-37		092-581-4397
	とうぎょう薬局	811	1346	福岡市南区老司2-9-69		092-555-8150
	九州中央病院	815	0032	福岡市南区塩原3-23-1		092-541-4936
	国立病院機構福岡病院	811	1394	福岡市南区屋形原4-39-1		092-565-5534
	よつぱ在宅マサージ院	815	0035	福岡市南区向野2-10-16	JGM大橋307号	092-986-0047
	寺沢病院	815	0084	福岡市南区市崎1-14-11		092-521-1381
	松岡内科胃腸科クリニック	815	0084	福岡市南区市崎1-9-12		092-521-0854
	ひろき薬局横手店	811	1311	福岡市南区横手3-40-18		092-571-1712
	南昌江内科クリニック	815	0071	福岡市南区平和1-4-6		
	あんどう歯科小児歯科医院	815	0071	福岡市南区平和1-2-18	平和JSビル	092-524-9760
	有限会社平和調剤薬局	815	0071	福岡市南区平和1-6-1		
	九州ガンセンター	811	1395	福岡市南区野多目3-1-1		092-541-3231
	徳永内科医院	811	1311	福岡市南区横手3-40-2		092-593-1600
	山本歯科医院	815	0083	福岡市南区高宮3-8-6		092-521-7890
	大島眼科医院	815	0083	福岡市南区高宮5-1-1		092-524-1075
	福岡市民病院	812	0041	福岡市博多区吉塚本町13-1		
	そよかせ薬局	812	0044	福岡市博多区千代2丁目14-5		092-643-2744
	ひよこ薬局	812	0044	福岡市博多区千代5-14-13		
	ちどり薬局	812	0044	福岡市博多区千代5-14-20		092-651-8086
	千鳥橋病院	812	0044	福岡市博多区千代5-18-1	外来管理課	092-641-2761

受療券契約医療機関一覧

※受療券契約医療機関のうち、公表可能な医療機関等のみが掲載されており、リスト以外にも受療券を利用可能な医療機関等があります。

カネミ倉庫株式会社
(令和2年12月現在)

福岡県	千代診療所	812	0044	福岡市博多区千代5-11-38	092-651-0726
	千代診療所歯科	812	0044	福岡市博多区千代5-11-38	092-651-2321
	至誠会 木村病院	812	0044	福岡市博多区千代2-13-19	092-641-1966
	㈱大賀薬局	812	0025	福岡市博多区店屋町6-18	092-283-2505
	古寺内科医院	816	0086	福岡市博多区南八幡町2-3-10	092-581-1716
	多田クリニック	812	0024	福岡市博多区網場町1-16	092-291-1383
	まさおか調剤薬局	812	0024	福岡市博多区網場町1-16	092-271-5062
	豊富内科クリニック	812	0024	福岡市博多区網場町1-16	多田ビル2F
	近間整形外科クリニック	812	0024	福岡市博多区網場町1-17	092-271-7755
	博多こおり歯科	812	0011	福岡市博多区博多駅前3-22-1	092-409-9974
	そえじま内科クリニック	812	0016	福岡市博多区博多駅南4-9-21	092-411-4321
	大月内科循環器科	812	0029	福岡市博多区古門戸町1-1-2F	
	河野歯科医院	812	0884	福岡市博多区寿町3-1-11	
	松野脳神経クリニック	811	3223	福岡市光陽台1丁目1-5	0940-43-5055
	誠心会井上病院	819	1104	前原市波多江699-1	092-322-3437
	あらまき内科クリニック	823	0003	宮若市本城678-4	0949-28-9528
	医療法人フィロソフィア 徳永歯科クリニック	811	4185	宗像市赤間駅前1丁目2-1	ライオンズマンション赤間1F
	水上歯科クリニック	811	3213	宗像郡福岡町2739-1	0940-43-7366
	やまね眼科医院	811	4175	宗像市田久2丁目3-1	0940-32-9511
	ふじい眼科クリニック	811	4184	宗像市くりえいと2-3-44	
	のりまつ薬局	811	4184	宗像市くりえいと2-2-2	0940-33-8356
	くりえいと調剤薬局	811	4184	宗像市くりえいと2-3-1	0940-38-8103
	医療法人あかま整形クリニック	811	4173	宗像市栄町3-5	0940-35-6440
	宗像病院	811	3414	宗像市光岡130	0940-36-2734
	宗像東薬局	811	3414	宗像市光岡120-1	
	いきまる内科クリニック	811	4163	宗像市自由ヶ丘9-1-1	0940-39-8282
	有限会社宗像調剤薬局南店	811	4163	宗像市自由ヶ丘9-1-2	
	河村医院	811	4161	宗像市朝町三反田2118番	0940-32-1640
	宗像医師会病院	811	3431	宗像市田熊5-5-3	0940-37-1188
	サンスイ薬局	811	3431	宗像市田熊2-5-19	
	宗像眼科クリニック	811	3431	宗像市田熊2-5-13	
	かばた歯科医院	811	3415	宗像市朝野19	0940-33-8041
	(医)相良内科医院	821	0012	山田市上山田1335-12	0948-53-1622
	沖齒科医院	821	0012	山田市上山田本町	0948-52-0757
	筑前山田赤十字病院	821	0012	山田市大字上山田1237	0948-52-0861

受療券契約医療機関一覧

※受療券契約医療機関のうち、公表可能な医療機関等のみが掲載されており、リスト以外にも受療券を利用可能な医療機関等があります。

カネミ倉庫株式会社
(令和2年12月現在)

福岡県	しばた医院	834	1102	八女市上陽町北川内186-2	0943-33-7373
	ほたる調剤薬局	834	1102	八女市上陽町北川内186-1	0943-54-2185
	川崎病院	834	0024	八女市津江538	0943-23-3005
	公立八女総合病院	834	0034	八女市高塚540-2	0943-23-4131
地区計	298				
佐賀県	今村病院	841	0061	鳥栖市轟木町1523-6	0942-82-5550
	1				
長崎県	三校会宮崎病院	854	0064	諫早市久山町1575番地1	
	三校会宮崎診療所	854	0067	諫早市久山台9番10号	
	そうごう薬局諫早久山台店	854	0067	諫早市久山台10-1	0957-47-6061
	しらぬい薬局	854	0071	諫早市永昌東町9-23	0957-22-3430
	医療法人 ふじえクリニック	854	0071	諫早市永昌東町9-26 ニューウインドビル3F	0957-21-5070
	健康保険諫早総合病院	854	0072	諫早市永昌東町24番1号	
	日本赤十字社 長崎原爆諫早病院	859	0497	諫早市多良見町化屋986番地2	0957-43-2111
	医療法人 井手歯科医院	854	0012	諫早市本町3-13	0957-22-0685
	まっお眼科医院	854	0022	諫早市幸町2-21	0957-24-6604
	野口歯科医院	854	0081	諫早市栄田町6-23	0957-26-1778
	なかしまつねゆき内科循環器科	854	0081	諫早市栄田町31-5	0957-25-8880
	ふれあい薬局	854	0081	諫早市栄田町31-48	0957-25-1092
	ころろ薬局(大村)	856	0026	大村市池田2-299-1	0957-48-5558
	市立大村市民病院	856	0817	大村市古賀島町133-22	0957-52-2161
長崎県	加島歯科小児歯科医院	856	0823	大村市乾馬場町830-2	0957-52-2809
	かなで薬局	856	0025	大村市小路口町244-11	0957-46-3661
	大村共立病院	856	0023	大村市上諏訪町1095番地	0957-53-1121
	またの歯科口腔外科クリニック	856	0805	大村市竹松本町545-5	0957-55-8261
	長崎中央調剤薬局	856	0835	大村市久原2-1066-17	
	長崎医療センター	856	0835	大村市久原2-1001-1	0957-52-3121
	松本耳鼻咽喉科	853	0018	五島市池田町2-17	0959-72-2838
	(有)あい調剤薬局南町店	853	0018	五島市池田町5-22	
	福江産婦人科医院	853	0032	五島市大荒町73-2	0959-72-6140
	いけだ内科	853	0032	五島市大荒町73-2	0959-88-9120
	ゆうとく薬局大荒店	853	0032	五島市大荒町74-2	0959-72-3750
	岐宿歯科診療所	853	0701	五島市岐宿町岐宿2535番地	1959-82-0666
	医療法人山内診療所	853	0312	五島市岐宿町中岳1073-1	
	ニック調剤薬局木場店	853	0033	五島市木場町570-4	

受療券契約医療機関一覧

※受療券契約医療機関のうち、公表可能な医療機関等のみが掲載されており、リスト以外にも受療券を利用可能な医療機関等があります。

カネミ倉庫株式会社
(令和2年12月現在)

長崎県	みどりが丘クリニック	853	0033	五島市木場町570-4	
	才津歯科医院	853	0004	五島市幸町2-3	
	沢本歯科医院	853	0001	五島市栄町7-11	
	医療法人雄人会浦クリニック	853	0001	五島市栄町9-16	0959-72-2706
	尼忠薬局末広店	853	0005	五島市末広町1-5	0959-74-6317
	郡家病院	853	0005	五島市末広町1-9	
	玉之浦町診療所	853	0411	五島市玉之浦町玉之浦1397-1	0959-87-2241
	虎島医院	853	0002	五島市中央町2-2	0959-72-8300
	榎福江薬局	853	0002	五島市中央町5-16	0959-72-2733
	有限会社有徳薬局	853	0002	五島市中央町8-8	0959-72-8804
	こまき歯科医院	853	0003	五島市中央町4-1	0959-72-4834
	山田歯科医院	853	0002	五島市中央町6-23	0959-72-4737
	長崎県富江病院	853	0205	五島市富江町狩立499番地	0959-86-2131
	奈留医療センター	853	2201	五島市奈留町浦1644	0959-64-2014
	宿輪医院	853	2201	五島市奈留町浦1866-1	0959-64-2069
	奈留薬局	853	2201	五島市奈留町浦1744-3	
	奈留歯科診療所	853	2201	五島市奈留町浦1750-1	0959-64-3354
	中村調剤薬局	853	0004	五島市錦町1-15	0959-75-0707
	五島市国民健康保険 久賀診療所	853	2171	五島市久賀町245番地1	0959-77-2012
	壮快堂薬局	853	0007	五島市福江町14-16	0959-75-0189
	ダケ眼科クリニック	853	0007	五島市福江町15-16	0959-72-2138
	山本皮膚科	853	0007	五島市福江町3-13	0959-74-1617
	松尾整形外科	853	0007	五島市福江町15-13	0959-72-1111
	井上内科小児科医院	853	0017	五島市武家屋敷1-2-13	0959-72-3051
	聖マリア病院	853	0052	五島市松山町133番地2	
	桜町調剤薬局 三井薬店	853	0601	五島市三井薬町濱ノ畔1050-17	0959-75-1531
	五島市国民健康保険 三井薬診療所	853	0601	五島市三井薬町濱ノ畔1046-1	0959-84-2144
	山田医院	853	0601	五島市三井薬町濱ノ畔1253-1	0959-75-1502
	医療法人財団健友会五島ふれあい診療所	853	0064	五島市三尾野2-1-29	0959-75-0717
	訪問看護ステーション福江	853	0064	五島市三尾野1-7-1	
	五島中央病院	853	0031	五島市吉久木町205	0959-72-3181
	あおぞら薬局	853	0031	五島市吉久木町626-1	0959-75-0767
	ニック調剤薬局ごとう店	853	0031	五島市吉久木町205-1	
	中村調剤薬局吉久木店	853	0031	五島市吉久木町443-8	
	佐々木整骨院	853	0031	五島市吉久木町1157-1	0959-74-6262

受療券契約医療機関一覧

※受療券契約医療機関のうち、公表可能な医療機関等のみが掲載されており、リスト以外にも受療券を利用可能な医療機関等があります。

カネミ倉庫株式会社
(令和2年12月現在)

長崎県	重工記念長崎病院	850	0063	長崎市飽の浦町1-73	095-828-4813
	入江医院	851	2212	長崎市畝刈町1613-95	095-850-6815
	あんず整形外科	851	2212	長崎市畝刈町1613-33	サクセスカバールビルズ1階・3階
	せいごうクリニック	851	2212	長崎市畝刈町1613-85	095-840-1212
	常岡歯科診療所	850	0832	長崎市油屋町2-18	095-860-9025
	医療法人良幸会思案橋ツダ眼科	850	0832	長崎市油屋町1-12	095-823-9201
	勝山薬局(石神店)	852	8126	長崎市石神町13-47	095-840-0001
	藤本整骨院 岩屋町本院	852	8052	長崎市岩屋町26-21	095-856-2229
	医療法人 ながた大腸肛門クリニック	850	0861	長崎市江戸町5-14	095-818-5375
	すもも薬局	850	0918	長崎市大浦町7-10	095-818-8933
	特定医療法人昭和会 長崎あじさい病院	850	0918	長崎市大浦町10-40	095-828-9700
	前川医院	852	8062	長崎市大園町5-3	095-856-2800
	みしま内科・消化器内科クリニック	852	8127	長崎市大手1丁目28-15	095-814-0001
	はかりや歯科・小児歯科医院	850	0066	長崎市大浜町1591	095-865-0082
	医療法人 奥村歯科医院	852	8132	長崎市扇町1-5	095-844-8062
	十善会病院	850	0905	長崎市籠町7-18	095-821-1214
	済生会長崎病院	850	0003	長崎市片淵町5-1	095-826-9236
	長崎掖済会病院	850	0034	長崎市樺島町5-16	095-824-1610
	上戸病院	850	0953	長崎市上戸町4-2-20	
	ゆかり薬局上戸町店	850	0953	長崎市上戸町1-10-38	095-834-5910
	長崎友愛病院	851	0401	長崎市蚊焼町2314番地1	095-892-0630
	医療法人 河野内科医院	852	8143	長崎市川平町1204	095-846-5101
	長崎新港診療所	851	2211	長崎市京泊3丁目30-3	095-850-2822
	長崎腎病院	850	0032	長崎市興善町5-1	095-824-1101
	聖フランシスコ病院	852	8125	長崎市小峰町9-20	095-846-1888
	長崎大学病院	852	8102	長崎市坂本1-7-1	095-819-7237
	西脇病院	850	0835	長崎市桜木町3-14	
	アイン薬局 桜木町店	850	0835	長崎市桜木町2-19	095-895-7170
	秋山眼科クリニック	850	0015	長崎市桜馬場1丁目7-7	095-821-0259
	医療法人外海弘仁会 日浦病院	851	2326	長崎市下黒崎町1402番地	0959-25-0039
	宮崎内科医院	852	8042	長崎市白鳥町3-12	095-845-0312
	医療法人緑風会みどりクリニック	852	8034	長崎市城栄町32-20	095-844-7191
	稲澤ファミリー歯科医院	852	8034	長崎市城栄町32-20	城山メディカルビル4F
	佐藤和眼科医院	852	8145	長崎市昭和2-16-7	095-843-8115
	長崎みなとメディカルセンター	850	0842	長崎市新地町6-39	095-844-9755
					095-822-3251

受療券契約医療機関一覧

※受療券契約医療機関のうち、公表可能な医療機関等のみが掲載されており、リスト以外にも受療券を利用可能な医療機関等があります。

カネミ倉庫株式会社
(令和2年12月現在)

長崎県	長崎市薬剤師会薬局	850	0842	長崎市新地町5-6		
	パールデンタルクリニック	850	0991	長崎市末石町290-2		095-871-2345
	江良医院	852	8154	長崎市住吉町5-15		095-844-0415
	社会医療法人春回会井上病院	850	0045	長崎市宝町6-12		
	ラベンダー薬局	850	0045	長崎市宝町7-16		095-813-1118
	医療法人社団 健昌会 新里クリニック城山	852	8025	長崎市立岩町34-10		095-833-1234
	医療法人社団 吉見耳鼻咽喉科	852	8135	長崎市千歳町10-3		095-844-4336
	出島病院	850	0862	長崎市出島町12-23		095-822-2323
	ひさまつクリニック	850	0841	長崎市銅座町2-15 NKイリスビル2F		095-893-8980
	銅座町コクミン薬局	850	0841	長崎市銅座町5-7 サイオビル1F		095-816-1595
	まさき内科呼吸器クリニック	850	0841	長崎市銅座町5-7 サイオビル3F		095-801-5908
	長崎北徳州会病院	852	8061	長崎市滑石1-12-5		095-857-3000
	野いちご調剤薬局	851	3101	長崎市西海町1719-4		
	太陽薬局	851	0103	長崎市中里町93-1		095-838-7713
	いけだ歯科医院	852	8155	長崎市中園町8-7	エビスビル2F	095-843-1888
	すわの森薬局	850	0001	長崎市西山2-1-6	1F	095-811-0600
	医療法人厚生会虹ヶ丘病院	852	8055	長崎市虹が丘1-1		095-856-1112
	三星堂薬局	852	8107	長崎市浜口町14-19		095-844-1413
	医療法人哲翁内科医院	852	8107	長崎市浜口町13-9		095-846-5563
	医療法人光晴会病院	852	8053	長崎市葉山1-3-12		095-857-3533
	アイン薬局長崎中央店	850	0911	長崎市東山手町1-11		
	日本調剤長崎薬局	850	0911	長崎市東山手町1-9	ホーワビルズ`東山1F	0958-16-1881
	アジサイデンタルクリニック	850	0985	長崎市平瀬町68-14		095-895-9911
	平山台薬局	850	0996	長崎市平山台1-1-13		095-833-5777
	松永歯科医院	850	0996	長崎市平山台1-5-1		095-879-5800
	宮崎薬局	852	8116	長崎市平和町10-1		
	長崎記念病院	851	0301	長崎市深堀町1-11-54		095-871-1515
	三原台病院	852	8123	長崎市三原1-8-35		095-846-8111
	クローバー薬局	852	8123	長崎市三原1-7-35		
	石野皮膚科医院	852	8105	長崎市目覚町3-2		095-843-7575
	医療法人社団 田島整形外科・外科・クリニック	852	8105	長崎市目覚町4-15		095-845-4155
	開生薬局	852	8105	長崎市目覚町4-10	キョウショウエンビル1F	095-840-9777
	新里クリニック浦上	852	8104	長崎市茂里町3-20		095-813-1234
	勝山薬局(茂里町店)	852	8104	長崎市茂里町3-20		
	日本赤十字社長崎原爆病院	852	8511	長崎市茂里町3-15		095-847-1511

受療券契約医療機関一覧

※受療券契約医療機関のうち、公表可能な医療機関等のみが掲載されており、リスト以外にも受療券を利用可能な医療機関等があります。

カネミ倉庫株式会社
(令和2年12月現在)

長崎県	原爆病院前薬局	852	8104	長崎市茂里町3-58		
	ちゅーりっぷ薬局矢上店	851	0133	長崎市矢上町220		095-813-3022
	千綿病院	851	0133	長崎市矢上町9-12		
	モリタ調剤薬局	850	0982	長崎市柳田町1-4		095-879-3690
	女の都病院	851	2127	西彼杵郡長与町高田郷849-18		095-847-8383
	森内科クリニック	851	2128	西彼杵郡長与町嬉里郷445-101		095-883-3131
	うれり薬局	851	2128	西彼杵郡長与町嬉里郷665		095-887-0028
	とおやま内科	851	2105	西彼杵郡時津町浦郷301-22		095-881-2662
	うちだ調剤薬局 時津店	851	2105	西彼杵郡時津町浦郷301-22		095-860-2228
	しらいし胃腸科外科クリニック	851	2104	西彼杵郡時津町野田郷48-2		095-881-2828
	めぐみ調剤薬局時津店	851	2101	西彼杵郡時津町西時津郷75-26		095-813-2920
	医療法人啓正会 清水病院	851	2102	西彼杵郡時津町浜田郷572		095-882-1225
	社会医療法人春回会 長崎北病院	851	2103	西彼杵郡時津町元村郷800		095-886-8700
	長崎百合野病院	851	2103	西彼杵郡時津町元村郷1155-2		095-857-3366
	医療法人栄和会 泉川病院	859	1504	南島原市深江町丁2405		0957-72-2017
地区計	すみれ薬局	859	1504	南島原市深江町丁2235		0957-65-1193
	149					
	熊本県					
熊本県	石塚眼科医院	864	0041	荒尾市荒尾上西田789-15		0968-64-2780
	熊本労災病院	866	0826	八代市竹原町1670		
	宇治齒科医院	862	0956	熊本市水前寺公園15-31		096-383-0333
	池田内科医院	860	0066	熊本市西区城山下代3丁目1-2		096-329-8818
	4					
地区計						
大分県	九州大学病院別府病院	874	0838	別府市大字鶴見字鶴見原4546		0977-27-1626
地区計	1					
鹿児島県	なかむら内科病院	890	0063	鹿児島市鴨池1-57-1		099-256-6555
	鹿児島医療センター	892	0853	鹿児島市城山町8-1		
	林内科胃腸科病院	890	0045	鹿児島市武2-33-8		099-257-6969
	徳重医院	899	5431	始良市西餅田1347		0995-65-2070
	社会福祉法人恩賜財団 済生会川内病院	895	0074	薩摩川内市原田町2-46		0996-22-8960
地区計	5					
区分計	601					



(写)

薬生食企発0114第2号
令和3年1月14日

(公社) 日本医師会 会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課長

油症患者受療券の利用可能医療機関の拡大に関する協力依頼について

カネミ油症患者に対する支援については、平成24年8月に成立した「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」(平成24年法律第82号。以下「法」という。)及び同法に基づき策定された「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針」(平成24年厚生労働省・農林水産省告示第2号。以下「告示」という。)に基づき、様々な施策を実施しているところです。

告示第五において、「カネミ油症患者の要望を健康実態調査において把握した上で、関係都道府県と連携して、医療機関と調整し、油症患者受療券(※1)の制度の対象となる医療機関数の拡大を図る」こととされ、また、法附則(※2)の検討規定に基づき、平成28年4月に一部改正した告示第七(3)において「油症患者受療券の制度の対象となる医療機関数の更なる拡大を図る」こととされています。

今般、国、カネミ倉庫及び患者団体の三者から構成される定期的な協議の場での患者団体の要望を踏まえ、令和2年度の健康実態調査の結果において、油症患者受療券の使用を希望するとされた全ての医療機関等へ要請を行うこととしており、該当医療機関等が所在する自治体に対しては、地域の関係団体等と連携して要請するよう別添(写)のとおり依頼していますので、御承知おきください。

つきましては、貴職におかれても、こうした施策の実施について御理解をいただくとともに、都道府県医師会及び貴会会員の御協力を賜りますよう、特段の御配慮をお願いします。

(※1) 油症患者受療券とは、カネミ油症患者が医療機関等に提示することにより、窓口での利用者負担の支払を要することなく医療を受けることを可能とするものです。油症患者受療券の取扱いについて同意いただける医療機関等については、医療費の利用者負担分を直接カネミ倉庫(株)に請求いただくこととなります。

(※2) 法附則第2条

「政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、カネミ油症患者の福祉を増進する観点から、カネミ油症患者に関する施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」

(写)

薬生食企発0114第3号
令和3年1月14日

(公社) 日本歯科医師会 会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課長



油症患者受療券の利用可能医療機関の拡大に関する協力依頼について

カネミ油症患者に対する支援については、平成24年8月に成立した「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」(平成24年法律第82号。以下「法」という。)及び同法に基づき策定された「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針」(平成24年厚生労働省・農林水産省告示第2号。以下「告示」という。)に基づき、様々な施策を実施しているところです。

告示第五において、「カネミ油症患者の要望を健康実態調査において把握した上で、関係都道府県と連携して、医療機関と調整し、油症患者受療券(※1)の制度の対象となる医療機関数の拡大を図る」こととされ、また、法附則(※2)の検討規定に基づき、平成28年4月に一部改正した告示第七(3)において「油症患者受療券の制度の対象となる医療機関数の更なる拡大を図る」こととされています。

今般、国、カネミ倉庫及び患者団体の三者から構成される定期的な協議の場での患者団体の要望を踏まえ、令和2年度の健康実態調査の結果において、油症患者受療券の使用を希望するとされた全ての医療機関等へ要請を行うこととしており、該当医療機関等が所在する自治体に対しては、地域の関係団体等と連携して要請するよう別添(写)のとおり依頼していますので、御承知おきください。

つきましては、貴職におかれても、こうした施策の実施について御理解をいただくとともに、都道府県歯科医師会及び貴会会員の御協力を賜りますよう、特段の御配慮をお願いします。

(※1) 油症患者受療券とは、カネミ油症患者が医療機関等に提示することにより、窓口での利用者負担の支払を要することなく医療を受けることを可能とするものです。油症患者受療券の取扱いについて同意いただける医療機関等については、医療費の利用者負担分を直接カネミ倉庫(株)に請求いただくこととなります。

(※2) 法附則第2条

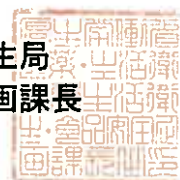
「政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、カネミ油症患者の福祉を増進する観点から、カネミ油症患者に関する施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」

(写)

薬生食企発0114第4号
令和3年1月14日

(公社) 日本薬剤師会 会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課長



油症患者受療券の利用可能医療機関の拡大に関する協力依頼について

カネミ油症患者に対する支援については、平成24年8月に成立した「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」(平成24年法律第82号。以下「法」という。)及び同法に基づき策定された「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針」(平成24年厚生労働省・農林水産省告示第2号。以下「告示」という。)に基づき、様々な施策を実施しているところです。

告示第五において、「カネミ油症患者の要望を健康実態調査において把握した上で、関係都道府県と連携して、医療機関と調整し、油症患者受療券(※1)の制度の対象となる医療機関数の拡大を図る」こととされ、また、法附則(※2)の検討規定に基づき、平成28年4月に一部改正した告示第七(3)において「油症患者受療券の制度の対象となる医療機関数の更なる拡大を図る」こととされています。

今般、国、カネミ倉庫及び患者団体の三者から構成される定期的な協議の場での患者団体の要望を踏まえ、令和2年度の健康実態調査の結果において、油症患者受療券の使用を希望するとされた全ての医療機関等へ要請を行うこととしており、該当医療機関等が所在する自治体に対しては、地域の関係団体等と連携して要請するよう別添(写)のとおり依頼していますので、御承知おきください。

つきましては、貴職におかれても、こうした施策の実施について御理解をいただくとともに、都道府県薬剤師会及び貴会会員の御協力を賜りますよう、特段の御配慮をお願いします。

(※1) 油症患者受療券とは、カネミ油症患者が医療機関等に提示することにより、窓口での利用者負担の支払を要することなく医療を受けることを可能とするものです。油症患者受療券の取扱いについて同意いただける医療機関等については、医療費の利用者負担分を直接カネミ倉庫(株)に請求いただくこととなります。

(※2) 法附則第2条

「政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、カネミ油症患者の福祉を増進する観点から、カネミ油症患者に関する施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」

(写)

薬生食企発0114第24号
令和 3 年 1 月 14 日

カネミ倉庫（株）
代表取締役 加藤大明 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課長

油症患者受療券の利用可能医療機関の拡大について

標記について、先般実施された三者協議での患者団体の要望を踏まえ、令和 2 年度健康実態調査の結果において、油症患者受療券の使用を希望するとされた全ての医療機関へ要請を行うこととし、該当自治体及び関係団体に対して、別添（写）のとおり、協力を依頼しています。

つきましては、貴殿におかれても、患者に対する支援のため、該当自治体が医療機関等へ要請する際に同行するなど、油症患者受療券の制度の対象となる医療機関数の更なる拡大に向け、特段の尽力をお願いします。

(写)

薬生食企発0114第5号
令和3年1月14日

神奈川県健康医療局長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課長
(公 印 省 略)

油症患者受療券の利用可能医療機関の拡大に関する協力依頼について

カネミ油症については、平成24年9月に「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」（平成24年法律第82号。以下「法」という。）が施行され、「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針」（平成24年厚生労働省・農林水産省告示第2号。以下「告示」という。）に基づき、様々な施策を実施しているところです。

告示第五において、「カネミ油症患者の要望を健康実態調査において把握した上で、関係都道府県と連携して、医療機関と調整し、油症患者受療券の制度の対象となる医療機関数の拡大を図る」こととされ、また、平成28年4月に一部改正された告示第七（3）において「油症患者受療券の制度の対象となる医療機関数の更なる拡大を図る」こととされています。

今般、国、カネミ倉庫及び患者団体の三者から構成される三者協議での患者団体の要望を踏まえ、令和2年度の健康実態調査の結果において、油症患者受療券の使用を希望するとされた全ての医療機関に対して要請を行うこととしており、貴自治体管内においては、新たに別紙1の医療機関が該当します。

については、別紙2のとおり関係資料を送付しますので、市町村、地域の関係団体等と連携の上、当該医療機関へ要請をお願いします。

なお、関係団体及びカネミ倉庫（株）に対し、別添（写）のとおり通知していることを申し添えます。

(写)

薬生食企発0114第6号
令和3年1月14日

静岡県健康福祉部長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課長
(公 印 省 略)

油症患者受療券の利用可能医療機関の拡大に関する協力依頼について

カネミ油症については、平成24年9月に「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」（平成24年法律第82号。以下「法」という。）が施行され、「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針」（平成24年厚生労働省・農林水産省告示第2号。以下「告示」という。）に基づき、様々な施策を実施しているところです。

告示第五において、「カネミ油症患者の要望を健康実態調査において把握した上で、関係都道府県と連携して、医療機関と調整し、油症患者受療券の制度の対象となる医療機関数の拡大を図る」こととされ、また、平成28年4月に一部改正された告示第七（3）において「油症患者受療券の制度の対象となる医療機関数の更なる拡大を図る」こととされています。

今般、国、カネミ倉庫及び患者団体の三者から構成される三者協議での患者団体の要望を踏まえ、令和2年度の健康実態調査の結果において、油症患者受療券の使用を希望するとされた全ての医療機関に対して要請を行うこととしており、貴自治体管内においては、新たに別紙1の医療機関が該当します。

については、別紙2のとおり関係資料を送付しますので、市町村、地域の関係団体等と連携の上、当該医療機関へ要請をお願いします。

なお、関係団体及びカネミ倉庫（株）に対し、別添（写）のとおり通知していることを申し添えます。

(写)

薬生食企発0114第7号
令和3年1月14日

愛知県保健医療局長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課長
(公 印 省 略)

油症患者受療券の利用可能医療機関の拡大に関する協力依頼について

カネミ油症については、平成24年9月に「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」（平成24年法律第82号。以下「法」という。）が施行され、「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針」（平成24年厚生労働省・農林水産省告示第2号。以下「告示」という。）に基づき、様々な施策を実施しているところです。

告示第五において、「カネミ油症患者の要望を健康実態調査において把握した上で、関係都道府県と連携して、医療機関と調整し、油症患者受療券の制度の対象となる医療機関数の拡大を図る」こととされ、また、平成28年4月に一部改正された告示第七（3）において「油症患者受療券の制度の対象となる医療機関数の更なる拡大を図る」こととされています。

今般、国、カネミ倉庫及び患者団体の三者から構成される三者協議での患者団体の要望を踏まえ、令和2年度の健康実態調査の結果において、油症患者受療券の使用を希望するとされた全ての医療機関に対して要請を行うこととしており、貴自治体管内においては、新たに別紙1の医療機関が該当します。

については、別紙2のとおり関係資料を送付しますので、市町村、地域の関係団体等と連携の上、当該医療機関へ要請をお願いします。

なお、関係団体及びカネミ倉庫（株）に対し、別添（写）のとおり通知していることを申し添えます。

(写)

薬生食企発0114第8号
令和3年1月14日

三重県医療保険部長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課長
(公 印 省 略)

油症患者受療券の利用可能医療機関の拡大に関する協力依頼について

カネミ油症については、平成24年9月に「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」（平成24年法律第82号。以下「法」という。）が施行され、「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針」（平成24年厚生労働省・農林水産省告示第2号。以下「告示」という。）に基づき、様々な施策を実施しているところです。

告示第五において、「カネミ油症患者の要望を健康実態調査において把握した上で、関係都道府県と連携して、医療機関と調整し、油症患者受療券の制度の対象となる医療機関数の拡大を図る」こととされ、また、平成28年4月に一部改正された告示第七（3）において「油症患者受療券の制度の対象となる医療機関数の更なる拡大を図る」こととされています。

今般、国、カネミ倉庫及び患者団体の三者から構成される三者協議での患者団体の要望を踏まえ、令和2年度の健康実態調査の結果において、油症患者受療券の使用を希望するとされた全ての医療機関に対して要請を行うこととしており、貴自治体管内においては、新たに別紙1の医療機関が該当します。

については、別紙2のとおり関係資料を送付しますので、市町村、地域の関係団体等と連携の上、当該医療機関へ要請をお願いします。

なお、関係団体及びカネミ倉庫（株）に対し、別添（写）のとおり通知していることを申し添えます。

(写)

薬生食企発0114第9号
令和3年1月14日

滋賀県健康医療福祉部長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課長
(公 印 省 略)

油症患者受療券の利用可能医療機関の拡大に関する協力依頼について

カネミ油症については、平成24年9月に「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」（平成24年法律第82号。以下「法」という。）が施行され、「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針」（平成24年厚生労働省・農林水産省告示第2号。以下「告示」という。）に基づき、様々な施策を実施しているところです。

告示第五において、「カネミ油症患者の要望を健康実態調査において把握した上で、関係都道府県と連携して、医療機関と調整し、油症患者受療券の制度の対象となる医療機関数の拡大を図る」こととされ、また、平成28年4月に一部改正された告示第七（3）において「油症患者受療券の制度の対象となる医療機関数の更なる拡大を図る」こととされています。

今般、国、カネミ倉庫及び患者団体の三者から構成される三者協議での患者団体の要望を踏まえ、令和2年度の健康実態調査の結果において、油症患者受療券の使用を希望するとされた全ての医療機関に対して要請を行うこととしており、貴自治体管内においては、新たに別紙1の医療機関が該当します。

については、別紙2のとおり関係資料を送付しますので、市町村、地域の関係団体等と連携の上、当該医療機関へ要請をお願いします。

なお、関係団体及びカネミ倉庫（株）に対し、別添（写）のとおり通知していることを申し添えます。

(写)

薬生食企発0114第10号
令和3年1月14日

大阪府健康医療部長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課長
(公 印 省 略)

油症患者受療券の利用可能医療機関の拡大に関する協力依頼について

カネミ油症については、平成24年9月に「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」（平成24年法律第82号。以下「法」という。）が施行され、「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針」（平成24年厚生労働省・農林水産省告示第2号。以下「告示」という。）に基づき、様々な施策を実施しているところです。

告示第五において、「カネミ油症患者の要望を健康実態調査において把握した上で、関係都道府県と連携して、医療機関と調整し、油症患者受療券の制度の対象となる医療機関数の拡大を図る」こととされ、また、平成28年4月に一部改正された告示第七（3）において「油症患者受療券の制度の対象となる医療機関数の更なる拡大を図る」こととされています。

今般、国、カネミ倉庫及び患者団体の三者から構成される三者協議での患者団体の要望を踏まえ、令和2年度の健康実態調査の結果において、油症患者受療券の使用を希望するとされた全ての医療機関に対して要請を行うこととしており、貴自治体管内においては、新たに別紙1の医療機関が該当します。

については、別紙2のとおり関係資料を送付しますので、市町村、地域の関係団体等と連携の上、当該医療機関へ要請をお願いします。

なお、関係団体及びカネミ倉庫（株）に対し、別添（写）のとおり通知していることを申し添えます。

(写)

薬生食企発0114第11号
令和3年1月14日

兵庫県福祉部長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課長
(公 印 省 略)

油症患者受療券の利用可能医療機関の拡大に関する協力依頼について

カネミ油症については、平成24年9月に「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」（平成24年法律第82号。以下「法」という。）が施行され、「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針」（平成24年厚生労働省・農林水産省告示第2号。以下「告示」という。）に基づき、様々な施策を実施しているところです。

告示第五において、「カネミ油症患者の要望を健康実態調査において把握した上で、関係都道府県と連携して、医療機関と調整し、油症患者受療券の制度の対象となる医療機関数の拡大を図る」こととされ、また、平成28年4月に一部改正された告示第七（3）において「油症患者受療券の制度の対象となる医療機関数の更なる拡大を図る」こととされています。

今般、国、カネミ倉庫及び患者団体の三者から構成される三者協議での患者団体の要望を踏まえ、令和2年度の健康実態調査の結果において、油症患者受療券の使用を希望するとされた全ての医療機関に対して要請を行うこととしており、貴自治体管内においては、新たに別紙1の医療機関が該当します。

については、別紙2のとおり関係資料を送付しますので、市町村、地域の関係団体等と連携の上、当該医療機関へ要請をお願いします。

なお、関係団体及びカネミ倉庫（株）に対し、別添（写）のとおり通知していることを申し添えます。

(写)

薬生食企発0114第12号
令和3年1月14日

島根県健康福祉部長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課長
(公 印 省 略)

油症患者受療券の利用可能医療機関の拡大に関する協力依頼について

カネミ油症については、平成24年9月に「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」（平成24年法律第82号。以下「法」という。）が施行され、「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針」（平成24年厚生労働省・農林水産省告示第2号。以下「告示」という。）に基づき、様々な施策を実施しているところです。

告示第五において、「カネミ油症患者の要望を健康実態調査において把握した上で、関係都道府県と連携して、医療機関と調整し、油症患者受療券の制度の対象となる医療機関数の拡大を図る」こととされ、また、平成28年4月に一部改正された告示第七（3）において「油症患者受療券の制度の対象となる医療機関数の更なる拡大を図る」こととされています。

今般、国、カネミ倉庫及び患者団体の三者から構成される三者協議での患者団体の要望を踏まえ、令和2年度の健康実態調査の結果において、油症患者受療券の使用を希望するとされた全ての医療機関に対して要請を行うこととしており、貴自治体管内においては、新たに別紙1の医療機関が該当します。

については、別紙2のとおり関係資料を送付しますので、市町村、地域の関係団体等と連携の上、当該医療機関へ要請をお願いします。

なお、関係団体及びカネミ倉庫（株）に対し、別添（写）のとおり通知していることを申し添えます。

(写)

薬生食企発0114第13号
令和3年1月14日

岡山県保健福祉部長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課長
(公 印 省 略)

油症患者受療券の利用可能医療機関の拡大に関する協力依頼について

カネミ油症については、平成24年9月に「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」（平成24年法律第82号。以下「法」という。）が施行され、「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針」（平成24年厚生労働省・農林水産省告示第2号。以下「告示」という。）に基づき、様々な施策を実施しているところです。

告示第五において、「カネミ油症患者の要望を健康実態調査において把握した上で、関係都道府県と連携して、医療機関と調整し、油症患者受療券の制度の対象となる医療機関数の拡大を図る」こととされ、また、平成28年4月に一部改正された告示第七（3）において「油症患者受療券の制度の対象となる医療機関数の更なる拡大を図る」こととされています。

今般、国、カネミ倉庫及び患者団体の三者から構成される三者協議での患者団体の要望を踏まえ、令和2年度の健康実態調査の結果において、油症患者受療券の使用を希望するとされた全ての医療機関に対して要請を行うこととしており、貴自治体管内においては、新たに別紙1の医療機関が該当します。

については、別紙2のとおり関係資料を送付しますので、市町村、地域の関係団体等と連携の上、当該医療機関へ要請をお願いします。

なお、関係団体及びカネミ倉庫（株）に対し、別添（写）のとおり通知していることを申し添えます。

(写)

薬生食企発0114第14号
令和3年1月14日

広島県健康福祉局長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課長
(公 印 省 略)

油症患者受療券の利用可能医療機関の拡大に関する協力依頼について

カネミ油症については、平成24年9月に「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」（平成24年法律第82号。以下「法」という。）が施行され、「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針」（平成24年厚生労働省・農林水産省告示第2号。以下「告示」という。）に基づき、様々な施策を実施しているところです。

告示第五において、「カネミ油症患者の要望を健康実態調査において把握した上で、関係都道府県と連携して、医療機関と調整し、油症患者受療券の制度の対象となる医療機関数の拡大を図る」こととされ、また、平成28年4月に一部改正された告示第七（3）において「油症患者受療券の制度の対象となる医療機関数の更なる拡大を図る」こととされています。

今般、国、カネミ倉庫及び患者団体の三者から構成される三者協議での患者団体の要望を踏まえ、令和2年度の健康実態調査の結果において、油症患者受療券の使用を希望するとされた全ての医療機関に対して要請を行うこととしており、貴自治体管内においては、新たに別紙1の医療機関が該当します。

については、別紙2のとおり関係資料を送付しますので、市町村、地域の関係団体等と連携の上、当該医療機関へ要請をお願いします。

なお、関係団体及びカネミ倉庫（株）に対し、別添（写）のとおり通知していることを申し添えます。

(写)

薬生食企発0114第15号
令和3年1月14日

山口県環境生活部長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課長
(公 印 省 略)

油症患者受療券の利用可能医療機関の拡大に関する協力依頼について

カネミ油症については、平成24年9月に「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」（平成24年法律第82号。以下「法」という。）が施行され、「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針」（平成24年厚生労働省・農林水産省告示第2号。以下「告示」という。）に基づき、様々な施策を実施しているところです。

告示第五において、「カネミ油症患者の要望を健康実態調査において把握した上で、関係都道府県と連携して、医療機関と調整し、油症患者受療券の制度の対象となる医療機関数の拡大を図る」こととされ、また、平成28年4月に一部改正された告示第七（3）において「油症患者受療券の制度の対象となる医療機関数の更なる拡大を図る」こととされています。

今般、国、カネミ倉庫及び患者団体の三者から構成される三者協議での患者団体の要望を踏まえ、令和2年度の健康実態調査の結果において、油症患者受療券の使用を希望するとされた全ての医療機関に対して要請を行うこととしており、貴自治体管内においては、新たに別紙1の医療機関が該当します。

については、別紙2のとおり関係資料を送付しますので、市町村、地域の関係団体等と連携の上、当該医療機関へ要請をお願いします。

なお、関係団体及びカネミ倉庫（株）に対し、別添（写）のとおり通知していることを申し添えます。

(写)

薬生食企発0114第16号
令和3年1月14日

愛媛県保健医療局長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課長
(公 印 省 略)

油症患者受療券の利用可能医療機関の拡大に関する協力依頼について

カネミ油症については、平成24年9月に「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」（平成24年法律第82号。以下「法」という。）が施行され、「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針」（平成24年厚生労働省・農林水産省告示第2号。以下「告示」という。）に基づき、様々な施策を実施しているところです。

告示第五において、「カネミ油症患者の要望を健康実態調査において把握した上で、関係都道府県と連携して、医療機関と調整し、油症患者受療券の制度の対象となる医療機関数の拡大を図る」こととされ、また、平成28年4月に一部改正された告示第七（3）において「油症患者受療券の制度の対象となる医療機関数の更なる拡大を図る」こととされています。

今般、国、カネミ倉庫及び患者団体の三者から構成される三者協議での患者団体の要望を踏まえ、令和2年度の健康実態調査の結果において、油症患者受療券の使用を希望するとされた全ての医療機関に対して要請を行うこととしており、貴自治体管内においては、新たに別紙1の医療機関が該当します。

については、別紙2のとおり関係資料を送付しますので、市町村、地域の関係団体等と連携の上、当該医療機関へ要請をお願いします。

なお、関係団体及びカネミ倉庫（株）に対し、別添（写）のとおり通知していることを申し添えます。

(写)

薬生食企発0114第17号
令和3年1月14日

高知県健康政策部長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課長
(公 印 省 略)

油症患者受療券の利用可能医療機関の拡大に関する協力依頼について

カネミ油症については、平成24年9月に「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」（平成24年法律第82号。以下「法」という。）が施行され、「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針」（平成24年厚生労働省・農林水産省告示第2号。以下「告示」という。）に基づき、様々な施策を実施しているところです。

告示第五において、「カネミ油症患者の要望を健康実態調査において把握した上で、関係都道府県と連携して、医療機関と調整し、油症患者受療券の制度の対象となる医療機関数の拡大を図る」こととされ、また、平成28年4月に一部改正された告示第七（3）において「油症患者受療券の制度の対象となる医療機関数の更なる拡大を図る」こととされています。

今般、国、カネミ倉庫及び患者団体の三者から構成される三者協議での患者団体の要望を踏まえ、令和2年度の健康実態調査の結果において、油症患者受療券の使用を希望するとされた全ての医療機関に対して要請を行うこととしており、貴自治体管内においては、新たに別紙1の医療機関が該当します。

については、別紙2のとおり関係資料を送付しますので、市町村、地域の関係団体等と連携の上、当該医療機関へ要請をお願いします。

なお、関係団体及びカネミ倉庫（株）に対し、別添（写）のとおり通知していることを申し

(写)

薬生食企発0114第18号
令和3年1月14日

福岡県保健医療介護部長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課長
(公 印 省 略)

油症患者受療券の利用可能医療機関の拡大に関する協力依頼について

カネミ油症については、平成24年9月に「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」（平成24年法律第82号。以下「法」という。）が施行され、「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針」（平成24年厚生労働省・農林水産省告示第2号。以下「告示」という。）に基づき、様々な施策を実施しているところです。

告示第五において、「カネミ油症患者の要望を健康実態調査において把握した上で、関係都道府県と連携して、医療機関と調整し、油症患者受療券の制度の対象となる医療機関数の拡大を図る」こととされ、また、平成28年4月に一部改正された告示第七（3）において「油症患者受療券の制度の対象となる医療機関数の更なる拡大を図る」こととされています。

今般、国、カネミ倉庫及び患者団体の三者から構成される三者協議での患者団体の要望を踏まえ、令和2年度の健康実態調査の結果において、油症患者受療券の使用を希望するとされた全ての医療機関に対して要請を行うこととしており、貴自治体管内においては、新たに別紙1の医療機関が該当します。

については、別紙2のとおり関係資料を送付しますので、市町村、地域の関係団体等と連携の上、当該医療機関へ要請をお願いします。

なお、関係団体及びカネミ倉庫（株）に対し、別添（写）のとおり通知していることを申し添えます。

(写)

薬生食企発0114第19号
令和3年1月14日

佐賀県健康福祉部長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課長
(公 印 省 略)

油症患者受療券の利用可能医療機関の拡大に関する協力依頼について

カネミ油症については、平成24年9月に「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」（平成24年法律第82号。以下「法」という。）が施行され、「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針」（平成24年厚生労働省・農林水産省告示第2号。以下「告示」という。）に基づき、様々な施策を実施しているところです。

告示第五において、「カネミ油症患者の要望を健康実態調査において把握した上で、関係都道府県と連携して、医療機関と調整し、油症患者受療券の制度の対象となる医療機関数の拡大を図る」こととされ、また、平成28年4月に一部改正された告示第七（3）において「油症患者受療券の制度の対象となる医療機関数の更なる拡大を図る」こととされています。

今般、国、カネミ倉庫及び患者団体の三者から構成される三者協議での患者団体の要望を踏まえ、令和2年度の健康実態調査の結果において、油症患者受療券の使用を希望するとされた全ての医療機関に対して要請を行うこととしており、貴自治体管内においては、新たに別紙1の医療機関が該当します。

については、別紙2のとおり関係資料を送付しますので、市町村、地域の関係団体等と連携の上、当該医療機関へ要請をお願いします。

なお、関係団体及びカネミ倉庫（株）に対し、別添（写）のとおり通知していることを申し添えます。

(写)

薬生食企発0114第20号
令和3年1月14日

長崎県県民生活部長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課長
(公 印 省 略)

油症患者受療券の利用可能医療機関の拡大に関する協力依頼について

カネミ油症については、平成24年9月に「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」（平成24年法律第82号。以下「法」という。）が施行され、「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針」（平成24年厚生労働省・農林水産省告示第2号。以下「告示」という。）に基づき、様々な施策を実施しているところです。

告示第五において、「カネミ油症患者の要望を健康実態調査において把握した上で、関係都道府県と連携して、医療機関と調整し、油症患者受療券の制度の対象となる医療機関数の拡大を図る」こととされ、また、平成28年4月に一部改正された告示第七（3）において「油症患者受療券の制度の対象となる医療機関数の更なる拡大を図る」こととされています。

今般、国、カネミ倉庫及び患者団体の三者から構成される三者協議での患者団体の要望を踏まえ、令和2年度の健康実態調査の結果において、油症患者受療券の使用を希望するとされた全ての医療機関に対して要請を行うこととしており、貴自治体管内においては、新たに別紙1の医療機関が該当します。

については、別紙2のとおり関係資料を送付しますので、市町村、地域の関係団体等と連携の上、当該医療機関へ要請をお願いします。

なお、関係団体及びカネミ倉庫（株）に対し、別添（写）のとおり通知していることを申し添えます。

(写)

薬生食企発0114第21号
令和3年1月14日

熊本県健康福祉部長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課長
(公 印 省 略)

油症患者受療券の利用可能医療機関の拡大に関する協力依頼について

カネミ油症については、平成24年9月に「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」（平成24年法律第82号。以下「法」という。）が施行され、「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針」（平成24年厚生労働省・農林水産省告示第2号。以下「告示」という。）に基づき、様々な施策を実施しているところです。

告示第五において、「カネミ油症患者の要望を健康実態調査において把握した上で、関係都道府県と連携して、医療機関と調整し、油症患者受療券の制度の対象となる医療機関数の拡大を図る」こととされ、また、平成28年4月に一部改正された告示第七（3）において「油症患者受療券の制度の対象となる医療機関数の更なる拡大を図る」こととされています。

今般、国、カネミ倉庫及び患者団体の三者から構成される三者協議での患者団体の要望を踏まえ、令和2年度の健康実態調査の結果において、油症患者受療券の使用を希望するとされた全ての医療機関に対して要請を行うこととしており、貴自治体管内においては、新たに別紙1の医療機関が該当します。

については、別紙2のとおり関係資料を送付しますので、市町村、地域の関係団体等と連携の上、当該医療機関へ要請をお願いします。

なお、関係団体及びカネミ倉庫（株）に対し、別添（写）のとおり通知していることを申し添えます。

(写)

薬生食企発0114第22号
令和3年1月14日

大分県生活環境部長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課長
(公 印 省 略)

油症患者受療券の利用可能医療機関の拡大に関する協力依頼について

カネミ油症については、平成24年9月に「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」（平成24年法律第82号。以下「法」という。）が施行され、「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針」（平成24年厚生労働省・農林水産省告示第2号。以下「告示」という。）に基づき、様々な施策を実施しているところです。

告示第五において、「カネミ油症患者の要望を健康実態調査において把握した上で、関係都道府県と連携して、医療機関と調整し、油症患者受療券の制度の対象となる医療機関数の拡大を図る」こととされ、また、平成28年4月に一部改正された告示第七（3）において「油症患者受療券の制度の対象となる医療機関数の更なる拡大を図る」こととされています。

今般、国、カネミ倉庫及び患者団体の三者から構成される三者協議での患者団体の要望を踏まえ、令和2年度の健康実態調査の結果において、油症患者受療券の使用を希望するとされた全ての医療機関に対して要請を行うこととしており、貴自治体管内においては、新たに別紙1の医療機関が該当します。

については、別紙2のとおり関係資料を送付しますので、市町村、地域の関係団体等と連携の上、当該医療機関へ要請をお願いします。

なお、関係団体及びカネミ倉庫（株）に対し、別添（写）のとおり通知していることを申し添えます。

(写)

薬生食企発0114第23号
令和3年1月14日

鹿児島県くらし保健福祉部長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課長
(公 印 省 略)

油症患者受療券の利用可能医療機関の拡大に関する協力依頼について

カネミ油症については、平成24年9月に「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」（平成24年法律第82号。以下「法」という。）が施行され、「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針」（平成24年厚生労働省・農林水産省告示第2号。以下「告示」という。）に基づき、様々な施策を実施しているところです。

告示第五において、「カネミ油症患者の要望を健康実態調査において把握した上で、関係都道府県と連携して、医療機関と調整し、油症患者受療券の制度の対象となる医療機関数の拡大を図る」こととされ、また、平成28年4月に一部改正された告示第七（3）において「油症患者受療券の制度の対象となる医療機関数の更なる拡大を図る」こととされています。

今般、国、カネミ倉庫及び患者団体の三者から構成される三者協議での患者団体の要望を踏まえ、令和2年度の健康実態調査の結果において、油症患者受療券の使用を希望するとされた全ての医療機関に対して要請を行うこととしており、貴自治体管内においては、新たに別紙1の医療機関が該当します。

については、別紙2のとおり関係資料を送付しますので、市町村、地域の関係団体等と連携の上、当該医療機関へ要請をお願いします。

なお、関係団体及びカネミ倉庫（株）に対し、別添（写）のとおり通知していることを申し添えます。

■ 令和2年度健康実態調査における受療券利用可能医療機関の利用希望について

別紙 1

No.	都道府県	市区町村名	医療機関名
1	神奈川県	三浦市三崎町諸磯50	三上歯科医院
2	静岡県	静岡市駿河区宮竹2-16-22	かくた歯科院
3	愛知県	安城市篠目町竜田98-1	長坂眼科
4	愛知県	名古屋市中区南陽通5-1-3	名南病院
5	愛知県	岡崎市小針町一シキ12-1	あい歯科
6	愛知県	岡崎市岩津町申堂2-2	京田歯科医院
7	愛知県	岡崎市洞町東前田28-1	高木外科内科医院
8	三重県	松阪市川井町字小望102	松阪中央総合病院
9	三重県	伊賀市四十九町831	伊賀市立上野総合市民病院
10	滋賀県	滋賀県栗東市大橋2丁目4番1号	滋賀県済生会病院
11	大阪府	門真市北島585-22	那須歯科医院
12	大阪府	茨木市大手町12-3	いしが城谷クリニック
13	大阪府	大阪府大阪市中央区法門坂2-1-14	国立病院機構 大阪医療センター
14	大阪府	茨木市白川1丁目3番22号	久保田眼科
15	大阪府	池田市城南3-1-18	市立池田病院
16	大阪府	西区九条南1-12-21	多根総合病院
17	兵庫県	高砂市荒井町紙町33-1	高砂市民病院
18	兵庫県	高砂市米田町島18-29	藤原歯科医院
19	兵庫県	尼崎市昭和通7丁目242-2	とまと調剤薬局
20	島根県	邑智郡川本町川本383-1	加藤病院
21	島根県	浜田市浅井町777番地12	浜田医療センター
22	島根県	浜田市国分町677-1	真鍋医院
23	岡山県	倉敷市真備町川辺2000-1	まび記念病院
24	岡山県	倉敷市真備町川辺2000-11	ゆたか薬局
25	岡山県	倉敷市美和1-1-1	倉敷中央病院
26	岡山県	倉敷市真備町川辺2095-1	医療生協真備歯科診療所
27	岡山県	倉敷市浜の茶屋312-9	ほう皮フ科クリニック
28	広島県	広島市安佐北区可部南2-1-1	安佐市民病院
29	広島県	広島市安佐北区可部4-6-2	うえき泌尿器科
30	広島県	安佐北区可部南2-1-1	広島市立安佐市民病院
31	広島県	広島市佐伯区海老山町7-10	原田病院
32	広島県	広島市佐伯区楽々園4-6-23	そえだ眼科
33	広島県	廿日市市地御前1-3-3	広島県厚生農業協同組合連合会 広島総合病院
34	広島県	広島市西区草津梅が台10-1	草津病院
35	広島県	広島市中区吉島東3-2-33	国家公務共済連合会 吉島病院
36	広島県	広島市中区光南1-15-10	くすの木クリニック
37	広島県	広島市中区吉島西2-15-12	ましの皮フ科
38	広島県	広島市中区光南2-10-1	こうざい歯科病院医院
39	広島県	広島市中区舟入町2-23	舟入植込胃腸科内科
40	山口県	山陽小野田市北竜王町10-10	しらさわ内科クリニック
41	山口県	下関市竹崎町3-5-31	医療法人青丘会大塚医院
42	山口県	下関市竹崎町3-5-25	有限会社コトブキ薬局
43	山口県	宇部市大字西岐阜波750	宇部興産中央病院
44	山口県	宇部市海南町2-25	生協上宇部クリニック
45	愛媛県	松山市河野中須賀285-15	エムアイ薬局
46	愛媛県	松山市三番町4-4-5	梶浦病院
47	愛媛県	松山市春日町83	愛媛県立中央病院
48	愛媛県	松山市文京町1番地	松山赤十字病院
49	高知県	高知市上町4丁目7-20	高知整形、脳外科病院
50	高知県	高知市上町3丁目2-6	田中整形外科病院
51	高知県	高知市城見町4-13	高知記念病院
52	高知県	高知市桜井町1-9-35	嶋本歯科医院
53	福岡県	田川市大字夏吉3638番地	田川新生病院
54	福岡県	行橋市西宮氏2-2-30	おおみや整形外科
55	福岡県	飯塚市鯉田567-1	田中歯科医院
56	福岡県	古賀市千鳥1-1-1	福岡東医療センター
57	福岡県	福津市日蔭野5丁目7番地の1	宗像水光会総合病院
58	福岡県	宮若市長井鶴250-3	医療法人 安倍病院
59	福岡県	福岡市博多区大博町1-8	医療法人 原三信病院
60	福岡県	久留米市野中町147-1大石ビル2F	もとむら歯科医院
61	福岡県	筑後市鶴田1071	あぜ道整骨院
62	福岡県	久留米市福岡市早良区原3丁目16-11	大塩眼科
63	福岡県	久留米市宮ノ陣3丁目3番8号	古賀病院(新、21)
64	福岡県	春日市春日原北町3-63-1	たけの内科
65	福岡県	糟屋郡宇美町宇美4丁目1-3	たけうち皮膚科
66	福岡県	久留米に御中町2241-4	つつみ内科
67	福岡県	糟屋郡久山町山田1684-2	宮原内科クリニック
68	福岡県	糟屋郡久山町山田1684-28	有限会社 ミトク薬局 久山店
69	福岡県	北九州市小倉北区日明2丁目2-1	米良医院
70	福岡県	福岡市東区香住ヶ丘2-15-17	香住ヶ丘うちだクリニック
71	福岡県	北九州市小倉南区葛原1-10-3	泉歯科医院
72	福岡県	北九州市小倉南区徳力3-14-12	医療法人 井上眼科医院
73	福岡県	北九州市小倉南区徳力3-13-14	(有)志徳調剤薬局
74	福岡県	小倉南区湯川1-4-6	医療法人 奥医院
75	福岡県	九州市小倉北区高坊一丁目10番16号	大久保内科胃腸科
76	福岡県	福岡市南区大橋1丁目34-9-101ライオンズマンション日赤通り	わたなべ歯科医院
77	福岡県	北九州市小倉南区徳力3丁目9-2N&Y徳力ビル2F	ますゆき皮膚科クリニック
78	福岡県	北九州市小倉南区中曽根一丁目13番6号	杉本クリニック
79	福岡県	福岡県北九州市小倉北区三萩野1-12-18	三萩野病院
80	福岡県	福岡県北九州市小倉南区下曽根1-8-16	はら内科整形外科クリニック

No.	都道府県	市区町村名	医療機関名
81	福岡県	小郡市美鈴が丘5-12-6	高橋クリニック
82	福岡県	小郡市小郡217-1	社会医療法人シマダ 嶋田病院
83	福岡県	福岡県久留米市櫛原町21	久留米総合病院
84	福岡県	北九州市門司区南本町3-1	北九州市立門司病院
85	福岡県	福岡県西区石丸3-2-1	白十字病院
86	福岡県	福岡市西区拾六町5-16-11	ふかほり整形外科クリニック
87	福岡県	福岡市中央区大名2-6-39	ぐ〜っとマッサージ院整骨院
88	福岡県	北九州市若松区赤島町6-11	中村医院
89	福岡県	福岡市早良区洗2-15-10	神代医院
90	福岡県	南区柳河内2-10-50	福岡整形外科病院
91	福岡県	福岡市城南区神松寺2-19-2	医療法人社団正樹会 佐田整形外科病院
92	福岡県	福岡市東区香住ヶ丘2-15-17	香住ヶ丘うちだクリニック
93	佐賀県	三養基郡基山町小倉1059-2	医療法人 さかい胃腸・内視鏡内科クリニック
94	長崎県	長崎市大浜町1591	はかりや歯科
95	長崎県	五島市富江町富江314-13	広野整骨院
96	長崎県	五島市岐宿町中嶽1080	調剤薬局 やまうち薬局
97	長崎県	諫早市永昌東町9-26 3F	医療法人ふじえクリニック
98	長崎県	北松浦郡江迎町赤坂免299	北松中央病院
99	長崎県	長崎市桜馬場1丁目7番7号	秋山眼科クリニック
100	長崎県	長崎市平野町23-6	とまと薬局
101	長崎県	諫早市永昌東町9-23	しらぬひ薬局
102	長崎県	大村市東本町537	貞松病院「求急指定」
103	長崎県	大村市杭出津2-555	ともなが内科クリニック
104	長崎県	大村市幸町25-200イオン大村店2F	大村ファミリー歯科
105	長崎県	大村市西大村本町210-5	そうごう薬局大村店
106	長崎県	諫早市小川町595-1	美南の丘クリニック
107	長崎県	諫早市貝津町3015	西諫早病院
108	長崎県	諫早市栄田町31-5	なかしまつねゆき内科
109	長崎県	諫早市貝津町2314-1	おかもと歯科
110	長崎県	長崎市桜馬場1丁目2-12	村橋歯科診療所
111	長崎県	西彼杵群時津町浦郷301の32	とおやま内科
112	長崎県	長崎市浜口町3-5	福田ゆたか外科医院
113	長崎県	長崎市新地町1-5MMCビル4F	糸柳プレストクリニック
114	長崎県	島原市津町409-15	林内科医院
115	長崎県	五島市富江町永屋686-1	富江診療所
116	長崎県	五島市上大津町336-6	新井整骨院
117	長崎県	五島市大荒町73-2	福江産婦人科
118	長崎県	長崎市文教町5-23	ほんだ歯科
119	長崎県	長崎市柳田町1-10	医療法人良幸会南長崎ツダ眼科
120	熊本県	熊本市西區城山下一代3-1-3	城山皮膚科・泌尿器科クリニック
121	大分県	別府市青山町7-52	野口病院
122	鹿児島県	薩摩郡さつま町田原147-3	てらだ内科クリニック

(写)

薬生食企発0210第1号
令和3年2月10日

(公社) 日本医師会 会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課長



油症患者受療券の利用可能医療機関の拡大に関する協力依頼について（追加分）

カネミ油症患者に対する支援については、平成24年8月に成立した「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」（平成24年法律第82号。以下「法」という。）及び同法に基づき策定された「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針」（平成24年厚生労働省・農林水産省告示第2号。以下「告示」という。）に基づき、様々な施策を実施しているところです。

告示第五において、「カネミ油症患者の要望を健康実態調査において把握した上で、関係都道府県と連携して、医療機関と調整し、油症患者受療券（※1）の制度の対象となる医療機関数の拡大を図る」こととされ、また、法附則（※2）の検討規定に基づき、平成28年4月に一部改正した告示第七（3）において「油症患者受療券の制度の対象となる医療機関数の更なる拡大を図る」こととされています。

今般、国、カネミ倉庫及び患者団体の三者から構成される定期的な協議の場での患者団体の要望を踏まえ、令和2年度の健康実態調査の結果において、油症患者受療券の使用を希望するとされた全ての医療機関等へ要請を行うこととしており、該当医療機関等が所在する自治体に対しては、地域の関係団体等と連携して要請するよう別添（写）のとおり依頼していますので、御承知おきください。

つきましては、貴職におかれても、こうした施策の実施について御理解をいただくとともに、都道府県医師会及び貴会会員の御協力を賜りますよう、特段の御配慮をお願いします。

（※1） 油症患者受療券とは、カネミ油症患者が医療機関等に提示することにより、窓口での利用者負担の支払を要することなく医療を受けることを可能とするものです。油症患者受療券の取扱いについて同意いただける医療機関等については、医療費の利用者負担分を直接カネミ倉庫（株）に請求いただくこととなります。

（※2） 法附則第2条

「政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、カネミ油症患者の福祉を増進する観点から、カネミ油症患者に関する施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」

(写)

業生食企発0210第2号
令和3年2月10日

(公社) 日本歯科医師会 会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課長



油症患者受療券の利用可能医療機関の拡大に関する協力依頼について（追加分）

カネミ油症患者に対する支援については、平成24年8月に成立した「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」（平成24年法律第82号。以下「法」という。）及び同法に基づき策定された「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針」（平成24年厚生労働省・農林水産省告示第2号。以下「告示」という。）に基づき、様々な施策を実施しているところです。

告示第五において、「カネミ油症患者の要望を健康実態調査において把握した上で、関係都道府県と連携して、医療機関と調整し、油症患者受療券（※1）の制度の対象となる医療機関数の拡大を図る」こととされ、また、法附則（※2）の検討規定に基づき、平成28年4月に一部改正した告示第七（3）において「油症患者受療券の制度の対象となる医療機関数の更なる拡大を図る」こととされています。

今般、国、カネミ倉庫及び患者団体の三者から構成される定期的な協議の場での患者団体の要望を踏まえ、令和2年度の健康実態調査の結果において、油症患者受療券の使用を希望するとされた全ての医療機関等へ要請を行うこととしており、該当医療機関等が所在する自治体に対しては、地域の関係団体等と連携して要請するよう別添（写）のとおり依頼していますので、御承知おきください。

つきましては、貴職におかれても、こうした施策の実施について御理解をいただくとともに、都道府県歯科医師会及び貴会会員の御協力を賜りますよう、特段の御配慮をお願いします。

（※1） 油症患者受療券とは、カネミ油症患者が医療機関等に提示することにより、窓口での利用者負担の支払を要することなく医療を受けることを可能とするものです。油症患者受療券の取扱いについて同意いただける医療機関等については、医療費の利用者負担分を直接カネミ倉庫（株）に請求いただくこととなります。

（※2） 法附則第2条

「政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、カネミ油症患者の福祉を増進する観点から、カネミ油症患者に関する施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」

(写)

薬生食企発0210第3号
令和3年2月10日

(公社) 日本薬剤師会 会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課長



油症患者受療券の利用可能医療機関の拡大に関する協力依頼について（追加分）

カネミ油症患者に対する支援については、平成24年8月に成立した「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」（平成24年法律第82号。以下「法」という。）及び同法に基づき策定された「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針」（平成24年厚生労働省・農林水産省告示第2号。以下「告示」という。）に基づき、様々な施策を実施しているところです。

告示第五において、「カネミ油症患者の要望を健康実態調査において把握した上で、関係都道府県と連携して、医療機関と調整し、油症患者受療券（※1）の制度の対象となる医療機関数の拡大を図る」こととされ、また、法附則（※2）の検討規定に基づき、平成28年4月に一部改正した告示第七（3）において「油症患者受療券の制度の対象となる医療機関数の更なる拡大を図る」こととされています。

今般、国、カネミ倉庫及び患者団体の三者から構成される定期的な協議の場での患者団体の要望を踏まえ、令和2年度の健康実態調査の結果において、油症患者受療券の使用を希望するとされた全ての医療機関等へ要請を行うこととしており、該当医療機関等が所在する自治体に対しては、地域の関係団体等と連携して要請するよう別添（写）のとおり依頼していますので、御承知おきください。

つきましては、貴職におかれても、こうした施策の実施について御理解をいただくとともに、都道府県薬剤師会及び貴会会員の御協力を賜りますよう、特段の御配慮をお願いします。

（※1） 油症患者受療券とは、カネミ油症患者が医療機関等に提示することにより、窓口での利用者負担の支払を要することなく医療を受けることを可能とするものです。油症患者受療券の取扱いについて同意いただける医療機関等については、医療費の利用者負担分を直接カネミ倉庫（株）に請求いただくこととなります。

（※2） 法附則第2条

「政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、カネミ油症患者の福祉を増進する観点から、カネミ油症患者に関する施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」

(写)

薬生食企発0210第4号
令和3年2月10日

カネミ倉庫（株）
代表取締役 加藤大明 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課長



油症患者受療券の利用可能医療機関の拡大について（追加分）

標記について、先般実施された三者協議での患者団体の要望を踏まえ、令和2年度健康実態調査の結果において、油症患者受療券の使用を希望するとされた全ての医療機関へ要請を行うこととし、該当自治体及び関係団体に対して、別添（写）のとおり、協力を依頼しています。

つきましては、貴殿におかれても、患者に対する支援のため、該当自治体が医療機関等へ要請する際に同行するなど、油症患者受療券の制度の対象となる医療機関数の更なる拡大に向け、特段の尽力をお願いします。

(写)

薬生食企発0210第5号
令和3年2月10日

福岡県保健医療介護部長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課長
(公 印 省 略)

油症患者受療券の利用可能医療機関の拡大に関する協力依頼について（追加分）

カネミ油症については、平成24年9月に「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」（平成24年法律第82号。以下「法」という。）が施行され、「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針」（平成24年厚生労働省・農林水産省告示第2号。以下「告示」という。）に基づき、様々な施策を実施しているところです。

告示第五において、「カネミ油症患者の要望を健康実態調査において把握した上で、関係都道府県と連携して、医療機関と調整し、油症患者受療券の制度の対象となる医療機関数の拡大を図る」こととされ、また、平成28年4月に一部改正された告示第七（3）において「油症患者受療券の制度の対象となる医療機関数の更なる拡大を図る」こととされています。

今般、国、カネミ倉庫及び患者団体の三者から構成される三者協議での患者団体の要望を踏まえ、令和2年度の健康実態調査の結果において、油症患者受療券の使用を希望するとされた全ての医療機関に対して要請を行うこととしており、貴自治体管内においては、新たに別紙1の医療機関が該当します。

については、別紙2のとおり関係資料を送付しますので、市町村、地域の関係団体等と連携の上、当該医療機関へ要請をお願いします。

なお、関係団体及びカネミ倉庫（株）に対し、別添（写）のとおり通知していることを申し添えます。

(写)

薬生食企発0210第6号
令和3年2月10日

長崎県県民生活部長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課長
(公 印 省 略)

油症患者受療券の利用可能医療機関の拡大に関する協力依頼について（追加分）

カネミ油症については、平成24年9月に「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」（平成24年法律第82号。以下「法」という。）が施行され、「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針」（平成24年厚生労働省・農林水産省告示第2号。以下「告示」という。）に基づき、様々な施策を実施しているところです。

告示第五において、「カネミ油症患者の要望を健康実態調査において把握した上で、関係都道府県と連携して、医療機関と調整し、油症患者受療券の制度の対象となる医療機関数の拡大を図る」こととされ、また、平成28年4月に一部改正された告示第七（3）において「油症患者受療券の制度の対象となる医療機関数の更なる拡大を図る」こととされています。

今般、国、カネミ倉庫及び患者団体の三者から構成される三者協議での患者団体の要望を踏まえ、令和2年度の健康実態調査の結果において、油症患者受療券の使用を希望するとされた全ての医療機関に対して要請を行うこととしており、貴自治体管内においては、新たに別紙1の医療機関が該当します。

については、別紙2のとおり関係資料を送付しますので、市町村、地域の関係団体等と連携の上、当該医療機関へ要請をお願いします。

なお、関係団体及びカネミ倉庫（株）に対し、別添（写）のとおり通知していることを申し添えます。

■ 令和2年度健康実態調査における受療券利用可能医療機関の利用希望について(追加分)

別紙 1

No.	都道府県	市区町村名	医療機関名
1	福岡県	久留米市津福本町422	聖マリア病院
2	福岡県	福岡市博多区博多駅前4-23-35	ハヤシ眼科病院
3	福岡県	北九州市小倉南区下貫3丁目3-17	わたなべ歯科医院
4	長崎県	深堀町3丁目285番地3	医療法人 たくま医院
5	長崎県	佐世保市本島町2-11	田中医院
6	長崎県	大村市池田2-580-2	たいよう整骨院
7	長崎県	五島市栄町1-46	沢本外科医院

医療費・交通費等のお支払いについて

1 お支払基準について

<医療費について>

- ・ 各種健康保険を利用した上、窓口でお支払いになる医療費、薬代をお支払いします。(漢方薬・針灸についても保険適用分はお支払いします。)
- ・ 高額療養費還付・老人保険等の医療制度は、各保険機関の制度に準じます。
- ・ 入院される場合は限度額適用認定証を保険機関に申請してください。
- ・ 入院の際の食事負担金及び保険外分についてはお支払致しておりません。
- ・ 前期及び後期高齢保険の方は保険機関での限度額をお知らせください。

<通院交通費について>

- ・ 公共の交通機関の利用を原則としてお支払いします。
- ・ 自家用車での通院の場合はガソリン代をお支払致します。
- ・ 最寄りの病院での治療を原則としています。

<その他>

- ・ 保険適用外の治療については、お支払致しておりません。
- ・ 明確に油症とは関係ないと判定できる症状以外はお支払致します。
- ・ 特殊事情については、別途協議させていただきます。

2 請求方法について

<個人で立替払いをした場合の請求の方法>

- ・ 請求書様式に必要事項を記入の上、領収書とともに送付してください。
- ・ 毎月 10 日までに到着した請求分を月末にお支払します。
- ・ 原則として月単位の請求をお願いしています。
- ・ 毎月27日頃に支払通知書を送付しますので月末に口座をご確認下さい。

<受療券を使用して治療を受ける場合>

- ・ 各種健康保険証と受療券を病院窓口に提示して受診して下さい。
- ・ 窓口負担金を当社が病院へ直接お支払します。
- ・ 病院への事情説明が必要な場合は、当社へご連絡下さい。

* ご不明な点については必ず事前にご連絡をお願いします。

カネミ倉庫株式会社
油症係
TEL093-561-5336
FAX093-561-5330

(事業名)カネミ油症に関する研究事業

令和3年度予算(案) 219,713千円(219,713千円)

事業概要(背景・目的)

カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律及び基本指針に基づき、カネミ油症に関する専門的・学際的・総合的な研究を推進する。

※同法では、「国は、カネミ油症の診断基準の科学的知見に基づき見直し並びに診断、治療等に関する調査及び研究が促進され、及びその成果が活用されるよう必要な施策を講ずるものとする。」と規定されている。

※ダイオキシン類の慢性影響についての大規模な検証(疫学調査)は世界的にも例がなく、また、本研究では、血液中のごく微量なダイオキシン類を精確かつ再現性を持って分析している。

令和3年度予算(案)のポイント

- ・ ダイオキシン類の毒性の解明、カネミ油症患者の長期健康影響の解明、カネミ油症の診断・治療法等の開発等に係る研究を継続的に推進していく。
- ・ カネミ油症の症状を緩和する可能性のある、新たな物質の候補を同定したうえで、ダイオキシン類受容体(AhR)を介した免疫反応の制御等の基礎的な機序を実証し、エビデンスに基づく治療法の検討を実施する。
- ・ 基盤整備及び関係情報の収集が令和2年度中に完了する予定の死因調査に関し、収集した情報の本格的な分析を進める。

これまでの成果概要等

- ・ 全国油症一斉検診の検体分析に関連し、分析カラムによる血中のPCB・ダイオキシン類の測定精度を検証し、その精度・感度は高度であることを確認し、測定時間の更なる短縮に成功した。
- ・ 糖尿病治療薬(メトホルミン)が酸化ストレスを抑制する機構を明らかにした。AhRに働きかけること、ダイオキシン類や炎症による
- ・ 胎児期における油症曝露に関し、口腔内色素沈着の程度は、本人の喫煙及び母親の血中PeCDF濃度と有意な相関を示すことが明らかにした。
- ・ ベンゾピレンによって感覚閾値の有意な増加がみられ、これは桂皮によって抑制されることを明らかにした。
- ・ 「桂枝茯苓丸臨床試験の報告」52名対象に桂枝茯苓丸を3か月間内服する臨床試験を実施し、治療前後で全身倦怠感、皮膚症状、呼吸器症状の一部が改善し、生活の質の向上がみられた。等

令和3年度新規研究課題の具体的な研究内容等

食品を介したダイオキシン類等の人体への影響の把握とその治療法の開発等に関する研究を実施する。
 具体的には、以下を実施する。

- ・カネミ油症検診の実施、検診結果の集積・解析
- ・ダイオキシンによる生物学的毒性の解明と防御法に関する研究
- ・油症患者及び健康人における人体内PCBやダイオキシン類濃度の経時的推移の把握
- ・ダイオキシン類受容体(AhR)を介した免疫反応の制御等の基礎的な機序を実証し、カネミ油症の症状を緩和する可能性のある新たな物質の候補を同定し、臨床研究を実施
- ・新たに得られた科学的知見をもとに診断基準の更なる見直しを実施
- ・健診データを活用した死因の追跡調査を実施し、長期的な健康影響を評価

従来の施策

<生活面での支援>

政府米の保管委託事業を実施し、カネミ倉庫の一時金(5万円)支払を確保

健康実態調査を実施し、毎年、健康調査支援金(19万円)を支給

※一時金と健康調査支援金により、年24万円を支給

<医療面での支援>

※カネミ油症相談窓口(47都道府県)

政府米の保管委託を実施し、カネミ倉庫の医療費の支払を支援

油症治療研究
油症検診

※平成24年12月に油症診断基準を見直し、同居家族認定を実施

新たな支援措置

○検診の充実

患者が、油症検診の結果を継続的に把握し、健康相談を実施できる体制を充実

○治療研究の推進

効果的な治療プログラムの開発に向けて、漢方薬を用いた臨床研究を推進

○医療提供体制の確保

油症患者受療券の制度の対象となる医療機関の更なる拡大

○相談体制の充実

都道府県に油症相談支援員の設置を進め、相談に関するネットワークを構築

油症栄養セミナー参加者数

・2014/3/1 奈留地区	油症患者12名、健康推進員1名
・2014/3/8 玉之浦地区	油症患者9名、食生活改善推進員5名
・2014/5/20 福岡地区	油症患者13名
・2014/5/30 福江地区	油症患者3名、カネミ油症を考えるワークショップメンバー5名
・2014/10/3 奈留地区	油症患者7名、健康推進員3名
・2014/10/15 九大栄養セミナー	油症患者10名
・2014/10/29 北九州地区	油症患者3名
・2015/2/8 長崎地区 (長崎県立大学シーボルト校) (古江班長講演)	油症患者6名 行政 1名、一般 2名 長崎大学 3名 長崎県立大学2名 長崎純心大学1名 長崎ウエスレヤン大学1名 医師1名
・2015/3/6 玉之浦地区	油症患者 12名
・2015/3/19 広島地区	油症患者 9名、患者家族 2名
・2015/3/27 福江地区 (九州大学病院油症ダイオキシン研究診療センター医師講演)	油症患者6名、医療関係者2名、一般市民5名、行政関係者8名
・2015/5/14 奈留地区 (九州大学病院油症ダイオキシン研究診療センター医師講演)	油症患者 13名、市民グループ代表1名、保健師1名
・2015/5/14 玉之浦地区 (九州大学病院油症ダイオキシン研究診療センター医師講演)	油症患者 13名、看護師1名、保健師1名
・2015/5/27 奈留地区口	油症患者7名
・2015/10/6 玉之浦地区	油症患者 6名
・2015/10/20 奈留地区	油症患者 5名、健康推進員 2名、保健師 1名
・2016/3/24 玉之浦地区	油症患者 5名、保健師 1名
・2016/5/20 奈留地区	油症患者 7名、健康推進員 2名
・2016/9/29 玉之浦地区	油症患者 6名、保健師 1名
・2016/11/17 奈留地区	油症患者 4名、健康推進員2名
・2017/3/9 玉之浦地区	油症患者 7名、保健師1名、健康推進員1名
・2017/5/19 奈留地区	油症患者 3名、健康推進員2名
・2017/11/28 玉之浦地区	油症患者 1名、公民館職員1名

・2018/3/20 玉之浦地区	油症患者 5名、相談員1名
・2018/5/31 奈留地区	油症患者 6名、健康推進員2名、保健師 1名
・2018/10/16 長崎地区	油症患者 8名
・2020/12/7～12/18 五島地区	油症患者 アンケート調査30名中、訪問個別指導 4名

油症運動セミナー参加者数(講師:五島市長寿介護課理学療法士、只熊相談員五島市長寿介護課等認定介護予防ボランティア)(五島市主催)

・2015/4/17 奈留地区	油症患者12名
・2015/5/11 玉之浦地区	油症患者7名
・2015/6/12 奈留地区	油症患者12名
・2015/9/26 奈留地区	油症患者8名
・2016/3/10 奈留地区	油症患者6名
・2017/4/20 玉之浦地区	油症患者11名
・2017/6/14 玉之浦地区	油症患者5名
・2017/11/16 玉之浦地区	油症患者7名
・2018/3/20 玉之浦地区	油症患者5名

油症運動セミナー参加者数(講師:公益社団法人日本3B体操協会公認指導者)

・2016/11/30 福岡地区	油症患者13名
・2017/3/7 広島地区	油症患者10名、患者家族5名
・2017/10/6 福岡地区	油症患者8名、患者家族1名
・2017/12/15 広島地区	油症患者8名、患者家族1名
・2018/10/16 長崎地区	油症患者7名
・2018/11/4 福岡地区	油症患者11名、患者家族1名
・2019/3/7 五島地区	油症患者7名
・2019/10/16 玉之浦地区	油症患者6名
・2019/11/26 奈留地区	油症患者2名、患者家族6名

油症漢方セミナー参加者数

・2017/11/8 福岡地区	油症患者12名
・2018/11/4 福岡地区	油症患者12名、患者家族1名
・2019/10/28 長崎地区	油症患者7名
・2019/12/15 福岡地区	油症患者9名、患者家族1名
・2020/11/2 WEB開催	油症相談員対象漢方セミナー 参加者17名

厚生労働科学研究費補助金(食品の安全確保推進研究事業)

〔食品を介したダイオキシン類等の人体への影響の把握と
その治療法の開発等に関する研究(油症研究)〕

～医療機関の皆さまへ～

カネミ油症の手引き

— 症状と治療について —

このパンフレットは、油症の患者さんを診療される医療機関の皆さまに、カネミ油症の経緯や、ダイオキシンの毒性、患者さんの症状についてご理解いただき、生活指導や治療の参考にしていただくためにご活用ください。

全国油症治療研究班・追跡調査班
油症ダイオキシン研究診療センター

カネミ油症の手引き

— 症状と治療について —

厚生労働科学研究油症研究班

はじめに

1968年に高濃度のポリ塩化ビフェニル（PCB）類やダイオキシン類が混入した食用油（カネミ油）による食中毒事件が発生しました。被害者はPCB類・ダイオキシン類による複合中毒症状を呈し、食用油の摂取により発症したことから「油症」とよばれました^(1,2)。

これまで、油症研究班では、油症の診断や治療法の研究、患者さんの追跡調査などを行ってきました。このパンフレットは、油症の患者さんを診療される医療機関の皆さまに、カネミ油症の経緯や、ダイオキシンの毒性、患者さんの症状についてご理解いただき、生活指導や治療の参考にしていただくために作成されました。

1章

ダイオキシン類・PCB類の毒性

ダイオキシン類は塩素を含む物質の不完全燃焼や、薬品類合成の副生成物です。世界保健機関（WHO）は、次の3種類をダイオキシン類としています。

- ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（polychlorinated dibenzo-p-dioxins, PCDDs）
- ポリ塩化ジベンゾフラン（polychlorinated dibenzofurans, PCDFs）
- ダイオキシン様ポリ塩化ビフェニル（dioxin-like polychlorinated biphenyls, DL-PCBs）：PCBのうちダイオキシン類特有の毒性を見せるもの

ポリ塩化ビフェニル（PCB）類やダイオキシン類には400種類以上の異性体が含まれます。それぞれの異性体の毒性は似ていますが、その強さは化学式・異性体によって異なります。

油症の原因となった食用油にも、PCB、PCDFの中の複数の化合物やポリ塩化クアターフェニール（PCQ）が混入していたことが油症研究班によって明らかにされましたが、油症が発生した当時は、その毒性の性質や強さについてはほとんど分かっていない状況でした。その後、非常に毒性の強い2,3,4,7,8-PeCDFが患者さんのダイオキシン毒性の約75.5%を占め、他に1,2,3,4,7,8-HxCDFが約11.6%、2,3,3',4,4',5-HxCB（PCB156）が約1.5%、1,2,3,6,7,8-HxCDFが約1.2%を占めていることが分かりました。

最近、ダイオキシン類やPCB類が毒性を発揮するためには、「ダイオキシン受容体 Aryl hydrocarbon receptor (AhR)」が必要であることが分かってきました^(1,2,3)。ダイオキシン類がAhRに結合すると、細胞の中で強い酸化反応が起こり、活性酸素が過剰に産生され、酸化ストレスによって細胞内のいろいろな蛋白質やDNAが傷ついてしまいます（図1）。AhRはどの臓器にも発現していますが、とりわけ肺、肝臓、腎臓、胸腺などで高い発現が認められます^(4,5,6)。

さまざまな動物実験で、ダイオキシン類暴露によって、肝臓、肺臓などの発症を助長することが報告されています^(7,8)。一方、ダイオキシンはマウスの乳癌の転移を抑制するという報告もあります⁽⁹⁾。ダイオキシンによる発がんには、種差、性差、臓器差があるようです。

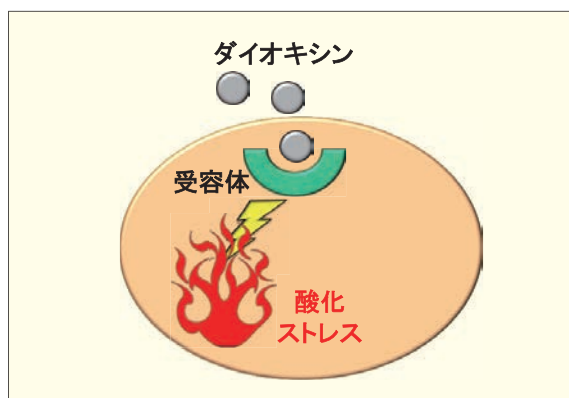


図1. ダイオキシンは細胞を酸化する

これまで、油症患者では、死亡率の増加は見られていませんが、何らかの癌による死亡率が一般人よりも1.37倍高く、とりわけ男性の肝臓（1.82倍）や肺臓（1.75倍）による死亡率が一般人よりも高率でした⁽¹⁰⁾。また、油症発生後の10年間に流産、早産、胎児死亡が増加したり、母体ダイオキシン類濃度が高いと児の出生体重が減少していました⁽¹¹⁻¹⁶⁾。

2章 油症患者の血中ダイオキシン類濃度

体内に取り込まれたダイオキシン類は徐々に排泄されます。しかし40年以上経過した現在でも患者血液中のPeCDF濃度は健常者に比べて有意に高値であり、その平均値は健常者平均値の約10倍もあります（表1）。血中PeCDF濃度の半減期も40年以上に伸びている患者さんが増えています。いまだに異常高値の患者さんでは、PeCDFは一生体内に残留し続けると考えられます。ダイオキシン類が長期にわたって人間の健康にどのような影響を及ぼすかを把握するために、油症研究班では、各自治体と連携して、患者さんの検診を行っています⁽¹⁻⁸⁾。

表1. 油症認定者の血中2,3,4,7,8-PeCDF濃度 (pg/g lipids)

	油症認定者			健常人
	2012年度 (n=132)	2013年度 (n=212)	2014年度 (n=246)	n=52
最大値	1177.0	1112.6	1261.5	41.7
平均値	117.5	82.6	99.2	15.2
標準偏差	198.5	141.5	147.1	8.9

3章

油症の症状と経過

油症の急性期には、全身倦怠感、食欲不振、体重減少、頭重感といった全身症状や、著明なマイボーム腺の分泌亢進（図2）、眼瞼の浮腫、結膜の充血、視力の低下といった眼症状が起こり、引き続いて塩素痤瘡（塩素ニキビ）とよばれるダイオキシン類中毒に特徴的な皮膚症状：痤瘡様の丘疹、黒色面皰、囊腫、色素沈着（図3、図4、図5）を始め^{注1}、多汗症、喀痰^{注2}、咳嗽（せき）、関節痛、頭痛、腹痛、四肢のしびれ、知覚鈍麻、月経異常などの症状がみられました。

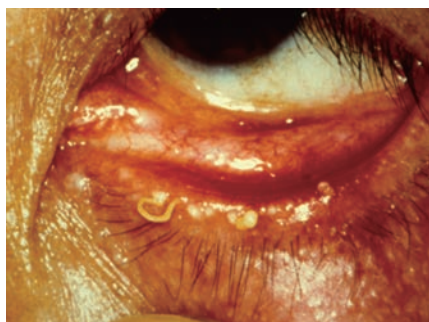


図2. マイボーム腺分泌過多



図3. 塩素ニキビ・黒色面皰

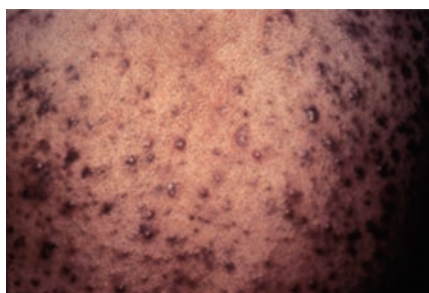


図4. 塩素ニキビ・囊腫



図5. 色素沈着

- ・注1 酸化ストレスによって皮膚の毛嚢脂腺が異常に角化し破壊され、塩素ニキビが発生すると考えられます。また、ダイオキシン類による酸化ストレスは色素細胞によるメラニン色素産生を亢進させることがわかっています⁽¹⁾。
- ・注2 気道の上皮細胞にダイオキシン類が作用すると、粘液の分泌が過剰になります。このため痰が激しくなると考えられます⁽²⁾。

油症発症早期（1968年10月）には、80%以上の症例に眼症状や塩素痤瘡が認められました（表2）。体内に吸収されたダイオキシン類は、徐々に排泄されるため、症状はゆるやかに回復に向かっています。塩素痤瘡はこの40年間で徐々に軽快し、最近の検診では何らかの皮膚症状が認められる患者さんは約30%でした。一方、全身倦怠感、頭痛、手足のしびれ、喀痰、咳嗽、腹痛といった自覚症状は、いまだに50%の患者さんに認められることから、油症では、全身に何らかの症状が出る可能性があります（表3）。一方、血中PeCDF濃度は、塩素痤瘡、全身倦怠感、頭痛、喀痰、咳嗽、腹痛、関節痛の症状の強さと正に相関することが明らかになっています^(3,4)。

表2. 油症発症早期にみられた臨床症状の割合(%)

症 状	男性89名	女性100名
目 や に	88.8	83.0
痤 瘡 様 皮 疹	87.6	82.0
爪 の 黒 変	83.1	75.0
皮 膚 色 の 変 化	75.3	72.0
上 眼 瞼 の 浮 腫	71.9	74.0
目 粘 膜 の 充 血	70.8	71.0
毛穴に一致した黒点	64.0	56.0
脱 力 感	58.4	52.0
一 過 性 視 力 減 退	56.2	55.0
粘 膜 の 色 素 沈 着	56.2	47.0
手 掌 の 発 汗 過 多	50.6	55.0
か ゆ み	42.7	52.0
手 足 の し び れ	32.6	39.0
頭 痛	30.3	39.0
掌 足 の 硬 化	24.7	29.0
嘔 吐	23.6	28.0
四 肢 の 紅 斑	20.2	16.0
手 足 の 腫 脹	20.2	41.0
下 痢	19.1	17.0
難 聴	18.0	19.0
発 熱	16.9	19.0
黄 疸	11.2	11.0
手 足 の 痙 攣	7.9	8.0

表3. 油症の臨床症状の推移(%)

症 状	1988年	2001-2003年
全 身 倦 怠 感	76.1	62.1
頭 痛	67.3	52.9
咳 嗽	51.0	39.2
咯 痰	52.0	42.6
腹 痛	43.2	27.5
下 痢	42.0	31.5
手 足 の し び れ	61.9	53.6
月 経 異 常	19.3	17.5
黒 色 面 疱 (顔 面)	19.5	6.7
痤 瘡 様 皮 疹 (顔 面)	4.7	5.3
色 素 沈 着 (顔 面)	2.7	2.5
爪 変 形	10.3	7.3
眼 脂 過 多	15.3	16.0
結 膜 の 色 素 沈 着	4.4	1.4
マイボーム腺嚢胞	12.0	1.7

油症研究班で、平成20年度に厚生労働省によって実施された油症患者実態調査（生存している油症患者1,420名のうち1,131名が参加したアンケート調査）と、一般成人対象群1,212名（性別・年齢補正）における同様のアンケート調査結果を比較検討しました。

アンケート調査に基づく調査ではありますが、これまでの油症研究によって血中ダイオキシン類濃度との関連が示唆されていた症状のうち、神経痛、頭痛、認知症、多汗症、不眠、鼻血が止まりにくい、心肥大、動悸^{どうき}、動脈硬化、糖尿病、十二指腸潰瘍、高脂血症、骨粗鬆症、紫斑、手足のしびれ、などが一般成人よりも1.5倍以上あるいは3倍以上の頻度で油症患者に認められました⁽⁵⁾。油症患者では睡眠の質が低下することもわかっています⁽⁶⁾。

アンケート調査に基づく調査の限界や、一般的な非特異症状であることに留意が必要ですが、今後の油症患者の健康管理や研究に活用できる可能性があります。

油症研究班では、油症患者さんの死因の調査をしています。これまで、40年間の追跡調査を実

施した結果、一般の方と比較して、男性の油症患者さんでは、全がん、肺がん、肝がんの死亡リスクが高いことが明らかになっています⁽⁷⁾。このことから、油症患者さんを追跡調査していくことは、ダイオキシン類の長期的な健康影響を明らかにする上で不可欠であり、今後の油症対策につながるものと期待されています。現在、厚生労働省、各都道府県、各市区町村、油症相談支援員等の関係者の皆様のご協力をいただきながら、50年間の追跡調査を実施しております。

現在も追跡調査による死因の調査を進めているところですので、引き続きご協力をよろしくお願い申し上げます。

4章

油症の認定

油症研究班は、時間の経過に伴う症状と所見の変化ならびに分析技術の進歩等に伴い、油症診断基準の見直しを行っています。各自治体は、検診の結果、油症診断基準を満たすと判断される方の認定を行っていますが、平成24年12月に、診断基準が改定され、油症発生当時に、油症患者と同居し、カネミ倉庫製の、PCB等が混入していた当時の米ぬか油を摂取した方で、現在、心身の症状を有し、治療その他の健康管理を継続的に要する場合には、検診を受けなくても、書類等により、認定を受けられることになりました（現在の診断基準（表4））。2019年6月30日現在の認定患者数は累計2,334名（うち同居家族認定296名）です。

認定された患者さんには、油症研究班が、ダイオキシン類が人体に及ぼす影響を把握し、治療法を開発することを目的に、各自治体と連携して、検診を実施しています。油症検診でのチェック項目は、<http://www.kyudai-derm.org/yusho/4.html> をご確認ください。また、原因企業のカネミ倉庫株式会社が、見舞金や医療費等の支払いを行っています（一部の医療機関では、カネミ倉庫株式会社の発行する油症患者受療券を提示すれば、窓口での自己負担が無くなります。）

表4. 油症診断基準

油症診断基準（2012年12月3日追補）

油症治療研究班

油症の診断基準については、時間の経過に伴う症状と所見の変化ならびに分析技術の進歩に伴って、1972年10月26日、1976年6月14日、1981年6月16日、2004年9月29日に追補・改訂等が行われてきた。

今般、「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」が制定され、同法に基づく「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針」に基づき、国から、事件当時の同居家族で健康被害を受けた者が、家族内で認定結果が分かれることのないよう、診断基準を拡大する方向で見直すよう要請されたことから、追補することとした。

発病条件

PCBなどの混入したカネミ米ぬか油を摂取していること。

油症母親を介して児にPCBなどが移行する場合もある。

多くの場合家族発生がみられる。

重要な所見

1. ざ瘡様皮疹
顔面、臀部、そのほか間擦部などにみられる黒色面皰、面皰に炎症所見の加わったもの、および粥状内容物をもつ皮下嚢胞とそれらの化膿傾向。
2. 色素沈着
顔面、眼瞼結膜、歯肉、指趾爪などの色素沈着（いわゆるブラックベイベーを含む）
3. マイボーム腺分泌過多
4. 血液PCBの性状および濃度の異常
5. 血液PCQの濃度の異常（参照1）
6. 血液2,3,4,7,8-pentachlorodibenzofuran（PeCDF）の濃度の異常（参照2）

参考となる症状と所見

1. 自覚症状
 - 1) 全身倦怠感
 - 2) 頭重ないし頭痛
 - 3) 四肢のパレステジア（異常感覚）
 - 4) 眼脂過多
 - 5) せき、たん
 - 6) 不定の腹痛
 - 7) 月経の変化
2. 他覚的所見
 - 1) 気管支炎所見
 - 2) 爪の変形
 - 3) 粘液嚢炎
 - 4) 血清中性脂肪の増加
 - 5) 血清 γ -GTPの増加
 - 6) 血清ビリルビンの減少
 - 7) 新生児のSFD（Small-For-Dates Baby）
 - 8) 小児では、成長抑制および歯牙異常（永久歯の萌出遅延）

参照1 血中PCQの濃度は以下のとおりとする。

- | | |
|---------------------|------------------|
| (1) 0.1ppb以上 | : 高い濃度 |
| (2) 0.03～0.09ppb | : (1)と(3)の境界領域濃度 |
| (3) 0.02ppb（検出限界）以下 | : 通常みられる濃度 |

参照2 血中2,3,4,7,8-PeCDFの濃度は以下のとおりとする。

- | | |
|-------------------------------------|------------|
| (1) 50pg/g lipids以上 | : 高い濃度 |
| (2) 30pg/g lipids以上、50pg/g lipids未満 | : やや高い濃度 |
| (3) 30pg/g lipids未満 | : 通常みられる濃度 |

また、年齢・性別についても勘案して考慮する。

註1. 以上の発病条件と症状、所見を参考にし、受診者の年齢および時間的経過を考慮のうえ総合的に診断する。

2. この診断基準は油症であるか否かについての判断の基準を示したものであって必ずしも油症の重症度とは関係ない。

3. 血液PCBの性状と濃度の異常および血液2,3,4,7,8-pentachlorodibenzofuran（PeCDF）の濃度の異常については、地域差、職業などを考慮する必要がある。

4. 測定は油症研究班が適切と認めた精度管理が行われている検査機関にて行う。

追補：油症患者（同居家族）に関する条件

油症発生当時に、油症患者（本追補により油症患者とみなされた者を除く。）と同居し、カネミ倉庫製の、PCB等が混入していた当時の米ぬか油を摂取した者で、現在、心身の症状を有し、治療その他の健康管理を継続的に要する場合には、油症患者とみなす。

5章

油症の治療

油症の治療には、摂取したPCB類やダイオキシン類を全て排出する、あるいは無害な代謝物に変換することが必要と考えられますが、根治的な治療法は確立していません。

そのため、治療は各症状に対する対症療法が中心になり、かかりつけ医と、皮膚科、眼科、整形外科、呼吸器科、神経内科、婦人科、歯科、内科などが連携して対応する必要があります。

- しびれ感や感覚低下などの末梢神経症状には、ビタミン複合剤やビタミンB12の内服、頭痛や痛みには鎮痛剤や頭痛薬の内服、湿布療法などで対処します。
- 油症研究班の臨床研究により、^{ばくもんどうとう}麦門冬湯が咳・痰といった呼吸器症状を改善することが明らかになりました⁽¹⁾。そのため、咳・痰などの呼吸器症状で気道感染がない場合には、鎮咳去痰剤や麦門冬湯の内服を行います。気道感染の合併が疑われる場合には、細菌培養・血液検査などを行った後、適切な抗菌薬を追加投与します。
- 油症研究班の基礎的研究により、^{けいしぶくりようがん}桂枝茯苓丸、その中に含まれている生薬の一つである桂皮^{けいひ}はダイオキシン類受容体であるaryl hydrocarbon receptor（AhR）の活性を阻害し、加えて抗酸化作用を発揮することが明らかになりました⁽²⁾。また、桂枝は炎症後の線維化を抑制する可能性が高いことも明らかになりました⁽³⁾。
- 紫蘇（シソ）の香りの主成分であるペリラルデヒドもAhR活性を阻害し、環境汚染物質ベンゾピレンによる炎症反応に関わる、遊走因子（CCL2, IL-1 β ）と活性酸素の産生を抑制しました⁽⁴⁾。さらに、ペリラルデヒドは酸化ストレスから細胞を保護する転写因子Nrf2も活性化しました⁽⁴⁾。ペリラルデヒドはダイオキシン類の生体影響を緩和しうる可能性が示唆されました。
- 患者さまを対象に桂枝茯苓丸を3カ月間内服する臨床試験を行った結果、全身倦怠感、皮膚症状や呼吸器症状の一部が改善し、生活の質の向上がみられました。桂枝茯苓丸が油症の治療薬の一つになる可能性が示されました⁽⁵⁾。
- 皮膚症状では、炎症を伴う痤瘡様皮疹・囊腫には抗菌薬の内服を行うほか、囊腫、限局した膿皮症、痤瘡瘢痕などには切開や切除など外科的治療が適応となることがあります。色素沈着に対してはビタミンCやグルタチオン剤の内服を行います。皮膚の乾燥やかゆみに対しては、抗ヒスタミン剤の内服に加え、保湿薬の外用、ステロイド軟膏の外用を行います。足底のたこ・うおのめに対しては、スピール膏の貼付やたこ削り術を行います。
- 油症の症状に有効な漢方薬の研究が進められています。これまでにシナムアルデヒドという植物性成分がダイオキシン類による毒性を弱める効果がある⁽⁶⁾ことを明らかにし、油症研究

班の臨床研究でシンナムアルデヒドを含む漢方薬である桂枝茯苓丸が油症の症状を緩和することが分かりました。

- さらに、バイカレインという植物性成分がダイオキシン類による炎症を弱める効果があることが今回明らかになりました⁽⁷⁾。バイカレインを含む漢方薬である黄連解毒湯が炎症の強い油症患者さんに有効である可能性があります。上記の桂枝茯苓丸と組み合わせた漢方治療についても検討しています。

6章

日常生活の留意点

- ダイオキシンがAhRに結合すると、特異的な薬物代謝酵素（CYP1A1）が誘導され、酸化ストレスが細胞の中で発生します。これまでの研究により、多くの油症患者さんの体内には今でもダイオキシン類が存在し、活性酸素が産生されていることがわかりました⁽¹⁻⁴⁾。
- 一般に活性酸素は老化やガン・動脈硬化、その他多くの疾病の発生に関係している有害物質ですが、フラボノイドなどのポリフェノールやビタミンなどの抗酸化物質（ダイオキシン類の毒性を抑制する物質）を多く含む野菜や果物などを食べることで、活性酸素が中和されることがわかっています⁽⁵⁻⁸⁾。

表5. ダイオキシン類の毒性を抑制する可能性がある食物とその成分

野菜		香辛料・ハーブ	
ト マ ト	ナリンゲニン、ケルセチン、ケンフェロール	パ セ リ	アピゲニン、ルテオリン
セ ロ リ	アピゲニン、ルテオリン	パ プ リ カ	ヘスベレチン
ピー マ ン	アピゲニン、ルテオリン	シ ソ	ルテオリン
シュ ン グ ク	ルテオリン、ケンフェロール	ミ ン ト	ルテオリン
レ タ ス	ルテオリン、ケルセチン、ケンフェロール	ローズマリー	ルテオリン
ニ ン ジ ン	ルテオリン	シ ヨ ウ ガ	クルクミン
タ マ ネ ギ	ケルセチン、ケンフェロール	ウ コ ン	クルクミン
ブロッコリー	ケルセチン、ケンフェロール	コ シ ヨ ウ	ビペリン
カ ボ チ ャ	ケルセチン	ト ウ ガ ラ シ	ケルセチン
ニ ラ	ケンフェロール	タチアワユキ センダングサ	成分不明(学名:ピデンス・ピローサ)
ダ イ コ ン	ケンフェロール		
ハウレンソウ	ケンフェロール		
ハ ク サ イ	ケンフェロール		
果物		豆・雑穀	
レ モ ン	ヘスベレチン	大 豆	ダイゼイン、ゲニステイン
ミ カ ン	ヘスベレチン	ピー ナ ッ ツ	ルテオリン、レスベラトロール
リ ン ゴ	ルテオリン、ケルセチン	ソ バ	ケルセチン
イ チ ゴ	ケルセチン		
ブ ド ウ	ケルセチン、ミリセチン		
		嗜好品など	
		茶	ケルセチン、クロロフィル
		赤 ワ イ ン	レスベラトロール
		ビ ー ル	ケルセチン、ケンフェロール

- 表5のように野菜や果物などには、ポリフェノールのように、この酸化ストレスを抑制してくれる成分を含んでいるものがたくさんあります。野菜をふんだんに取り入れた食事が油症の酸化ストレス防止にも有効だと考えられます。
- 野菜や果物を沢山食べることはガン予防にも有効とされています^(9,10)。厚生労働省では、健康増進のため成人1日あたり野菜摂取量について平均350g以上を目標とする、と定めています。
- 野菜は生よりも加熱したほうがよいことが報告されています。生の植物細胞は人の消化液では壊れにくいのですが、加熱すると壊れて有効成分が煮汁に出てくるので、有効成分の利用効率が高くなるからです⁽¹¹⁾。ポリフェノールは比較的熱に強いですが水溶性なので、煮汁ごと摂取できるような調理法を工夫すると良いでしょう。赤ワイン、ビールにもポリフェノールが多く含まれていますが、過度の飲酒は禁物です。
- どれか一つの食品ばかりを摂取するのではなく、バランスのとれた食生活が重要です。また、心身の疲労をためこまない、十分な睡眠をとるなど、体調に合わせた日々の健康管理が重要です。

■ 油症に関する情報について詳しくは、以下のホームページをご覧ください。

<http://www.kyudai-derm.org/part/yusho/index.html>

文 献

■ はじめに

1. Masuda Y, Yoshimura H. Chemical analysis and toxicity of polychlorinated biphenyls and dibenzofurans in relation to yusho. *J Toxicol Sci.* 1982;7: 161-175.
2. Nagayama J, Nagayama M, Iida T, Hirakawa H, Matsueda T, Ohki M, Tsuji H. Comparison between "Yusho" patients and healthy Japanese in contamination level of dioxins and related chemicals and frequency of sister chromatid exchanges. *Chemosphere.* 2001;43:931-936.

■ 1 章

1. Grassman JA, Masten SA, Walker NJ, Lucier GW. Animal models of human response to dioxins. *Environ Health Perspect.* 1998; 106 Suppl 2: 761-775.
2. Mandal PK. Dioxin: a review of its environmental effects and its aryl hydrocarbon receptor biology. *J Comp Physiol B.* 2005;175:221-230.
3. Guyot E, Chevallier A, Barouki R, Coumoul X. The AhR twist: ligand-dependent AhR signaling and pharmacotoxicological implications. *Drug Discov Today.* 2013;18:479-486.
4. Carlstedt-Duke JM. Tissue distribution of the receptor for 2,3,7,8-tetrachlorodibenzo-p-dioxin

in the rat. *Cancer Res.* 1979;39:3172-3176.

5. Li W, Donat S, Döhr O, Unfried K, Abel J. Ah receptor in different tissues of C57BL/6J and DBA/2J mice: use of competitive polymerase chain reaction to measure Ah-receptor mRNA expression. *Arch Biochem Biophys.* 1994; 315: 279-284.
6. Carver LA, Hogenesch JB, Bradfield CA. Tissue specific expression of the rat Ah-receptor and ARNT mRNAs. *Nucleic Acids Res.* 1994; 22: 3038-3044.
7. Pitot HC, Goldsworthy T, Campbell HA, Poland A. Quantitative evaluation of the promotion by 2,3,7,8-tetrachlorodibenzo-p-dioxin of hepatocarcinogenesis from diethylnitrosamine. *Cancer Res.* 1980; 40:3616-3620.
8. Ramakrishna G, Perella C, Birely L, Diwan BA, Fornwald LW, Anderson LM. Decrease in K-ras p21 and increase in Raf1 and activated Erk 1 and 2 in murine lung tumors initiated by N-nitrosodimethylamine and promoted by 2,3,7,8-tetrachlorodibenzo-p-dioxin. *Toxicol Appl Pharmacol.* 2002; 179:21-34.
9. Wang T, Wyrick KL, Meadows GG, Wills TB, Vorderstrasse BA. Activation of the aryl hydrocarbon receptor by TCDD inhibits mammary tumor metastasis in a syngeneic mouse model of breast cancer. *Toxicol Sci.* 2011;124:291-298.

10. Onozuka D, Yoshimura T, Kaneko S, Furue M. Mortality after exposure to polychlorinated biphenyls and polychlorinated dibenzofurans: a 40-year follow-up study of Yusho patients. *Am J Epidemiol*. 2009;169:86-95.
 11. Tsukimori K, Tokunaga S, Shibata S, Uchi H, Nakayama D, Ishimaru T, Nakano H, Wake N, Yoshimura T, Furue M. Long-term effects of polychlorinated biphenyls and dioxins on pregnancy outcomes in women affected by the Yusho incident. *Environ Health Perspect*. 2008; 116: 626-630.
 12. Tsukimori K, Uchi H, Mitoma C, Yasukawa F, Chiba T, Todaka T, Kajiwarra J, Yoshimura T, Hirata T, Fukushima K, Wake N, Furue M. Maternal exposure to high levels of dioxins in relation to birth weight in women affected by Yusho disease. *Environ Int*. 2012;38:79-86.
 13. Tsukimori K, Uchi H, Tokunaga S, Yasukawa F, Chiba T, Kajiwarra J, Hirata T, Furue M. Blood levels of PCDDs, PCDFs, and coplanar PCBs in Yusho mothers and their descendants: association with fetal Yusho disease. *Chemosphere*. 2013;90: 1581-1588.
 14. Nagayama J, Todaka T, Hirakawa H, Hori T, Kajiwarra J, Yoshimura T, Furue M. Polychlorinated dibenzofurans as a causal agent of fetal Yusho. *Chemosphere*. 2010;80:513-518.
 15. Tsukimori K, Uchi H, Mitoma C, Yasukawa F, Fukushima K, Todaka T, Kajiwarra J, Yoshimura T, Hirata T, Wake N, Furue M. Comparison of the concentrations of polychlorinated biphenyls and dioxins in mothers affected by the Yusho incident and their children. *Chemosphere*. 2011; 84: 928-935.
 16. Tsukimori K, Yasukawa F, Uchi H, Furue M, Morokuma S. Sex ratio in two generations of the Yusho cohort. *Epidemiology*. 2012;23:349-350.
- 2 章
1. 古江増隆、三苦千景、内 博史、油症診断基準改訂（2004年）の経緯、古江増隆、赤峰昭文、佐藤伸一、山田英之、吉村健清編集、油症研究Ⅱ 九州大学出版会、2010;99-103
 2. Todaka T, Hirakawa H, Hori T, Tobiishi K, Iida T, Furue M. Concentrations of polychlorinated dibenzo-p-dioxins, polychlorinated dibenzofurans, and non-ortho and mono-ortho polychlorinated biphenyls in blood of Yusho patients. *Chemosphere*. 2007;66:1983-1989.
 3. Todaka T, Hori T, Yasutake D, Yoshitomi H, Hirakawa H, Onozuka D, Kajiwarra J, Iida T, Yoshimura T, Furue M. Concentrations of polychlorinated biphenyls in blood collected from Yusho patients during medical check-ups performed from 2004 to 2007. *Fukuoka Igaku Zasshi*. 2009;100:156-165.
 4. Matsumoto S, Akahane M, Kanagawa Y, Koike S, Yoshimura T, Mitoma C, Shibata S, Uchi H, Furue M, Imamura T. Variation in half-life of penta-chlorodibenzofuran (PeCDF) blood level among Yusho patients. *Chemosphere*. 2009; 77: 658-662.
 5. 増田義人、油症などにみられるPCB、PCDFの人体に対する毒性影響、福岡医誌 2009; 100: 141-155
 6. Matsumoto S, Akahane M, Kanagawa Y, Kajiwarra J, Todaka T, Yasukawa F, Uchi H, Furue M, Imamura T. Individuals' half-lives for 2, 3, 4, 7, 8-penta-chlorodibenzofuran (PeCDF) in blood: correlation with clinical manifestations and laboratory results in subjects with Yusho. *Chemosphere*. 2013;92:772-777.
 7. Matsumoto S, Akahane M, Kanagawa Y, Kajiwarra J, Mitoma C, Uchi H, Furue M, Imamura T. Unexpectedly long half-lives of blood 2, 3, 4, 7, 8-pentachlorodibenzofuran (PeCDF) levels in Yusho patients. *Environ Health*. 2015;14:76.
 8. Matsumoto S, Akahane M, Kanagawa Y, Kajiwarra J, Mitoma C, Uchi H, Furue M, Imamura T. Change in decay rates of dioxin-like compounds in Yusho patients. *Environ Health*. 2016;15:95.
- 3 章
1. Luecke S, Backlund M, Jux B, Esser C, Krutmann J, Rannug A. The aryl hydrocarbon receptor (AHR), a novel regulator of human melanogenesis. *Pigment Cell Melanoma Res*. 2010;23:828-833.
 2. Chiba T, Uchi H, Tsuji G, Gondo H, Moroi Y, Furue M. Arylhydrocarbon receptor (AhR) activation in airway epithelial cells induces MUC5AC via reactive oxygen species (ROS) production. *Pulm Pharmacol Ther*. 2011;24:133-140.
 3. Imamura T, Kanagawa Y, Matsumoto S, Tajima B, Uenotsuchi T, Shibata S, Furue M. Relationship between clinical features and blood levels of pentachlorodibenzofuran in patients with Yusho. *Environ Toxicol* 2007;22:124-131.
 4. Kanagawa Y, Matsumoto S, Koike S, Tajima B, Fukiwake N, Shibata S, Uchi H, Furue M, Imamura T. Association of clinical findings in Yusho patients with serum concentrations of polychlorinated biphenyls, polychlorinated quarterphenyls and 2,3,4,7,8-pentachlorodibenzofuran more than 30 years after the poisoning event. *Environ Health*. 2008;7:47.
 5. Akahane M, Matsumoto S, Kanagawa Y, Mitoma C, Uchi H, Yoshimura T, Furue M, Imamura T. Long-term health effects of PCBs and related compounds: A comparative analysis of patients suffering from Yusho and the general population. *Arch Environ Contam Toxicol*. 2018;74:203-217.
 6. Kondo H, Tanio K, Nagaura Y, Nagayoshi M, Mitoma C, Furue M, Maeda T. Sleep disorders among Yusho patients highly intoxicated with dioxin-related compounds: A 140-case series.

Environ Res. 2018;166:261-268.

7. Onozuka D, Yoshimura T, Kaneko S, Furue M. Mortality after exposure to polychlorinated biphenyls and polychlorinated dibenzofurans: a 40-year follow-up study of yusho patients. *Am J Epidemiol*. 2009 Jan 1;169(1):86-95.

■ 5 章

1. Uchi H, Tokunaga S, Mitoma C, Shibata S, Hamada N, Nakanishi Y, Kajiwarra J, Yoshimura T, Furue M. A clinical trial of kampo formulae for the treatment of symptoms of yusho, a poisoning caused by dioxins and related organochlorine compounds. *Evid Based Complement Alternat Med*. 2011;2011:589724.
2. Uchi H, Yasumatsu M, Morino-Koga S, Mitoma C, Furue M. Inhibition of aryl hydrocarbon receptor signaling and induction of NRF2-mediated antioxidant activity by cinnamaldehyde in human keratinocytes. *J Dermatol Sci*. 2017;85:36-43.
3. Mitamura Y, Murai M, Mitoma C, Furue M. NRF2 activation inhibits both TGF- β 1- and IL-13-mediated periostin expression in fibroblasts: Benefit of cinnamaldehyde for antifibrotic treatment. *Oxid Med Cell Longev*. 2018;2018:2475047.
4. Fuyuno Y, Uchi H, Yasumatsu M, Morino-Koga S, Tanaka Y, Mitoma C, Furue M. Perillaldehyde inhibits AHR signaling and activates NRF2 antioxidant pathway in human keratinocytes. *Oxid Med Cell Longev*. 2018;2018:9524657.
5. Mitoma C, Uchi H, Tsukimori K, Todaka T, Kajiwarra J, Shimose T, Akahane M, Imamura T, Furue M. Current state of yusho and prospects for therapeutic strategies. *Environ Sci Pollut Res Int*. 2018;25:16472-16480.
6. Uchi H, Yasumatsu M, Morino-Koga S, Mitoma C, Furue M. Inhibition of aryl hydrocarbon receptor signaling and induction of NRF2-mediated antioxidant activity by cinnamaldehyde in human keratinocytes. *J Dermatol Sci*. 2017 Jan; 85(1):36-43.
7. Tanaka Y, Ito T, Tsuji G, Furue M. Baicalein Inhibits Benzo[a]pyrene-Induced Toxic Response by Downregulating Src Phosphorylation and by Upregulating NRF2-HMOX1 System. *Antioxidants (Basel)*. 2020 Jun 9;9(6):507.

■ 6 章

1. Shimizu K, Ogawa F, Thiele JJ, Bae S, Sato S. Lipid peroxidation is enhanced in Yusho victims 35 years after accidental poisoning with polychlorinated biphenyls in Nagasaki, Japan. *J Appl Toxicol*. 2007;27:195-197.
2. Shimizu K, Ogawa F, Thiele JJ, Lee JB, Bae S, Sato S. Increased levels of urinary nitrite and nitrotyrosine in Yusho victims 40 years after accidental poisoning with polychlorinated biphenyls in Nagasaki, Japan. *J Appl Toxicol*. 2008; 28: 1040-1044.
3. Shimizu K, Ogawa F, Watanabe M, Kondo T, Katayama I. Serum antioxidant levels in Yusho victims over 30 years after the accidental poisoning of polychlorinated biphenyls in Nagasaki, Japan. *Toxicol Ind Health*. 2003;19:37-39.
4. Morino-Koga S, Uchi H, Tsuji G, Takahara M, Kajiwarra J, Hirata T, Furue M. Reduction of CC-chemokine ligand 5 by aryl hydrocarbon receptor ligands. *J Dermatol Sci*. 2013;72:9-15.
5. Kohda F, Takahara M, Hachiya A, Takei K, Tsuji G, Yamamura K, Furue M. Decrease of reactive oxygen species and reciprocal increase of nitric oxide in human dermal endothelial cells by *Bidens pilosa* extract: a possible explanation of its beneficial effect on livedo vasculopathy. *J Dermatol Sci*. 2013;72:75-77.
6. Tsuji G, Takahara M, Uchi H, Matsuda T, Chiba T, Takeuchi S, Yasukawa F, Moroi Y, Furue M. Identification of ketoconazole as an AhR-Nrf2 activator in cultured human keratinocytes: the basis of its anti-inflammatory effect. *J Invest Dermatol*. 2012;132:59-68.
7. Furue M, Uchi H, Mitoma C, Hashimoto-Hachiya A, Chiba T, Ito T, Nakahara T, Tsuji G. Antioxidants for healthy skin: The emerging role of aryl hydrocarbon receptors and nuclear factor-erythroid 2-related factor-2. *Nutrients*. 2017; 9. pii: E223.
8. Furue M, Fuyuno Y, Mitoma C, Uchi H, Tsuji G. Therapeutic agents with AHR inhibiting and NRF2 activating activity for managing chloracne. *Antioxidants (Basel)*. 2018;7. pii: E90.
9. 厚生労働省「健康日本21」
10. World Cancer Research Fund/American Institute for Cancer Research. Food, Nutrition, Physical Activity, and the Prevention of Cancer: a Global Perspective. Washington DC: AICR, 2007
11. 前田 浩「野菜はガン予防に有効か：酸素ラジカルを巡る諸問題」菜根出版、1995

参考

カネミ油症に関する医療費について

カネミ油症の認定を受けた患者さんの医療費については、各種健康保険の利用をしたうえ、本人負担部分がある場合、カネミ倉庫（株）が支払うことになっています。

具体的には、患者さんが領収書を添えてカネミ倉庫に医療費を請求することで、後日、償還払いを受けることができるようになっています。

さらに、患者さんが医療機関窓口で支払いを要することなく医療を受けることができるよう、カネミ倉庫（株）が以下のような「油症患者受療券（以下、「受療券」という）」を、患者さんに発行しています。受療券を医療機関窓口にて提示いただければ、医療機関がカネミ倉庫株式会社に對して直接、カネミ油症患者の本人負担分を請求する仕組みです。

※受療券が利用できるのは、カネミ倉庫（株）と予め合意をした医療機関となります。

厚生労働省HP 油症患者受療券を使うことのできる医療機関一覧（カネミ倉庫（株）作成）

URL： <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000139996.html#jyuryoken>

医療費のお支払いに関してご不明の点等がありましたら、カネミ倉庫（株）（連絡先：093-561-5336）までお問い合わせください。

<油症患者受療券の見本>

油 症 患 者 受 療 券	
受療機関	
記号番号	6666
患者氏名	○ ○ ○ ○
生年月日	
住 所	
発 行 者	北九州市小倉北区東港1丁目6番1号 カネミ倉庫株式会社
発 行 日	平成 29 年 1 月 1 日
有効期限	平成 33 年 12 月 31 日

油 症 受 療 券	
この受療券は油症の治療につき、健康保険などの利用をしたうえ、本人負担部分がある場合、それをカネミ倉庫株式会社が支払う為のものです。（明確に油症とは関係ないと判定できる症状以外の症状を含む）治療を受けられる場合は次のことを御願います。	
注 意 事 項	
1	受診の際、この受療券を医療機関窓口にて提示して下さい。
2	保険証の提出（各種保険適用）
3	入院の際は必ずご連絡下さい。
4	入院時は後期高齢者以外の方は、各保険機関に限度額適用認定証を申請し提出して下さい。不明な点はカネミ倉庫に連絡を下さい。
連絡先093-561-5336	

油症相談窓口

九州大学病院油症ダイオキシン研究診療センター

〒812-8582 福岡市東区馬出3-1-1
九州大学病院ウエストウイング5階
TEL : 092-642-5211, 5212, 5213
FAX : 092-642-5201

油症に関する情報ウェブサイト

全国油症治療研究班

<http://www.kyudai-derm.org/part/yusho/index.html>

油症ダイオキシン研究診療センター

<http://www.yusho.hosp.kyushu-u.ac.jp/>

厚生労働省

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/kenkoukiki/kanemi/

〈本パンフレットは、厚生労働科学研究費補助金により作成されました〉

令和3年度 生活衛生・食品安全関係予算(案)の概要

令和2年12月

厚生労働省医薬・生活衛生局（生活衛生・食品安全部門）

1. 食の安全・安心の確保など

244億円（153億円）

※他省及び他局計上分を含む

（1）残留農薬・食品用容器包装等の規格基準策定等の推進【一部新規】

18億円（15億円）

残留農薬・食品用容器包装等の規格基準の策定等を計画的に進める。特に、残留農薬について、代謝物を含めた新たな暴露評価手法を検討する。また、新たな育種技術（遺伝子組換え台木を利用した接ぎ木等）や従来にはない新開発食品（培養肉等）について、最新の科学的知見や海外の取組状況等の収集及び安全性確保に係る検証を実施する。

（2）HACCPの制度化などによる的確な監視・指導対策の推進等【一部新規】

588百万円（560百万円）

※他省計上分を含む

令和3年6月の改正食品衛生法完全施行に合わせ、食品等事業者において HACCP（※）に沿った衛生管理等が円滑に実施されているか等の対応状況の実態把握を行い、HACCP 実施のための手引書の見直しや、自治体による指導方法の改善等につなげる。

※ HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point）：食品の製造・加工工程で発生するおそれのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析し、特に重要な対策のポイントを重要管理点として定めた上で、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法

（3）検疫所における水際対策等の推進

207億円（119億円）

① 検疫所における検査体制等の機能強化等【一部新規】

207億円の内数（119億円の内数）

今後、国際的な人の往来が段階的に再開し、入国者数の増加が見込まれることや東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を踏まえ、国際的に脅威となる感染症の水際対策に必要な検疫機能の強化を図るため、人的・物的体制を整備する。

② 輸入食品の適切な監視指導を徹底するための体制強化

207億円の内数（119億円の内数）

経済連携協定の進展等に伴い、今後も海外からの輸入食品の増加が見込まれることを踏まえ、食の安全・安心を守るため、輸入食品監視指導計画に基づき、輸入食品の適切な監視指導を徹底するための体制強化を図る。

（４）食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施等

14億円（14億円）

① 食品に関する情報提供や意見交換（リスクコミュニケーション）の推進

9百万円（9百万円）

食品安全に対する消費者の意識の高まりなどに対応するため、食品安全基本法や食品衛生法に基づき、消費者等への積極的な情報提供や双方向の意見交換を行う。

② 食品の安全の確保に資する研究の推進【一部新規】937百万円（942百万円）

国民の健康へ直接的に影響を及ぼす食品の安全に関して、改正食品衛生法の円滑な施行、食品の輸出入の拡大、新たな食品生産・加工技術の進展等を背景として、科学的根拠に基づいて適切に施策を推進するために必要な研究を行う。

③ カネミ油症患者に対する健康実態調査等の実施

422百万円（427百万円）

カネミ油症患者に対する総合的な支援施策の一環として、ダイオキシン類を直接経口摂取したことによる健康被害という特殊性を踏まえ、患者の健康実態調査を実施し、健康調査支援金の支給等を行う。また、健康実態調査等の支援施策を円滑に実施するため、患者情報の管理及び記録を標準化する基盤整備を進める。

（５）農林水産物・食品の輸出拡大に向けた対応の強化（再掲）

180百万円（127百万円）

※他局計上分を含む

令和2年4月に施行された農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づき、更なる輸出拡大を図るため、政府一体となって取り組むこととしており、輸出施設認定・証明書発行の迅速化等の取組を行う。

2. 強靱・安全・持続可能な水道の構築

395億円（395億円）

※他府省計上分を含む

※災害復旧費及び臨時・特別の措置分を除く

国民生活を支えるライフラインである水道について、水道施設の耐災害性強化及び水道事業の広域化を図るとともに、安全で良質な給水を確保するための施設整備や、水道事業のIoT活用等を進める。

3. 生活衛生関係営業の活性化や振興など

49億円（52億円）

最低賃金に関するセミナーの開催等により、生活衛生関係営業者の収益力向上を図り、新型コロナウイルス感染症の影響により悪化した業績を回復するための環境を整えるなど、業の振興や発展を図るための組織基盤の強化や衛生水準の確保・向上、相談支援体制の強化等を行う。

4. 復興関連施策（復興庁計上）

・食品中の放射性物質対策の推進

97百万円（98百万円）

食品中の放射性物質の安全対策を推進するため、食品中の放射性物質の摂取量等の調査や流通段階での買上調査を実施するなどの取組を行う。

・水道施設の災害復旧に対する支援

13億円（81億円）

東日本大震災で被災した水道施設のうち、各自治体の復興計画で、令和3年度に実施する施設の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

・被災した生活衛生関係営業者への支援

29百万円（423百万円）

株式会社日本政策金融公庫が東日本大震災復興特別貸付等の融資を行うために必要な財政支援を行う。

令和3年度 生活衛生・食品安全関係予算(案)総括表
1. 食の安全・安心の確保など

(単位:百万円)

事 項	令和2年度 当初予算額 (A)	令和3年度 予算(案) (B)	対前年度 増△減額 (B)－(A)	対前年度 比 率 (B)／(A)
(1) 残留農薬・食品用容器包装等の規格基準策定等の推進	< 1,524 > 1,524	< 1,769 > 1,769	< 245 > 245	116.1% 116.1%
・残留農薬・食品添加物等の規格基準策定の推進	< 1,044 > 1,044	< 1,158 > 1,158	< 114 > 114	110.9% 110.9%
・食品用器具・容器包装などの安全確保対策の推進	< 362 > 362	< 491 > 491	< 129 > 129	135.6% 135.6%
・食品汚染物質に係る安全確保対策の推進	< 40 > 40	< 40 > 40	< 0 > 0	100.0% 100.0%
・健康食品の安全確保対策の推進	< 79 > 79	< 80 > 80	< 1 > 1	101.3% 101.3%
(2) HACCPの制度化などによる的確な監視・指導対策の推進等	< 560 > 337	< 588 > 384	< 28 > 47	105.0% 113.9%
・食中毒その他国内の監視指導対策の徹底	< 219 > 209	< 139 > 131	< △ 80 > △ 78	63.5% 62.7%
・輸出促進も視野に入れた事業者の衛生管理対策の推進	< 341 > 128	< 449 > 252	< 108 > 124	131.7% 196.9%
(3) 検疫所における水際対策等の推進	< 11,852 > 11,852	< 20,704 > 20,704	< 8,852 > 8,852	174.7% 174.7%
① 検疫所における検査体制等の強化等	< 11,852 > 11,852	< 20,704 > 20,704	< 8,852 > 8,852	174.7% 174.7%
② 輸入食品の適切な監視指導を徹底するための体制強化	< 11,852 > 11,852	< 20,704 > 20,704	< 8,852 > 8,852	174.7% 174.7%
(4) 食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施等	< 1,378 > 436	< 1,368 > 435	< △ 10 > △ 1	99.3% 99.8%
① 食品に関する情報提供や意見交換(リスクコミュニケーション)の推進	< 9 > 9	< 9 > 9	< 0 > 0	100.0% 100.0%
② 食品の安全の確保に資する研究の推進	< 942 > 0	< 937 > 5	< △ 5 > 5	99.5% —
③ カネミ油症患者に対する健康実態調査等の実施	< 427 > 427	< 422 > 422	< △ 5 > △ 5	98.8% 98.8%
(5) 農林水産物・食品の輸出拡大に向けた対応の強化(再掲)	< 127 > 75	< 180 > 116	< 53 > 41	141.7% 154.7%
合計(一般会計)	< 15,315 > [7,903] 14,149	< 24,430 > [8,483] 23,293	< 9,115 > [580] 9,143	159.5% 107.3% 164.6%

<東日本大震災復興特別会計>

(単位:百万円)

食品中の放射性物質対策の推進	98	97	△ 1	99.0%
----------------	----	----	-----	-------

- 注 ①. 計数は、それぞれ四捨五入しているので、端数において合計と一致しない場合がある。
 ②. 上段< >は他省及び他局計上分を含む。
 ③. 3には検疫所の人件費を含んでおり、合計欄の [] は検疫所の人件費分。

2. 強靱・安全・持続可能な水道の構築

(単位:百万円)

事 項	令和2年度 当初予算額	令和3年度 予算(案)	対前年度 増△減額	対前年度 比 率	備 考
強靱・安全・持続可能な水道の構築	< 39,992> 29,456	< 39,992> 30,171	715	102.4%	
1. 施設整備費等(＊)	< 39,896> 29,360	< 39,896> 30,075	715	102.4%	* 臨時・特別の措置分を除く
(1)水道施設整備費補助	< 16,749> 6,216	< 16,749> 6,931	715	111.5%	
(2)指導監督事務費	< 53> 50	< 53> 50	0	100.0%	・指導監督事務費
(3)補助率差額	1	1	0	100.0%	・北方領土隣接地域振興等事業補助率差額
(4)災害復旧費(東日本大震災を除く)	356	356	0	100.0%	・水道施設災害復旧事業
(5)調査費	33	33	0	100.0%	・水道施設整備事業調査費等
(6)生活基盤施設耐震化等交付金	22,704	22,704	0	100.0%	・生活基盤施設耐震化等交付金
2. 水道安全対策等	96	96	0	100.0%	1. 水道水源水質対策等の推進 25 2. 新水道ビジョンの推進 38 水道インフラシステム輸出拡大推進事業 17 官民連携等基盤強化支援事業費 11 水道の基盤強化方策推進費 5 水道施設強靱化推進事業 5 3. 給水装置対策の推進 18 4. 災害時の初動対応の強化 3 5. その他(国際分担金など) 12

注 上段< >は他省庁計上分を含む。

<東日本大震災復興特別会計>

(単位:百万円)

事 項	令和2年度 当初予算額	令和3年度 概算要求額	対前年度 増△減額	対前年度 比 率	備 考
水道施設の災害復旧に対する支援	8,099	1,314	△ 6,785	16.2%	復興庁一括計上 ・水道施設災害復旧事業 1,314

3. 生活衛生関係営業の活性化や振興など

(単位:百万円)

事 項	令和2年度 当初予算額 (A)	令和3年度 予算(案) (B)	対前年度 増△減額 (B)－(A)	対前年度 比 率 (B)／(A)	備 考
生活衛生関係営業の活性化や振興など	5,193	4,889	△ 304	94.1%	
1 生活衛生金融対策費	3,829	3,655	△ 174	95.4%	株式会社日本政策金融公庫補給金 〔貸付計画額: 3,480億円〕
2 生活衛生関係営業行政経費	1,363	1,233	△ 130	90.5%	
(1) 生活衛生等関係費	184	55	△ 129	29.9%	
ア 生活衛生関係営業振興等対策費	138	9	△ 129	6.5%	
イ 建築物環境衛生管理対策費	46	46	0	100.0%	
(2) 生活衛生営業対策費	1,179	1,178	△ 1	99.9%	生活衛生関係営業収益力向上事業 65百万円
ア 生活衛生関係営業対策事業費 補助金 (全国指導センター、都道府県、 連合会・組合)	1,156	1,157	1	100.1%	
イ ビルクリーニング業における外国 人材確保事業	15	15	0	100.0%	
ウ ビルクリーニング分野技能習得支援 事業費補助金	8	6	△ 2	72.6%	
3 医師等国家試験費	1	1	0	100.0%	
(1) 建築物環境衛生管理技術者 国家試験費	1	1	0	100.0%	

<東日本大震災復興特別会計>

(単位:百万円)

被災した生活衛生関係営業者への支援 (復興庁計上)	423	29	△ 394	6.9%	
株式会社日本政策金融公庫出資金	423	29	△ 394	6.9%	

薬生食企発0328第1号
令和2年3月28日

各都道府県 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課長
（ 公 印 省 略 ）

カネミ油症に係る「検診手帳」の発行について

カネミ油症については、平成24年9月に「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」（平成24年法律第82号。以下「法」という。）が施行され、「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針」（平成24年厚生労働省・農林水産省告示第2号。以下「告示」という。）に基づき、様々な施策を実施しているところです。

告示第7（3）において、国は「カネミ油症患者が自らの検診の結果を継続的に把握すること（中略）ができる体制の充実を図る」こととされています。

今般、国、カネミ倉庫及び患者団体の三者から構成される三者協議での合意に基づき、厚生労働省において「検診手帳」（別添参照）を制作し、希望する方に配布することとなりました。全国油症治療研究班が実施する油症検診を受けた方が、その結果をご自身でこの「検診手帳」に記載し保管することで、自身の検診の結果を継続的に把握することができるようにすることを予定しています。

については、希望者への配布のため、油症検診会場への備え付けや健康実態調査の調査票への同封等の御協力をお願いします。

なお、この「検診手帳」については、カネミ油症患者であることの証明書としての効力を有したり、何等かの権利を表象したりするものでないことを申し添えます。

(公社) 日本医師会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課長



カネミ油症に係る「検診手帳」の発行について

カネミ油症については、平成24年9月に「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」(平成24年法律第82号。以下「法」という。)が施行され、「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針」(平成24年厚生労働省・農林水産省告示第2号。以下「告示」という。)に基づき、様々な施策を実施しているところです。

告示第7(3)において、国は「カネミ油症患者が自らの検診の結果を継続的に把握すること(中略)ができる体制の充実を図る」こととされています。

今般、国、カネミ倉庫及び患者団体の三者から構成される三者協議での合意に基づき、厚生労働省において「検診手帳」(別添参照)を制作し、希望する方に配布することとなりました。全国油症治療研究班が実施する油症検診を受けた方が、その結果をご自身でこの「検診手帳」に記載し保管することで、自身の検診の結果を継続的に把握することができるようにすることを予定しています。

この検診手帳について、別添(写)のとおり、各都道府県衛生主管部(局)長あて、配布に関し協力を依頼したところです。今後、配布を受けた患者が検診結果やカネミ油症の概要を示すため、医療機関窓口での手続時や診察の際等に、これを提示することが予想されます。また、油症検診で認められた異常に関し、医療機関での診察の結果や治療内容を検診手帳に追記するに当たり、どのように追記するべきか、患者からの相談があることが予想されます。

このような場合に、各医療機関において可能な限りご協力をいただきたく、つきましては、貴会会員への周知について、特段の御配慮をお願いします。

(公社) 日本薬剤師会 会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課長



カネミ油症に係る「検診手帳」の発行について

カネミ油症については、平成24年9月に「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」(平成24年法律第82号。以下「法」という。)が施行され、「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針」(平成24年厚生労働省・農林水産省告示第2号。以下「告示」という。)に基づき、様々な施策を実施しているところです。

告示第7(3)において、国は「カネミ油症患者が自らの検診の結果を継続的に把握すること(中略)ができる体制の充実を図る」こととされています。

今般、国、カネミ倉庫及び患者団体の三者から構成される三者協議での合意に基づき、厚生労働省において「検診手帳」(別添参照)を制作し、希望する方に配布することとなりました。全国油症治療研究班が実施する油症検診を受けた方が、その結果をご自身でこの「検診手帳」に記載し保管することで、自身の検診の結果を継続的に把握することができるようにすることを予定しています。

この検診手帳について、別添(写)のとおり、各都道府県衛生主管部(局)長あて、配布に関し協力を依頼したところです。今後、配布を受けた患者が検診結果やカネミ油症の概要を示すため、医療機関窓口での手続時や診察の際等に、これを提示することが予想されます。また、油症検診で認められた異常に関し、医療機関での診察の結果や治療内容を検診手帳に追記するに当たり、どのように追記するべきか、患者からの相談があることが予想されます。

このような場合に、各医療機関において可能な限りご協力をいただきたく、つきましては、貴会会員への周知について、特段の御配慮をお願いします。

(公社)日本歯科医師会 会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課長



カネミ油症に係る「検診手帳」の発行について

カネミ油症については、平成24年9月に「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」(平成24年法律第82号。以下「法」という。)が施行され、「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針」(平成24年厚生労働省・農林水産省告示第2号。以下「告示」という。)に基づき、様々な施策を実施しているところです。

告示第7(3)において、国は「カネミ油症患者が自らの検診の結果を継続的に把握すること(中略)ができる体制の充実を図る」こととされています。

今般、国、カネミ倉庫及び患者団体の三者から構成される三者協議での合意に基づき、厚生労働省において「検診手帳」(別添参照)を制作し、希望する方に配布することとなりました。全国油症治療研究班が実施する油症検診を受けた方が、その結果をご自身でこの「検診手帳」に記載し保管することで、自身の検診の結果を継続的に把握することができるようにすることを予定しています。

この検診手帳について、別添(写)のとおり、各都道府県衛生主管部(局)長あて、配布に関し協力を依頼したところです。今後、配布を受けた患者が検診結果やカネミ油症の概要を示すため、医療機関窓口での手続時や診察の際等に、これを提示することが予想されます。また、油症検診で認められた異常に関し、医療機関での診察の結果や治療内容を検診手帳に追記するに当たり、どのように追記するべきか、患者からの相談があることが予想されます。

このような場合に、各医療機関において可能な限りご協力をいただきたく、つきましては、貴会会員への周知について、特段の御配慮をお願いします。

油症患者受療券について

○カネミ油症の認定を受けた患者さんの医療費については、各種健康保険の利用をいたうえ、本人負担部分がある場合、カネミ倉庫（株）が支払うことになっています。

○具体的には、患者さんが領収書を添えてカネミ倉庫に医療費を請求することで、後日、償還払いを受けることができるようになります。

○さらに、患者さんが医療機関窓口で支払いを要することなく医療を受けることができるよう、カネミ倉庫（株）が以下のような「油症患者受療券（以下、「受療券」という）」を、患者さんに発行しています。受療券を医療機関窓口に提示いただければ、医療機関がカネミ倉庫株式会社に対して直接、カネミ油症患者の本人負担分を請求する仕組みです。

※受療券が利用できるのは、カネミ倉庫（株）と予め合意をした医療機関（18～37ページ）となります。

○医療費のお支払いに関してご不明の点等がありましたら、カネミ倉庫（株）（連絡先：093-561-5336）までお問い合わせください。

※受療券利用上の留意事項は、券の裏面に記載されていますので、必ずご確認ください。

カネミ倉庫株式会社の発行した油症患者受療券をこちらのポケットに収納していただき、医療機関の窓口に出される際などにご活用ください。

カネミ油症とは

カネミ油症は、1968年（昭和43年）に西日本を中心に、広域にわたって発生した、ライスオイル（米ぬか油）による食中毒事件です。

事件の原因は、ライスオイルの製造過程において脱臭のための熱媒体として使用された、ポリ塩化ビフェニル（PCB）やダイオキシン類の一種であるポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）を含むカネミクロールが製品に混入したことによるものです。

カネミ油症の症状は、皮膚症状のほか、全身倦怠感、しびれ感、食欲不振など多様にわたるため、かかりつけ医と、皮膚科、眼科、整形外科、呼吸器科、神経内科、婦人科、歯科、内科など各科と連携が必要になる場合もあります。

（医療機関の方へ）

カネミ油症患者の方の中には、近親者等にも患者であることを明らかにされていない方もいらっしゃいますので、診療に当たっては特段のご配慮をお願いします。また、医療従事者への啓発のため、「カネミ油症の手引き-症状と治療について-」を、下記ウェブサイトに掲載しておりますのでご活用ください。

<http://www.kyudai-derm.org/kanemi/image/kanemi.pdf>

カネミ油症や油症患者受療券の利用に関し、ご不明な点がありましたら、裏面のお問合せ先にお気軽に問合せください。

～お問合せ先～

カネミ油症の症状及び治療について

九州大学病院油症ダイオキシシン研究診療センター

〒812-8582 福岡市東区馬出3-1-1
九州大学病院ウエストウイング5階
TEL : 092-642-5211
FAX : 092-642-5201

油症患者受療券の利用について

カネミ倉庫株式会社

〒803-0802
福岡県北九州市小倉北区東港1-6-1
TEL : 093-561-5336
FAX : 093-561-5330

カネミ油症患者に対する支援について

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生食品安全企画課

〒100-8916
東京都千代田区霞が関 1-2-2
TEL : 03-5253-1111 内線2492
FAX : 03-3503-7965

油症の症状と経過

油症発症早期には、黒色面皰、痤瘡様皮疹、顔面・指趾爪の色素沈着などの皮膚症状、マイボーム腺からのチーズ様分泌物、睑結膜・球結膜の色素沈着などの眼症状、四肢のしびれ、知覚鈍麻などの神経症状、月経周期の異常などの婦人科症状がみられました。

体内に吸収されたダイオキシシン類やPCB類は、徐々に排泄され、血中ダイオキシシン類の濃度も低下しています。

最近の検診では何らかの皮膚症状が認められる患者さんは約30%でした。一方、全身倦怠感、頭痛、手足のしびれ、喀痰、咳嗽、腹痛といった自覚症状は、いまだに50%の患者さんに認められることから、油症では、全身に何らかの症状が出る可能性があります。

ダイオキシシン類・PCB類の毒性のメカニズム

油症の原因物質である、ダイオキシシン類やPCB類が毒性を発揮するためには、「ダイオキシシン受容体 Aryl hydrocarbon receptor (AhR)」が必要であることがわかってきました。ダイオキシシン類がAhRに結合すると、細胞の中で強い酸化反応が起こり、活性酸素が過剰に産生され、酸化ストレスによって細胞内のいろいろな蛋白質やDNAが傷ついてしまいます。AhRはどの臓器にも発現していますが、とりわけ肺、肝臓、腎臓、胸腺などで高い発現が認められます。



油症の治療

油症の根治的な治療には、摂取したダイオキシン類やPCB類を全て排出する、あるいは無害な代謝物に変換することが必要と考えられますが、治療法は確立していません。

各症状の緩和を目的に漢方薬の臨床研究を実施したところ、「麦門冬湯」が咳・痰といった呼吸器症状を改善することが明らかとなりました。

また、一部の漢方薬は、AhRを抑制し、抗酸化作用も発揮することが明らかとなっており、ダイオキシン類による慢性毒性を和らげる可能性が示唆されているため、引き続き研究を推進しています。

油症研究等に関する最新の情報については、以下のホームページをご覧ください。

(九州大学医学部皮膚科学教室)

<https://www.kyudai-derm.org/part/yusho/index.html>

(油症ダイオキシン研究診療センター)

<https://www.yusho.hosp.kyushu-u.ac.jp>

カネミ油症患者の方々の生活指針

■油症患者さんの中には脂質代謝や免疫が低下している方がおられます。したがって、蛋白質やビタミンが豊富な栄養的にバランスのとれた食事の摂取を特に心がけるとともに、タバコはひかえてください。

■これまでの研究により、多くの油症患者さんの体内には今でもダイオキシン類が存在し、活性酸素が産生されていることがわかりました。

(右ページに続く)

■一般に活性酸素は老化やガン・動脈硬化、その他多くの疾病の発生に関係している有害物質ですが、ポリフェノール、フラボノイド、ビタミンなどの抗酸化物質（ダイオキシン類の毒性を抑制する物質）を多く含む野菜や果物などを食べることににより、活性酸素が中和されることがわかっています。

■ガン予防のために野菜や果物をたくさん食べることが有効であることは、国内ばかりでなく国際的にもよく知られています。したがって、油症患者さんは野菜や果物などを毎日たくさん食べることがお勧めします。

■厚生労働省では、健康増進のため成人1日当たりの野菜摂取量について、平均350g以上を目標とする、と定めていることを参考にしてくださいと思います。

■野菜は生より加熱したほうがよいことが報告されています。生の植物細胞は人の消化液では壊れにくいのですが、加熱すると壊れて有効成分が煮汁に出てくるので、有効成分の利用効率が高くなるからです。

■繰り返になりますが、植物に含まれるポリフェノールの中にダイオキシン類の毒性を抑制するものがあることがわかってきました。以下の野菜、果物、ハーブにはそのようなポリフェノールが多く含まれています。このような食品を積極的に摂ることで、体調の改善が期待できます。どれか一つの食品ばかりを摂取するのではなく、バランスよく多くの種類の食品を摂取することも大事です。

■赤ワイン、ビールにもポリフェノールが多く含まれているので、適量の摂取は同様に体調の改善に役立つ可能性があります。もちろん、過度の飲酒は禁物です。

ダイオキシン類の毒性を抑制する可能性がある食物

(野菜) トマト・セロリ・ピーマン・ジュンギク・レタス・ニンジン・タマネギ・ブロッコリー・カボチャ・ニラ・ダイコン・ホウレンソウ・ハクサイ・アーティチョーク
(果物) レモン・ミカン・リンゴ・イチゴ・ブドウ
(香辛料・ハーブ) バセリ・パプリカ・シソ・ミント・ローズマリー・シヨウガ・ウコン・コショウ・トウガラシ・タチアワユキセンダングサ
(豆・穀物) 大豆・ピーナッツ・ソバ(嗜好品など) 茶・赤ワイン・ビール

油症検診について

全国油症治療研究班では、希望する油症患者の方に、毎年1回、以下の項目について検診を実施し、その結果を患者さんにお返ししていますので、診療の際のご参考として、ご利用ください。

検診項目

尿検査	血液検査※	問診	胸レントゲン
眼科的診察	歯科的診察	内科的診察	皮膚科的診察
		骨密度検査	婦人科的診察

※血液検査の内容について

○肝機能（総タンパク、アルブミン、A/G比、AST、ALT、LDH、ALP（アルカリホスファターゼ）、γ-GTP、LAP、総ビリルビン、直接ビリルビン、コリンエステラーゼ）
 ○CPK、Oアマラーゼ、O血糖
 ○脂質（総コレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪、β-リポ蛋白）
 ○腎機能（尿素窒素、クレアチン、尿酸、ナトリウム、クロール、カリウム、カルシウム）
 ○血球（白血球数、赤血球数、血色素量、ヘマトクリット、MCV、MCH、MCHC、血小板数）

※検査項目やその内容は、年ごとに変わることもありますので、詳細は患者さんをお持ちの検診結果でご確認ください。

油症検診の記録

油症検診	※どちらかに丸をつけてください。		
【受診日】	1. 指摘なし（異常なし）		
年 月 日	2. 指摘あり（要検査）		
【受診した県】	指摘のあった点		
県			
油症検診の結果、再検査または精密検査を受けられた場合は、以下の欄を結果の記録にご利用ください。			
再検査又は精密検査を受けた日	年	月	日
再検査又は精密検査を受けた所	医療機関名		
主な検査項目と検査結果			
（項目）	（結果）		
（項目）	（結果）		
（項目）	（結果）		
（項目）	（結果）		
その他の事項			

過去の検診結果についてお知りになりたい場合は、検診を受けられた都道府県の相談窓口までお問合せください。
 （再検査を実施された医療機関の方へ）検査結果について、ご本人から手帳への記載のご要望があった場合は、可能な範囲でご協力をいただきますよう、お願いいたします。

油症検診の記録

油症検診	※どちらかに丸をつけてください。
【受診日】	1. 指摘なし（異常なし）
年 月 日	2. 指摘あり（要検査）
【受診した県】	指摘のあった点
県	

油症検診の結果、再検査または精密検査を受けられた場合は、以下の欄を結果の記録にご利用ください。

再検査又は精密検査を受けた日 年 月 日

再検査又は精密検査を受けた所 (医療機関名)

主な検査項目と検査結果

(項目)	(結果)
(項目)	(結果)
(項目)	(結果)
(項目)	(結果)
その他の事項	

過去の検診結果についてお知りになりたい場合は、検診を受けられた都道府県の相談窓口までお問合せください。
(再検査を実施された医療機関の方へ) 検査結果について、ご本人から手帳への記載のご要望があった場合は、可能な範囲でご協力をいただきますよう、お願いいたします。

油症検診の記録

油症検診	※どちらかに丸をつけてください。
【受診日】	1. 指摘なし（異常なし）
年 月 日	2. 指摘あり（要検査）
【受診した県】	指摘のあった点
県	

油症検診の結果、再検査または精密検査を受けられた場合は、以下の欄を結果の記録にご利用ください。

再検査又は精密検査を受けた日 年 月 日

再検査又は精密検査を受けた所 (医療機関名)

主な検査項目と検査結果

(項目)	(結果)
(項目)	(結果)
(項目)	(結果)
(項目)	(結果)
その他の事項	

過去の検診結果についてお知りになりたい場合は、検診を受けられた都道府県の相談窓口までお問合せください。
(再検査を実施された医療機関の方へ) 検査結果について、ご本人から手帳への記載のご要望があった場合は、可能な範囲でご協力をいただきますよう、お願いいたします。

油症検診の記録

油症検診	※どちらかに丸をつけてください。
【受診日】	1. 指摘なし（異常なし）
年 月 日	2. 指摘あり（要検査）
【受診した県】	指摘のあった点
県	

油症検診の結果、再検査または精密検査を受けられた場合は、以下の欄を結果の記録にご利用ください。

再検査又は精密検査を受けた日 年 月 日

再検査又は精密検査を受けた所 (医療機関名)

主な検査項目と検査結果

（項目）	（結果）
（項目）	（結果）
（項目）	（結果）
（項目）	（結果）
その他の事項	

過去の検診結果についてお知りになりたい場合は、検診を受けられた都道府県の相談窓口までお問合せください。
（再検査を実施された医療機関の方へ）検査結果について、ご本人から手帳への記載のご要望があった場合は、可能な範囲でご協力をいただきますよう、お願いいたします。

油症検診の記録

油症検診	※どちらかに丸をつけてください。
【受診日】	1. 指摘なし（異常なし）
年 月 日	2. 指摘あり（要検査）
【受診した県】	指摘のあった点
県	

油症検診の結果、再検査または精密検査を受けられた場合は、以下の欄を結果の記録にご利用ください。

再検査又は精密検査を受けた日 年 月 日

再検査又は精密検査を受けた所 (医療機関名)

主な検査項目と検査結果

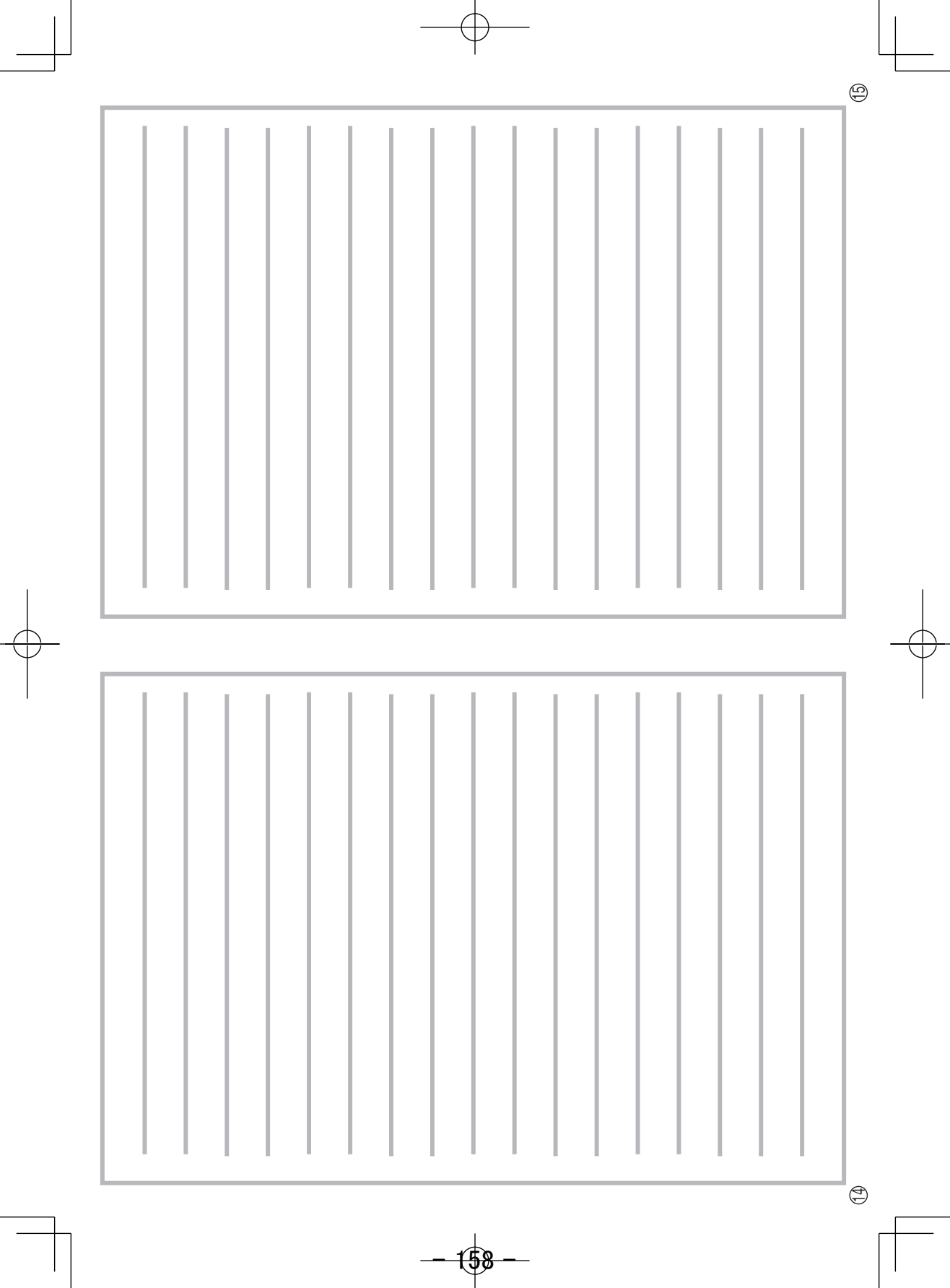
（項目）	（結果）
（項目）	（結果）
（項目）	（結果）
（項目）	（結果）
その他の事項	

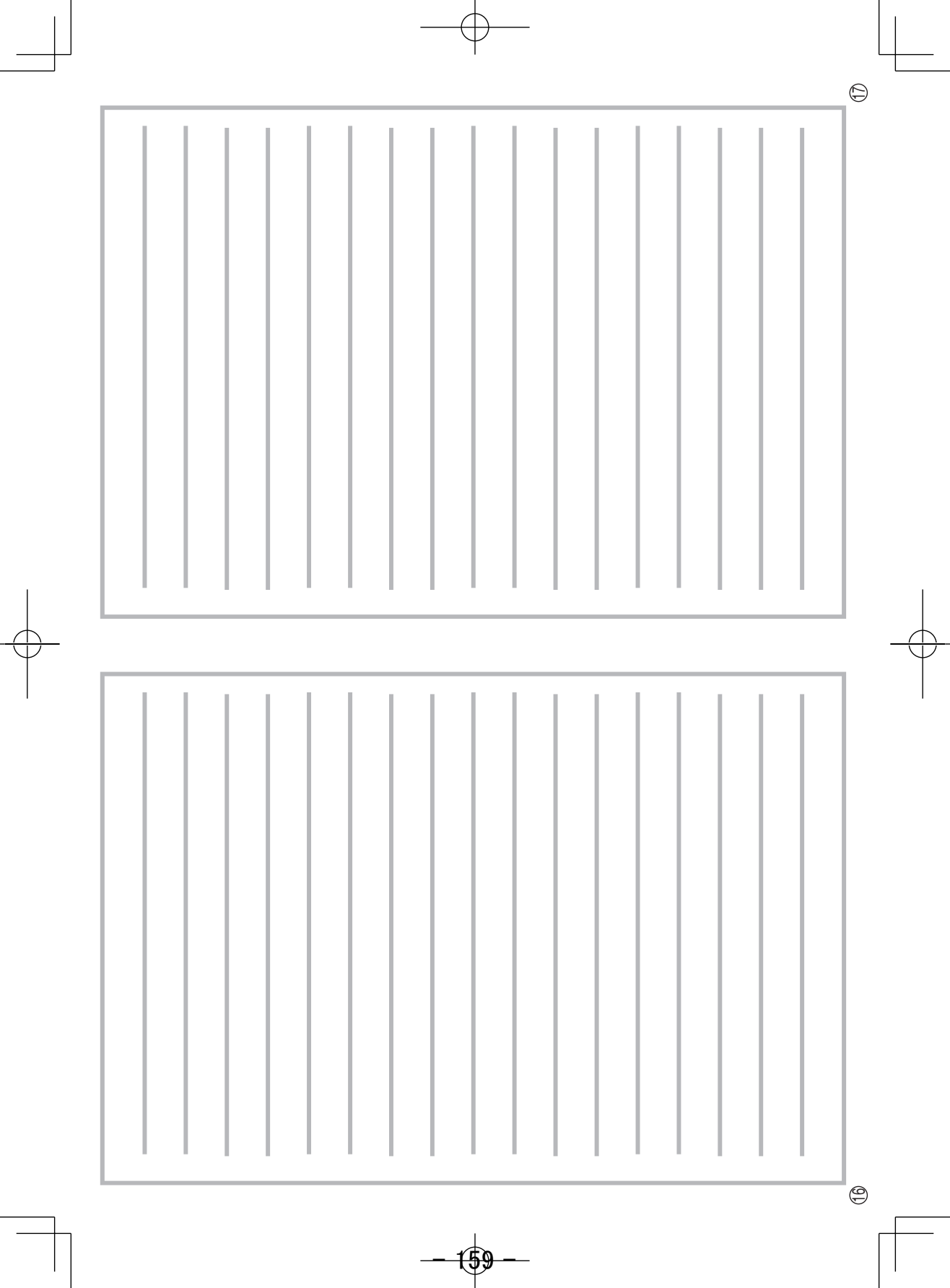
過去の検診結果についてお知りになりたい場合は、検診を受けられた都道府県の相談窓口までお問合せください。
（再検査を実施された医療機関の方へ）検査結果について、ご本人から手帳への記載のご要望があった場合は、可能な範囲でご協力をいただきますよう、お願いいたします。

This image shows a single sheet of white paper with horizontal blue or grey ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There is a larger margin at the top, likely for a header, and smaller margins on the sides and bottom. The paper appears to be from a notebook or a standard writing template.

×王欄（受診の予定の記録などにお使いください。）

[illegible]





17

18

受療券契約医療機関一覧

※受療券契約医療機関のうち、公表可能な医療機関等のみが掲載されており、
リスト以外にも受療券を利用可能な医療機関等があります。

カネミ倉庫株式会社
(令和2年2月現在)

地区名	病 院 名	住 所	電話番号
埼玉県	埼玉医療センター	春日部市藤塚217-6	048-735-6800
東京都	クリニック鈴ヶ沢	渋谷区本町1-52-2 Kビル3階	042-724-2227
神奈川県	クオール薬局王禅寺店	川崎市麻生区王禅寺東4-1-19	044-969-3561
愛知県	あさいクリニック	一宮市今伊勢町宮後字宮代18番地	0586-43-1053
	野口歯科医院	一宮市平島1-7-25	0586-76-5412
	別府外科	岡崎市鴨田町広元21番地	
	サトー内科小児科	岡崎市鴨田町末広53	0564-24-1221
	岡崎市民病院	岡崎市高陵寺町五所合3番地1	0564-66-7021
	北斗病院	岡崎市仁木町字川越17-33	
	京田歯科	岡崎市岩津町申堂2-2	0564-45-2102
	ながしま内科	名古屋港区秋葉2-7-1	052-303-6615
	大同病院	名古屋市南区白水町9番地	052-611-6261
	冨田病院	豊田市城部西町城ヶ堀11番地1	0565-21-8800
滋賀県	大津赤十字病院	大津市長等1-1-35号	077-522-4131
京都府	松尾歯科医院	京都市上京区大宮通丸太町上ル一丁目845	075-841-5888
大阪府	大泉歯科クリニック	堺市北区長曽根町3029番地9	
	医療法人山内医院	摂津市千里丘東2-12-15	
	佐松記念病院	泉佐野市上瓦屋876-1	0724-63-3121
	豊野記念病院	泉佐野市中町2-4-28	
	おおつら整形外科	泉佐野市鶴原4-3-8	
	大阪歯科大学付属病院	大阪府中央区大手前1-5-17	
	アリス薬局大満橋店	大阪府中央区大手前1-7-31	
	泉谷クリニック	和泉市いぶき野2-9-8	
	いぶき野薬局	和泉市いぶき野2-9-3	
兵庫県	医療法人都芳会青木診療所	尼崎市大庄北4-12-10	06-6417-5921

岡山県	倉敷成人病センター	倉敷市白楽町250番地	0798-64-1551
岡山県	鳥根済生会江津総合病院	江津市江津町1016番37	0855-54-0101
広島県	マツタ株式会社マツタ病院	安芸郡府中町青崎南2-15	082-565-5000
	吉田総合病院	安芸高田市吉田町吉田3666	
	フクアソシエ吉田中央薬局	安芸高田市吉田町吉田3782-8	
	アスミ歯科	安芸高田市吉田町吉田765-1	
	竹本外科胃腸科医院	高田郡八千代町下根615	082-652-3656
	山県郡大朝町新庄2147-1	山県郡大朝町新庄2147-1	0826-82-3900
	山県郡大朝町大字新庄2048-1	山県郡大朝町大字新庄2048-1	0826-82-2173
	金谷内科医院	山県郡大朝町大朝1661-4	0826-82-3831
	藤井歯科	山県郡北広島町有田1658-1	0826-72-5711
	ウヅツキ千代田薬局	山県郡北広島町有田609	0826-73-0667
	元林歯科医院	山県郡北広島町大朝4523-1	0826-82-2325
	大崎クリニック	広島市安佐南区安東2-10-2	082-878-2233
	タツタ薬局安東店	広島市安佐南区安東2-10-2 広島医薬品販売株式会社	082-872-5511
	ゆづり歯科診療室	広島市安佐南区安東2-10-2	082-872-7878
	野村病院	広島市安佐南区祇園2-42-14	082-875-1111
	原田整形外科病院	広島市安佐南区上安2-15-27	
	土井フミ子歯科医院	広島市安佐南区上安3-1-10	082-832-7555
	せのお循環器科・心臓血管外科	広島市安佐南区西原7-8-38	082-874-8080
	広島医療生活協同組合(協同診療所)	広島市安佐南区西原9-8-2	082-874-0455
	栢田薬局	広島市安佐南区相田1-10-15	
	馬場眼科	広島市安佐南区相田1-10-17	
	コーフ共立歯科	広島市安佐南区中須2-20-39	
	テレビ薬局	広島市安佐南区中須2-20-40	082-830-5222
	広島共立病院	広島市安佐南区中須2-19-6	082-879-1111
	スミ薬局昆沙門合店	広島市安佐南区昆沙門合2-42-25	082-879-3993

受療券契約医療機関一覧

※受療券契約医療機関のうち、公表可能な医療機関等のみが掲載されており、リスト以外にも受療券を利用可能な医療機関等があります。

地区名	病 院 名	住 所	電話番号
広島県	山崎外科内科クリニック	広島市安佐南区昆沙門台1-5-23	082-877-5581
	唐田内科医院	広島市安佐南区昆沙門台2-42-23	082-876-2020
	レミ薬局沼田店	広島市安佐南区伴東7-38-11	082-849-5439
	沼田診療所	広島市安佐南区伴東7-38-10	082-848-4486
	あさひか丘薬局	広島市安佐北区安佐町あさひか丘 867-2	082-838-4131
	こもりのクリニック	広島市安佐北区安佐町飯室1569-1	
	野田耳鼻咽喉科医院	広島市安佐北区可部3-38-18	082-815-8733
	岡野皮膚科クリニック	広島市安佐北区可部5-14-16	
	二宮内科	広島市安佐北区可部5-14-16	
	のぞみ薬局	広島市安佐北区可部5-14-19	082-810-0270
	岡本眼科	広島市安佐北区可部5-14-16	082-810-0288
	三上脳神経外科	広島市安佐北区可部5-14-16	082-819-2283
	のぞみ薬局可部西店	広島市安佐北区可部4-6-2 YNビル102	082-819-2277
	かとう整形外科	広島市安佐北区可部5-14-12	082-554-8606
	中国内科	広島市安佐北区可部南2-14-14	082-819-3701
	のぞみ薬局可部南店	広島市安佐北区可部南2-14-15	082-819-3325
	吉山クリニック	広島市安佐北区可部南4-5-8	082-815-0666
	小早川歯科医院	広島市安佐北区口田4-9-23	
	あすなろ生協診療所	広島市安佐北区口田1-10-1	082-845-5234
	レミ薬局高陽店	広島市安佐北区口田1-9-3	082-841-0177
	あさ薬局	広島市安佐北区落合南1-11-20	082-845-2511
	なかお内科消化器呼吸器クリニック	広島市安佐北区落合南1-11-22	082-843-1212
	荒木耳鼻咽喉科医院	広島市安佐北区亀山3-6-26	082-814-5655
	かめやま薬局	広島市安佐北区丸山3-6-8	082-921-0460
	門脇歯科医院	広島市佐伯区楽々園5-2-1	082-921-2572
	こども内科クリニック	広島市佐伯区八幡東2-28-54	082-928-1112

鈴が台クリニック	広島市西区井口鈴が台3-5-2	082-278-6151
西大薬局	広島市西区観音町9-1	082-231-3064
西大薬局北店	広島市西区観音本町2-3-3	082-233-8233
横川駅北口薬局	広島市西区三条町1-10-3	082-238-0129
総合病院福島生協病院	広島市西区都町42-7	082-292-3171
ロイヤル歯科クリニック	広島市中区基町6-78 リ・カリエルホテル広島10階	082-227-9991
松原歯科医院	広島市中区紙屋町2-2-9	082-246-1188
代田医院	広島市中区十日市町1-1-4	082-231-0975
すずらん薬局	広島市中区袋町4-3	082-244-6467
漢口耳鼻咽喉科	広島市中区袋町4-3	082-247-2062
森整形外科	広島市東区光町1-3-16	082-264-5225
こたく歯科医院	広島市東区吾草町10-11 加藤ビル1階	082-262-0648
JR広島病院	広島市東区二葉の里3-1-36	082-262-1170
戸田眼科的場医院	広島市南区的場の場町1-8-6	082-262-0148
東立広島病院	広島市南区宇品神田1-5-54	082-254-1818
ハート薬局中央店	広島市南区宇品神田1-4-28	082-250-7030
緑テンプルクリニック	広島市南区旭1-9-18	082-256-6480
真田病院	広島市南区霞1-2-3	082-257-5555
真田病院	広島市南区皆美町3-13-21	082-251-1025
ハート薬局みなみ店	広島市南区皆美町4-22-2	082-250-7633
日本調剤みどり町薬局	広島市南区斐5-17-10	082-250-7651
ウオレット本郷薬局	広島市下北方1-7-15	0848-60-6311
本郷中央病院	広島市本郷町下北方120番地	0848-86-6780
杉原薬局	広島市本郷町本郷504-6-3	0848-86-2118
あまの歯科・矯正歯科クリニック	広島市本郷町本郷509-4-2	
いしねファミリークリニック	広島市本郷南5-19-15	0848-60-6555
まつだ歯科医院	広島市本郷南6-24-14	0848-86-4844
みのり薬局	広島市宮浦6-3-2	0848-60-1322
医療法人社団明清会山田記念病院	広島市宮浦6-2-1	0848-67-4767
クリス薬局	三原市頼業1-1-4	0848-61-5322

朝倉医師会病院	朝倉市来春42-1	0946-23-0077
新飯塚診療所	飯塚市柏の森字福本946-4	0948-22-2680
あおぞら薬局飯塚	飯塚市柏の森字福本946-6	
大庭医院	飯塚市飯塚18-27	0948-22-1009
塚本医院	飯塚市片島3-10-24	0948-22-1958
タケシタ調剤薬局筑豊店	飯塚市弁分603-1	
飯塚市立病院	飯塚市弁分611-41	0948-26-0221
麻生セメント飯塚病院	飯塚市芳雄町3-83	0948-22-3800
飯塚病院	飯塚市芳雄町3-83	0948-22-3800
田代医院	飯塚市吉原町2-18	0948-22-2748
古賀調剤薬局飯塚店	飯塚市新飯塚1972-1	
サント調剤薬局前原店	糸島市波多江263番地1	
中村循環器科・心臓外科医院	糸島市波多江263番地1	092-324-6000
可也病院	糸島市志摩師吉1200番地	
ほりてんタルクリニック	糸島市神在1392-27	092-324-8118
株田ひふ科医院	糸島市前原中央2-2-6	
株式会社淡水みのう薬局	うきは市吉井町214-13	0943-76-9555
オキ薬局吉井店	うきは市吉井町千年74-7	0943-75-5757
そこう薬局浮羽店	うきは市浮羽町大字古川11053番地2	0943-77-9091
筑後川温泉病院	うきは市浮羽町大字古川11055	0943-77-7251
古賀内科医院	浮羽郡浮羽町746	09437-7-2009
医療法人上田内科胃腸科医院	浮羽郡浮羽町大字高見49-2	
すまれ薬局	大牟田市橋1372番地	
大牟田病院	大牟田市橋1044-1	0944-58-1122
医療法人正心会松久クリニック	大牟田市橋1365	0944-58-1230
医療法人原循環器科内科医院	大牟田市三川町 2-27-1	
宮本整骨院	大牟田市諏訪町1-26	0944-43-1526
中友診療所	大牟田市西浜田町15-3	0944-53-5009

地区名	病 院 名	住 所	電話番号
広島県	うただ皮膚科	三原市頼業1-1-6	0848-61-1277
	亀田医院	廿日市宮内1509	0829-39-2351
	(南)住吉薬局	廿日市住吉1-3-20	0829-32-5272
	石田眼科医院	廿日市住吉1-4-15	0829-31-0850
山口県	山口大学医学部附属病院	宇部市大字小串1144	0836-22-2067
	すみかわ歯科医院	宇部市大字東岐波1052-1	0836-58-0643
	なかはま歯科クリニック	岩国市尾津町2-18-3	0827-31-0151
	医療法人樹一会山口病院	山口市駅前通り2-10-7	0834-22-9206
	山口赤十字病院	山口市八幡馬場53-1	0839-23-0111
	山口赤十字病院	山口市緑町2-1	083-901-6111
	山口赤十字病院	山口市葵2-2-30 1階	083-922-2020
	つばさ薬局	柳井市中央1-8-18	0820-24-3283
	永見眼科	萩市大字土原351番地	0838-22-0720
	くらぎ薬局	萩市大字土原357番地1	083-250-8626
香川県	松井病院	観音寺市村栗町739番地	
高知県	高知いちよう医院	高知市井口町11	088-875-8105
	高知医療センター	高知市池2125-1	088-837-3000
	三和会吉病院	高知市上町1-3-4	088-875-0231
	本山町立国保嶺北中央病院	長岡郡本山町本山620	0887-76-2450
愛媛県	エムアール薬局	松山市河野中須賀285-15	089-911-7111
	松本歯科	松山市鷹子町836番地	089-976-8011
福岡県	重松医院	朝倉郡杵木町713-4	09466-2-0721
	和田外科医院	朝倉郡杵木町大字池田539-1	

※受療券契約医療機関のうち、公表可能な医療機関等のみが掲載されており、リスト以外にも受療券を利用可能な医療機関等があります。

カネミ倉庫株式会社 (令和2年2月現在)

受療券契約医療機関一覧

受療券契約医療機関一覧

カネミ倉庫株式会社
(令和2年2月現在)

※受療券契約医療機関のうち、公表可能な医療機関等のみが掲載されており、リスト以外にも受療券を利用可能な医療機関等があります。

地区名	病 院 名	住 所	電話番号
福岡県	大牟田セントラルクリニック	大牟田市築町 3-2-1	0944-56-9574
	てらだ調剤薬局	大牟田市藤田町186番地	0944-52-5245
	医療法人幸親会明病院	大牟田市船津町440-3	0944-52-5077
	医療法人山下医院	大牟田市大字手鎌745	0944-52-5566
	こ胃腸科医院	大牟田市不知火町1-3-3	0944-55-2556
	そうごう薬局小郡中央支店	小郡市小郡278-17	
	ひまわり薬局	春日市紅葉ヶ丘東1-66 1階	
	医療法人善成会樋口病院	春日市紅葉ヶ丘東1-86	092-588-6480
	わかば総合歯科クリニック	春日市昇町7-58	092-573-6622
	福岡徳洲会病院	春日市大字須久960-2	
	平塚整形外科医院	春日市小倉7-8	
	浜本眼科医院	春日市上白水3-81 春日総合クリニックビル1階102	092-571-6925
	宏洲整形外科医院	糟屋郡久山町大字久原3133番1	092-957-5151
	たちばな診療所	糟屋郡新宮町夜臼5-5-17	
	なの花薬局	糟屋郡新宮町夜臼5-5-19	092-841-2219
	医療法人篠田眼科医院	糟屋郡新宮町美咲2-17-26	092-962-2930
	医療法人井上会篠葉病院	糟屋郡篠葉町大字尾仲94	092-947-0711
	田口歯科医院	糟屋郡篠葉町大字篠葉4887-8	092-948-1182
	はら眼科クリニック	糟屋郡篠葉町篠葉4915-2	092-957-4141
	たかさぎ脳神経外科クリニック	糟屋郡篠葉町尾仲101-2	092-931-5222
	(株)大賀薬局粕屋別府店	糟屋郡志免町別府西3-8-12	092-937-5166
	久恒病院	糟屋郡志免町田富牛丸152-1	092-932-0133
	中西内科クリニック	糟屋郡宇美町宇美4丁目1-3	092-934-0703
	粕屋薬局久山店	粕屋郡久山町大字久原3533番1	092-652-3446
	志方医院	粕屋郡志免町別府北2-12-1	092-976-2858
	社会保険仲原病院	粕屋郡宇美町ゆりが丘1-4-6	092-933-4680

うえた歯科クリニック	糟屋郡宇美町ゆりが丘1-4-6	092-933-4680
社会保険稲築病院	豊穂郡稲築町大字口春744番地1	
ふれあい薬局	北九州市戸畑区新池1-5-30	093-881-2332
戸畑けんわ病院	北九州市戸畑区新池1-5-5	093-881-8181
畑薬局新池店	北九州市戸畑区新池2-7-1-101	093-871-2639
牧山中央病院	北九州市戸畑区初音町13-13	
戸畑総合病院	北九州市戸畑区福柳木1-3-33	093-871-2760
岩本内科医院	北九州市小倉南区下石田1-2-8	093-961-4118
レーベル薬局	北九州市小倉南区下石田1-1647-3	093-962-7272
九州労災病院	北九州市小倉南区曾根北町1-1	
タケシタ調剤薬局労災病院前店	北九州市小倉南区曾根北町4-7	093-474-8820
小倉医療センター	北九州市小倉南区春ヶ丘10-1	
健和会長行病院	北九州市小倉南区長行2283	093-451-3861
北九州総合病院	北九州市小倉南区湯川5-10-10	
みはし歯科医院	北九州市小倉南区北方1-16-3	093-941-0030
小倉セントラル薬局北方店	北九州市小倉南区北方1-6-12	093-921-0095
宮崎医院	北九州市小倉南区北方2-19-1	093-921-2058
ほばくみ調剤薬局	北九州市小倉南区沼南町2-3-13-4	
慈恵貴根病院	北九州市小倉南区沼本町4-2-19	
たばら薬局	北九州市小倉南区田原4-9-13	
真崎クリニック	北九州市小倉南区田原4-9-14	
ひん養生クリニック	北九州市小倉南区湯川新町3-7-1	
ひらかわ薬局	北九州市小倉南区下貫1-4-9	
もり歯科医院	北九州市小倉南区中貫1-14-13	
武内薬局	北九州市小倉南区星和台1-1-10	
小林内科医院	北九州市小倉南区星和台1-1-8	093-962-0666
徳原クリニック	北九州市小倉南区徳力3-12-25	
クワン薬局	北九州市小倉南区徳力4-15-5	093-963-7558
大信薬局沼店	北九州市小倉南区葛原東3-14-7	093-473-2880
牧坂内科・消化器科医院	北九州市小倉南区企救丘2-2-26	093-961-5151

受療券契約医療機関一覧

※受療券契約医療機関のうち、公表可能な医療機関等のみが掲載されており、リスト以外にも受療券を利用可能な医療機関等があります。

カネミ倉庫株式会社
(令和2年2月現在)

地区名	病 院 名	住 所	電話番号
福岡県	(有)徳久調剤薬局	北九州市小倉南区全救丘2-2-27	093-961-1520
	小倉到津病院	北九州市小倉北区下剉津5-10-31	093-571-0077
	西日本調剤センター薬局	北九州市小倉北区大手町13-4	093-592-0511
	健和会大手町病院	北九州市小倉北区大手町15-1	093-592-5511
	有限会社中央調剤薬局センター	北九州市小倉北区馬借1-7-15	093-522-9969
	たなか調剤薬局	北九州市小倉北区馬借1-5-3	093-513-3855
	タケノコ調剤薬局馬借店	北九州市小倉北区馬借2-6-1	093-541-1831
	医療法人貞元内科医院	北九州市小倉北区馬借2-1-1	093-551-0811
	うただ歯科医院	北九州市小倉北区弁天町5-2	093-592-6996
	仙蔵薬局	北九州市小倉北区井堀3-24-5	093-563-3522
	植本歯科医院	北九州市小倉北区井堀3-26-25	093-571-1479
	医療法人菱会香川医院	北九州市小倉北区大島2-6-47	093-521-7440
	合馬内科クリニック	北九州市小倉北区鍛冶町2-2-22	
	はでやま眼科	北九州市小倉北区片野4-3-14	
	小倉めんたるクリニック	北九州市小倉北区魚町2-4-11	
	サンキュー薬局魚町店	北九州市小倉北区魚町2-1-12	
	坂町調剤薬局	北九州市小倉北区堺町2-1-1 1階	093-551-5737
	一般財団法人平成薬川会小倉記念病院	北九州市小倉北区浅野3-2-1	093-931-1200
	おき内科呼吸器科	北九州市小倉北区江南町2-26	093-932-1102
	北九州総合病院	北九州市小倉北区東城野町1-1	093-921-0560
	大賀薬局北九州総合病院前店	北九州市小倉北区東城野町4-10	093-921-7123
	有限会社文字薬局	北九州市小倉北区中井2-14-10	093-571-2052
	産業医科大学病院	北九州市小倉北区医生ヶ丘1-1	093-603-1611
	新徳歯科病院	北九州市小倉北区相生町15-14	093-631-0275
	丘ノ槻病院	北九州市小倉北区大宇則松104-1	093-602-6631

めぐみ調剤薬局若葉店	北九州市八幡西区若葉3-1-2-22	093-613-5852
植地内科循環器科	北九州市八幡西区上の原4-19-11	
しずた歯科	北九州市八幡西区西本町4-9-6	
北九州市立八幡病院	北九州市八幡西区西本町4-18-1	093-662-6565
マツタ薬局	北九州市八幡東区西本町4-18-40	093-662-7787
血倉調剤薬局	北九州市八幡東区西本町4-10-7	093-681-7213
田中外科胃腸科医院	北九州市八幡東区西本町4-9-19	093-662-0137
サンキュークリニック平野薬局	北九州市八幡東区平野3-1-3	093-663-9539
みなと薬局	北九州市門司区東本町1-4-11	093-331-5738
瀬川内科・神経内科クリニック	北九州市門司区東本町1-4-12	
サンキュー薬局門司港店	北九州市門司区東港町3-2	093-322-3939
医療法人木原医院	鞍手郡鞍手町大字中山3660番地の1	0949-42-5005
小竹町立病院	鞍手郡小竹町大字勝野1191番地	0949-62-0282
久留米大学病院	久留米市旭町67	0942-31-7605
満上薬局くろめ病院前店	久留米市合川2-1-22	0942-27-6361
田主丸中央病院	久留米市田主丸町益生田892	
宇都宮内科医院	久留米市諏訪野町1850-1	
すわの町薬局	久留米市諏訪野町1850-1	0942-48-1141
そうこう薬局久留米医大前店	久留米市旭町11番地 副島ビル	
岡部医院(久留米)	久留米市荒木町荒木1318	0942-27-0185
久留米大学医療センター	久留米市国分町155-1	0942-22-6660
くろめ病院	久留米市新合川2-2-18	0942-43-5757
久留米大塩眼科クリニック	久留米市津福本町465-1	0942-36-8200
医療法人愛康内科医院	久留米市南1-27-28	0942-21-5556
のそく歯科クリニック	古賀市美明1-12-21	092-405-6748
株式会社タカラ薬局	田川郡香春町大字中津原1250-1	
一本松調剤薬局	田川郡香春町大字中津原1250-1	
田中整形外科医院	田川郡川崎町大字池尻329-8	0947-42-2776
田川薬師会薬局	田川郡川崎町池尻607-1	
中山医院	田川郡添田町大字庄890-5	0947-82-0471

受療券契約医療機関一覧

※受療券契約医療機関のうち、公表可能な医療機関等のみが掲載されており、リスト以外にも受療券を利用可能な医療機関等があります。

カネミ倉庫株式会社
(令和2年2月現在)

地区名	病 院 名	住 所	電話番号
福岡県	西添田駅前薬局	田川郡添田町庄893-1	0947-41-7333
	糸田町立緑ヶ丘病院	田川郡糸田町3187	0947-26-0111
	有限会社リベロ原田薬局	田川郡糸田町3307	0947-26-0032
	タケツタ調剤薬局後藤寺店	田川市上本町11-31	0947-49-0280
	夢人さんの調剤薬局	田川市上本町11番地31	0947-49-0322
	(社)田川病院	田川市上本町10-18	0947-44-0460
	(株)古賀調剤薬局田川病院店	田川市上本町1438-3	0947-47-1717
	秀美調剤薬局	田川市上本町7-2	0947-42-8864
	(有)タナカ調剤薬局	田川市桜町14-25	0947-45-2690
	田川診療所	田川市新町11-15	0947-42-8403
	国立療養所田川新生病院	田川市大字夏吉3638	0947-44-0690
	エンゼル薬局夏吉店	田川市大字夏吉3638	0947-50-6600
	中富内科医院	田川市大字弓削田219-1	
	時川調剤薬局	田川市大字弓削田219-4	
	中富医院	田川市大字弓削田215-2	0947-44-0552
	山本歯科	田川市大字奈良257	0947-42-8000
	玉山歯科	田川市大字奈良257	0947-42-3434
	しらわくクリニック	田川市大字奈良261-1	0947-45-3111
	フラー薬局田川星美台店	田川市大字糺1700-81	0947-44-1717
	みずほ調剤薬局	田川市大字糺1700-149	
	タカサキ薬局	田川市大字糺1700-150	
	タケツタ調剤薬局田川	田川市大字糺1700-92	
	田川市立病院	田川市大字糺1700番地	0947-44-2000
	星美台調剤薬局	田川市大字糺1700-339	0947-45-6336
	株式会社アガハ田川薬局	田川市糺1700-91	

有限会社タナカ調剤薬局	田川市桜町14-25	0947-45-2690
田中医院	田川市春日町1-7	0947-42-0112
サンプラ薬局	田川市川宮760-10	0947-50-7300
植田皮膚科クリニック	田川市川宮760-7	
倉島眼科医院	田川市番田町1-39	0947-42-1045
医療法人恵山会丸山病院	太宰府市坂本1-4-6	092-922-9001
さきむら医院	筑紫野市二日市中央5-12-3	092-925-9915
吉柳外科医院	筑紫野市二日市南2-2-10	092-922-2770
大賀薬局那珂川店	筑紫郡那珂川町片瀬5-19	092-953-3632
星崎整形外科医院	筑紫郡那珂川町中原2-4	092-954-2551
中間市立病院	中間市大字中間5818-1	093-245-0981
山口耳鼻咽喉科医院	直方市須崎町4-30	0949-29-5225
福岡市城南区境1-1		
福岡市城南区境1-1		
福岡市城南区境1-1		
福岡市城南区別府2-10-23	モータースペンゾ-1階	092-843-5561
福岡市城南区別府2-30-46	ハイッ別府1階	092-821-0865
福岡市早良区野芥5-6-37		092-871-2261
福岡市早良区干隈3-9-1		
福岡市早良区藤崎1-24-1		092-841-2345
福岡市早良区飯倉2-9-7		092-831-1757
福岡市中央区今泉2-5-24	権藤ビル2階	092-714-4618
福岡市中央区笹丘1-13-28		092-741-2626
福岡市中央区笹丘1-28-15		092-771-3455
大槻歯科医院	福岡市中央区小笹3-7-3	092-521-8568
林眼科天神診療所	福岡市中央区西中洲6-20	092-716-3030
福岡結核予防センター	福岡市中央区大名2-4-7	092-761-2544
そごう薬局天神中央店	福岡市中央区天神1-3-38	092-734-7311
なごみ薬局天神店	福岡市中央区天神1-14-4	092-791-6401
医療法人親愛天神クリニック	福岡市中央区天神2-12-1	092-721-3571
佐田病院	福岡市中央区渡辺通2-4-28	

受療券契約医療機関一覧

※受療券契約医療機関のうち、公表可能な医療機関等のみが掲載されており、リスト以外にも受療券を利用可能な医療機関等があります。
(令和2年2月現在) カネミ倉庫株式会社

地区名	病 院 名	住 所	電話番号
福岡県	福神薬局天神南店	福岡市中央区渡辺通2-3-19	092-732-7717
	さよふ眼科	福岡市中央区平尾2-16-15	092-521-0559
	(株)大賀薬局福ビル店	福岡市中央区天神1-11-17	092-721-8188
	天神ココリ薬局	福岡市中央区天神1-15-5 天神明治通りビル1階	092-791-7830
	医療法人ふじのクリニック	福岡市中央区天神2-14-8 天神センタービル5階	092-718-0070
	タケシタ調剤薬局天神北店	福岡市中央区長浜3-2-7	092-523-6150
	西村胃腸内科	福岡市中央区平尾2丁目5-8 ライト平尾スファージュ3階	092-884-1837
	(有)コンシ薬局	福岡市西区拾六町1-19-1	092-896-1121
	かもめ薬局	福岡市西区福重5-6-1	092-891-3711
	新室見診療所	福岡市西区福重5-1-27	
	むらた整形外科クリニック	福岡市西区下山門3-7-7	
	西福岡病院	福岡市西区生の松原3-18-8	092-831-1331
	ハート薬局	福岡市東区菅葉2-13-2	092-691-6632
	あおばクリニック	福岡市東区菅葉3-1-6	
	城浜診療所	福岡市東区千早1-6-8	092-671-3031
	みきデンタルクリニック	福岡市東区馬出1-31-13 1階 エバーライフ吉塚駅前	092-260-9783
	八木病院	福岡市東区馬出2-21-25	092-642-5169
	九州大学病院	福岡市東区馬出3-1-1	092-631-2500
	干鳥橋病院歯科診療所	福岡市東区馬出4-8-21	092-292-7801
	あかり薬局九大東	福岡市東区馬出2-1-11	092-632-3333
	貝塚病院	福岡市東区箱崎7-7-27	092-663-2552
	たたら介護薬局	福岡市東区八田1-4-65	
	たたらリハビリテーション病院	福岡市東区八田1-4-66	
	あい愛訪問看護ステーション	福岡市東区舞松原1-8-19	
	さくら薬局舞松原店	福岡市東区舞松原5-25-17	092-671-2811
	山本歯科医院	福岡市東区香椎駅前1-5-20	092-662-4674

いわくに内科	福岡市東区水谷2-1-1	092-683-1877
医療法人山本歯科医院	福岡市南区井所4-3-37	092-581-4397
どうきょう薬局	福岡市南区老司2-9-69	092-556-8150
九州中央病院	福岡市南区塩原3-23-1	092-541-4936
国立病院機構福岡病院	福岡市南区屋形原4-39-1	092-566-5534
寺沢病院	福岡市南区市崎1-14-11	092-986-0047
きつばモリサージュ院	福岡市南区向野2-10-16 JGM大橋307号	092-521-1381
松岡内科胃腸科クリニック	福岡市南区市崎1-9-12	092-521-0854
ひろき薬局横手店	福岡市南区横手3-40-18	092-571-1712
南昌江内科クリニック	福岡市南区平和1-4-6	
あんどう歯科小児歯科医院	福岡市南区平和1-2-18 平和JSEビル	092-524-9760
有限会社平和調剤薬局	福岡市南区平和1-6-1	
九州カレンセター	福岡市南区野多目3-1-1	092-541-3231
徳永内科医院	福岡市南区横手3-40-2	092-593-1600
山本歯科医院	福岡市南区高宮3-8-6	092-521-7890
大島眼科医院	福岡市南区高宮5-1-1	092-524-1075
福岡市民病院	福岡市博多区吉塚本町13-1	
ひよこ薬局	福岡市博多区千代5-14-13	
ちどり薬局	福岡市博多区千代5-14-20	092-651-8086
干鳥橋病院	福岡市博多区千代5-18-1 外来管理課	092-641-2761
千代診療所	福岡市博多区千代5-11-38	092-651-0726
千代診療所歯科	福岡市博多区千代5-11-38	092-651-2321
至誠会木村病院	福岡市博多区千代2-13-19	092-641-1966
(株)大賀薬局	福岡市博多区店屋町6-18	092-283-2505
古寺内科医院	福岡市博多区八幡町2-3-10	092-581-1716
多田クリニック	福岡市博多区網場町1-16 多田ビル	092-291-1383
まさおか調剤薬局	福岡市博多区網場町1-16	092-271-5062
福富内科クリニック	福岡市博多区網場町1-16 多田ビル2階	
近間整形外科クリニック	福岡市博多区網場町1-17	092-271-7755
博多こおり歯科	福岡市博多区博多駅前3-22-1 ハットビル2階	092-409-9974

三校会宮崎診療所	諫早市久山台9番10号	
そごう薬局諫早久山台店	諫早市久山台10-1	0957-47-6061
健康保険諫早総合病院	諫早市永昌東町24番1号	
日本赤十字社 長崎原爆諫早病院	諫早市多良見町化屋986番地2	0957-43-2111
医療法人井手歯科医院	諫早市本町3-13	0957-22-0685
まつお眼科医院	諫早市幸町2-21	0957-24-6604
野口歯科医院	諫早市栄田町6-23	0957-26-1778
こころ薬局(大村)	大村市池田2-299-1	0957-48-5558
市立大村市民病院	大村市古賀島町133-22	0957-52-2161
大村市上諏訪町1095番地	大村市上諏訪町1095番地	0957-53-1121
長崎中央調剤薬局	大村市久原2-1066-17	0957-52-3121
松本耳鼻咽喉科	五島市池田町2-17	0959-72-2838
(有)あい調剤薬局南町店	五島市池田町5-22	
福江産婦人科医院	五島市大荒町73-2	0959-72-6140
いけだ内科	五島市大荒町73-2	0959-88-9120
ゆうぐ薬局大荒店	五島市大荒町74-2	0959-72-3750
岐宿歯科診療所	五島市岐宿町岐宿2535番地	0959-82-0666
医療法人山内診療所	五島市岐宿町中岳1073-1	
ニッパ調剤薬局本場店	五島市本場町570-4	
みどりが丘クリニック	五島市本場町570-4	
才津歯科医院	五島市幸町2-3	
次本歯科医院	五島市栄町7-11	
医療法人雄人会浦クリニック	五島市栄町9-16	0959-72-2706
尼忠薬局末広店	五島市末広町1-5	0959-74-6317
郡家病院	五島市末広町1-9	0959-87-2241
玉之浦町診療所	五島市玉之浦町玉之浦1397-1	0959-72-8300
虎島医院	五島市中央町2-2	0959-72-2733
(株)福江薬局	五島市中央町5-16	0959-72-8804
有限会社信徳薬局	五島市中央町8-8	

福岡県	そえいま内科クリニック	福岡市博多区博多駅南4-9-21	092-411-4321
	大月内科循環器科	福岡市博多区古門戸町1-1-2階	
	河野歯科医院	福岡市博多区寿町3-1-11	
	観心会井上病院	前原市渡多江699-1	092-322-3437
	水上歯科クリニック	宗像郡福岡町2739-1	0940-43-7366
	ふじい眼科クリニック	宗像市くりえいと2-3-44	
	のりまつ薬局	宗像市くりえいと2-2-2	0940-33-8356
	くりえいと調剤薬局	宗像市くりえいと2-3-1	0940-38-8103
	宗像病院	宗像市光岡130	0940-36-2734
	宗像東薬局	宗像市光岡120-1	
	いきまる内科クリニック	宗像市自由ヶ丘9-1-1	0940-39-8282
	有限会社宗像調剤薬局南店	宗像市自由ヶ丘9-1-2	
	河村医院	宗像市朝町三反田2118番	0940-32-1640
	宗像医師会病院	宗像市田熊5-5-3	0940-37-1188
	サンスイ薬局	宗像市田熊2-5-19	
	宗像眼科クリニック	宗像市田熊2-5-13	
	かばた歯科医院	宗像市朝野19	0940-33-8041
	(医)相良内科医院	山田市上山田1335-12	0948-53-1622
	沖歯科医院	山田市上山田本町	0948-52-0757
	筑前山田赤十字病院	山田市大字上山田1237	0948-52-0861
	しばた医院	八女市上陽町北川内186-2	0943-33-7373
	ほたる調剤薬局	八女市上陽町北川内186-1	0943-54-2185
	川崎病院	八女市津江538	0943-23-3005
	公立八女総合病院	八女市高塚540-2	0943-23-4131
佐賀県	今村病院	鳥栖市轟木町1523-6	0942-82-5550
長崎県	三校会宮崎病院	諫早市久山町1575番地1	

※受療券契約医療機関のうち、公表可能な医療機関等のみが掲載されており、リスト以外にも受療券を利用可能な医療機関等があります。

カネミ倉庫株式会社 (令和2年2月現在)

受療券契約医療機関一覧

受療券契約医療機関一覧

カネミ倉庫株式会社 (令和2年2月現在)
 ※受療券契約医療機関のうち、公表可能な医療機関等のみが掲載されており、リスト以外にも受療券を利用可能な医療機関等があります。

地区名	病 院 名	住 所	電話番号
長崎県	こまき歯科医院	五島市中央町4-1	0959-72-4834
	山田歯科医院	五島市中央町6-23	0959-72-4737
	長崎県富江病院	五島市富江町狩立499番地	0959-86-2131
	奈良医療センター	五島市奈良町浦1644	0959-64-2014
	恒輪医院	五島市奈良町浦1866-1	0959-64-2069
	奈良薬局	五島市奈良町浦1744-3	
	奈良歯科診療所	五島市奈良町浦1750-1	0959-64-3354
	中村調剤薬局	五島市錦町1-15	0959-75-0707
	五島市国民健康保険久賀診療所	五島市久賀町245番地1	0959-77-2012
	壮快堂薬局	五島市福江町14-16	0959-75-0189
	タケ眼科クリニック	五島市福江町15-16	0959-72-2138
	山本皮膚科	五島市福江町3-13	0959-74-1617
	松尾整形外科	五島市福江町15-13	0959-72-1111
	井上内科小児科医院	五島市武家屋敷1-2-13	0959-72-3051
	聖マリア病院	五島市松山町133番地2	
	校町調剤薬局三井薬店	五島市三井薬町濱ノ畔1050-17	0959-75-1531
	五島市国民健康保険三井薬診療所	五島市三井薬町濱ノ畔1046-1	0959-84-2144
	医療法人財団健友会五島ふれあい診療所	五島市三尾野2-1-29	0959-75-0717
	訪問看護ステーション福江	五島市三尾野1-7-1	
	五島中央病院	五島市吉久木町205	0959-72-3181
	あおぞら薬局	五島市吉久木町626-1	0959-75-0767
	ニッ調剤薬局でう店	五島市吉久木町205-1	
	佐々木整骨院	五島市吉久木町443-8	
	中村調剤薬局吉久木店	五島市吉久木町1157-1	0959-74-6262
	重工記念長崎病院	長崎市鶴の浦町1-73	095-828-4813
	入江医院	長崎市畝刈町1613-95	095-850-6815

あんず整形外科	長崎市畝刈町1613-33 サクセスカパービル21階・3階	095-840-1212
常岡歯科診療所	長崎市油屋町2-18	
医療法人良幸会思案橋ソタ眼科	長崎市油屋町1-12	095-823-9201
勝山薬局(石神店)	長崎市石神町13-47	095-840-0001
藤本整骨院岩屋町本院	長崎市岩屋町26-21	095-856-2229
医療法人ながた大腸肛門クリニック	長崎市江戸町5-14 月香園本社ビル5階	095-818-5375
すもも薬局	長崎市大浦町7-10	095-818-8933
特定医療法人昭和会長崎あじさい病院	長崎市大浦町10-40	095-828-9700
医療法人奥村歯科医院	長崎市扇町1-5	095-844-8062
十全会病院	長崎市龍町7-18	095-821-1214
済生会長崎病院	長崎市片淵町5-1	095-826-9236
長崎済済会病院	長崎市権島町5-16	095-824-1610
上戸町病院	長崎市上戸町4-2-20	
ゆかり薬局上戸町店	長崎市上戸町1-10-38	095-834-5910
長崎友愛病院	長崎市蚊焼町2314番地1	095-892-0630
医療法人河野内科医院	長崎市川平町1204	095-846-5101
長崎腎病院	長崎市興善町5-1	095-824-1101
聖マレンスコ病院	長崎市小峰町9-20	095-846-1888
長崎大学病院	長崎市坂本1-7-1	095-819-7237
西脇病院	長崎市桜木町3-14	
医療法人外海弘仁会日浦病院	長崎市下黒崎町1402番地	0959-25-0039
宮崎内科医院	長崎市白鳥町3-12	095-845-0312
医療法人緑風会みどりクリニック	長崎市城栄町32-20	095-844-7191
稲澤ファミリー歯科医院	長崎市城栄町32-20 城山メディカルビル4階	095-843-8115
佐藤和眼科医院	長崎市昭和2-16-7	095-844-9755
長崎みなとメディカルセンター	長崎市新地町6-39	095-822-3251
	長崎市新地町5-6	
長崎市薬剤師会薬局	長崎市新地町5-6	
パールクリニック	長崎市末石町290-2	095-871-2345
江良医院	長崎市住吉町5-15	095-844-0415
社会医療法人春回会井上病院	長崎市宝町6-12	

受療券契約医療機関一覧

※受療券契約医療機関のうち、公表可能な医療機関等のみが掲載されており、リスト以外にも受療券を利用可能な医療機関等があります。
（令和2年2月現在）
カネミ倉庫株式会社

地区名	病 院 名	住 所	電話番号
長崎県	ラベンダー薬局	長崎市至町7-16	095-813-1118
	医療法人社団健昌会新里クリニック城山台	長崎市立岩町34-10	095-833-1234
	医療法人社団吉見耳鼻咽喉科	長崎市千歳町10-3	095-844-4336
	ひまわりクリニック	長崎市銅座町2-15 NKリクスビル2階	095-893-8980
	銅座町コクミン薬局	長崎市銅座町5-7 サイノビル1階	095-816-1595
	長崎北徳州会病院	長崎市滑石1-12-5	095-857-3000
	野いちご調剤薬局	長崎市西海町1719-4	
	いけだ歯科医院	長崎市中園町8-7 エビスビル2階	095-843-1888
	すわの森薬局	長崎市西山2-1-6 1階	095-811-0600
	医療法人厚生会虹ヶ丘病院	長崎市虹が丘1-1	095-856-1112
	医療法人稲田ゆたか外科医院	長崎市浜口町3-5	095-848-7151
	三星堂薬局	長崎市浜口町14-19	095-844-1413
	医療法人哲翁内科医院	長崎市浜口町13-9	095-846-5563
	医療法人光晴会病院	長崎市葉山1-3-12	095-857-3533
	アイン薬局長崎中央店	長崎市東山手町1-11	
	日本調剤長崎薬局	長崎市東山手町1-9 ホーワビルズ東山1階	0958-16-1881
	アジサイフーズタルクリニック	長崎市平瀬町68-14	095-895-9911
	平山台薬局	長崎市平山台1-13	095-833-5777
	松永歯科医院	長崎市平山台1-5-1	095-879-5800
	宮崎薬局	長崎市平和町10-1	
	長崎記念病院	長崎市深堀町1-11-54	095-871-1515
	三原台病院	長崎市三原1-8-35	095-846-8111
	クローバー薬局	長崎市三原1-7-35	
	医療法人社団田島整形外科・外科・クリニック	長崎市目覚町4-15	095-845-4155
	開生薬局	長崎市目覚町4-10 キョウセイエビル1階	095-840-9777
	新里クリニック浦上	長崎市茂里町3-20	095-813-1234

熊本県	勝山薬局(茂里町店)	長崎市茂里町3-20	095-847-1511
	日本赤十字社長崎原爆病院	長崎市茂里町3-15	
	原爆病院前薬局	長崎市茂里町3-58	
	ちゅーりん薬局天上店	長崎市天上町220	095-813-3022
	千綿病院	長崎市天上町9-12	
	女の都病院	西彼杵郡長与町高田郷849-18	095-847-8383
	森内科クリニック	西彼杵郡長与町嬉里郷445-101	095-883-3131
	しらいし胃腸科外科クリニック	西彼杵郡時津町野田郷48-2	095-881-2828
	めぐみ調剤薬局時津店	西彼杵郡時津町西時津郷75-26	095-813-2920
	医療法人啓正会清水病院	西彼杵郡時津町浜田郷572	095-882-1225
	社会医療法人春回会長崎北病院	西彼杵郡時津町元村郷800	095-886-8700
	長崎百合野病院	西彼杵郡時津町元村郷1155-2	095-857-3366
	医療法人栄和会会泉川病院	南島原市深江町丁2405	0957-72-2017
	すみれ薬局	南島原市深江町丁2235	0957-65-1193
	石塚眼科医院	荒尾市荒尾上西田789-15	0968-64-2780
	熊本労災病院	八代市竹原町1670	
	宇治齒科医院	熊本市水前寺公園15-31	096-383-0333
	池田内科医院	熊本市西区城山下代3丁目1-2	096-329-8818
大分県	九州大学病院別府病院	別府市大字鶴見字鶴見原4546	0977-27-1626
鹿児島県	なかむら内科病院	鹿児島市鴨池1-57-1	099-256-6555
	鹿児島医療センター	鹿児島市城山町8-1	
	鹿児島胃腸科病院	鹿児島市武2-33-8	099-257-6969
	徳重医院	始良市西餅田1347	0995-65-2070
	社会福祉法人恩賜財団済生会川内病院	薩摩川内市原田町2-46	0996-22-8960

油症相談窓口

■油症ダイオキシシン研究診療センター

〒812-8582福岡市東区馬出3-1-1
九州大学病院ウエストウイング5階
TEL：092-642-5211
FAX：092-642-5201

油症相談支援員が、担当医師・看護師などの専門スタッフと連携して、ご相談に対応いたします。
※不在・対応中の場合も折り返しご連絡させていただきます。

■各地の油症相談支援員・油症相談員

○福岡県・長崎県を中心に、複数の油症相談支援員及び相談支援員が、ご相談に対応しています。
○ご相談をご希望の方は、上記の相談窓口又は、お住いの都道府県相談窓口（右ページ）にお問い合わせください。

あなたの油症相談支援員・相談支援員は、

(氏名)

(電話番号)

※お近くの油症相談支援員・油症相談員の情報をメモしてお使いください。

油 症 外 来

■九州大学病院皮膚科

TEL 092-642-5211
日 時 毎週水曜日 14:00～16:30

■長崎大学病院皮膚科・アレルギー科

TEL 095-819-7465
日 時 毎週金曜日 14:00～16:00

■長崎県五島市中央病院油症外来

TEL 0959-72-3181
日 時 (内 科) 第1水曜日 13:30～15:30
(皮膚科) 第2・4金曜日 9:30～11:30

(令和2年4月現在)

カネミ油症に関する都道府県相談窓口

北海道	011-204-5261	保健福祉部健康安全局食品衛生課
青森県	017-734-9214	健康福祉部保健衛生課 食品衛生グループ
岩手県	019-629-5323	環境生活部県民くらしの安全課
宮城県	022-211-2644	環境生活部食と暮らしの安全推進課
秋田県	018-860-1593	生活環境部生活衛生課
山形県	023-630-2677	防災くらし安心部食品安全衛生課
福島県	024-521-7245	保健福祉部食品生活衛生課
茨城県	029-301-3424	保健福祉部生活衛生課 食の安全対策室
栃木県	028-623-3109	保健福祉部生活衛生課 食品安全推進班食品衛生チーム
群馬県	027-226-2443	健康福祉部食品・生活衛生課
埼玉県	048-830-3608	保健医療部食品安全課
千葉県	043-223-2638	健康福祉部衛生指導課
東京都	03-5320-4405	福祉保健局健康安全部食品監視課
神奈川県	045-210-4940	健康医療局生活衛生部生活衛生課
新潟県	025-280-5205	福祉保健部生活衛生課
富山県	076-444-3230	厚生部生活衛生課
石川県	076-225-1443	健康福祉部薬事衛生課
福井県	0776-20-0354	健康福祉部医薬食品・衛生課
山梨県	055-223-1489	福祉保健部衛生薬務課
長野県	026-235-7155	健康福祉部食品・生活衛生課 食品衛生係
岐阜県	058-272-8280	健康福祉部生活衛生課
静岡県	054-221-2538	健康福祉部衛生課
愛知県	052-954-6297	保健医療局生活衛生部生活衛生課
三重県	059-224-2343	医療保健部食品安全課
滋賀県	077-528-3643	健康医療福祉部生活衛生課 食の安全推進室
京都府	075-414-4773	健康福祉部生活衛生課

(令和2年4月現在)

カネミ油症に関する都道府県相談窓口

大阪府	06-6944-6705	健康医療部食の安全推進課
兵庫県	078-341-7711	健康福祉部健康局生活衛生課
奈良県	0742-27-8681	文化・教育・くらし創造部消費・生活安全課
和歌山県	073-441-2624	環境生活部県民局食品・生活衛生課
鳥取県	0857-26-7284	生活環境部くらしの安心局 くらしの安心推進課
島根県	0852-22-5264	健康福祉部薬事衛生課 食品衛生グループ
岡山県	086-226-7338	保健福祉部生活衛生課食の安全推進班
広島県	082-513-3106	健康福祉局食品生活衛生課 【相談支援員設置】
山口県	083-933-2974	環境生活部生活衛生課 食の安心・安全推進班
徳島県	088-621-2229	危機管理部くらし安全局安全衛生課
香川県	087-832-3180	健康福祉部生活衛生課
愛媛県	089-912-2395	保健福祉部健康衛生局薬務衛生課
高知県	088-823-9678	健康政策部健康対策課 【相談支援員設置】
福岡県	092-643-3280	保健医療介護部生活衛生課 【相談支援員設置】
佐賀県	0952-25-7077	健康福祉部生活衛生課
長崎県	095-895-2362	県民生活環境部生活衛生課 食品乳肉衛生班【相談支援員設置】
熊本県	096-333-2247	健康福祉部健康危機管理課
大分県	097-506-3058	生活環境部食品・生活衛生課
宮崎県	0985-26-7076	福祉保健部衛生管理課
鹿児島県	099-286-2786	くらし保健福祉部生活衛生課
沖縄県	098-866-2055	保健医療部衛生薬務課

※【相談支援員設置】と記載のある都道府県については、地域にお住まいの方向けに相談支援員を設置しています。ご相談を希望される方は、上記の相談窓口にお問い合わせ下さい。
※一部都道府県では、市で認定等を行っているところもありますが、まずは上記都道府県までお問い合わせください。

(令和2年4月現在)

この冊子は、「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律（平成24年9月5日法律第82号）」及び同法に基づき策定された基本指針による、国の支援措置の環境として、厚生労働省が製作したものです。



厚生労働省

食安企発 0628 第 1 号
社援保発 0628 第 1 号
平成 25 年 6 月 28 日

各〔都道府県
指定都市
中核市〕〔衛生主管部（局）長
民生主管部（局）長〕殿

厚生労働省医薬食品局
食品安全部企画情報課長
（公印省略）
厚生労働省社会・援護局
保護課長
（公印省略）

カネミ油症患者に対する健康調査支援金等の生活保護制度上の取扱いについて

平成 24 年 9 月に施行された「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」及び同法に基づき平成 24 年 11 月に告示された「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針」に基づき、本年度より、カネミ油症患者（カネミ油症事件において健康被害を受けた者として、同法第 2 条第 3 項に規定するものをいう。）に対して、健康調査支援金（年額 19 万円）が支給されることとなりました。これは、患者に対する健康実態調査を円滑に実施し、カネミ油症患者の生活の質の維持向上を図ること、ひいてはカネミ油症患者の健康被害の回復に資することを目的としており、カネミ油症健康実態調査に協力した場合に支給されるものです。

また、同法及び同指針を踏まえ、国による支援の下で、過去の訴訟上の和解等に基づく一時金の残余等（年額 5 万円程度）が原因事業者であるカネミ倉庫株式会社よりカネミ油症患者に支払われることとなりました。

健康調査支援金及び一時金の残余等（以下「健康調査支援金等」という。）については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日厚生事務次官通知）第 8 の 3 の（3）のオ「災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金」に該当するものです。

このため、保護の実施機関の事前承認があるものであって「当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額」は、生活保護法による収入認定から除外さ

れることとなります。「自立更生のためにあてられる額」としては、カネミ油症患者は、日々の生活において一般的な程度以上に健康状態の維持管理に配慮を要していることから、例えば、

- ① 鍼灸やマッサージの通院など保健医療関連の支出（医療扶助で支給する必要があるものを除く）
 - ② 健康上の理由から身体的な負担を極力軽減するための家庭用耐久消費財、寝具類、家事雑貨の支出
 - ③ 健康上の理由から身体的な負担を極力軽減するために、通常よりも支出を要すると考えられる交通費、通信費、家事サービスの支出
- などが該当するものと考えられますが、個別の認定に当たっては、厚生労働省社会・援護局保護課に情報提供をお願いします。

生活保護における収入認定にあたっては、健康調査支援金等について上記を踏まえた取扱いとなるよう、貴管内市区町村及び関係機関あて周知をお願いします。

食安企発1212第1号
平成24年12月12日

(社) 日本医師会
常任理事 石川広己 殿

厚生労働省医薬食品局
食品安全部企画情報課長

診断基準の拡大による新たな患者認定の際の意見書作成及び
油症患者受療券の利用可能医療機関の拡大に関する協力依頼について

食品安全行政の推進につきましては、平素より多大なご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

カネミ油症事件は、昭和43年10月に西日本を中心に発生した米ぬか油による食中毒事件です。

カネミ油症患者に対する支援については、先の通常国会で成立した「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」や同法に基づき策定された「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に基づき、原因事業者であるカネミ倉庫（株）による医療費の支払い等の支援、カネミ油症患者の健康状態の把握、油症診断基準の見直しや医療提供体制の確保を図ることとなっております。

つきましては、貴職におかれましても、こうした対策の実施についてご理解いただくとともに、下記について、地域医師会及び貴会会員のご協力を賜りますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

また、カネミ油症に関する正しい知識についての普及啓発等を行うため、厚生労働省ホームページ内にカネミ油症に関するサイト（※）を設置しておりますので、あわせて、地域医師会及び貴会会員へ情報提供をお願いいたします。

今後とも、カネミ油症患者の支援について、御協力をお願い申し上げます。

※http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/kenkoukiki/kanemi/

記

1. カネミ油症患者の認定は、油症治療研究班（研究代表者：古江増隆九州大学教授）が策定した油症診断基準に基づいて行われてきましたが、今般の法律制定時に、立法府より、診断基準について、事件当時の同居家族で健康被害を受けた者が、家族内で認定結果が分かれることのないよう見直すよう求められたところです。これを受け、油症治療研究班において、本年12月3日付で、事件当時の同居家族であり、現在も症状を有し、継続的な治療その他健康管理を要する場合は、油症患者とみなすとの改定（参考1）が行われ、認定する際には、医師の意見書を要することとなりました。今後は、同居家族としての認定を求める者（以下「申請者」という。）は、主治医等に意見書（参考2）の記載を依頼し、これを都道府県知事等に提出することとなります。

つきましては、申請者より、意見書への記載について、貴会会員医療機関に対し、依頼があった場合には、ご協力いただくようお願いいたします。

なお、当該意見書は、主治医等にカネミ油症であるか否かのご判断をお願いするものではなく、申請者の現在の症状や疾患について、継続的な治療やその他の健康管理を要するかどうかを記載していただくものです。

2. 基本指針において、カネミ倉庫（株）が発行している油症患者受療券が利用できる医療機関数の拡大を図ることとされています。厚生労働省では、平成25年度に実施予定のカネミ油症患者の健康実態調査において、カネミ油症患者の方々に油症患者受療券の取扱を希望する医療機関について、要望をお伺いする予定です。その結果を受けて、今後、都道府県等から、地域医師会又は医療機関に、油症患者受療券の取扱について依頼がなされることがあり得ます。そうした際には、できる限りご協力いただくよう、お願い申し上げます。

※ 油症患者受療券とは、カネミ油症患者が医療機関に提示することにより、窓口での利用者負担の支払を要することなく医療を受けることを可能とするものです。油症患者受療券の取扱について同意いただける医療機関については、医療費の利用者負担分を直接カネミ倉庫（株）に請求いただくこととなります。

以上

公印省略

30油対協第38号

平成30年12月 5日

受診者各位

福岡県油症対策連絡協議会会長

平成30年度カネミ油症一斉検診の結果について

初冬の候、皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

さて、本年度の油症一斉検診におきましては、朝早くから長時間にわたり、大変おつかれさまでした。

今般、検診結果につきまして、別紙のとおり送付いたしますのでよろしく御査収ください。

なお、診断医師から治療又は再検査が必要とされた方は、最寄りの医療機関等を受診していただき、健康管理に留意されますようお願いいたします。

また、受診の際は、医師に同封の検診結果通知書を提示していただくとともに、九州大学病院油症ダイオキシン研究診療センターが作成した「油症の現況と治療の手引き」をお渡しいただき医師とのコミュニケーションを図るうえで御活用いただけますようお願いいたします。

記

1 同封書類

- (1) 平成30年度油症一斉検診結果（検診結果通知書）
- (2) 検査報告書及び検査報告書1, 2
- (3) 骨密度判定結果（測定された方のみ）
- (4) 油症検診でのチェック項目
- (5) 「油症の現況と治療の手引き」 1部
- (6) 免疫機能検査報告（協力いただいた方で結果通知を希望された方のみ）

2 その他

PCDF等の血液検査は、微量分析のため大変時間がかかる検査ですので、今回の結果には含まれておりません。分析が終わり次第、お知らせいたします。

また、未認定の受診者の方の認定結果につきましては、後日、各自自治体から別途通知を行いますので申し添えます。

平成30年度 油症一斉検診結果

受診番号		氏名		生年月日		性別	
------	--	----	--	------	--	----	--

受診日 平成30年9月1日

●健康管理上の注意事項

内 科

今回の検診では血液検査でチモール、中性脂肪、総コレステロール、 β -リポ蛋白の上昇を認め、腹部超音波検査では肝血管腫疑いの所見を認めます。高脂血症に対する食事療法、運動療法を心がけ、今後も定期的に経過を観察されてください。心電図検査では洞徐脈の所見を認めます。自己抗体検査、尿検査、血圧、胸部X線写真に異常を認めませんでした。

皮膚科

臀部に痒みがあるとのことでした。体部白癬などの疑いがあると思われますが、御本人は違うと仰っていました。症状持続するようであれば皮膚科を受診するようお願い致します。

●血液検査 別添検査報告書のとおり

●尿検査

P H	
蛋 白	
糖	
ケトン体	
潜 血	
ウビリノーゲン	

●血圧

最 高 値	mmHg
最 低 値	mmHg

身 長	Gm
体 重	Kg

福岡県油症対策連絡協議会

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7 TEL

30油対協第57号

平成31年2月5日

様

福岡県油症対策連絡協議会会長

平成30年度油症一斉検診における血液中ダイオキシン類
の測定結果について（通知）

早春の候、皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

さて、平成30年度の油症一斉検診において採血いたしました血液中ダイオキシン類の測定結果について、別紙のとおりお知らせいたします。

重要な所見の一つである血液中ダイオキシン類の測定結果については、その量が極めて微量であり測定には長期間を要するため、この時期のお知らせとなりましたことを何卒御理解いただきますようお願いいたします。

なお、今年度検診を受診された未認定者の方々に対する認定の結果につきましては、後日、お住まいの自治体から別途通知がありますので申し添えます。

福岡県油症対策連絡協議会

事務局：福岡県保健医療介護部生活衛生課

食品衛生係（担当）

TEL

FAX

() 様

あなたの

PCB パターンは、 パターン でした。

A パターン	: 油症パターン
B パターン	: 健常人にかなり近い要検討パターン
BC パターン	: 健常人にかなり近いパターン
C パターン	: 健常人のパターン

血液中 P C Q 濃度は、 でした。

0. 1 ppb 以上	: 高い濃度
0. 03 - 0. 09 ppb	: 境界領域濃度
0. 02 ppb 以下	: 通常みられる濃度

血液中 2. 3. 4. 7. 8-PeCDF 濃度は、 pg/g lipids でした。

50 pg/g lipids 以上	: 高い濃度
30 pg/g lipids 以上、50 pg/g lipids 未満	: やや高い濃度
30 pg/g lipids 未満	: 通常みられる濃度

(参 考)

【P C Qとは】

P C Bが加熱されることにより生成された化合物で、毒性はないものの、油症の原因となった食用油に多く含まれています。

【2. 3. 4. 7. 8-PeCDFとは】

1 3 5種類あるダイオキシン類化合物の一種であり、油症との関連がある重要な化合物です。

なお、ダイオキシン類化合物は多かれ少なかれ食物にも含まれており、食物以外にも私たちの身の回りにあります。そのため、年齢が高い方のほうが若年者よりも血中濃度が高い傾向にあります。

受診番号：

受診者氏名：

受診日：平成30年8月23日

性別： 年齢： 歳

生年月日：昭和 年 月 日

骨粗しょう症検診 個人結果票

今回の結果		骨密度について現在のところ特に異常を認めませんが、問診票に記載漏れがあり、骨粗しょう症の危険因子が不明のため、今回判定ができませんでした。		
判定なし				
検査部位	方法	骨密度	TスコアSD	%YAM
前腕骨	DXA			

問 診 票 に よ る 回 答	
既 往 歴	
家 族 歴	
月 経 に つ い て	

骨粗しょう症検診の結果の見方については、裏面をご参照ください。

福岡県油症対策連絡協議会

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県保健医療介護部生活衛生課内

TEL: /FAX:

骨粗しょう症検診を受けられたかたへ！

平成27年度より判定基準が変更になりました！

骨粗しょう症検診結果票の見方

骨粗しょう症は骨折による「寝たきり」の原因となるほか、腰痛や消化器疾患など様々な病気を引き起こします。「予防」、「早期治療」を目的とし判定基準を変更しています。

判定は、20～44歳の若年成人平均値(Young Adult Mean:YAM)をもとに判定しています。

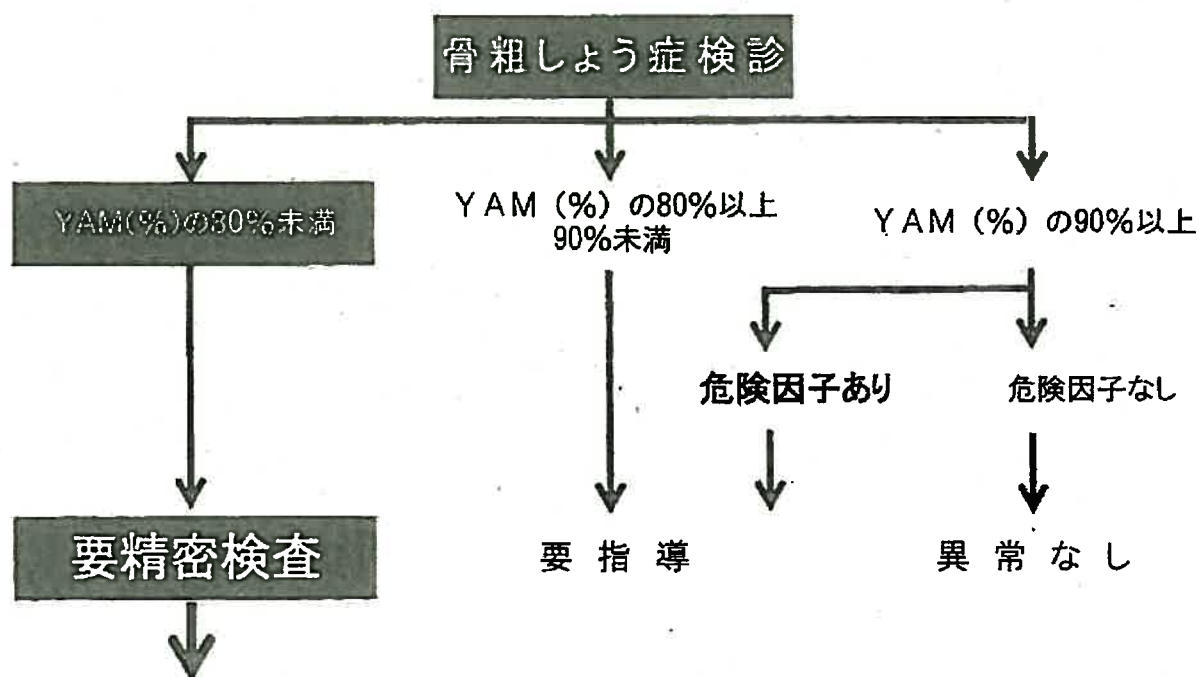
変更点

① 判定基準の変更

判定	平成26年度	平成27年度
異常なし	YAM(%)の80%以上	YAM(%)の90%以上
要指導	YAM(%)の70%以上80%未満	YAM(%)の80%以上90%未満
要精密検査	YAM(%)の70%未満	YAM(%)の80%未満

② 危険因子が加味されます。

骨粗しょう症の危険因子は、加齢、性(女性)、家族歴、遅い初潮、早期閉経、過去の骨折(わずかな衝撃によって発生した骨折)などです。



「紹介状」、「健康診断個人票」、「保険証」をご持参のうえ、整形外科を御受診ください。

油症検診

《油症検診でのチェック項目》

油症患者さんの治療は長期間にわたる経過観察が必要です。症状や身体異常の経過をみるために、油症患者さんを対象に毎年油症検診が実施されています。

その年によって、以下のような検査、診察を組み合わせて行っています。

問診票



血圧測定



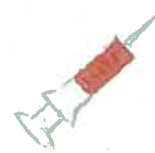
胸部レントゲン検査



尿検査



血液検査



内科的診察



皮膚科的診察



眼科的診察



歯科的診察



骨密度検査



婦人科的問診



自覚症状

油症はさまざまな自覚症状を伴うことが知られています。ただし、その多くは油症だけにみられる特徴的なものではなく、日常生活のなかで誰もが感じるものであったり、他の病気でみられるものも含まれています。それゆえに、これらの症状は油症という病気を知らない人からは、しばしば「気の持ちよう」「不定愁訴:特定の病気とは関係のない症状」などといわれることがあります。

しかし長年の油症検診から、これらの内科的な症状は他の病気との区別は難しいものの、確かに油症によって引き起こされることが明らかにされています。症状の多くは徐々に軽快に向かいますが、今なお続いて患者さんに苦痛を与えているものもあります。

全身の症状	
全身倦怠感	なんとなく体がだるいという方がかなり目立ちます。ただし、油症では倦怠感がだんだんひどくなるということはありません。
食欲不振	食欲の低下は、油症発症当時になんか多くの方でみられました。今でも胃腸の症状を伴って食欲不振を訴える方があります。しかし、食欲不振が時間とともにひどくなる傾向はないようです。
頭重感	なんとなく頭が重い、頭痛がするといった症状は、油症の患者さんに共通してみられます。
体重減少	油症発症当時は他の症状を伴って体重が減る方が目立ちました。しかし、現在もお体重が減少することはまずありません。急に体重が減った場合は、別の病気を疑ってかかりつけの医師に相談することをお勧めします。
局所の症状	
しびれ感	多くの方が「しびれ感」という表現をされますが、油症では感覚が鈍くなったり、逆に敏感になったりする方が目立ちました。これは、末梢の感覚をつかさどる神経の障害とされています。
関節痛	体のふしふしの関節の痛みがみられます。多くの場合、一カ所だけでなく、全身のあちこちが痛むようです。
咳と痰	咳と、白っぽい「かたくり様」の痰がよくみられます。痰からはPCB類が排泄されています。
腹痛	よくお腹が痛くなることがあるようです。長年にわたって、同じくらいの程度で続いているものは油症によるものと考えられます。
下痢・便秘	下痢と便秘はあい反する症状ですが、油症ではしばしば下痢を繰り返す方と、逆に便秘に悩まれる方があります。ただし、最近になってこのような症状があらわれた場合は、別の病気を疑ってかかりつけの医師に相談することをお勧めします。
月経異常	女性の方では、油症発症当時、生理の異常(止まる、不規則になる)、不正性器出血が目立ちました。しかし、閉経期以降の性器出血は油症以外の原因(子宮癌など)による事も考慮に入れて、婦人科の医師にご相談下さい。

油症発症から継続してみられる症状に関しては、油症によるものと考えてよいでしょう。一方、最近になってこのような症状があらわれた場合は他の病気の可能性が考えられますので、かかりつけの医師にご相談下さい。

血液検査値のみかた

血液検査は肝機能・腎機能など各臓器の状態、感染の有無、免疫系疾患の有無など全身の健康状態を診断する目安となります。

検査項目		検査の意味
血 沈		炎症や感染の有無を調べる検査です。貧血がある場合にも高くなります。
肝 機 能	総タンパク	総タンパク、アルブミン、A/G比は栄養状態や肝臓、腎臓の機能を調べる検査です。肝機能や腎機能の検査と組み合わせて病気の診断をします。A/G比はアルブミンとグロブリンの比率です。
	アルブミン	
	A/G比	
	GOT	GOTは肝臓、心臓、筋肉などに、GPTは肝臓に、LDHは肝臓、心臓、筋肉、赤血球などに、ALPは肝臓、骨などに含まれる酵素です。異常の組み合わせ、程度により肝臓病や心筋梗塞などの病気の診断の参考にします。γ-GTPおよびLAPは飲酒により高くなることでアルコール性肝障害の指標になります。また、GOT、GPT、γ-GTP、LAPは脂肪肝で高くなります。
	GPT	
	LDH	
	ALP (アルカリフォスファターゼ)	
	γ-GTP	
	LAP	
	総ビリルビン	黄疸の原因となる物質です。肝臓や胆管に障害が起きると値が高くなります。体質性の黄疸でも高くなります。
	直接ビリルビン	
	クンケル	慢性の炎症や肝臓病がある場合に値が高くなります。中性脂肪の値が高い時にも血液が濁るため高値となります。
	チモール	
	コリンエステラーゼ	肝臓で合成される酵素で、肥満や脂肪肝で高くなり、肝臓病や低栄養状態で低下します。
CPK		筋肉や心臓、脳などに含まれ、それらに異常がある場合に高くなります。
アミラーゼ		膵臓と唾液腺に多く含まれる酵素で、膵臓や唾液腺に異常がある場合に高くなります。
血 糖		血液中のブドウ糖の量を調べる検査です。高い時には糖尿病が疑われ、糖負荷検査などの精密検査が必要です。
脂 質	総コレステロール	コレステロールは細胞の大切な成分ですが、高い場合には動脈硬化の原因となります。HDL-コレステロールは善玉コレステロールとも言われ、血管に付着したコレステロールを取り除き動脈硬化を予防する働きがあります。適度の運動により上昇し、喫煙、肥満により減少します。中性脂肪は肥満、糖尿病、アルコールの飲み過ぎにより上昇し、高い場合には動脈硬化の原因となります。β-リポ蛋白は肥満や動脈硬化症がある場合に高い値を示します。
	HDL-コレステロール	
	中性脂肪	
	β-リポ蛋白	



検査項目		検査の意味
腎機能	尿素窒素	腎臓は血液をろ過して、尿素窒素やクレアチニンなどの老廃物を尿中に排泄したり、ナトリウムやクロール、カリウム、カルシウムなどの電解質を調整しています。腎臓の機能が低下すると尿素窒素やクレアチニンが上昇したり、電解質のバランスが崩れます。電解質の異常は腎臓病以外の病気でもおこることがありますので、経過をみて精密検査が必要なことがあります。尿酸はアルコールの飲み過ぎや、過食による肥満により上昇し、高い状態が続くと痛風や尿路結石、腎臓病をおこすことがあります。
	クレアチニン	
	尿酸	
	Na(ナトリウム)	
	Cl(クロール)	
	K(カリウム)	
血球	Ca(カルシウム)	
	白血球数	白血球数は体の中の炎症を調べる検査です。異常値の場合、白血球像を調べる必要があります。貧血は赤血球数や血色素量、ヘマトクリットが低い状態です。貧血がある場合には原因を調べ、適切な治療をすることが必要です。赤血球数等が多い状態を多血症といい、治療が必要な場合もあります。血小板は出血を止める働きをする血球です。血小板数が減少すると出血しやすくなります。血小板数は測定条件により数値が変動しやすい検査ですから、経過をみていくことが大切です。
	赤血球数	
	血色素量	
	ヘマトクリット	
	MCV (平均赤血球容積)	
	MCH (平均赤血球血色素量)	
	MCHC (平均赤血球血色素濃度)	
	血小板数	

●その他の検査について

検査項目		検査の意味
尿検査	糖	尿中の糖を調べる検査です。尿中の糖だけでは糖尿病の診断はできません。血糖を調べる必要があります。
	蛋白	腎臓病を見つける手がかりになります。発熱や疲労などでも一時的に陽性になることがあります。
	潜血	腎臓、尿管、膀胱、尿道に異常があると、尿に血液が混ざります。潜血が続く場合には泌尿器科で原因を調べる必要があります。
血圧		血圧が高い状態が長期間続くと、脳卒中、心臓病、腎臓病などの病気を引き起こすことがあります。血圧が高い場合は、定期的に測定して経過をみる必要があります。血圧が高い状態が続く場合には塩分制限や薬物療法が必要になることがあります。
骨密度検査	BMD(骨密度)	骨粗鬆症を見つける検査です。BMD(骨密度)は、骨のカルシウム量を表し、骨粗鬆症になると低下します。Zスコアは同年代の中で骨密度を比較した数値、YAM%は若年成人の平均値と比較した数値です。これらの数値が低い場合には、薬物療法が必要になることがあります。
	Zスコア	
	YAM%	

～医療機関の皆さま・患者様へ～

油症の現況と 治療の手引き



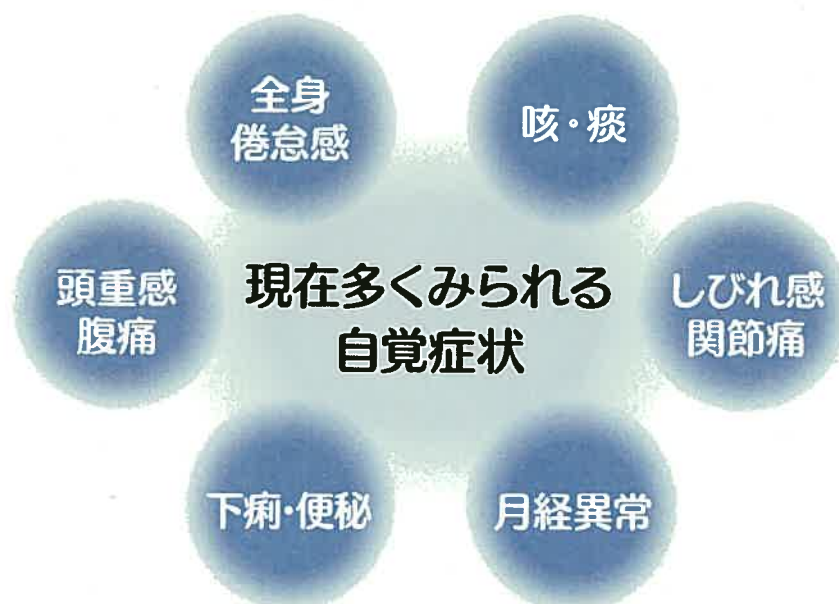
平成30年5月

九州大学病院
油症ダイオキシン研究診療センター

油症とは

- 油症は1968年に福岡県、長崎県を中心とした西日本において、カネミ倉庫会社製のライスオイルを摂取することで発生しました。
- ライスオイルはpolychlorinated biphenyls (PCBs) や、ダイオキシン類である polychlorinated dibenzofurans (PCDFs) などに汚染されていたため、油症はこれらの有機塩素化合物による複合中毒と認識されています。特に2,3,4,7,8-Penta-CDFは、現在でも健常人の約10倍*の濃度で患者血中に残留しています。
- 油症発症早期には黒色面皰、痤瘡様皮疹、顔面・指趾爪の色素沈着などの皮膚症状、マイボーム腺からのチーズ様分泌物、瞼結膜・球結膜の色素沈着などの眼症状、四肢のしびれ、知覚鈍麻などの神経症状、月経周期の異常などの婦人科症状がみられました。
- 現在では特徴的な皮膚症状、眼症状を呈する患者は減少していますが、全身倦怠感、頭痛・頭重、四肢のしびれ感、咳嗽、喀痰、腹痛などはいまだに40-70%#の患者に認められ、これらの症状と血中ダイオキシン濃度とが相関することがわかっています。
- ダイオキシン類・PCB類の慢性毒性、発癌性、次世代への影響などには不明な点が多く、引き続き調査・研究が必要です。

#:厚生労働科学研究班の調査 (,n=371;#,n=358) より



油症の治療

- 油症の根治的な治療には、摂取したPCBやダイオキシン類を全て排出する、あるいは無害な代謝物に変換することが必要と考えられますが、治療法は確立していません。
- 油症患者の各症状の緩和を目的に漢方薬の臨床試験を行いました。用いられた漢方薬の中で、麦門冬湯が咳・痰といった呼吸器症状を改善することが明らかになりました。
- 補中益気湯は油症の全身倦怠感を改善する効果が認められず、油症患者への使用は適当でないと考えられました。
- 皮膚症状では、炎症を伴う座瘡様皮疹・嚢腫には抗菌薬の内服を行うほか、嚢腫、限局した膿皮症、座瘡瘢痕などには外科的治療が適応となることがあります。
- 油症の臨床症状は多岐にわたるため、かかりつけ医と、皮膚科、眼科、整形外科、呼吸器科、神経内科、婦人科、歯科、内科など各科との連携が必要となります。



- 油症に関する情報について詳しくは、以下のホームページをご覧ください。

<http://www.kyudai-derm.org/part/yusho/index.html>

<http://www.yusho.hosp.kyushu-u.ac.jp> (油症ダイオキシン研究診療センター)

生活指針

- 油症患者さんの中には脂質代謝や免疫が低下している方がおられます。したがって、蛋白質やビタミンが豊富な栄養的にバランスのとれた食事の摂取に特に心がけるとともに、タバコはひかえてください。
- これまでの研究により、多くの油症患者さんの体内には今でもダイオキシン類が存在し、活性酸素が産生されていることがわかりました。
- 一般に活性酸素は老化やガン・動脈硬化、その他多くの疾病の発生に関係している有害物質ですが、ポリフェノール、フラボノイド、ビタミンなどの抗酸化物質（ダイオキシン類の毒性を抑制する物質）を多く含む野菜や果物などを食べることで、活性酸素が中和されることがわかっています。
- ガン予防のために野菜や果物をたくさん食べることが有効であることも、国内ばかりでなく国際的にもよく知られています⁽¹⁾⁽²⁾。したがって、油症患者さんは野菜や果物などを毎日たくさん食べることをお勧めします。
- 厚生労働省では、健康増進のため成人1日あたり野菜摂取量について、平均350g以上を目標とする、と定めていることを参考にして頂きたいと思います⁽¹⁾。
- 野菜は生よりも加熱したほうがよいことが報告されています。生の植物細胞は人の消化液では壊れにくいのですが、加熱すると壊れて有効成分が煮汁に出てくるので、有効成分の利用効率が高くなるからです⁽³⁾。
- 繰り返しになりますが、植物に含まれるポリフェノールの中にダイオキシン類の毒性を抑制するものがあることがわかってきました。表1にあげるような野菜、果物、ハーブにはそのようなポリフェノールが多く含まれています。このような食品を積極的に摂ることで、体調の改善が期待できます。どれか一つの食品ばかりを摂取するのではなく、バランスよく多くの種類の食品を摂取することも大事です。
- 赤ワイン、ビールにもポリフェノールが多く含まれているので、適量の摂取は同様に体調の改善に役立つ可能性があります。もちろん、過度の飲酒は禁物です。

文 献

(1) 厚生労働省 「健康日本21」

(2) World Cancer Research Fund / American Institute for Cancer Research. Food, Nutrition, Physical Activity, and the Prevention of Cancer: a Global Perspective. Washington DC: AICR, 2007

(3) 前田浩 「野菜はガン予防に有効か：酸素ラジカルを巡る諸問題」1995 菜根出版

表1

ダイオキシン類の毒性を抑制する 可能性がある食物とその成分

野菜

トマト	ナリンゲニン、ケルセチン、 ケンフェロール
セロリ	アピゲニン、ルテオリン
ピーマン	アピゲニン、ルテオリン
シュンギク	ルテオリン、ケンフェロール
レタス	ルテオリン、ケルセチン、 ケンフェロール
ニンジン	ルテオリン
タマネギ	ケルセチン、ケンフェロール
ブロッコリー	ケルセチン、ケンフェロール
カボチャ	ケルセチン
ニラ	ケンフェロール
ダイコン	ケンフェロール
ホウレンソウ	ケンフェロール
ハクサイ	ケンフェロール
アティショーク	シナロピクリン

豆・雑穀

大豆	ダイゼイン、ゲニステイン
ピーナッツ	ルテオリン、レスベラトロール
ソバ	ケルセチン

果物

レモン	ヘスペレチン
ミカン	ヘスペレチン
リンゴ	ルテオリン、ケルセチン
イチゴ	ケルセチン
ブドウ	ケルセチン、ミリセチン

香辛料・ハーブ

パセリ	アピゲニン、ルテオリン
パプリカ	ヘスペレチン
シソ	ルテオリン
ミント	ルテオリン
ローズマリー	ルテオリン
ショウガ	クルクミン
ウコン	クルクミン
コショウ	ピペリン
トウガラシ	ケルセチン
タチアワユキ センダンゲサ	成分不明
(学名: ビデンスピローサ)	

嗜好品など

茶	ケルセチン、クロロフィル
赤ワイン	レスベラトロール
ビール	ケルセチン、ケンフェロール

■油症に関する情報について詳しくは、以下のホームページをご覧ください。

<http://www.kyudai-derm.org/part/yusho/index.html>

<http://www.yusho.hosp.kyushu-u.ac.jp> (油症ダイオキシン研究診療センター)

相談窓口

■油症ダイオキシン研究診療センター

〒812-8582

福岡市東区馬出3-1-1 九州大学病院ウエストウイング5階

● TEL: 092-642-5211・5212・5213

● FAX: 092-642-5201

担当医師 ◎センター長 古江 増隆

◎副センター長 辻 学

江藤 綾桂、末永 亜紗子、藤井 晴香

神尾 芳幸(長崎大学)、松原 大(長崎大学)

看護師 中村 優子

メディカル
ソーシャルワーカー 山口 加寿美

事務 勝野 裕子

お電話
いただければ、
折り返し
ご連絡させて
いただきます

■相談員

准看護師 只熊 幸代 ● 080-1714-9227 (長崎県在住)

看護師 山根 美喜子 ● 080-1922-0980 (広島県在住)

相談支援員 統括 川上 義仁 ● 080-9407-3253 (全国班担当)
(テクニカルスタッフ)

(平成31年4月現在)

油症外来

■九州大学病院皮膚科

● TEL: 092-642-5211

日時 毎週水曜日 14:00~16:30

担当医師 辻、末永

電話予約
をお願い
します

■長崎大学病院皮膚科・アレルギー科

● TEL: 095-819-7465

日時 毎週金曜日 14:00~16:00

担当医師 神尾

■長崎県五島中央病院油症外来

● TEL: 0959-72-3181

日時 第1水曜日(皮膚科) 13:30~15:30、第2・4金曜日(内科) 9:30~11:30

担当医師 神尾(皮膚科)、松原(内科)

(平成31年4月現在)

<本パンフレットは、厚生労働科学研究費補助金により作成されました。>

検査報告

平成30年度油症一斉検診におきまして免疫機能検査に御協力いただきありがとうございました。
検査結果を御報告申し上げます。

油症治療研究班 辻 博

検査結果

氏 名	様	基準値
CD3	%	58.0—84.0
CD20	%	3.0—20.0

検査結果に異常を認めませんでした。

免疫機能について

ヒトの免疫にはリンパ球のうちのTリンパが主体となってウイルス感染細胞や癌細胞に直接働く細胞性免疫と、Bリンパ球が産生する抗体が中心となって起こる体液性免疫があります。

CD3陽性細胞：成熟Tリンパ球。病原体、ウイルス感染細胞や癌細胞などの排除に関与します。

CD20陽性細胞：Bリンパ球。抗体産生により病原菌やウイルスの排除に関与します。